

柏原市地域防災計画 (素案)

<修正箇所の凡例>

令和3年度の改定箇所

令和4年2月

柏原市防災会議

目 次

第 1 編 総則

(総則一)

第 1 章	計画の目的及び前提	1
第 1 節	計画の目的及び構成	1
第 1	計画の目的	1
第 2	計画の目標及び位置づけ	1
第 3	計画の構成	1
第 2 節	市域の概況	2
第 1	位置及び面積	2
第 2	自然的条件	3
第 3	社会的条件	5
第 3 節	災害の履歴	7
第 1	地震災害の履歴	7
第 2	風水害の履歴	7
第 3	土砂災害の履歴	7
第 4 節	災害の想定	9
第 1	地震災害	9
第 2	風水害	11
第 3	土砂災害	11
第 2 章	計画の基本方針	13
第 1 節	計画の方針	13
第 1	基本目標	13
第 2	防災施策の大綱	14
第 3	計画的な災害対策の実施	14
第 2 節	市・関係機関の業務の大綱	16
第 1	市	16
第 2	柏原羽曳野藤井寺消防組合	18
第 3	柏羽藤環境事業組合	19
第 4	府	19
第 5	大阪府警察（柏原警察署）	19
第 6	自衛隊（陸上自衛隊第 3 師団第 36 普通科連隊）	19
第 7	指定地方行政機関	19
第 8	指定公共機関及び指定地方公共機関	20
第 9	公共的団体等	22
第 3 節	市民、事業者の基本的責務	24
第 1	市民の基本的責務	24

第2	事業者の基本的責務.....	24
第3	NPO・ボランティア等多様な機関との連携.....	25
第4節	計画の運用.....	26
第1	計画の修正.....	26
第2	計画の習熟.....	26
第3	計画の進捗の把握.....	26

第2編 災害予防対策

(予防一)

第1章	災害に強いまちづくり	1
第1節	都市の防災機能の強化	1
第1	市街地の整備	1
第2	防災空間の確保	2
第3	都市基盤施設の防災機能の強化	3
第4	土木構造物の耐震対策	3
第5	ライフライン災害予防対策	4
第6	災害発生時の廃棄物処理体制の確保	6
第2節	建築物等の安全対策	8
第1	建築物等の耐震対策	8
第2	建築物等の防火・安全化対策	9
第3	空き家等の対策	10
第4	文化財の保護	10
第3節	水害予防対策	11
第1	河川・水路の整備	11
第2	水害減災対策の推進	12
第3	特定都市河川流域の総合治水対策	17
第4	下水道整備	17
第5	ため池の総合的な防災・減災対策	17
第6	農地防災対策	18
第4節	地盤災害予防対策	19
第1	土砂災害警戒区域等における防災対策	19
第2	土石流対策（砂防）	20
第3	地すべり対策	21
第4	急傾斜地崩壊対策	22
第5	山地災害対策	22
第6	宅地防災対策	23
第7	土砂災害情報相互通報システムの運用	24
第5節	危険物等災害予防対策の推進	25
第1	危険物災害予防対策	25
第2	高圧ガス災害予防対策	25
第3	火薬類災害予防対策	26
第4	毒物・劇物災害予防対策	26
第5	放射線災害予防対策	27
第6節	地震防災緊急事業五箇年計画の推進	28
第1	対象地区	28
第2	計画の初年度	28

第3	計画対象事業	28
第2章	防災体制の整備	29
第1節	防災組織及び活動組織の整備	29
第1	防災体制の整備	29
第2	活動組織の整備・充実	29
第3	災害対策本部	30
第4	警戒本部	36
第5	初動本部	38
第6	情報収集体制	38
第7	動員体制の整備・充実	39
第8	防災拠点機能等の確保・充実	40
第9	地域防災拠点の整備	41
第10	防災体制の強化	42
第11	関係機関等との連携体制の整備	42
第12	関連計画、マニュアルの作成・運用	43
第13	災害対策事務従事職員用の備蓄物資の整備	45
第14	防災用資機材等の確保	45
第2節	情報収集伝達体制の整備	46
第1	災害情報収集伝達システムの基盤整備	46
第2	情報収集伝達体制の強化	46
第3	通信手段の整備	46
第4	災害広報体制の整備	47
第5	災害情報共有化の推進	48
第3節	火災予防対策の推進	49
第1	建築物等の火災予防対策	49
第2	林野火災予防対策	51
第4節	消防・救助・救急体制の整備	52
第1	消防計画の策定	52
第2	消防体制の充実強化	53
第3	救急救助体制の充実	55
第4	応援体制の充実	56
第5	連携体制の整備	56
第5節	応急医療体制の整備	57
第1	災害医療の基本的考え方	57
第2	応急医療体制の整備・拡充	58
第3	現地医療体制の整備	58
第4	後方医療体制の充実	59
第5	医療品等の確保体制の整備	59
第6	患者等搬送体制の整備	60
第7	個別疾病対策の推進	60

第8	地域医療連携の推進	60
第9	医療関係者に対する訓練の実施	60
第6節	緊急輸送体制の整備	61
第1	陸上輸送体制の整備	61
第2	航空輸送体制の整備	63
第3	交通混乱の防止対策	63
第7節	避難受入体制の確立	64
第1	避難場所、避難路の指定	64
第2	避難場所、避難路の安全性の向上	65
第3	指定避難所の指定、整備	65
第4	避難者の受入れ	67
第5	避難指示等の事前準備	67
第6	避難誘導体制の整備	69
第7	広域避難体制の整備	70
第8	応急仮設住宅対策	70
第9	罹（り）災証明書の発行体制の整備	70
第8節	二次災害防止体制の整備	72
第1	応急危険度判定体制の整備	72
第2	斜面判定制度の活用	72
第9節	緊急物資の確保供給体制の整備	73
第1	飲料水の確保	73
第2	食料及び生活必需品の確保	73
第3	市民における備蓄の推進	75
第10節	ライフライン確保体制の整備	76
第1	上水道	76
第2	下水道	76
第3	電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）	77
第4	ガス（大阪ガス株式会社）	78
第5	電気通信（西日本電信電話株式会社関西支店、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社等）	79
第6	市民への広報	80
第7	倒木等への対策	80
第11節	交通確保体制の整備	81
第1	鉄道施設（西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社）	81
第2	道路施設（市、府、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社）	81
第12節	営農対策の推進	82
第1	指導体制の確立	82
第2	営農技術の確立及び普及	82
第3	畜産対策	82
第3章	災害に強い人づくり	83

第1節	防災訓練及び職員の防災教育	83
第1	実施する訓練内容	83
第2	職員に対する防災教育（人材の育成）	84
第2節	防災意識の高揚	86
第1	防災知識の普及啓発等	86
第2	災害教訓の伝承	88
第3節	自主防災体制の整備	89
第1	地区防災計画の策定等	89
第2	自主防災組織の育成	89
第3	事業者による自主防災体制の整備	90
第4	救助・初期消火活動の支援	91
第4節	避難行動要支援者支援体制の整備	92
第1	福祉のまちづくりの推進	92
第2	避難行動要支援者支援プランの作成	92
第3	避難行動要支援者名簿の作成・運用	93
第4	社会福祉施設等における対策	94
第5	外国人への対策	95
第6	その他の要配慮者に対する支援体制の整備	95
第5節	学校の防災教育	98
第1	学校における防災教育	98
第2	保育所における防災対策	99
第6節	帰宅困難者支援体制の整備	101
第1	帰宅困難者対策の普及・啓発	101
第2	駅周辺における滞留者対策の体制確保	101
第3	道路や鉄道の情報共有のしくみの確立と啓発	101
第4	代替輸送確保の仕組みの構築（バス等）	102
第5	徒歩帰宅者への支援体制の確保	102
第7節	ボランティア活動環境の整備	103
第1	受入体制の整備	103
第2	人材の育成	104
第3	ボランティア活動の支援体制の整備	104
第4	ボランティアの事前登録	104
第5	情報共有会議の整備・強化	105
第8節	企業防災の促進	105
第9節	防災に関する調査研究の推進	107
第1	防災関係機関との地域防災計画にかかわる情報交換	107
第2	防災に関する学術的刊行物、一般刊行物の収集整理	107
第3	市の防災上問題となる事項の調査研究	107

第3編 災害応急対策

(災害応急一)

第1章	地震災害応急対策	1
第1節	地震情報等の収集・伝達	1
第1	情報の収集	1
第2	地震情報等の伝達系統	2
第2節	地震災害発生時の組織動員	3
第1	地震時の組織動員の概要	3
第2	活動体制の確立	3
第3	災害対策本部の設置	4
第4	警戒本部の設置	5
第5	情報収集体制	7
第6	各課避難所担当職員による初動体制	7
第7	動員体制	8
第8	参集場所	11
第9	参集途上の活動	11
第3節	地震水防応急対策	12
第1	水門・樋門等の操作	12
第2	応急措置	12
第3	資機材の調達	12
第2章	風水害応急対策	13
第1節	気象予警報等の収集・伝達	13
第1	情報の収集	13
第2	気象予警報等の伝達系統	20
第2節	風水害時の組織動員	28
第1	災害対策本部の設置	28
第2	警戒本部の設置	30
第3	初動本部	31
第4	情報収集体制	31
第5	動員体制	32
第6	参集場所	34
第7	参集途上の活動	35
第3節	水防活動	36
第1	水防の責任者	36
第2	情報の収集	36
第3	予警報とその措置	37
第4	出動準備及び出動	38
第5	監視及び警戒	39
第6	水防作業	39

第7	水防解除	40
第8	水防報告と水防記録	40
第4節	土砂災害警戒活動	41
第1	警戒活動	41
第2	情報収集	42
第3	異常現象発見時の通報	43
第4	ライフライン・交通等警戒活動	44
第3章	災害発生後の活動	46
第1節	情報の収集・伝達	46
第1	情報の収集・伝達系統	46
第2	被害状況の把握	47
第3	被害状況等の集約・整理等	52
第4	通信手段の確保	52
第2節	災害広報・広聴対策	54
第1	災害広報	54
第2	報道機関への情報提供等	56
第3	広聴活動の実施	56
第4	府による災害モード宣言の発信	57
第3節	応援の要請・受入れ	59
第1	応援要請の依頼	59
第2	行政機関への応援の要請・受入れ	60
第3	消防活動にかかる応援の要請・受入れ	63
第4	緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の設置及び派遣	64
第5	民間事業者等に対する協力要請	64
第6	被災市町村に対する応援	65
第7	関係機関の連絡調整	65
第4節	自衛隊に対する災害派遣の要請・受入れ	66
第1	自衛隊に対する災害派遣要請	66
第2	災害派遣部隊の受入れ	67
第3	派遣部隊の救援活動	68
第4	派遣部隊の撤収要請	69
第5節	職員の活動環境、安全確保等	70
第1	職員の活動環境	70
第2	職員の安全確保	70
第6節	消火・救助対策	71
第1	震災警防体制	71
第2	災害発生状況の把握	72
第3	震災消防活動	72
第4	人命救助活動	73
第5	行方不明者の捜索	73

第6	各機関による連絡会議の設置	73
第7	消防団の活動	74
第8	自主防災組織等による活動	74
第9	惨事ストレス対策	74
第7節	応急医療対策	75
第1	災害時医療救護体制の確保	75
第2	現地医療対策	77
第3	後方医療対策	78
第4	医薬品等の調達・確保	79
第5	個別疾病対策	79
第8節	避難受入活動	80
第1	避難行動	80
第2	避難行動要支援者への支援	86
第3	指定避難所の開設・管理	88
第4	広域避難	92
第5	広域一時滞在への対応	92
第9節	市有施設、空地等の運用	93
第1	市有施設、空地等の現況把握	93
第2	利用ニーズの申請	93
第3	施設・空地利用の調整・管理	94
第10節	緊急物資の供給	95
第1	物資等の事前状況確認	96
第2	給水活動	96
第3	食料の供給	97
第4	生活必需品の供給	98
第5	物資の緊急輸送拠点の設置・運営	99
第11節	緊急輸送活動	102
第1	陸上輸送	102
第2	航空輸送	105
第3	交通規制	105
第12節	二次災害の防止	108
第1	公共土木施設等	108
第2	建築物	111
第3	危険物施設等	112
第4	放射性物質（放射性同位元素にかかる施設等）	113
第13節	ライフラインの確保	114
第1	被害状況の報告	114
第2	上水道（市、大阪広域水道企業団）	114
第3	下水道施設（市、府）	115
第4	電力供給施設（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）	115

第5	ガス供給施設（大阪ガス株式会社）	116
第6	電気通信施設（西日本電信電話株式会社等）	116
第7	応急復旧に向けた関係機関間の調整等	117
第14節	交通の機能確保	118
第1	障害物の除去	118
第2	各施設管理者における復旧	118
第15節	農林関係応急対策	119
第1	農業用施設	119
第2	農作物	119
第3	畜産	119
第4	林産物	120
第16節	遺体対策	121
第1	遺体の収容	121
第2	遺体の処理	122
第3	遺体の埋火葬	122
第4	府への応援要請	123
第17節	保健衛生活動	124
第1	防疫活動	125
第2	食品衛生管理	126
第3	被災者の健康維持活動	127
第4	動物保護・受入れ	127
第18節	建築物・住宅応急対策	129
第1	被害認定調査の実施	129
第2	住居障害物の除去	133
第3	被災住宅の応急修理	133
第4	被災家屋の解体	133
第5	応急仮設住宅の建設・供与（建設型応急住宅）	135
第6	応急仮設住宅の借上げ（賃貸型応急住宅）	135
第7	応急仮設住宅の運営管理	135
第8	公営住宅等への一時入居	136
第9	市が管理する施設の応急対策	136
第10	住宅に関する相談窓口の設置等	136
第19節	応急教育等	137
第1	休校・休園措置	137
第2	学校園の応急対策	138
第3	応急教育の実施	138
第4	学校給食の措置	139
第5	就学援助等	139
第6	園児・児童・生徒の健康管理等	139
第7	保育所の応急対策	140

第8	社会教育施設等の管理及び応急対策	140
第9	文化財対策	140
第20節	災害廃棄物の処理	141
第1	し尿処理	141
第2	ごみ処理	143
第3	災害廃棄物等処理	144
第4	死亡・放浪動物対策	146
第5	環境保全対策	146
第21節	要配慮者（避難行動要支援者等）への支援	148
第1	避難行動要支援者の安否確認及び被災状況の把握	148
第2	社会福祉施設の被災対策	149
第3	被災した要配慮者への支援活動	149
第4	被災した外国人への支援活動	150
第22節	自発的支援の受入れ	151
第1	災害ボランティアセンターの開設・運営	151
第2	災害ボランティアの募集・派遣要請	152
第3	災害ボランティアセンターの業務	153
第4	災害ボランティアの支援	153
第5	義援金・救援物資の受入れ及び配分	154
第6	海外からの支援の受入れ	154
第7	日本郵便株式会社の援護対策等	155
第23節	社会秩序の維持	156
第1	市民への呼びかけ	156
第2	警戒活動の強化	156
第3	物価の安定及び物資の安定供給	156
第4	災害緊急事態布告時の対応	157
第24節	災害救助法の適用	158
第1	災害救助法の適用基準	158
第2	滅失世帯の算定基準	158
第3	災害救助法の適用申請	158
第4	救助の実施	159
第5	救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	159
第4章	大規模火災及びその他の災害の応急対策	160
第1節	大規模火災	160
第1	警戒活動	160
第2	応急対策	161
第2節	危険物等災害応急対策	167
第1	危険物災害応急対策	167
第2	高圧ガス災害応急対策	168
第3	火薬類災害応急対策	169

第4	毒物・劇物災害応急対策.....	170
第5	管理化学物質災害応急対策.....	170
第3節	大規模交通災害応急対策.....	171
第1	大規模交通災害の種類.....	171
第2	応急対策.....	171
第3	その他突発災害応急対策.....	173

第4編 災害復旧・復興対策

(災害復旧一)

第1章	生活の安定	1
第1節	復旧事業の推進	1
第1	被害の調査	1
第2	公共施設等の復旧	1
第4	激甚災害の指定	2
第5	激甚災害指定による財政援助	3
第6	特定大規模災害	3
第2節	罹（り）災証明書の発行	4
第1	罹（り）災証明書等の発行	4
第2	被災者台帳の作成	5
第3節	激甚災害の指定	6
第1	激甚災害指定の手続	6
第2	激甚災害法に定める事業	6
第4節	被災者の生活再建等の支援	8
第1	災害弔慰金等の支給	8
第2	災害援護資金・生活資金等の貸付	8
第3	市税等の減免・徴収猶予等	9
第4	住宅の確保	9
第5	被災者生活再建支援金	10
第5節	中小企業の復旧支援	13
第1	資金需要の調査	13
第2	中小企業者に対する支援制度の周知	13
第6節	農林業関係者の復興支援	14
第1	資金需要の調査	14
第2	農林業関係者に対する支援制度の周知	14
第7節	ライフライン等の復旧	15
第2章	市における復興に向けた取組	18

第5編 南海トラフ地震防災対策推進計画

(南海一)

第1章	総則	1
第1	推進計画の目的	1
第2	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	1
第2章	関係者との連携協力の確保	2
第1	資機材、人員等の配備手配	2
第2	他機関に対する応援要請	2
第3	帰宅困難者への対応	2
第3章	時間差発生等における円滑な避難の確保等	3
第1	南海トラフ地震が時間差発生した場合への対応	3
第2	南海トラフ地震臨時情報	3
第3	防災対応	4
第4	「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達	4
第5	南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の体制	5
第4章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	6
第1	施設整備等の整備方針	6
第2	建築物等の耐震化の推進	6
第5章	防災訓練計画	7
第6章	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	8
第1	市職員に対する教育	8
第2	市民等に対する教育	8
第3	児童、生徒等に対する教育	9
第4	防災上重要な施設管理者に対する教育	9
第5	相談窓口の設置	9

資料編(別冊)

第1編

総則

第1章 計画の目的及び前提

第1節 計画の目的及び構成

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条（市町村地域防災計画）及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条（推進計画）の規定に基づいて、柏原市（以下「市」という。）の市域にかかる防災に関し、柏原市防災会議が定める計画であって、市と市域内の公共的団体（以下「関係機関」という。）等が処理すべき事務又は業務の大綱を定めることによって、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2 計画の目標及び位置づけ

1 計画の目標

この計画は、市民、事業者及び行政が連携して、災害に強い市街地の整備を進めるとともに、災害に備えた防災体制の整備や市民の防災行動力の向上など、防災対策の総合的な推進を図ることにより、「災害に強い安全なまち」を目指す。

2 計画の位置づけ

この計画は、市域内で発生するおそれがある災害に備えて、指定地方行政機関、指定公共機関等が作成する防災業務計画、大阪府地域防災計画等、各種計画と整合を図るとともに、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき、知事が実施する災害救助事務を包含する防災対策の基本方針を示す総合的計画である。

第3 計画の構成

構成	内容
第1編 総則	計画の構成・方針、災害の想定、関係機関が行うべき業務の大綱
第2編 災害予防対策	平時から災害に備えて行うべき対策
第3編 災害応急対策	災害発生後あるいは発生するおそれがある場合に取り組むべき対策
第4編 復旧・復興対策	被災者の生活の安定や経済活動の回復のための対策
第5編 南海トラフ地震防災対策推進計画	南海トラフ地震にかかる防災対策の推進計画
資料編	上記に関する基礎的情報、資料、法令、様式等

第2節 市域の概況

第1 位置及び面積

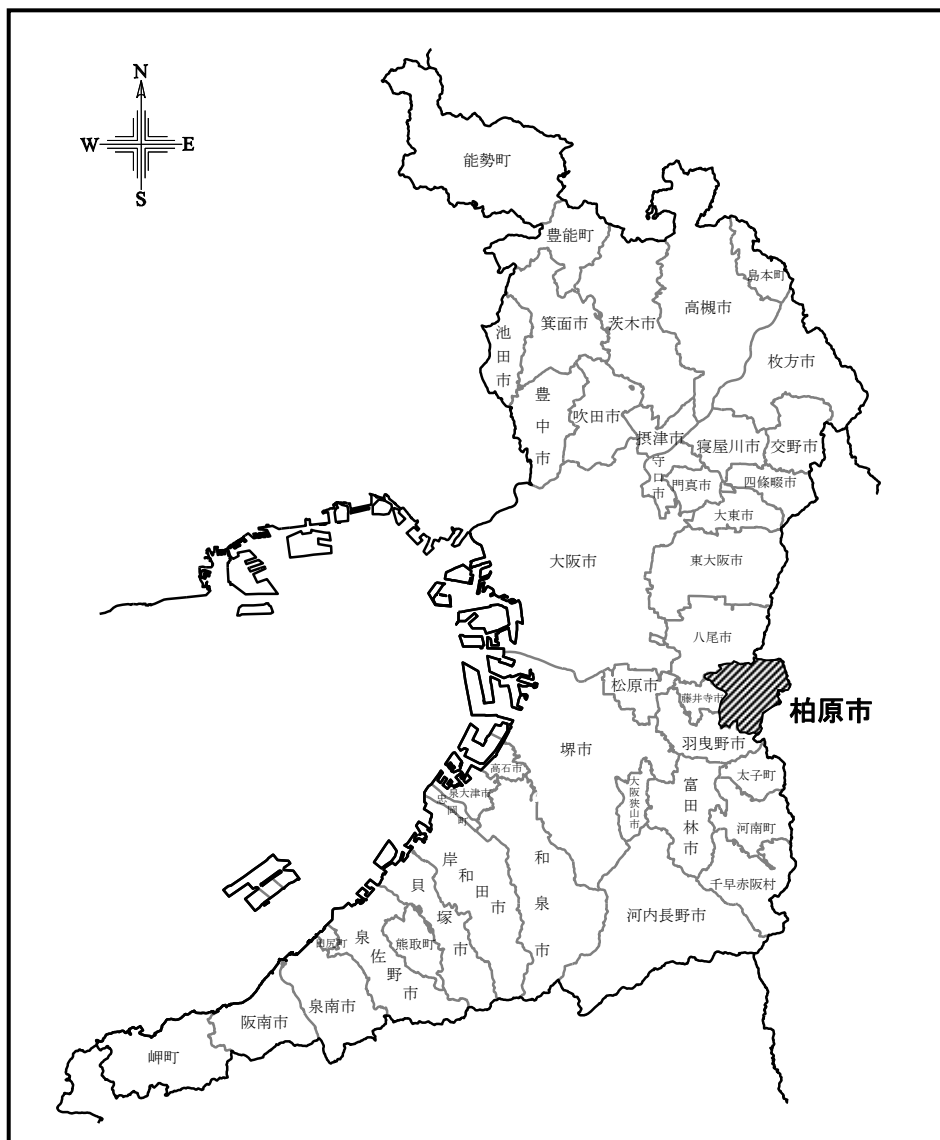
市は、府の中央東部に位置し、大阪市の都心から約 20 km、河内平野の東南端にある。東は信貴生駒山系を隔てて奈良県と接し、西は藤井寺市、南は羽曳野市、北は八尾市に隣接している。

東西 6.60 km、南北 6.63 km とほぼ同じであり、市域面積は 25.33km² である。

人 口	67,759 人 *	
面 積	25.33 km ²	
地 勢	位置	東経 135° 37' 北緯 34° 34' 36"
	範囲	東西 6.6 km 南北 6.63 km
	海拔	最高 386.8m 最低 13.0m

※令和3年(2021年)12月末現在

【市の位置】



第2 自然的条件

1 地 勢

市域は、西部が大阪平野、東部が信貴生駒山系があり、山地から低地へと高低差に富んでいることが特色で、市域の約65%が山地で占められ、平地は約35%となっている。

市域中央を府内で2番目に大きい大和川が市域を二分する形で東から西に流れており、これに石川、原川が南から合流している。江戸時代中期以前の大和川は、石川が合流するあたりから北流（現在の長瀬川付近）して河内平野を形成し、淀川に南から合流していたが、宝永元年（1704年）以降の付け替え工事によって現在の流路になったものであり、現在でも大和川右岸の中小河川は北流している。

2 河川・水路

市域を流れる河川には、大和川をはじめ、淀川水系（寝屋川流域）の恩智川・平野川、大和川水系の原川・石川の一級河川と、これらに注ぐ準用河川及び普通河川がある。一級河川の府管理区間では、時間雨量おおむね50mmに対しての改修は完了している。

3 地形・地質

(1) 地 形

市の地形は、大和川によって形成された旧大和川扇状地及び大和川河谷の低地並びに石川低地、二上山前部の玉手山丘陵、生駒山地並びに二上山地に大別できる。

低地は、旧大和川、大和川、石川によって形成された氾濫原性の平地であり、旧大和川、石川沿いには自然堤防がみられる。

丘陵地は大部分が宅地造成による人工改変地で、半独立状の丘となっている。

山地のうち生駒山地の西斜面では、30～35度以上の急斜面が多くみられる。また、二上山地は生駒山地と地質の異なる明神山と寺山により構成される。山地斜面は全体的に開析され、浸食谷が樹枝状に発達している。

(2) 地 質

市の表層地質は、おおむね地形と対応している。

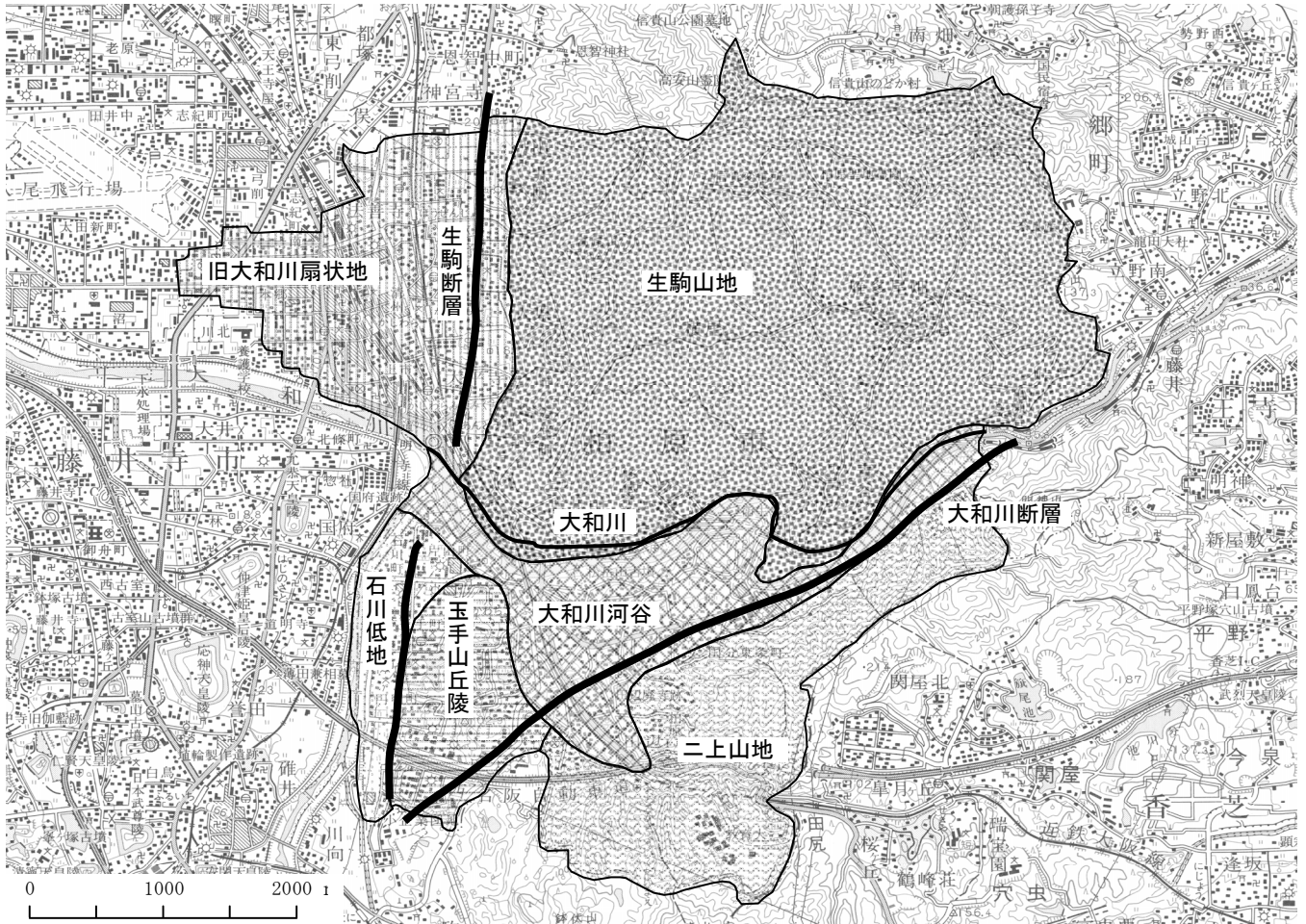
低地の沖積層は層厚10～15mで分布し、締まりの緩い砂礫、砂、シルト、粘土等からなる軟弱な地層である。

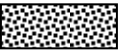
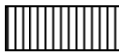
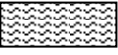


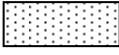


丘陵地は二上層群の固結堆積物である礫岩と、同じく二上層群の火山性岩石である凝灰岩よりなる。また、丘陵部の西側は約200万年前～約30万年前頃にかけて堆積した砂礫、砂、粘土や火山灰などが繰り返し重なった大阪層群に覆われている。

生駒山地は主に領家花崗岩類、二上山地は主に安山岩質の岩石地盤である。花崗岩類は節理が発達し、風化を受けてマサ土化が進んでおり、風化は深層にまで及んでいる。

なお、生駒山地の領家花崗岩類上にある亀の瀬周辺は、地質構造上、慢性的な地すべり地帯となっており、これまでに何度も地すべりが発生している。

【市の地形区分】



凡		例	
	山地Ⅰ（生駒山地）		低地Ⅰ（旧大和川扇状地）
	山地Ⅱ（二上山地）		低地Ⅱ（大和川河谷）
	丘陵（玉手山丘陵）		低地Ⅲ（石川低地）
	河川		活断層

4 気 象

市の気象は、大阪湾からの海風の影響を受けて比較的温暖である。過去5年間（平成28年（2016年）～令和2年（2020年））の気象をみると、平均気温17.2℃（最高38.2℃、最低-3.4℃）、平均風速2.6m/s、平均降水量1,303.7mmである。

第3 社会的条件

1 人 口

市の人口は、令和2年（2020年）の国勢調査では、人口68,175人、世帯数30,009世帯で、一世帯当たり人口は2.29人、人口密度は2,715人/km²である。

昭和33年（1958年）市政施行当時3万4千人であった人口は、高度経済成長の進行とともに増加傾向が顕著になり、昭和35年（1960年）から昭和55年（1980年）の20年間で1.96倍になり、平成7年（1995年）には8万人を超え、従前に比べて増加のペースがスローダウンしたものの、増加し続けた。しかし、平成10年（1998年）以降は、世帯数は増加を続けるものの、人口は減少を続けている。

総人口における65歳以上の人口は、年々増加し令和2年（2020年）国勢調査で29.5%の比率を占めている。

2 交通網

市には、JR関西本線、近鉄大阪線及び道明寺線の3本の鉄道が通っている。JR関西本線は市域の北西から中心市街地を経て大和川沿いに奈良県王寺町に抜けており、柏原駅、高井田駅及び河内堅上駅がある。近鉄大阪線はJR関西本線と平行して市街地を南北に通る、高井田から大和川を渡って奈良県香芝市に抜けており、法善寺駅、堅下駅、安堂駅、河内国分駅及び大阪教育大前駅がある。

また、近鉄道明寺線はJR関西本線の柏原駅と近鉄南大阪線の道明寺駅（藤井寺市）を南北に結ぶ支線であり、柏原南口駅がある。

主要道路としては、市域の南端を西名阪自動車道が東西に抜け、柏原インターチェンジがある。また、国道25号がJR関西本線とほぼ並行して大阪と奈良を結んでおり、国分から国道165号が分岐して近鉄大阪線と並行して香芝市に抜けている。これらと交差して、南北に大阪外環状線（国道170号）と国道170号、東西に主要地方道堺大和高田線が走っている。

市には空港はないが、隣接する八尾市に八尾空港があり、比較的近い距離に位置している。

3 土地利用状況

市は、大和川が金剛、生駒山地に亀の瀬溪谷を刻み、大阪と奈良を結ぶ古くからの交通の要衝となっていた。このため、東高野街道、奈良街道及び長尾街道沿いに集落が発達し、これらが現在の市街地の核となっている。

明治22年（1889年）に大阪鉄道（現JR関西本線）が市域最初の鉄道として大阪と結ばれ、その後明治31年（1898年）に河陽鉄道（現近鉄道明寺線）が、昭和2年（1927年）には大阪電気軌道（現近鉄大阪線）が開通し、市の根幹をなす公共交通機関となっている。

山地は主に樹林地であったが、隆起準平原である生駒山地では、樹枝状に発達した浸食谷の谷底部が水田や果樹園として利用され、南西側の緩斜面や扇状地にぶどう園が形成されていた。

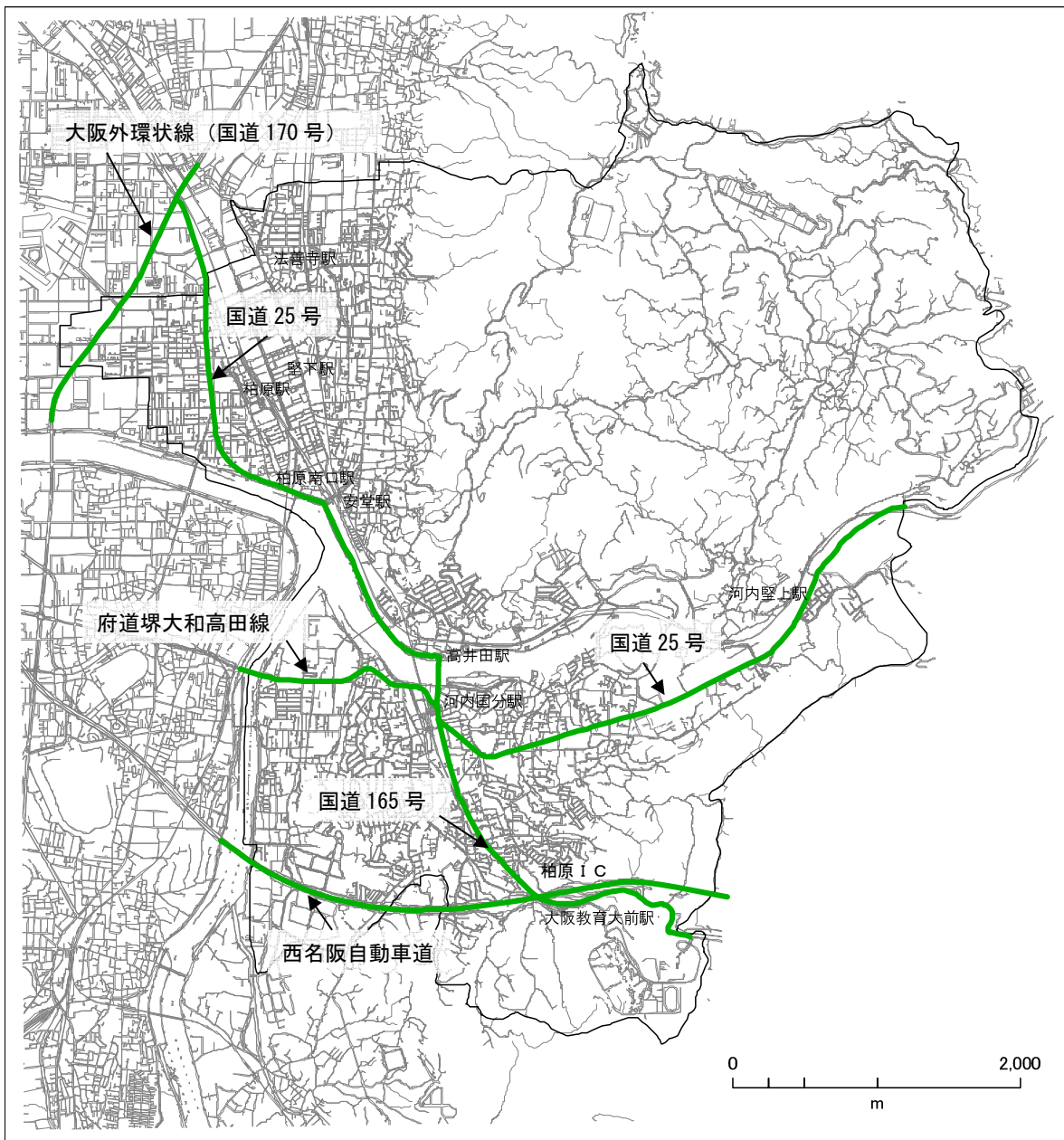
旧大和川河床地は、良質で豊富な地下水に恵まれたため、染色関連の工場が早くから立地し、長瀬川沿いには昭和初期の大阪・奈良間、柏原・富田林間の産業道路の開通により立地に拍車がかかった。

このため、現在でも河川沿いは工業地となっている。

高度経済成長期に、柏原、堅下の平坦地や国分の緩傾斜地の住宅地化が進み、ぶどう園等の耕作地が減少した。また、南部の玉手山丘陵の住宅地開発が進み、大阪教育大学、大阪府中小企業団地（工業）が立地している。しかし、古代から要衝として開けた地域であったため、埋蔵文化財や古墳群がいたる所に分布し、開発は緩慢であった。

このように、市は住宅・産業都市として発展してきたため、西部低地には旧市街地を核とする住宅及び商工業の混在市街地、台地・丘陵地には住宅地、中小企業団地、大学等の新興市街地、河川沿いには工業地が広がり、山麓から山地にかけては果樹農業地域となっている。

【主要交通網の状況】



第3節 災害の履歴

第1 地震災害の履歴

近畿圏に影響が及んだ大規模な地震として、兵庫県南部地震（マグニチュード 7.3：平成 7 年（1995 年）1 月 17 日）があるが、市での被害は軽傷 4 人、一部破損 124 棟であった。なお、大阪府北部地震（マグニチュード 6.1：平成 30 年（2018 年）6 月 18 日）では、府北部の高槻市、茨木市等で大きな被害が発生したが、市内では、人的被害、建物被害ともに確認されなかった。

その他の昭和以降の地震被害事例は、河内大和地震（マグニチュード 6.4：昭和 11 年（1936 年）2 月 21 日）、南海道地震（マグニチュード 8.0：昭和 21 年（1946 年）12 月 21 日）によるものがある。府と奈良県境の二上山付近を震源とする河内大和地震では、古市、柏原等で山崩れによる死者 8 名、道路堤防の破損 74 箇所、家屋に損害のあったもの約 200 戸で、大和川流域沿いでは泥水の噴出をみたところが多いと記録されている。また、南海道地震では建物数戸が倒壊したと記録されている。

過去に府域では、紀伊半島沖を震源とするマグニチュード 8 クラスの巨大地震（887 年、1361 年、1707 年、1854 年、昭和 19 年（1944 年）、昭和 21 年（1946 年））、畿内に震源をもつマグニチュード 7 クラスの地震（1510 年、1596 年、明治 32 年（1899 年）、昭和 27 年（1952 年）、平成 7 年（1995 年）など）、濃尾地震（明治 24 年（1891 年））などの地震による被害を受け、市でも少なからず影響を受けたと推測される。

第2 風水害の履歴

市域の水害については大和川が深く関わっている。現在の大和川は約 300 年前の宝永元年（江戸時代）、河内平野の水害をなくすため、それまで石川と合流後、柏原から北に流れて淀川に合流していたものを、西に流れるよう大工事により付け替えられたものである。

市に浸水被害をもたらした風水害は台風及び豪雨によるものである。近年の浸水被害としては、昭和 47 年（1972 年）7 月 12～13 日の梅雨前線による豪雨、昭和 47 年（1972 年）9 月 15～16 日の台風 20 号による豪雨、昭和 54 年（1979 年）6 月 27 日～7 月 2 日の梅雨前線による豪雨、昭和 54 年（1979 年）9 月 30 日～10 月 1 日の台風 16 号による豪雨、昭和 57 年（1982 年）8 月 2～3 日の台風 10 号及び低気圧による豪雨があり、このうち昭和 57 年（1982 年）8 月の豪雨は、国分市場地区をはじめ市内各地で浸水被害が生じている。

第3 土砂災害の履歴

市では、昭和 6 年（1931 年）11 月に発生した亀の瀬地すべりによって、峠地区の民家や耕地に大きな被害が出たほか、大和川河床の隆起による上流の奈良県王寺町での浸水被害の発生、関西本線トンネル崩壊などの被害が生じた。昭和 37 年（1962 年）からは、国により排土工事等の地すべり対策工事が実施され、近年完了した。

亀の瀬地すべりが発生した峠地区は、地質では、領家式岩類を基盤とし、明神山讃岐岩を中心とする二上層群が覆っている。峠地区の二上層群の特色は、明神山讃岐岩の上に、火山破屑岩層や礫岩層があり、さらにその上位に新・旧のドロコロ安山岩が集岩塊・凝灰岩を伴って分布していることであり、そ

これらの岩層が、断層活動によって傾動し、傾斜面上にほぼ平行にのっている。したがって、地下の岩層内に吸水して可塑性を有する粘土のようなものが存在すると、それを滑動面として、上に岩層をのせたまま下方へ滑り出すことになる。讃岐岩・凝灰岩ともに風化して粘土化し、それが水を吸うと地すべりを発生する滑動部となる。このため、周辺地域は地質構造上、慢性的な地すべり地帯となっている。

第4節 災害の想定

この計画の作成に当たっての基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。なお、これらの各災害が複合的に発生する可能性も考慮するものとする。

第1 地震災害

1 府による被害想定

府では、活断層による直下型地震及び海溝型地震を想定し、下表に示すとおり被害を想定している。

府内全域の活断層及び海溝型地震による被害想定（府実施）

項目		活断層による直下型地震					海溝型地震	
		上町断層帯 地震A	上町断層帯 地震B	生駒断層帯 地震	有馬高槻 断層帯地震	中央構造線 断層帯地震	南海トラフ 巨大地震	東南海・南海 地震
地震の 規模	マグニチュード	7.5～7.8	7.5～7.8	7.3～7.7	7.3～7.7	7.7～8.1	9.0～9.1	7.9～8.6
	震度	4～7	4～7	4～7	3～7	3～7	5強～6強	4～6弱
建物全半壊 棟数	全壊	363千棟	219千棟	275千棟	86千棟	28千棟	118千棟	22千棟
	半壊	329千棟	213千棟	244千棟	93千棟	42千棟	577千棟	48千棟
出火件数		268(538)	127(254)	176(349)	52(107)	7(20)	61	7(20)
死傷者数	死者	13千人	6千人	10千人	3千人	3百人	134百人	1百人
	負傷者	149千人	91千人	101千人	46千人	16千人	91千人	22千人
避難所生活者数		81万人	45万人	57万人	22万人	7万人	118万人	7万人
ライフライン	停電	200万軒	60万軒	89万軒	41万軒	15万軒	209万軒	8万軒
	ガス供給停止	293万戸	128万戸	142万戸	64万戸	8万戸	115万戸	—
	水道断水	545万人	372万人	490万人	230万人	111万人	832万人	78万人
	電話不通	91万加入者	42万加入者	45万加入者	17万加入者	8万加入者	142万加入者	—

(注) 出火件数は夕刻発生の地震後1時間の件数、()は1日の件数

死者、負傷者数は建物被害（早朝）・火災（夕刻、超過確率1%風速）・交通被害（朝ラッシュ時）によるものの合計

第1章 第4節 災害の想定

また、府では、府内全域に及ぶ被害想定とともにこれを各市町村ごとに想定している。以下の表に市にかかわる想定を示す。

市における被害の想定（府実施）

項目	想定地震	上町断層帯	上町断層帯	生駒断層帯	東南海・南海	南海トラフ
		地震A	地震B	地震	地震	巨大地震
全壊棟数		1千棟	2千棟	5千棟	1百棟	3百棟
半壊棟数		2千棟	3千棟	4千棟	2百棟	21百棟
建物被害計		3千棟	5千棟	9千棟	3百棟	24百棟
炎上出火件数		－(1)件	1(2)件	3(5)件	－	－
死者		6人	10人	180人	－	2人
負傷者		6百人	9百人	12百人	60人	158人
避難所生活者数		3千人	5千人	11千人	3百人	4千人
停電軒数		18千軒	8千軒	34千軒	5百軒	17千軒
都市ガス影響戸数		14千戸	24千戸	24千戸	－	－
上水道影響人口		2万人	3万人	5万人	0.2万人	5万人
通信被害		1千加入者	11千加入者	11千加入者	－	6千加入者

(注) 出火件数は夕刻発生の地震後1時間の件数、()は1日の件数

死者、負傷者数は建物被害(夕刻)・火災(夕刻、超過確率1%風速)によるものの合計

2 被害想定に基づく重要物資備蓄目標量等

上記の府が実施した被害想定結果(生駒断層帯地震)により、避難所必要面積、重要物資備蓄目標量を定めた。

必要とされる避難所の面積

項目	面積
避難所必要面積	21,004 m ² 避難者1人当たり2 m ² で計算

重要物資備蓄目標量

項目	目標量	項目	目標量
アルファ化米等	10,502食	毛布	3,151枚
高齢者用食	211食	おむつ	1,576個
粉ミルク	111人・日	生理用品	17,408個
哺乳ビン	111本	簡易トイレ	106基

第2 風水害

市における風水害の主要な要因としては、梅雨期と台風期の豪雨が挙げられる。

1 水害

水害には、地区の降水の排水が悪いため冠水する内水災害と、河川などの堤防が決壊して発生する外水災害、強風による吹き寄せと気圧低下による吸い上げで潮位が上昇して浸水する高潮がある。

市は、高潮による被害の発生条件が乏しく、過去に履歴もないことから、内水災害と外水災害について検討する。

(1) 内水災害

市における近年の浸水箇所をみると生駒山麓から低地にかけての区域と、平野川の西側の区域の二つの区域で浸水被害が発生しており、次の原因が考えられる。

ア 生駒山麓から低地にかけての区域

勾配が急で流速の速い生駒山地から流出水が、勾配が緩やかになり流速が遅くなる扇状地にかかるあたりで水流が滞留し、水位が上昇することで河川から越流した水が周辺に浸水被害をもたらす。

イ 平野川の西側区域

平野川は、長瀬川より西側の区域の排水路となっているが、旧大和川の自然堤防上（微高地）にあるため、これより低い区域（平野川の西側の区域）からの雨水が排水されにくい。

(2) 外水災害

市では、ほとんどの堤防は治水計画によって整備されており、災害は発生しにくくなっているが、破堤時には大規模な浸水被害が予想される。

第3 土砂災害

生駒山地にある全ての溪流が土石流危険溪流に指定されており、また、生駒山地、山麓地付近に急傾斜地崩壊危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり危険箇所、地すべり防止区域に指定されている箇所があり、豪雨等により災害が発生する可能性がある。

生駒山地は第四紀の比較的新しい時代に形成された山地であるが基盤の花崗岩は深くまで風化が進みマサ土化が著しく、斜面表層部は降雨などによって崩れやすい。

また、地すべり対策として、地下水排除工及び杭工、排土工、深礎工、表面排水工等が現在までに実施されている。

これらを踏まえて、市域の土砂災害危険箇所等は次のようになっている。

土砂災害危険箇所数一覧

種 類		箇所数
土石流危険溪流	I	59
	II	11
	III	7
急傾斜地崩壊危険箇所	I	45
	II	45
	III	31
	うち危険区域（法指定）	11
建築基準法に基づく災害危険区域		11
地すべり危険箇所		6
	うち防止区域（法指定）	3

（令和3年（2021年）3月現在）

※土石流危険溪流 I、II、IIIの内容については予防-20 参照、急傾斜地崩壊危険箇所 I、II、IIIの内容については予防-22 参照

第2章 計画の基本方針

第1節 計画の方針

地域防災は、市、関係機関及び市民が一体となって防災体制の確立を図るとともに、災害に強いまちづくりを進めることにより、災害から市民の尊い生命と貴重な財産を守ることが目的である。

平成7年(1995年)1月17日未明に発生した阪神・淡路大震災(兵庫県南部地震)は、6,000人以上の犠牲者を出したほか、老朽木造家屋を中心とする建物の倒壊、同時多発火災による建物の延焼、都市基盤施設の損壊、ライフライン施設の損壊等が未曾有の規模で発生した。震災の応急対策においては、道路、ライフライン等の損壊により消火活動や救助活動が初動時に十分行えなかったことや、避難所の不足、高齢者や要支援者に対する対応の遅れ等が課題となった。また、仮設住宅の不足、被災者の生活再建の問題、住宅の再建築における総合的なまちづくりの課題等、被災後も長期にわたって問題となっている事項も少なくない。

平成23年(2011年)3月11日に発生した東日本大震災(東北地方太平洋沖地震)では、地震動のみならず地震により発生した津波により、15,000人以上の犠牲者を出したほか、建物被害が非常に大きく、市町村の機能が喪失したところも出た。東日本大震災で明らかになった課題の多くは、阪神・淡路大震災当時に指摘されたものと共通点が多く、いまだに解決されていないものが多い。特に、緊急物資輸送、避難行動要支援者対策、避難所におけるプライバシー等の確保、被災者の心のケアが問題となった。さらに、広域にわたって車両の燃料不足、多量の災害廃棄物(解体がれき等)の処理等についても問題となった。

本計画の策定に当たっては、こうした過去の災害を教訓として、自然との共生と環境負荷の低減、進行する高齢化社会への対応といったこれからの地域行政に対する課題を踏まえつつ、防災に関する基本方針を定めることとする。

市では、軟弱な地盤に形成された混在市街地や中高層建築物、工場等の危険物施設及び多数の人々が集まる大型商業施設の増加などにより、地震や火災の発生によって複合的・広域的な都市災害が発生する危険性が増加している。また、丘陵地や山麓部における宅地開発の進行による土砂災害や低地の市街化進行による内水水害の危険性の増大など、都市化の進行が災害の発生を助長している面もみられる。このように、複雑多様化する災害発生の危険性に対処するため、市及び関係機関の防災機能充実と、これら機関と市民が一体となった防災体制の確立を図るとともに、都市施設の耐震化・不燃化の促進、避難場所及び避難路の確保など都市基盤の整備を進め、都市の防災機能の強化を図る。また、今後、市民の高齢化や生活様式の変化などによって、防災力の低下や防災意識の希薄化が進むことが考えられるため、地域の連帯による防災意識の高揚を図ることとする。

第1 基本目標

「災害に強い安全なまちづくり」を目指し、市民、事業者及び行政が連携して、災害に強い市街地の整備を進めるとともに、災害に備えた防災体制の整備や市民の防災行動力の向上など、防災対策の総合的な推進を図る。

災害に強い安全なまちづくり

第2 防災施策の大綱

1 災害に強いまちづくり

市をはじめ関係機関は、都市の防災機能の強化を図るため、市街地の耐震化・不燃化、都市基盤施設の防災機能の強化、防災空間の確保など、災害に強い安全なまちづくりを計画的に推進する。

2 災害に備えた体制の確立

市をはじめ関係機関は、総合的な防災対策を推進するため、平時から防災にかかる組織体制の整備・充実を図るとともに、災害時の災害対策活動を迅速かつ的確に実施できる組織体制、職員の配備体制及び参集体制を災害規模に応じて整備する。

3 地域防災力の向上

市民自らが「自らの地域と自らの命は自らが守る」という“自助”“共助”の視点に立ち、平時から被害の軽減を図るための措置や食料の備蓄等を自発的に行わなければならないことを理解してもらうため、市をはじめ関係機関が行う防災対策には限界があることを示すとともに、地域の防災情報の提供や防災知識の普及を図り、市民の防災意識の高揚を図る。

4 災害への適切な対応

(1) 役割の明確化

災害時における市、関係機関、市民及び事業者の防災上の役割を明確にし、その周知徹底を図ることによって災害に備える。

(2) 柏原市地域防災計画と防災体制の充実

市及び関係機関は、この計画をより現状に即したものとするため常に検討を加え、各種災害に対応するための総合的な防災体制の確立を図る。

(3) 事業の推進

災害に強い安全なまちづくりを総合的に推進するため、避難場所・避難路の整備、消防施設の整備、学校等の耐震化、防災行政無線の整備等については、地震防災緊急事業五箇年計画に基づき整備を進める。

第3 計画的な災害対策の実施

災害対策には、時間の経過とともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、計画的に災害対策を進めていく必要がある。そのためには、継続的にPDCAサイクル*を適用して、充実を図る努力が求められることから、最新の科学的知見に基づく被害想定の見直しや、大規模災害の教訓等を踏まえ、市の国土強靱化に関する事項の指針となる柏原市強靱化地域計画（令和2年（2020年）12月策定）とも整合を図り、絶えず災害対策の強化を図っていくこととする。

さらに、令和2年（2020年）における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するとともに、災害が発生するおそれがある場合は、気象予警報等の情報伝達等の災害未然防止活動や災害の危険性の予測を早期に行い、被害が発生したときには、正確で詳細な情報収集を行うなど、被害規模を可能な限り早期に把握する。

なお、本計画に基づく施策推進に当たっては、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択され

た、国際社会が一丸となって令和12年（2030年）までに達成すべき持続可能な開発目標（SDGs）の観点を踏まえながら、取組んでいくこととする。

※PDCAサイクル：プロセスの管理手法の一つで、計画（plan）→実行（do）→評価（check）→改善（act）の4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法

第2節 市・関係機関の業務の大綱

市及び関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、次にあげる事務又は業務について、総合的かつ計画的に防災対策を実施することによって、災害に対する危機管理機能の向上に努める。

市にかかる防災に関し、市、柏原羽曳野藤井寺消防組合、府、大阪府警察、自衛隊、市地域管轄の指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他公共的団体の処理すべき事務又は業務大綱は、おおむね次のとおりである。

第1 市

1 危機管理課

- (1) 防災会議に関すること。
- (2) 組織動員体制の整備に関すること。
- (3) 防災訓練に関すること。
- (4) 防災知識の普及・啓発に関すること。
- (5) 自主防災組織の育成に関すること。
- (6) 防災に関する物資、資機材の整備・備蓄及び緊急輸送に関すること。
- (7) 防災行政無線に関すること。
- (8) 災害情報並びに気象情報の収集及び伝達に関すること。
- (9) 避難情報の発令に関すること。
- (10) 災害救助法に関すること。
- (11) 府、他の市町村、自衛隊及び関係機関との連絡調整に関すること。

2 政策推進部（危機管理課以外）

- (1) 災害関係の広報広聴に関すること。
- (2) 災害時の人員配置に関すること。
- (3) 職員の動員配置に関すること。
- (4) 災害状況の記録に関すること。
- (5) 復興計画の企画立案に関すること。
- (6) 他の災害対策業務の応援に関すること。

3 総務部

- (1) 災害対策本部の庶務に関すること。
- (2) 車両の確保及び配車に関すること。
- (3) 情報技術の支援に関すること。
- (4) 庁舎等の防災に関すること。

4 財務部

- (1) 被害状況等の緊急調査に関すること。
- (2) 家屋等の被害調査に関すること。
- (3) 罹（り）災証明書等の発行に関すること。
- (4) 義援金に関すること。
- (5) 災害関係予算及び起債に関すること。
- (6) 税減免に関すること。
- (7) 食料及び生活必需品の確保・供給に関すること。

5 市民部

- (1) 被災者からの問い合わせ、相談及び要望に関すること。
- (2) し尿・ごみ及び災害廃棄物処理に関すること。
- (3) 埋火葬の許可に関すること。
- (4) 防疫活動に関すること。
- (5) 食料及び生活必需品の確保・供給に関すること。
- (6) 中小企業及び農業関係者の復興支援に関すること。
- (7) 外国人に対する支援に関すること。

6 福祉こども部・健康部

- (1) 応急医療体制の整備に関すること。
- (2) 避難行動要支援者対策に関すること。
- (3) 救護所の設置及び管理等、応急医療対策に関すること。
- (4) 遺体の収容に関すること。
- (5) 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付に関すること。
- (6) 災害ボランティアセンターの設置及び人材育成に関すること。
- (7) 被災者生活再建支援法に関すること。
- (8) こども等要配慮者対策に関すること。

7 都市デザイン部

- (1) 建築物等の耐震化・安全化に関すること。
- (2) 建築物等の応急危険度判定に関すること。
- (3) 応急仮設住宅に関すること。
- (4) 市街地の整備促進に関すること。
- (5) 公園、道路等の整備促進に関すること。
- (6) 土砂災害対策に関すること。
- (7) 道路・橋りょう、危険箇所等の二次災害防止に関すること。
- (8) 障害物の除去に関すること。
- (9) 河川、水路、ため池等の整備に関すること。
- (10) 水防活動に関すること。
- (11) 河川、水路、ため池等の二次災害防止に関すること。

8 会計管理室

- (1) 災害対策及び義援金・救援物資の出納に関すること。

9 上下水道部

- (1) 上下水道施設の整備に関すること。
- (2) 上下水道施設の緊急対応及び応急対策に関すること。
- (3) 飲料水の確保に関すること。
- (4) 給水活動に関すること。
- (5) 水防活動に関すること。

10 病院医局、病院事務局

- (1) 応急医療体制の整備に関すること。
- (2) 応急医療対策に関すること。
- (3) 遺体処理に伴う洗浄縫合、消毒に関すること。
- (4) 被災地への医療救護班の派遣に関すること。
- (5) その他市立病院に関すること。

11 教育部

- (1) 学校における防災教育及び防災知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 教育施設等の耐震化及び安全化に関すること。
- (3) 避難所の管理運営及び統括に関すること。
- (4) 応急教育実施に関すること。

12 議会事務局

- (1) 災害時の市議会の支援に関すること。
- (2) 他の災害対策業務の応援に関すること。

13 行政委員会

- (1) 委員等との連絡調整に関すること。
- (2) 他の災害対策業務の応援に関すること。

第2 柏原羽曳野藤井寺消防組合

- (1) 防災に関する教育及び訓練に関すること。
- (2) 災害資機材の整備に関すること。
- (3) 災害情報等の収集及び必要な広報に関すること。
- (4) 災害の防ぎよ、警戒、鎮圧に関すること。
- (5) 要救助被災者の救出、救助に関すること。
- (6) 傷病者の救出、搬送に関すること。
- (7) その他、防災会議が必要と認める事務又は業務に関すること。

第3 柏羽藤環境事業組合

- (1) 災害時におけるゴミ、災害廃棄物等の処理に関すること。
- (2) 災害時におけるし尿の処理に関すること。

第4 府

1 八尾土木事務所

- (1) 府直轄公共土木施設の防災対策、災害応急対策、復旧対策、水防活動等の伝達並びに被災施設の復旧等に関すること。
- (2) 災害予防計画、災害応急対策等に関する市及び関係機関との連絡調整に関すること。

2 中部農と緑の総合事務所

- (1) ため池・水路等の災害予防及び災害時における危険箇所、応急復旧等に関する連絡並びに指示に関すること。
- (2) 災害時における農作物等の被害の減少を図るための技術指導に関すること。

3 大阪府藤井寺保健所

- (1) 災害時における市全域の医療救護全体の調整や活動の支援及び保健衛生活動対策に関すること。

第5 大阪府警察（柏原警察署）

- (1) 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること。
- (2) 被災者の救出救助及び避難指示に関すること。
- (3) 交通規制・管制に関すること。
- (4) 広域応援等の要請・受入れに関すること。
- (5) 遺体の検視（死体調査）等の措置に関すること。
- (6) 犯罪の予防・取締り・その他治安の維持に関すること。
- (7) 災害資機材の整備に関すること。

第6 自衛隊（陸上自衛隊第3師団第36普通科連隊）

- (1) 地域防災計画にかかる訓練の参加協力に関すること。
- (2) 災害派遣に関すること。
- (3) 緊急時環境放射線モニタリングの支援に関すること。

第7 指定地方行政機関

1 大阪広域水道企業団

- (1) 水道用水・工業用水道施設の耐震化等に関すること。
- (2) 水道用水・工業用水道の被害情報の収集・伝達に関すること。
- (3) 災害時の緊急物資（飲料水）の確保に関すること。
- (4) 水道用水及び工業用水の供給確保に関すること。

(5) 応急給水及び応急復旧に関すること。

2 近畿地方整備局大和川河川事務所

- (1) 国管理の公共土木施設の整備と防災対策に関すること。
- (2) 国管理の河川の洪水予報及び水防警報の発表並びに伝達に関すること。
- (3) 応急復旧資機材の備蓄及び整備に関すること。
- (4) 国管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること。
- (5) 国管理の公共土木施設の二次災害防止に関すること。
- (6) 国管理の公共土木施設の復旧に関すること。

3 近畿地方整備局大阪国道事務所

- (1) 国管理の公共土木施設の整備と防災対策に関すること。
- (2) 応急復旧資機材の備蓄及び整備に関すること。
- (3) 国管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること。
- (4) 災害時の道路交通規制及び道路交通の確保に関すること。
- (5) 国管理の公共土木施設の二次災害防止に関すること。
- (6) 国管理の公共土木施設の復旧に関すること。

4 大阪管区气象台

- (1) 観測施設の整備に関すること。
- (2) 防災知識の普及・啓発に関すること。
- (3) 災害にかかる気象・地象・水象等に関する情報、予報及び警報の発表並びに伝達に関すること。
- (4) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、府や市に対して気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。
- (5) 府や市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。

5 近畿農政局（大阪府拠点）

- (1) 応急食料品及び米穀の供給に関すること。

第8 指定公共機関及び指定地方公共機関

1 指定公共機関

- (1) 日本郵便株式会社（柏原支店）
 - ア 災害時における郵便業務の確保に関すること。
 - イ 災害特別事務に関すること。
 - ウ 郵便業務の復旧に関すること。
- (2) 西日本旅客鉄道株式会社（大阪支社：柏原駅、高井田駅、河内堅上駅）、日本貨物鉄道株式会社
 - ア 鉄道施設の防災管理に関すること。
 - イ 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること。
 - ウ 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること。
 - エ 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること。
 - オ 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること。

- カ 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること。
- (3) 西日本電信電話株式会社（関西支店）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（関西営業支店）、株式会社NTTドコモ（関西支社）、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社（以下「西日本電信電話株式会社等」という。）
- ア 電気通信設備の整備と防災管理に関すること。
- イ 応急復旧用通信施設の整備に関すること。
- ウ 津波警報、気象警報の伝達に関すること。
- エ 災害時における重要通信確保に関すること。
- オ 災害関係電報・電話料金の減免に関すること。
- カ 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること。
- キ 災害用伝言板サービスの提供に関すること。
- (4) 日本赤十字社（大阪府支部）
- ア 災害医療体制の整備に関すること。
- イ 被災者等へのこころのケア活動の実施に関すること。
- ウ 災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給に関すること。
- エ 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること。
- オ 義援金品の募集、配分等の協力に関すること。
- カ 避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整に関すること。
- キ 救助物資の備蓄に関すること。
- (5) 日本放送協会（大阪拠点放送局）
- ア 防災知識の普及等に関すること。
- イ 災害時における放送の確保対策に関すること。
- ウ 緊急放送・広報体制の整備に関すること。
- エ 気象予警報等の放送周知に関すること。
- オ 指定避難所等への受信機の貸与に関すること。
- カ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること。
- キ 災害時における広報に関すること。
- ク 災害時における放送の確保に関すること。
- ケ 災害時における安否情報の提供に関すること。
- (6) 西日本高速道路株式会社（関西支社）
- ア 管理道路の整備と防災管理に関すること。
- イ 道路施設の応急点検体制の整備に関すること。
- ウ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること。
- エ 被災道路の復旧事業の推進に関すること。
- (7) 大阪ガス株式会社
- ア ガス施設の整備と防災管理に関すること。
- イ 災害時におけるガスによる二次災害防止に関すること。
- ウ 災害時におけるガスの供給確保に関すること。
- エ 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること。
- (8) 関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社

- ア 電力施設の整備と防災管理に関すること。
- イ 災害時における電力の供給確保体制の整備に関すること。
- ウ 災害時における電力の供給確保に関すること。
- エ 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること。

(9) 日本通運株式会社（大阪支店）

- ア 緊急輸送体制の整備に関すること。
- イ 災害時における救助物資等の緊急輸送の協力に関すること。

2 指定地方公共機関

(1) 築留土地改良区、青地井手口土地改良区

- ア ため池、水門、水路の防排除施設の整備と防災管理に関すること。
- イ ため池の治水活用に関すること。
- ウ 農地及び農業用施設の被害調査に関すること。
- エ 湛水防除活動に関すること。
- オ 被災農地、農業用施設の復旧事業の推進に関すること。

(2) 大和川右岸水防事務組合

- ア 水防団員の教育及び訓練に関すること。
- イ 水防資機材の整備及び備蓄に関すること。
- ウ 水防活動の実施に関すること。

(3) 近畿日本鉄道株式会社

- ア 鉄道施設の防災管理に関すること。
- イ 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること。
- ウ 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること。
- エ 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること。
- オ 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること。

(4) 一般社団法人大阪府トラック協会

- ア 緊急輸送体制の整備に関すること。
- イ 災害時における緊急物資輸送の協力に関すること。
- ウ 復旧資機材等の輸送協力に関すること。

第9 公共的団体等

1 医師会等

(1) 一般社団法人柏原市医師会

- ア 災害時における医療救護の活動に関すること。
- イ 負傷者に対する医療活動に関すること。

(2) 一般社団法人柏原市歯科医師会

- ア 災害時における医療救護の活動に関すること。
- イ 被災者に対する歯科保健医療活動に関すること。

(3) 柏原市薬剤師会

- ア 災害時における医療救護及び公衆衛生の活動に関すること。

イ 災害時における医薬品等の確保及び供給に関すること。

2 柏原市商工会

災害時における及び救助用物資、復旧資材の確保についての協力等に関すること。

3 大阪中河内農業協同組合

災害時における及び救助用物資、復旧資材の確保についての協力等に関すること。

4 柏原市社会福祉協議会、柏原市赤十字奉仕団

- (1) 避難行動要支援者対策に関すること。
- (2) 福祉活動に関すること。
- (3) 災害ボランティアセンターの運営及び人材育成に関すること。

5 自主防災組織、自治会（町会）、区長会

市の行う防災に関する事務又は業務への協力に関すること。

6 危険物関係の取扱い施設

災害時における危険物の保安措置に関すること。

7 ため池管理者（山ノ井町区長、平野水利組合、大泉水利組合、畑水利組合、高井田水利組合、五十村水利組合等）

- (1) ため池、水門・樋門及び水路の防災管理に関すること。
- (2) ため池の決壊防止等の措置に関すること。
- (3) 消火用水等の提供に関すること。

8 その他公共的団体及び重要な施設

市が行う防災活動について公共的事業に応じたの協力に関すること。

第3節 市民、事業者の基本的責務

大規模災害が発生した場合、市及び関係機関も被災している中で、その総力を結集して市民の生命、身体及び財産を守るため災害応急対策を実施するが、迅速な初動体制をとることは難しく、その対応能力には限界がある。阪神・淡路大震災においても、隣近所の住民、企業による消火・救助等の助け合いが行われ、延焼防止や多くの命が助かっている。

このような教訓から、災害による被害を最小限にとどめるためには、「公助」に加え、自分の命は自分で守る「自助」と、ともに助け合い自分たちの地域を守る「共助」による防災活動を推進し、社会全体で防災意識を醸成させていくことが重要である。

市民及び事業者は、自助、共助の理念のもと、平時より災害に対する備えを進めるとともに、多様な機関と連携・協力して様々な防災活動に取組み、地域防災力の向上に努める。

第1 市民の基本的責務

市民は、自助、共助の理念のもと、平時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動し、防災関係機関及び地域が行う防災活動との連携・協力、過去の災害から得られた教訓の伝承に努めなければならない。

1 災害等の知識の習得

- (1) 防災訓練や防災講習等への参加
- (2) 地域の地形、危険場所等の確認
- (3) 過去の災害から得られた教訓の伝承

2 災害への備え

- (1) 家屋等の耐震化・適正管理、家具等の転倒・落下防止
- (2) 避難場所、避難経路の確認
- (3) 家族との安否確認方法の確認
- (4) 最低3日分、できれば1週間分の生活必需品等の備蓄
- (5) 災害時に必要な情報の入手方法の確認

3 地域防災活動への協力等

- (1) 地域の防災活動等への積極的な参加
- (2) 初期消火、救出救護活動への協力
- (3) 避難行動要支援者への支援
- (4) 地域住民による避難所の自主的運営
- (5) 国、府、市が実施する防災・減災対策への協力

第2 事業者の基本的責務

事業者は、自助、共助の理念のもと、災害時に果たす役割を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（Business Continuity Plan、以下「BCP」という。）を策定し、企業防災を推進するとともに、地域の防災活動等に協力・参画するよう努めなければならない。また、災害応急

対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は市が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

1 災害等の知識の習得

- (1) 従業員に対する防災教育、防災訓練の実施
- (2) 地域の地形、危険場所等の確認

2 災害への備え

- (1) 事業継続計画（BCP）の策定や非常時マニュアル等の整備
- (2) 施設等の耐震化・適正管理、設備等の転倒・落下防止
- (3) 避難場所、避難経路の確認
- (4) 従業員及び利用者等の安全確保
- (5) 従業員の安否確認方法の確認
- (6) 最低3日分の生活必需品等の備蓄

3 出勤及び帰宅困難者への対応

- (1) 発災時のむやみな移動開始の抑制
- (2) 出勤及び帰宅困難者の一時的な受入れへの協力
- (3) 外部の帰宅困難者用の生活必需品等の備蓄
- (4) 災害時に必要な情報の入手・伝達方法の確認

4 地域防災活動への協力等

- (1) 地域の防災活動等への積極的な参加
- (2) 初期消火、救出救護活動への協力
- (3) 国、府、市が実施する防災・減災対策への協力

第3 NPO・ボランティア等多様な機関との連携

市民及び事業者は、NPO・ボランティア等多様な機関と連携・協力して、防災訓練や防災講習等を実施することで、災害時の支援体制を構築し、地域防災の担い手を確保するとともに、避難行動要支援者の安否確認や自主的な避難所運営等の災害対応を円滑に行えるよう努めなければならない。

なお、ボランティア活動はその自主性に基づくことから、府、市町村、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

第4節 計画の運用

第1 計画の修正

市及び関係機関は、この計画を現状に即したものにするため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、これを修正する必要があると認める場合は、柏原市防災会議で審議のうえ修正する。

審議に当たっては、男女共同参画の視点から女性委員の割合を高めることや、高齢者や障害者、ボランティア団体等、多角的な意見の反映に努める。

なお、防災計画間の必要な調整、国から府、又は府から市に対する助言等を通じて、地域防災計画及び防災業務計画が体系的かつ有機的に整合性をもって作成され、効果的・効率的な防災対策が実施されるよう努める。

第2 計画の習熟

市及び関係機関は、この計画の遂行に当たって、それぞれの責務が果たせるよう、毎年、本計画や班別のマニュアル等を活用した図上訓練や実践的訓練等によって本計画の習熟に努めるとともに、市民や市民団体、事業者へ周知するため広報・啓発を実施する。

第3 計画の進捗の把握

市は、地域防災計画に定めた事項について、毎年事務の進捗状況を点検し、点検結果を踏まえ、翌年度以降どのように進めるのかについて取組事項を明確にするとともに、本地域防災計画を改定する。実施計画の対象になっていない事項についても、地域防災計画に定めた事項については進捗状況を把握する。

第2編

災害予防対策

第1章 災害に強いまちづくり

第1節 都市の防災機能の強化

市をはじめ関係機関は、災害時の安全性を確保するため、市街地の面的整備や防災空間の確保、都市基盤施設の防災機能の強化、土木構造物の耐震対策の実施、ライフライン施設の災害対応力の強化、公共交通機関施設の災害対応力の強化などによって都市防災機能の強化を図り、災害に強いまちづくりを推進する。

都市の防災機能の強化に当たっては、周辺山系山麓部、河川、幹線道路等のオープンスペースを活用しながら、連続的な防災空間の整備を図るとともに、市民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努めるものとし、その際、「災害に強い都市づくりガイドライン」を活用するものとする。

市及び府は、それぞれのまちの災害リスクを踏まえた居住誘導、災害ハザードエリアにおける開発抑制、避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

また、市は、「災害危険度判定調査」の実施及び公表に努めるとともに、「大阪府防災都市づくり広域計画」に基づき、「防災都市づくり計画」の策定に努め、都市防災構造化対策を推進する。

第1 市街地の整備

1 市街地の面的整備

市は、災害に強いまちづくりを促進するため、老朽木造住宅が密集し、道路、公園等の防災関連施設が整っていない地域などについては、市民の理解と協力を得ながら、面的市街地整備事業を推進し、地域の環境保全や防災性の向上を図る。特に、柏原駅前については、府で「災害に強いすまいとまちづくり促進区域」に指定されており、府の「木造密集市街地における防災性向上ガイドライン」を踏まえて、都市防災、公共施設の緊急な整備と住宅施設、商業施設の整備を考慮し、市街地再開発事業を推進する。

また、密集市街地における各種住環境整備事業を推進するとともに、既成市街地及びその周辺の地域において、無秩序な市街化の防止、良好な住宅用地の供給、都市基盤施設の整備、生活環境の整備改善とあわせて、都市災害の防止を図るため、土地区画整理事業の推進に努める。

2 市街地の不燃化の促進

(1) 防火地域等の指定

地震時の火災、大規模市街地火災等を防止するため、防火地域、準防火地域において都市の耐火・不燃化の促進を進める。

(2) 密集市街地の整備

密集市街地地区において、住宅地区改良事業等の各種住環境整備事業の推進により、道路・公園等の都市基盤施設の整備や住環境の改善を図るとともに、建築物の不燃化・耐震化を推進する。

第2 防災空間の確保

公園・緑地、道路、河川等の都市基盤施設は、災害時における避難場所、避難路及び火災の延焼防止のためのオープンスペースとして機能するとともに、応急救助活動、応急物資集積の基地として、また、ヘリポートや災害復興時の仮設住宅の建設地としても活用できる重要な施設である。

このため、市及び関係機関はこれらの都市基盤施設の効果的整備に努め、公共施設等の再編により生まれた新たな空間の保全を含めた防災空間の確保を図る。

また、農地などの貴重なオープンスペースや学校を含む比較的敷地規模の大きな公共施設等の有効活用を図り、防災空間を確保する。そのため行政財産として役割を終えた公共施設等についても、防災空間となるオープンスペースとして活用に努める。

1 公園・緑地、広場等の整備

(1) 都市公園等の整備

災害時における避難場所の確保、火災の延焼防止、各種災害応急活動の円滑な実施を図るため、都市公園等の体系的な整備を推進する。

このため、一時避難場所となる都市公園や緊急避難の場所となる身近な街区公園等を、その配置や規模等の検討を行いながら計画的に整備する。都市公園の整備に際しては、「防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン」(国土交通省国土技術政策総合研究所)、「大阪府防災公園整備指針」(大阪府土木部発行)及び「大阪府防災公園施設整備マニュアル」(大阪府土木部公園課)を参考にするものとする。

ア 広域避難場所となる都市公園の整備

広域的な避難の用に供するおおむね面積10ha以上の都市公園(面積10ha未満の都市公園で避難可能な空地を有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となっておおむね面積10ha以上となるものを含む。)整備について検討する。

イ 一時避難場所となる都市公園の整備

近隣の市民が避難する面積1ha以上の都市公園を計画的に整備する。

ウ その他防災に資する身近な都市公園の整備

緊急避難の場所となる街区公園・広場公園等を計画的に整備する。

(2) 緑地・広場等の整備・保全

火災による延焼防止を図るため、道路、公園・緑地、広場等のオープンスペースの整備を推進するとともに、並木、工場等の大規模施設の周辺緑地、生産緑地、農地、林地の保全に努め、延焼遮断効果の向上を図る。

2 道路・緑道の整備

道路・緑道は、災害時における避難路として、また、消防、救助、救護活動のための緊急車両の通行及び災害応急活動のための物資の緊急輸送などの役割を担うとともに、大規模火災時の延焼遮断帯としても重要な機能を有しているため、その機能充実及び整備に努める。

(1) 避難、緊急輸送等の道路網形成を図るため、避難路、輸送路等の整備を推進する。

(2) 避難路、一時避難場所、広域避難場所及び主要幹線道路を結ぶ交通路のネットワーク化、街路で囲まれた市街地の防火区画化を図るため、都市計画道路の整備を推進する。

(3) 広域避難場所等に通ずる避難路となる幅員16m以上の道路又は幅員10m以上の緑道を整備する。

- (4) 避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存幹線道路等について歩道の拡幅、耐火性能の高い樹種による緑化や無電柱化、不法占有物件の除去を推進するとともに、沿道建築物の不燃化、工場等の大規模沿道施設の緑化を促進する。

第3 都市基盤施設の防災機能の強化

市及び関係機関は、公園、道路、河川等の都市基盤施設に、災害対策において有効な防災機能の整備を進める。

1 鉄道の連続立体交差化

JR関西本線、近鉄大阪線の連続立体交差化を促進し、地域分断の解消を図る。

2 道路の防災機能の強化

避難路、延焼遮断帯としての機能を強化するため、幅員の不十分な既存道路の拡幅、耐火性能の高い樹種による緑化及び無電柱化の検討、不法占有物件の除去に努める。

3 公園等の防災機能の強化

避難場所となる都市公園等における災害応急対策に必要となる施設（放送設備、災害時用臨時ヘリポート、災害時用トイレ、かまどベンチ等）の整備を進める。

4 河川・水路の防災機能強化

河岸の河川空間が避難路や延焼遮断機能を有するよう、大和川、石川の河川緑地の整備・形成、原川、恩智川等への緑の配置を促進するほか、災害時には河川・水路の流水が消防水利や生活用水として活用できるよう、適所に階段護岸等を導入するなど、親水性が高い護岸整備等を推進する。

第4 土木構造物の耐震対策

市及び関係機関をはじめ、土木構造物の管理者は、自ら管理する構造物について、次の方針で耐震対策を進める。

1 基本的考え方

- (1) 施設構造物の耐震対策に当たっては、
- ア 供用期間中に1～2度発生する確率を持つ一般的な地震動
 - イ 発生確率は低い直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動をともに考慮の対象とする。
- (2) 施設構造物は、一般的な地震動に対しては機能に重大な支障が生じず、また高レベルの地震動に対しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とし、市の地域的特性や地盤特性、施設構造物の重要度に則した耐震対策を実施する。
- (3) 防災性の向上に当たっては、個々の施設構造物の耐震性の強化のほか、代替性や多重性をもたせるなど都市防災システム全体系としての機能確保に努める。
- (4) 既存構造物の耐震補強に当たっては、地震防災上重要な施設から耐震対策を実施する。
- (5) 旧河川敷等の軟弱地盤に設置された構造物については、液状化対策にも十分配慮する。

2 道路施設

路面への崩落が予想される道路法面等を調査し、危険箇所には必要な対策を講じるとともに、道路橋・高架道路等の耐震対策を実施する。特に緊急交通路の管理者は、耐震診断に基づいて補強計画を策定し、道路施設について、耐震性の向上を図る。

一般橋りょう、横断歩道橋等については、定期的に点検を実施し、危険箇所には必要な対策を講じる。

街路灯、道路標識、街路樹等の道路附帯施設については、強風及び地震に対する防災性能の向上を図るために必要な対策を講じる。

3 鉄軌道施設

駅舎、橋りょう、高架部、盛土部、トンネル等の点検を行い、耐震対策を実施する。

4 河川・水路

河川・水路による災害を防止するため、河川・水路の各管理者は、堤防、護岸等の河川構造物を調査し、危険箇所には必要な対策を講じるとともに、河川構造物の耐震性の向上に努める。

5 ため池等農業用施設

市及びため池管理者は、老朽化が予想されるため池等農業用施設を調査し、危険箇所には必要な対策を講じるとともに、構造物の耐震性の向上に努める。

6 土砂災害防止施設

府において、急傾斜地崩壊防止施設及び土石流防止施設などについては、必要に応じて耐震対策が図られることとなっている。

第5 ライフライン災害予防対策

ライフライン等にかかわる事業者は、地震、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平時から施設・設備の強化と保全に努めるとともに、迅速かつ的確な応急復旧を行うための防災体制を整備する。

1 上水道（市、大阪広域水道企業団）

災害による断水、減水を防止するため、上水道施設の強化と保全に努める。

（1）水道施設設備の強化

ア 水道施設については、「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針」（日本水道協会）等に基づき、各種災害に耐える十分な強度の確保に努める。

イ 浄水施設等の拠点施設については、構造物、機械設備及び場内管路の耐震化を図るとともに、管路には耐震性の高い管材料や伸縮可撓性継手等を導入し、耐震管路網の整備に努める。

- 浄水池・配水池、主要管路等重要度の高い基幹施設の耐震化
- 医療機関、社会福祉施設その他防災上重要な施設への送・配水管の耐震化
- 施設の機能維持に不可欠な情報通信システムの整備

ウ 耐震型緊急貯水槽の設置、管路の多重化、ループ化、バイパス連絡管等の整備等による補完機能を強化する。

エ 常時監視並びに巡回点検を実施し、各施設の維持保全に努める。

オ 施設（管路）の老朽度に応じ、老朽管対策事業などに計画的に取組み、更新、予備施設の整備等を計画的に進める。

カ 主要な配水池には飲料水、消防水の確保のため緊急遮断弁の整備を進める。

キ 河川を横断する水管橋は被災後の復旧に時間を要する施設のため、定期点検、補修の検討、バックアップ体制の強化の検討、実施を進める。

ク 隣接都市及び大阪広域水道企業団との応援協定に基づく相互応援給水を可能とする緊急時用連絡管の整備を進める。

(2) 水道の安定供給

ア 自己水源の確保とともに、大阪広域水道企業団からの安定受水の確保に努める。

イ 水道施設の更新に当たっては、耐震性能の向上を検討する。

2 下水道（市、府）

災害による下水道施設の機能の低下、停止を防止するため、下水道施設・設備の強化と保全に努める。

(1) 施設整備の新設・増設に当たっては、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。

(2) 補強・再整備に当たっては、緊急度等（危険度、安全度、重要度）を考慮して進める。

(3) 下水道施設への流入・流出量、水質や水防情報について、常に把握できるよう集中監視システムを導入整備する。

3 電力供給施設（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

災害による電気の供給停止を防止するため、次のような電力供給施設の強化と保全を図る。

(1) 電力供給施設の耐震性等の確保

発電・変電施設、送・配電施設、通信設備について、台風、地震の被害を最小限にとどめる強度の確保を図る。

(2) 電力の安定供給

電気設備の予防点検を行うとともに、電力供給系統の多重化を推進する。

(3) 施設設備の維持保全等

電気事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。

(4) 計画的な整備等

施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

4 ガス供給施設（大阪ガス株式会社）

災害によるガスの漏洩を防止するため、次のようなガス供給施設の強化と保全を図る。

(1) ガス供給施設の耐震性確保

製造所・供給所等のガス施設について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保と緊急操作設備の充実強化を図る。

(2) ガス導管、継手の耐震性確保

高圧・中圧・低圧のそれぞれのガス導管、継手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手の使用に努める。特に、低圧導管に可撓性の高いポリエチレン管の使用を促進する。

(3) 施設設備の維持保全等

ガス事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。

(4) 計画的な整備等

施設（管路）の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

5 電気通信施設（西日本電信電話株式会社関西支店等、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社）

災害による通信の途絶を防止するため、次のような電気通信設備等の強化と保全を図る。

(1) 電気通信施設等の信頼性向上

電気通信施設の立地に応じた耐水構造化、耐風構造化、地震又は火災に備えた主要通信設備等の耐震・耐火構造化など防災性の強化を推進する。

また、電気通信システムについては、主要な伝送路の多ルート構成・ループ構造、主要な中継交換機の分散設置や安全な設置場所の確保、非常用電源の整備などシステムのバックアップ体制の確立を推進する。

重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

(2) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失又は損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

(3) 災害時措置計画の作成と現用化

災害時における重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現用化を図る。

6 共同溝・電線共同溝の整備

二次災害の防止、ライフラインの安全性及び信頼性の確保、都市防災及び災害に強いまちづくりという観点から、道路管理者はライフライン事業者と協議して、共同溝・電線共同溝の整備を計画的に推進する。

(1) 収納するライフラインの種類により、以下の区分とする。

ア 共同溝は、2以上のライフライン事業者の物件を収容する。

イ 電線共同溝（C・C・BOX）は、2以上の電力、電気通信事業者及びその他電線管理者の電線を収容する。

(2) 特に、共同溝については、府域内及び近隣府県とのネットワークの形成を推進する観点から、既存共同溝間の連続化を図る。

第6 災害発生時の廃棄物処理体制の確保

市及び府は、災害発生時において、し尿及びごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するため、平時からし尿及びごみ処理施設の強化等に努めるとともに、早期の復旧・復興の支障とならないよう災害廃棄物の処理体制の確保に努める。

1 し尿処理

(1) 市は、し尿処理施設の整備に当たっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。

- (2) 市は、既存のし尿処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。
- (3) 市は、災害時のし尿処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保する。
- (4) 市は、災害時における上水道、下水道、電力等ライフラインの被害想定等を勘案し、し尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。
- (5) 市は、し尿処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。
- (6) 市は、災害発生に備え、仮設トイレの必要数の確保に努める。

2 ごみ処理

- (1) 市は、ごみ処理施設の整備に当たっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。
- (2) 市は、既存のごみ処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。
- (3) 市は災害時のごみ処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保するよう努める。
- (4) 市は、あらかじめ一時保管場所の候補地を検討しておく。また、一時保管場所の衛生状態を保持するため、殺虫剤、消臭剤等の備蓄に努める。
- (5) 市は、ごみ処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。

3 災害廃棄物等処理

- (1) 市は、災害廃棄物の処理にかかる指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町村等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画等において具体的に示す。
- (2) 市及び府は、災害廃棄物からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング体制を整備しておく。
- (3) 市及び府は、災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)や地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開するなど、周知に努める。
- (4) 市及び府は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等にかかる連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等にかかる広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

第2節 建築物等の安全対策

市、府及び関係機関は、所管施設について、地震及び大火災による建築物被害の防止並びに軽減を図るため、建物の点検整備を強化し、耐震・耐火性を保つよう対応する。特に、国公立教育施設、庁舎、会館等の公共建築物について耐震化・不燃化を推進する。

また、民間の建築物についても、耐震化・不燃化の促進を図るとともに、その重要度に応じて防災対策の周知徹底を図り、安全性の指導に努める。

第1 建築物等の耐震対策

市、府及び関係機関は、地震による建築物の被害を最小限にとどめるため、「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪（建築物の耐震改修の促進に関する法律による耐震改修促進計画）」（平成28年（2016年）1月改定）、及び「柏原市住宅・建築物耐震改修促進計画」（平成30年（2018年）4月策定）に基づき、地震に対する安全性が明らかでない住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進と、ブロック塀等の安全対策や家具の転倒防止の促進について、さらなる取組強化を図る。

1 公共建築物の耐震診断・改修の促進

（1）市有建築物等の耐震診断・改修の方針

市有建築物の耐震診断・改修については、耐震改修促進法の趣旨及び防災上の観点から民間建築物の模範となるよう、率先して計画的に推進するものとし、災害時に重要な機能を果たすべき建築物、不特定多数のものが利用する建築物について耐震診断・改修を実施する。

また、ブロック塀等の安全対策、天井等の2次構造部材の脱落防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策等を図る。

2 民間建築物の耐震診断・改修の促進

（1）市は、市民及び建物所有者が、自主的に耐震化へ取組むことを基本とし、市及び府は、その取組をできる限り支援する観点から、耐震化の阻害要因を解消又は軽減するため、施策を総合的に展開して、民間建築物の耐震化を促進する。

ア 耐震診断補助や木造住宅を対象とした耐震改修補助による所有者の負担軽減

イ 耐震キャンペーンやパンフレット・DVD等を活用した啓発活動

ウ 相談体制の充実や、安心して耐震化できる情報提供など

（2）特定行政庁（知事）は、病院、店舗、ホテル等の不特定多数の人が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難行動要支援者が利用する建築物のうち大規模なもの等、耐震診断が義務付けられている建築物の所有者から耐震診断結果の報告を受け、その内容を公表し、必要に応じて改修の指導・助言、指示等を行うことにより、耐震化の促進を図る。また、特定既存耐震不適合建築物（一定規模以上の病院、店舗、ホテル等不特定多数の人が利用する建築物）等の所有者に、必要に応じて耐震診断や必要な改修の指導・助言、指示等を行い、進行管理に努める。

（3）府は、広域緊急交通路が地震発生時に沿道建築物の倒壊により閉塞することを防止するため、地域の実情に応じて、沿道建築物の耐震診断を義務付ける路線を指定し、耐震化にかかる費用を補助するとともに、所管行政庁は対象建築物の所有者から耐震診断結果の報告を受け、その内容を公表し、必要に応じて改修の指導・助言、指示等を行うことにより、耐震化を促進する。

3 関連施策の推進

- (1) 宅地の安全対策については、府が作成したパンフレット等を活用して普及啓発に努める。
- (2) ブロック塀の安全対策については、府が作成したパンフレット等を活用して普及啓発に努める。

4 計画の推進方策

(1) 組織体制の整備

庁内の役割分担を確立するとともに、庁外体制については、公共建築物については「大阪府営繕主務者会議」の活用を図る。民間建築物については、府及び関係機関等との連携体制を整備する。

(2) 役割分担の明確化

計画推進に向けては、府、市という行政体だけではなく、建築物所有者、建築士、建築事務所等の関連する団体が、それぞれの役割を明確化するとともに、相互の連携を図りながら既存建築物の耐震性向上を目指す。

(3) 進行状況の把握及び進行管理

市は、府、市民及び建物所有者との情報交換等を密にして、耐震診断、耐震改修の進行状況を把握し、進行管理を行う。

第2 建築物等の防火・安全化対策

市及び府は、建築物の安全性を確保し、市民の生命を保護するため、建築物の敷地、構造及び設備等について、建築基準法等に基づく指導・助言を行うとともに、防災知識の普及や福祉対策を実施し、建築物などの安全対策を推進する。

また、府の「福祉のまちづくり条例」等に基づき、不特定多数の人々が利用する建築物等の福祉的整備を促進する。

1 建築物の安全対策と防災知識の普及

「災害危険区域」（大阪府建築基準法施行条例第3条）の指定により急傾斜地等の災害発生の危険性が高い地区などにおける建築規制を行うとともに、関係機関と連携のうえ、ポスターや印刷物の配布、広報誌の活用、講習会の開催等によって、市民に対し建築物に関する防火対策、液状化対策等の災害予防の知識の普及に努める。

2 特殊建築物等の安全確保

(1) 防災指導

不特定多数の人々が出入りする特殊建築物等については、建築基準法（第12条）に基づく定期報告の時期に防災上必要な指導を行う。

(2) 自主防火管理体制の強化

消防法第8条の規定による防火管理者などに対し、地震対策及び防火管理体制の確立を指導するとともに、防火研修会、講演会等を通じて防火管理が適切に実行されるよう指導を行う。

(3) 立入検査の実施

定期的あるいは随時に消防法第4条、第4条の2に基づく立入検査を実施し、防災に関する指導を行う。

3 建築物等の福祉的整備

府の「福祉のまちづくり条例」等に基づき、建築物等の福祉的整備を図る。

4 工事現場災害防止対策

落下物に対する防護、土留め工事、建方工事の崩壊防止等、工事現場の危害防止について関係機関の指導により安全確保を図る。

5 屋外広告物等の落下防止

地震によって落下事故等が生じるおそれがある屋外広告物については、関係機関との連携の基に、設置者に対して改善措置を講じるよう指導する。

第3 空き家等の対策

市は、災害による建物倒壊や火災等による二次被害を防止するため、柏原市空家バンク制度の活用等により、平時より空き家等の所有者等の特定を図り、当該所有者等の責任において空き家等の適切な管理が行われるよう意識啓発に努める。

第4 文化財の保護

文化財は貴重な国民的財産であることを十分に認識し、予想される災害に対して、保存のための万全の配慮を行うとともに、良好な状況の基に文化財を維持管理するよう努める。

1 文化財防災意識の普及と啓発

文化財保護強調週間、保護強調月間、防火デー等の行事を通じて所有者、市民、見学者等に対して、文化財防災意識の高揚を図るための啓発活動に努める。

2 予防体制の確立

文化財指定等建造物及び指定文化財等を所蔵する建造物の周辺を火気使用の制限区域に指定し、市民、見学者等に対し周知を図るため標識等の設置を進めるなどの対策を講じるとともに、初期消火・自衛体制の確立、防災関係機関及び地域住民との連携の強化などにより、予防体制の確立を図る。

3 消防用設備の整備、保存施設等の充実

文化財指定等建造物及び指定文化財等を所蔵する建造物における消防用設備、避雷設備などの防災設備の設置又は改修を促進するとともに、保護対象物の保存施設の整備・充実並びに警備体制の充実に努める。

第3節 水害予防対策

市・府及び関係機関は、河川・水路、ため池における洪水等による災害を未然に防止するため、計画的な水害予防対策を実施する。

第1 河川・水路の整備

市内を流れる河川は、大和川、石川、原川、恩智川、平野川及び高井田川であり、国が管轄するものは大和川及び石川（石川橋下流端から大和川合流点までの区間）、府が管轄するものは石川（国の管轄以外の区間）、原川、恩智川及び平野川、市が管理する河川は高井田川である。市内を流れる主な水路は、長瀬川、小松川、田明水路、明石戸水路等である。

各河川管理者は、連携、協力しながら、洪水、浸水等の水害予防対策を実施する。

1 水害の防止

- (1) 淀川及び大和川水系の各河川については、各管理者の整備計画に基づき整備を促進するとともに、最近の著しい土地利用の変化による周辺流域からの流出にも対処する。
- (2) 市内河川の整備を促進するとともに、流域での保水・遊水機能を向上するため、防災調節池、治水緑地、多目的遊水池などの整備を促進する。
- (3) 市が管理する水路や雨水貯留施設の整備については、寝屋川南部流域下水道と大和川下流東部流域下水道との整合を図りながら推進する。
- (4) 市は、梅雨や台風、集中豪雨などの前に、適時、水路の重点箇所の点検、浚渫及び清掃を実施する。

2 水防施設等の点検・整備

- (1) 河川施設等の点検・整備
各河川管理者は、氾濫防止と治水機能維持のため、河川管理施設の点検・整備を行う。
- (2) 雨量計・量水標の点検・整備
各河川管理者等は、観測に障害が発生しないよう、定期的に機器を点検・整備するとともに、必要に応じて観測機器を増設する。

3 水防倉庫・資機材の点検・整備

水防管理者等は、水防等応急対策活動に支障がないよう、鍵の管理、倉庫内の整理、資機材の調達を行うとともに、必要に応じて倉庫の増設や資機材の見直しをする。

4 気象及び河川情報システムの活用

広域的な雨量情報や河川水位情報の迅速な収集伝達を図るため、各種情報システム等を導入し、その活用に努める。

- 資料 15 河川・水路・水防ため池一覧表
- 資料 16 重要水門及びこう門一覧
- 資料 17 排水施設
- 資料 18 汚水排水施設（マンホールポンプ場）
- 資料 19 貯留施設
- 資料 20 水防倉庫及び資機材一覧

第2 水害減災対策の推進

近畿地方整備局、府が行う洪水予報、洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）の設定及び到達情報の発表、水防警報の発表、水位情報の公表、想定し得る最大規模の降雨による浸水想定区域の指定・公表に基づいて、洪水に対する事前の備えと洪水時の迅速かつ的確な情報伝達・避難体制の整備を行う。また、市長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。

市に関係するものを次に示す。

1 水位情報の公表

近畿地方整備局及び府は、管理河川のうち、水位観測所を設置した河川においては、その水位状況の公表を行う。

市に関係する河川では、大和川、石川、恩智川、平野川が該当する。

2 洪水予報河川（大和川）

近畿地方整備局は、二以上の府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生じるおそれのある河川として大和川を洪水予報河川として指定し、大阪管区气象台と共同して洪水予報を行い、府知事及び市長に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

3 洪水予報河川（石川、恩智川、平野川）

府は、管理河川のうち、流域面積が大きく洪水により相当な被害を生じるおそれのある河川として石川、恩智川、平野川を洪水予報河川として指定し、大阪管区气象台と共同して洪水予報を行い、市長及び水防管理者等に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

4 水位到達情報の発表

府は、管理河川のうち、洪水により相当な損害を生じるおそれのある河川を水位周知河川（水位情報周知河川）として指定し、避難判断水位（市長の高齢者等避難の判断の目安となる水位）、氾濫注意水位（水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位で、市長の避難指示の判断の目安となる水位）を設定し、当該河川の水位がこれに到達したときは、市長及び水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。市に関係する河川には該当なし。

また、府は、その他の河川についても、市役所等の所在地にかかる河川については、雨量の情報を活用するなど、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市等へ河川水位やカメラ画像等の情報を提供するよう努めるとともに、洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。

5 浸水想定区域の指定・公表

近畿地方整備局は、想定し得る最大規模の降雨により、洪水予報河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表する。

府は、想定し得る最大規模の降雨により、洪水予報河川及び水位周知河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表する。また、その他の河川についても、市役所等の所在地にかかる河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市等へ浸水想定を提供するよう努める。

(1) 大和川水系大和川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

本洪水浸水想定区域図は、水防法の規定により想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深が示されている。

これによると、大和川右岸では、本郷、大正、古町、今町、上市、清州、堂島町、河原町、法善寺、平野、山ノ井町、太平寺、大泉、安堂町、高井田、青谷地区が浸水し、大和川左岸では、石川町、片山町、玉手町、円明町、国分本町、国分西、国分市場、田辺が浸水すると想定されている。

作成主体	国土交通省近海地方整備局大和川河川事務所
指定年月日	平成28年(2016年) 5月31日
対象となる洪水予報河川	大和川水系大和川（実施区間） 左岸：奈良県磯城郡川西町北吐田地先から海まで 右岸：奈良県大和郡山市額田部町地先から海まで
指定の前提となる降雨	大和川流域の12時間総雨量316mm

(2) 大和川水系（石川）洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

本洪水浸水想定区域図は、水防法の規定（一部準用）により想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深が示されている。

これによると、石川町、片山町、玉手町、円明町に浸水区域が想定されている。

作成主体	大阪府富田林土木事務所
指定年月日	令和3年(2021年) 1月29日
対象となる河川	石川 左岸：河内長野市大字滝畑地先の府道出会橋から藤井寺市国府2丁目92番の1地先の府道石川橋下流端まで 右岸：河内長野市大字滝畑地先の府道出会橋から藤井寺市国府2丁目92番の1地先の府道石川橋下流端まで

指定の前提となる降雨	石川流域の24時間総雨量724.0mm、1時間最大雨量195.5mm 支流流域の24時間総雨量1,008.0～1,150.0mm、1時間最大雨量111.0～146.0mm
------------	--

(3) 大和川水系原川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

本洪水浸水想定区域図は、水防法の規定（一部準用）により想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深が示されている。

これによると、原川沿いの片山町、国分西、旭ヶ丘に浸水区域が想定されている。

作成主体	大阪府
公表年月日	令和3年（2021年）10月29日
対象となる河川	原川 奈良県界から大和川合流点まで
算出の前提となる降雨	原川流域の24時間総雨量1,150mm、1時間最大雨量142.0mm

(4) 淀川水系寝屋川流域（恩智川及び平野川）洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

本浸水想定区域図は、水防法の規定（一部準用）により想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深が示されている。

これによると、市域に浸水区域はないと想定されている。

作成主体	大阪府寝屋川水系改修工営所
公表年月日	平成31年（2019年）3月20日
対象となる河川	恩智川 左岸：柏原市法善寺4丁目地先（法善寺橋下流端）から寝屋川合流点まで 右岸：柏原市法善寺4丁目地先（法善寺橋下流端）から寝屋川合流点まで 恩智川 左岸：柏原市本郷3丁目地先（国道25号橋りょう下流端）から第二寝屋川合流点まで 右岸：柏原市今町2丁目地先（法善寺橋下流端）から第二寝屋川合流点まで
算出の前提となる降雨	京橋地点上流域の24時間総雨量683mm、1時間最大雨量13.1mm

(5) 洪水リスク表示図（平成24年（2012年）3月公表：作成主体 府）

洪水リスク表示図は、大阪府河川整備委員会を踏まえ、府が平成22年（2010年）6月に定めた「今後の治水対策の進め方」に基づき公表しているものである。寝屋川流域では平成24年（2012年）3月に、府管理河川において様々な降雨（10年確立降雨、30年確立降雨、100年確立降雨及び200年確立降雨）により、河川氾濫・浸水が予想される区域（内水氾濫と外水氾濫を考慮）、及び浸水深に加え洪水により木造家屋が流出する危険性を加味した危険度（危険度は高い順にⅢ、Ⅱ、Ⅰと表示）を公表している。

資料 8-1 浸水想定区域図（大和川）

資料 8-2 浸水想定区域図（大和川水系石川）

資料 8-3 浸水想定区域図（大和川水系原川）

資料 9 避難指示等の発令対象人口等

6 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

(1) 市域に水防法による浸水想定区域の指定があった場合、市は地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、ハザードマップ等により市民に周知する。

ア 洪水予報等の伝達方法

- 広報車
- 防災行政無線
- 電話、FAX
- 電子メール等
- エリアメール、緊急速報メール、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、インターネット等

イ 避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水にかかる避難訓練に関する事項、その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

- 浸水の際に想定される水深及び浸水想定区域が指定された地域の特性等を踏まえ、洪水時の緊急避難場所を指定する。
- 避難経路については、基本的には市民各自の判断に任せるものとするが、避難行動が安全に行えるうちに避難が終わるよう避難指示等を発令する。

また、地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の避難が円滑になされるよう配慮し、集団避難が行えるよう自治会（町会）や自主防災組織等の協力が得られる体制づくりを推進する。

ウ 浸水想定区域内の地下街等で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、又は主として避難行動要支援者等、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要なもの、大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地

エ 名称及び所在地を定めたこれらの施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法

(2) 上記(1)に規定する施設の所有者又は管理者は、次の措置を講じる。

ア 浸水想定区域内に位置し、柏原市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた避難確保計画（「避難確保・浸水防止計画」）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水

防組織を設置する。作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。

イ 浸水想定区域内に位置し、柏原市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）の作成、当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施し、その結果を市長に報告する。

ウ 浸水想定区域内に位置し、柏原市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「浸水防止計画」）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

(3) 上記ウに名称、所在地を定めた地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、避難確保計画を作成し、市に報告するとともに、公表する。

(4) 市及び府は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

資料 26 浸水想定区域内の要配慮者関連施設一覧及び情報伝達方法

7 洪水リスクの開示

(1) 洪水リスクの開示

府は、管理河川において様々な降雨により河川氾濫・浸水が予想された区域及びその区域が浸水した場合に想定される危険度並びに水深を公表する。

市長は、洪水浸水想定区域等が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを公表する。

(2) 洪水リスク及び避難に関する情報の周知

市及び府は、公表された洪水リスクをわかりやすく市民に周知するとともに、災害時にとるべき行動について普及啓発するため、説明会・講習会等の必要な措置を講じるように努める。また、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を策定する際に参考とする。

ハザードマップ等の作成に当たっては、早期の立退き避難が必要な区域を明示し、加えて、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか市民等に確認を促すよう努める。また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきことなど、避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

8 防災訓練の実施・指導

市は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施するとともに、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、市民の風水害発生時の避難行動等の習熟を図る。また、水災に的確に対処する危機管理方策の習熟を図るため、水害を想定し、実践型の防災訓練を実施するよう努めることとし、訓練の実施に当たっては、ハザードマップを活用しつつ行う。

9 水防と河川管理等の連携

市は、国や府が組織する複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大和川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」及び「府内各地域の水防災連絡協議会」等を活用し、国、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。

また、河川管理者等は、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、治水ダム等の事前放流の取組を推進し、水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

10 水防関係機関の強化

市及び府は、水防関係機関の研修・訓練や、災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図る。また、各機関への参加促進、処遇の改善等により、組織の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会（町会）等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

第3 特定都市河川流域の総合治水対策

府は、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、寝屋川流域を特定都市河川流域に指定した。開発者は、寝屋川流域において、おおむね0.1ha以上の開発（雨水浸透阻害行為）を行う場合、市長の許可を受けなければならない。開発者には、雨水浸透阻害行為を行う際の対策工事が求められる。

第4 下水道整備

浸水被害を防止するために適切な雨水の排除がなされるよう、下水道の整備に努める。

1 下水道施設の整備

市及び府は、降雨による浸水被害の軽減を図るため、合流管渠、雨水管渠及び雨水ポンプ場の整備に努めるとともに、河川への集中的な流出を抑制するため雨水の貯留・浸透方式の改善を推進する。

2 水路施設の整備

市は、水路の改修整備事業を促進するとともに、各水利組合等の協力を得て、平時から危険箇所の把握に努める。

第5 ため池の総合的な防災・減災対策

各ため池管理者等は、ため地の決壊、水路の氾濫等による浸水被害の防止を図るため、適正な維持管

理のもと、梅雨や台風、集中豪雨などの前に、適時、重点箇所の点検や清掃を行う。また、府、市、ため池管理者等関係機関は連携して、ため池等農業用水利施設の改修・補強を進めるとともに、事前の備えと迅速かつ的確な情報伝達・避難等、防災意識の向上を図るソフト対策とあわせ、総合的な防災・減災対策を進める。

第6 農地防災対策

市及び府、築留土地改良区、ため池管理者、水利組合は、水路の氾濫、ため池の決壊等による農地の湛水被害を防止するため、農業用排水路の整備、ため池堤防の強化等に努める。

1 農地関係湛水防除

農業用排水路、排水施設の整備を進める。

2 ため池の耐震化対策・統廃合

想定される大規模地震動に対して、堤体が損傷を受けても決壊しないよう、防災上重要なため池を中心に、計画的に改修、また、耐震診断及び対策を実施する。また、必要に応じ、農業用施設の統廃合を進める。

資料 15 河川・水路・水防ため池一覧表

第4節 地盤災害予防対策

市、府、近畿地方整備局及び関係機関は、土砂災害等を未然に防止するため、危険な箇所における災害防止対策を実施する。また、土砂災害等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、当該災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。

第1 土砂災害警戒区域等における防災対策

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害から人命を守るため、土砂災害のおそれのある区域等についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進する。

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

府は、土砂災害により被害のおそれのある地域の地形、地質、降水及び土地利用状況等についての基礎調査を行い、市町村長の意見を聴きながら、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を行う。また、府は基礎調査の結果を公表しなければならない。

2 指定区域内での開発規制等による安全確保の推進

市及び府は、土砂災害特別警戒区域において、住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行為について制限するとともに、建築基準法に基づく構造規制を踏まえ、建築物の構造が安全なものとなるよう努める。また、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。

3 警戒避難体制等

(1) 国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれがある場合の避難場所、避難経路、避難方向その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項を市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。なお、ハザードマップ等の配布又は閲覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきことなどの避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

(2) 土砂災害（特別）警戒区域内に位置し、柏原市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画は市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施し、その結果を市町村長に報告する。

市及び府は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努め、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

資料4 土砂災害警戒区域等一覧

資料7 土砂災害警戒区域等位置図

資料9 避難指示等の発令対象人口等

資料27 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等一覧

第2 土石流対策（砂防）

市における土石流危険渓流は、土石流危険渓流Ⅰが59渓流、土石流危険渓流Ⅱが11渓流、土石流危険渓流Ⅲが7渓流の合計77渓流あり、そのうち砂防堰堤を有する渓流は8渓流である（令和3年（2021年）12月末現在）。砂防指定地は612ha（令和3年（2021年）12月末現在）である。

「土石流危険渓流」とは、「土石流危険渓流及び土石流危険渓流調査要領（案）（平成11年（1999年）4月、建設省河川局砂防部）」による調査により抽出された、土石流発生危険性がある次の渓流をいう。

土石流危険渓流Ⅰ：保全人家5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館、発電所等のある場合を含む。）に被害の生じるおそれがある渓流

土石流危険渓流Ⅱ：保全人家1～4戸に被害の生じるおそれがある渓流

土石流危険渓流Ⅲ：保全人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる渓流

「砂防指定地」とは、砂防法に基づき、砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地として国土交通大臣が指定するものをいう。

1 土石流対策の推進

- (1) 土石流などの土砂流出による災害を未然に防止し、下流への土砂流出を抑制するため、国土交通大臣は「砂防指定地」（砂防法第2条）を指定する。
- (2) 府は、砂防指定地において一定の行為を禁止又は制限するとともに、砂防事業を実施する。
- (3) 特に、土砂・流木による被害の危険性が高い渓流において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する。

2 市民への周知

山鳴りなどの異常現象が市民によって早期に発見されるよう、市は府と協力して、「土石流危険渓流及び危険区域」の箇所や前兆現象の種類の周知に努める。

3 パトロールの実施

市は、府と連携して定期的なパトロールの実施に努め、被害を受けやすい箇所等の実態を調査、把握する。

4 警戒避難体制の整備

市は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

- (1) 市民からの異常現象発見時等の通報連絡体制の充実・強化を図る。
- (2) 大雨等の異常な自然現象、異常現象等の通報を受けた場合など、土砂災害の危険が増大した場合において、迅速かつ的確に避難指示を発令できるよう、市民への伝達体制の整備を図る。

資料1 土石流危険渓流

第3 地すべり対策

市には6か所の地すべり危険箇所があり、そのうち亀の瀬、旭ヶ丘、西旭ヶ丘の3か所が地すべり防止区域（地すべり等防止法第3条）に指定されている（令和3年（2021年）12月末現在）。

「地すべり危険箇所」とは、地すべり危険箇所調査要領（平成8年（1996年）10月、建設省河川局砂防部傾斜地保全課）に基づき抽出された地すべりの発生するおそれがある箇所であり、地すべり等防止法第51条に基づく国土交通省所管になりうる箇所をいう。

「地すべり防止区域」とは、地すべり防止工事を行う等、地すべりによる災害を防止するため、国土交通大臣が地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条に基づき指定する区域をいう。

1 地すべり対策の推進

- (1) 多量の崩土による災害を未然に防止し、土砂移動を抑制するため、国土交通大臣は「地すべり防止区域」（地すべり等防止法第3条）を指定する。
- (2) 対策工事について、府による旭ヶ丘、西旭ヶ丘の防止工事は、概成しており、近畿地方整備局による亀の瀬の工事は、現在も推進が図られている。
- (3) 近畿地方整備局及び府により、地すべり防止区域における、地すべりを助長又は誘発する原因となる行為の禁止・制限が図られる。

2 市民への周知

地面にひび割れが生じるなどの異常現象が市民によって早期に発見されるよう、市は近畿地方整備局及び府と協力して、地すべり危険箇所・地すべり防止区域、前兆現象の周知に努める。

3 パトロールの実施

市は、近畿地方整備局及び府、関係機関と連携して定期的なパトロールの実施に努め、地すべり状況を把握する。

4 警戒避難体制の整備

市は、近畿地方整備局、府、関係機関と協力して災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

- (1) 市は、関係機関と連携して常に地すべり防止区域の監視を実施するとともに、必要に応じて地すべり伸縮計及び警報サイレンの増設等を行う。
- (2) 地すべり危険箇所において異常現象等が生じた場合、迅速かつ的確な応急対策工事、警戒体制が取れるよう、近畿地方整備局、府、大阪府警察（柏原警察署）、市、八尾市、奈良県、三郷町、王寺町、西日本高速道路株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社等の関係機関相互間の連絡体制を強化するとともに、情報交換に努める。
- (3) 市は、市民からの異常現象発見時等の通報連絡体制の充実・強化を図る。
- (4) 大雨、地震等の異常な自然現象、異常現象等の通報を受けた場合など、土砂災害の危険が増大した場合において、迅速かつ的確に避難指示を発令できるよう、市民への伝達体制の整備を図る。

資料2 地すべり危険箇所、地すべり防止区域

第4 急傾斜地崩壊対策

市における急傾斜地崩壊危険箇所は、急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰが45か所、急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱが45か所、急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲが31か所の合計121か所あり、そのうち府により急傾斜地崩壊危険区域が11か所指定され、対策工事が実施されている(令和3年(2021年)12月末現在)。

1 急傾斜地崩壊防止対策の推進

- (1) 府は、急傾斜地におけるがけ崩れを未然に防止し、法面の崩壊を防止するため、「急傾斜地崩壊防止区域」(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条)を指定する。
- (2) 府は、急傾斜地崩壊危険区域における、がけ地の崩壊を助長又は誘発する原因となる行為を禁止・制限し、崩壊防止工事を実施する。

2 市民への周知

がけへの亀裂が生じる等の異常現象が市民によって早期に発見されるよう、市は府と協力して、急傾斜地崩壊危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域の箇所や、前兆現象の種類の周知に努める。

3 パトロールの実施

市は、府と連携して定期的なパトロールの実施に努め、被害を受けやすい箇所等の実態を調査、把握する。

4 警戒避難体制の整備

市は、急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

- (1) 市民からの異常現象発見時等の通報連絡体制の充実・強化を図る。
- (2) 大雨、地震等の異常な自然現象、異常現象等の通報を受けた場合など、土砂災害の危険が増大した場合において、迅速かつ的確に避難指示を発令できるよう、市民への伝達体制の整備を図る。

資料3 急傾斜地崩壊危険箇所、急傾斜地崩壊防止区域・災害危険区域

5 災害危険区域

(1) 災害危険区域

建築基準法第39条第1項の規定に基づく大阪府建築基準法施行条例第3条第1項の規定による急傾斜地崩壊危険区域、及び急傾斜地崩壊危険区域外の箇所についても、急傾斜地の崩壊による危険が著しい箇所については、災害危険区域として府が指定する。

(2) 行為の制限

災害危険区域においては、府は、建築基準法第39条第2項の規定に基づく大阪府建築基準法施行条例第4条第2項の規定に基づき、住居の用に供する建築物について建築制限を行う。

第5 山地災害対策

市域内には、山地災害危険地区(山腹の崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりにより災害が、現に発生し、又は発生する危険のある森林で、その危害が人家又は公共施設に直接及ぶおそれのある地域)が30

か所（令和3年（2021年）12月末現在）ある。

1 山地災害対策の推進

- (1) 土砂の流出や崩壊を未然に防止するため、府に対し、治山事業の推進を要請する。また、府は、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施する。
- (2) 保安林において、一定の行為の制限が徹底されるよう、府において図られることとなっている。

2 市民への周知

市は府と連携して、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出による被害を防止するため、山地災害危険地区の周知に努める。

資料5 山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区・地すべり危険地区・崩壊土砂流失危険地区）

第6 宅地防災対策

市の宅地造成工事規制区域（宅地造成等規制法第3条）指定は792ha（令和3年（2021年）12月末現在）となっている。

1 造成行為の指導

- (1) 宅地造成工事規制区域内において、宅地造成に関する技術基準に適合するよう、市及び府は、開発事業者に対する指導や必要に応じて監督処分を図る。
- (2) 市は、府と協力して、宅地造成や開発行為において、許可申請時の計画内容を充分審査し、安全な宅地となるよう事業者に対して指導に努める。

2 宅地防災パトロールの実施

災害発生のおそれがある場合は、地すべり防止区域、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域、急傾斜地崩壊危険箇所に接する宅地を重点的にパトロールし、必要に応じて応急措置を講じるなど、災害発生を未然に防止するよう努める。

3 危険宅地の解消

市は、府と協力して、土砂流出、擁壁崩壊等の危険宅地を発見した場合は、所有者等に改善勧告を実施するなど、危険宅地の解消に努める。

4 宅地の耐震化

既存の造成地の中で、大地震等に変動・崩壊等を起こし、広範な被害を発生させるおそれが高い大規模盛土造成地の耐震化については、大規模盛土造成地等の変動予測調査を行い、減災対策実施が必要と判断された盛土造成地を市が宅地造成等規制法により、「造成宅地防災区域」として指定し、必要な措置を講ずる。

5 市民への周知

大規模盛土造成地の位置や規模を示した、大規模盛土造成地マップを公表し、市民の防災意識を高めるとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を促進するよう努める。
また、液状化発生の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努める。

資料6 宅地造成工事規制区域指定

第7 土砂災害情報相互通報システムの運用

土砂災害から人命を守るため、平時から災害時を通じて土砂災害関連情報を市民と市が相互に通報する土砂災害情報相互通報システムを運用する。

第5節 危険物等災害予防対策の推進

第1 危険物災害予防対策

市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合は、消防法をはじめ関係法令の周知徹底、規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚に努める。

なお、事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

1 規制

- (1) 立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
- (2) 危険物施設内の危険物の取扱いについては、危険物取扱者が行い、それ以外の者の場合には、資格を持った者の立ち会いを徹底させる。
- (3) 関係機関と連携して、危険物積載車両等の一斉取締りを実施する。

2 指導

- (1) 危険物施設の実態に即した予防規程の策定を指導する。
- (2) 危険物施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- (3) 危険物施設の定期点検の適正な実施を指導する。
- (4) 災害発生時における災害の拡大防止のための施設、設備の整備及び緊急措置要領の策定等、当該危険物施設の実態に応じて必要な措置を講ずるよう指導する。

3 自主保安体制の確立

- (1) 大規模な危険物施設事業者に対し、自衛消防隊の組織化を推進するとともに、活動要領を策定するなど、自主的な防災体制の確立について指導する。
- (2) 危険物施設事業者等に対して、保安教育、消火訓練等の実施手法について指導する。

4 啓発

危険物取扱者等に対し、保安管理の向上を図るため、研修会、講習会を実施するとともに、危険物安全月間を中心に、関係者に各種啓発事業を行う。

第2 高圧ガス災害予防対策

高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律をはじめ、関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、事業者等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

1 規制

- (1) 立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準を遵守徹底させる。
- (2) 関係機関と連携して、高圧ガス積載車両等の一斉取締りを実施する。

2 指導

- (1) 危害予防規程の策定を指導する。
- (2) 高圧ガス関係事業者における保安教育、自主検査の徹底、施設の維持管理を適正に行うよう指導する。
- (3) 販売事業者に対し、保安の確保を図るため、立入検査等の指導を実施する。

3 自主保安体制の確立

自主的な防災組織である「高圧ガス地域防災協議会」や高圧ガス関係団体の実施する自主保安活動が、より一層充実するよう指導する。

4 啓発

関係機関と連携して講習会等を実施するほか、高圧ガス保安活動促進週間において、高圧ガス保安大会の開催、ポスターの配布、防災訓練の実施等、関係者の保安意識の高揚を図る。

第3 火薬類災害予防対策

大阪府警察（柏原警察署）と連携し、盗難防止対策を含めた火薬類の災害を防止するため、火薬類取締法をはじめ関係法令の順守徹底・規制を行うとともに、火薬類取扱事業者等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

1 規制

立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準を遵守徹底するよう指導する。

2 指導

- (1) 危害予防規程の策定を指導する。
- (2) 火薬類取扱事業者等における保安教育や自主保安検査の実施を指導する。

3 自主保安体制の確立

- (1) 大阪府火薬類保安協会が実施する火薬類取扱従事者に対する保安講習の受講等を指導する。
- (2) 事故発生時の緊急出動連絡体制として、大阪府火薬類保安協会に設置された防災対策委員制度を活用するよう指導する。

4 啓発

危害予防週間（6月）において、保安講習の開催、立入検査の実施、啓発ポスターの配布等により、関係者の保安意識の高揚を図る。

第4 毒物・劇物災害予防対策

毒物、劇物による危害を防止するため、毒物及び劇物取締法をはじめ関係法令の周知徹底、規制を行うとともに、製造、貯蔵又は取扱施設に対し、関係行政機関との連携の基に、危害予防規程の策定を指導するなど適切な災害予防対策を講じるよう指導する。

また、毒物、劇物を業務として製造、貯蔵又は取扱おうとする者に届け出させるとともに、被害発生時の消防活動の障害とならないように指導する。

第5 放射線災害予防対策

府をはじめとする関係機関と協力して、放射性同位元素にかかる施設の設置者等に対し、施設の耐震・不燃化対策とともに、放射線防災に関する知識の普及など各種予防対策が講じられるよう努める。

核燃料物質や放射性同位元素等を原因とする事故（放射線災害）予防対策、応急対策及び事後対策について、他の法令等によるべき旨のない範囲で、核燃料物質の使用施設の設置者及び放射性同位元素取扱事業者（放射性同位元素等の規制に関する法律に規定する放射性同位元素の使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄事業者をいう。）等は、必要な対策（施設の防災対策、防災業務関係者に対する教育、防災訓練等）を講じるよう努める。

第6節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

市は、「地震防災対策特別措置法」（平成7年法律第111号）に定める第六次地震防災緊急事業五箇年計画に基づき府と連携協力して、事業の推進に努める。

第1 対象地区

市全域

第2 計画の初年度

令和3年度

第3 計画対象事業

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予 定年度	所管省庁	実施目標との 関係
柏原羽曳野藤 井寺消防組合	緊急消防援助隊 設備整備費補助 事業	9か所	477	03-07	消防庁	消防用施設の 整備
柏原羽曳野藤 井寺消防組合	施設整備事業 (一般財源分)	9か所	295	03-07	消防庁	消防用施設の 整備
柏原羽曳野藤 井寺消防組合	防災対策事業	1か所	20	03-07	消防庁	消防用施設の 整備

第2章 防災体制の整備

第1節 防災組織及び活動組織の整備

市及び関係機関は、平時から、自らの組織動員体制、資機材等の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や防災訓練の実施などを通じ、関係機関と相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。

第1 防災体制の整備

1 柏原市防災会議

防災会議は、柏原市防災会議条例（昭和38年柏原市条例第5号）に基づき設置される組織で、市長を会長とし、地域防災計画を作成及び実施し、市域にかかる防災に関する重要事項を審議する。

資料 10 柏原市防災会議条例

資料 11 柏原市防災会議運営要綱

資料 12 柏原市防災会議委員一覧

2 課別担当避難所の設定及び避難所担当職員の配置

危機管理課は、各課が開設、運営を担当する指定避難所を決定するとともに、各課に災害発生直後に指定避難所の開設を担当する避難所担当職員をあらかじめ定めるよう指示する。

第2 活動組織の整備・充実

市は、災害の規模その他の状況に照らし、災害応急対策が迅速かつ的確に実施できるよう、災害対策活動体制を確立する。

なお、災害時に各々の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材の確保に努める。

1 活動組織・動員体制

(1) 地震発生時

観測した震度	災害応急対策組織体制	配備区分
震度5強以上	災害対策本部	C号配備
震度5弱		B号配備
震度4	警戒本部	警戒配備
震度3	情報収集体制	危機管理課

(2) 風水害時

配備時期	災害応急対策組織体制	配備区分
1 災害発生のおそれがある情報を入手し、危機管理監が災害に備えて気象情報等の収集を実施する必要があると認めるとき 2 その他必要により市長が当該配備を指令するとき。	情報収集体制	危機管理課
1 災害の発生のおそれがある気象警報等が発表され、小規模な災害が発生するおそれがあるとき。 2 その他必要により市長が当該配備を指令するとき。	初動本部	警戒配備
1 災害発生のおそれがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき若しくは小規模の災害が発生したとき。 2 その他必要により市長が当該配備を指令するとき。	警戒本部	A号配備
1 相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 2 その他必要により市長が当該配備を指令するとき。	災害対策本部	B号配備
1 特別警報が発表されたとき又は発表が予測されるとき。 2 大規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 3 その他必要により市長が当該配備を指令するとき。		C号配備

2 職員の配備の基準となる震度の判定

職員の配備基準となる震度の判定は、気象庁が発表する市又は隣接市町（八尾市、藤井寺市、羽曳野市、香芝市、王寺町、三郷町）の震度又は市役所に設置された計測震度計の震度階による。

勤務時間外において、上記の表に該当する震度を観測した場合、動員配備対象者は、それぞれ参集指令の有無にかかわらず自主参集する。

第3 災害対策本部

1 設置基準

- (1) 震度5弱以上を観測した場合
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合
- (3) 特別警報が発表されたとき又は発表が予測される場合
- (4) 大雨、洪水、暴風等の警報が発表され、その対策が必要と認められる場合
- (5) 災害救助法が適用される程度の災害が発生した場合
- (6) 大規模災害の発生が予測され、その対策を要すると認められる場合
- (7) その他、市長が必要と認めた場合

2 組織体制

組織体制は、次のとおりとする。



3 事務分掌

各部の事務分掌及び部長、班長等については、次のとおりとする。

【各部の事務分掌】

部	班	事務分掌
共通事項		1 所管施設の防災管理及び施設管理者との連絡調整に関すること。
		2 所管施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。
		3 各班における災害対応の記録に関すること。
		4 市民の避難誘導等、緊急時の被災者救援活動に関すること。
		5 本部等の指示、要請に従い、各部各班の応援に関すること。

※ () は部長、班長、< > は副部長、副班長を示す。

※各対策部欄に記載のない部長級職員は、所属する各対策部の副部長を担う。

部	班	事務分掌	担当課(部)
総括部 (危機管理監)	総括班 (危機管理課長)	1 本部員、各部及び部内各班並びに関係機関の連絡調整に関すること。 2 避難情報の発令に関すること。 3 災害情報及び気象情報の収集並びに伝達に関すること。 4 本部の開設及び廃止に関すること。 5 避難所の開設・閉鎖の判断に関すること。 6 防災会議及び本部会議の開催に関すること。 7 災害対策を実施するための総合的な方針及び計画の立案、調整、進行管理に関すること。 8 本部長の指示、命令の伝達に関すること。 9 本部との連絡及び関係各課との連絡調整に関すること。 10 被害状況の取りまとめ及び報告書作成に関すること。 11 災害救助法の適用に関すること。 12 各部の応援体制の調整・指示に関すること。 13 国・自衛隊・府への要請、他自治体等との相互協力・応援及び民間協力団体等への協力要請に関すること。 14 府本部との連絡及び報告に関すること。 15 災害対策の総括に関すること。 16 防災行政無線の確保及び管理・運用に関すること。	危機管理課

総務対策部 (政策推進部長) <総合政策監> <総務部長> <総務部理事> <総務部デジタル監> <財務部長> <議会事務局長> <会計管理者> <市民部理事>	庶務班 (総務課長) <企画調整課長>	1 電話通信及びICTを活用した情報処理に関する <u>こと。</u> 2 庁舎の安全確認、防護措置、緊急使用及び復旧に関する <u>こと。</u> 3 災害対策本部長、副本部長の秘書及び特命に関する <u>こと。</u> 4 本部会議の庶務(資料作成、設営、記録、記者会見資料作成)に関する <u>こと。</u> 5 車両その他輸送手段の確保及び配車に関する <u>こと(消防、上下水道、市立柏原病院を除く。)</u> 。 6 車両の借り上げ及び輸送機関との連絡に関する <u>こと。</u> 7 職員及び物資の輸送に関する <u>こと。</u>	企画調整課 秘書広報課 総務課 デジタル推進課 公有財産マネジメント課 庁舎整備室
	人事班 (人事課長)	1 各部の職員の参集状況の把握に関する <u>こと。</u> 2 職員の給与手当等に関する <u>こと。</u> 3 職員の安全管理に関する <u>こと。</u> 4 職員の職務環境及び健康管理に関する <u>こと。</u> 5 公務災害補償、その他職員に対する給付及び援助に関する <u>こと。</u> 6 職員への食料・飲料水の確保に関する <u>こと。</u> 7 災害対策従事者の出勤状況等の把握、処遇に関する <u>こと。</u> 8 災害派遣職員の受入れ及び配置に関する <u>こと。</u> 9 職員及びその家族の被災状況の把握に関する <u>こと。</u>	人事課
	広報班 (秘書広報課長) <地域連携支援課長>	1 災害関係の広報広聴及び報道関係機関との連絡調整に関する <u>こと。</u> 2 災害状況の撮影等による記録・編集・保存に関する <u>こと。</u> 3 広報車の現地派遣に関する <u>こと。</u> 4 災害視察者・見舞者等の応接に関する <u>こと。</u> 5 外国人に対する情報提供及び相談に関する <u>こと。</u>	秘書広報課 議会事務局 地域連携支援課
	財務班 (財政課長)	1 災害関係の予算及び起債に関する <u>こと。</u> 2 災害対策及び救援物資の出納に関する <u>こと。</u> 3 国、府等の補助金に関する <u>こと。</u> 4 義援金に関する <u>こと。</u>	財政課 会計管理室
	調査班 (課税課長) <納税課長>	1 災害による住家等の被害認定調査に関する <u>こと。</u> 2 災害に伴う市税の減免に関する <u>こと。</u> 3 罹(り)災証明書交付に関する <u>こと。</u>	課税課 納税課

第2章 第1節 防災組織及び活動組織の整備

	<p>調 達 班 (契約検査課長) <産業振興課長> <にぎわい観光課長></p>	<p>1 災害に伴う応急物資及び食料等の購入調達に関すること。 と。</p> <p>2 応急寝具、日用品及びその他生活必需品の配給に関すること。</p> <p>3 救援物資の受入れ及び管理、緊急輸送拠点の運営に関すること。</p> <p>4 避難所及び被災地区に対する応急食料等の配給に関すること。</p> <p>5 農林関係の被害状況調査及び応急対策に関すること。</p> <p>6 商工関係の被害状況調査及び応急対策に関すること。</p>	<p>契約検査課 産業振興課 にぎわい観光課 行政委員会</p>
<p>民生対策部 (福祉子ども部長) <健康部長> <市民部長></p>	<p>福 祉 班 (福祉総務課長) <障害福祉課長> <高齢介護課長> <福祉指導監査課長> <子育て支援課長> <子ども施設課長></p>	<p>1 要配慮者の対策に関すること。</p> <p>2 福祉避難所の運営に関すること。</p> <p>3 行方不明者の捜索、把握及び遺体の搬送並びに安置、棺・ドライアイス等の手配、遺体の引渡しに関すること。</p> <p>4 災害時における入所児童の安全に関すること。</p> <p>5 災害見舞金、災害弔慰金及び災害援護資金に関すること。</p> <p>6 日赤への協力依頼に関すること。</p> <p>7 社会福祉協議会と連携しボランティアの受入れ及び配置に関すること。</p> <p>8 災害ボランティアセンターの設置及び人材育成に関すること。</p>	<p>福祉総務課 障害福祉課 高齢介護課 福祉指導監査課 子育て支援課 子ども施設課</p>
	<p>保 健 班 (健康づくり課長) <子ども家庭安心課長></p>	<p>1 市域における被災患者の把握及び報告に関すること。</p> <p>2 医療関係機関との連絡に関すること。</p> <p>3 市内医療機関の被害状況の把握及び報告に関すること。</p> <p>4 救護所の設置及び管理に関すること。</p> <p>5 被災者の健康維持に関すること。</p> <p>6 感染症の予防に関すること。</p>	<p>健康づくり課 子ども家庭安心課</p>
	<p>市 民 班 (市民課長) <保険年金課長></p>	<p>1 市民からの災害関連の問合せ・相談に関すること。</p> <p>2 相談事項の処理のための各班への要請に関すること。</p> <p>3 被災者台帳に関すること。</p>	<p>市民課 保険年金課 人権推進課</p>
	<p>環 境 班 (環境対策課長)</p>	<p>1 災害時におけるし尿・ごみ収集処理計画の立案及び実施に関すること。</p> <p>2 災害廃棄物処理計画の立案及び実施に関すること。</p> <p>3 遺体の埋火葬に関すること。</p> <p>4 防疫活動に関すること。</p>	<p>環境対策課</p>

土木水防対策部 (都市デザイン部長)	土木水防班 (都市政策課長) 〈都市管理課長〉 〈交通政策課長〉	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、橋りょう、河川、水路、農道水路、公園等の被害状況調査及び応急対策に関すること。 2 交通途絶箇所及び交通迂回路線の工事に関すること。 3 障害物の除去に関すること。 4 公共土木施設の応急復旧、その他土木工事に関すること。 5 関係事業者への協力要請及び重機の調達等に関すること。 6 ため池等の監視及びため池管理者との連絡に関すること。 7 浸水の応急対策及び被害状況調査に関すること。 	都市政策課 都市管理課 交通政策課
	都市計画班 (都市開発課長) 〈用地課長〉	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災建物の被害状況調査及び応急対策に関すること。 2 被災判定の協力に関すること。 3 建築物等の応急危険度判定に関すること。 4 応急仮設住宅の建設並びに維持管理に関すること。 5 市有建物等の被害状況調査及び応急対策に関すること。 	都市開発課 用地課 都市政策課 (都市計画係)
上下水道対策部 (上下水道部長)	上水道班 (水道工務課長) 〈経営総務課長〉	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 2 大阪広域水道企業団との連絡調整に関すること。 3 断水地区への応急給水に関すること。 4 水道施設の災害復旧に関すること。 5 災害による各戸使用水量の認定に関すること。 6 工作資機材の調達に関すること。 7 災害地の水質検査及び対策に関すること。 	水道工務課 経営総務課
	下水道班 (下水工務課長) 〈経営総務課長〉	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道施設等に関する被害状況調査及び応急対策に関すること。 2 下水道施設の機械器具の整備点検及び操作指示に関すること。 3 下水道施設の維持管理に関すること。 4 関係業者への協力要請及び重機の調達に関すること。 5 下水道使用料等の減免に関すること。 6 浸水の応急対策及び被害状況調査に関すること。 	下水工務課 経営総務課
医療対策部 (病院長) 〈看護部長〉 〈病院事務局長〉	医療班 (副院長) 〈医療安全管理者〉 〈医事総務課長〉	<ol style="list-style-type: none"> 1 入院患者等の避難、救護に関すること。 2 医薬品等の確保に関すること。 3 被災患者の把握に関すること。 4 対策本部の要請による被災地への医療関係者の派遣に関すること。 5 隣接市立、府立及び国立病院又は保健所、その他医療機関との連絡調整に関すること。 	診療部 医療技術部 看護部 医事総務課

第2章 第1節 防災組織及び活動組織の整備

文教対策部 (教育部長) <教育監>	学校教育班 (教育総務課長) <指導課長> <学務課長>	1 教育施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。	教育総務課 指導課 学務課
		2 教職員への応援要請に関すること。	
		3 避難所運営支援に関すること。	
		4 罹(り)災児童、生徒の被災状況の調査及び応急処置に関すること。	
		5 罹(り)災児童、生徒に対する学用品の調達及び支給に関すること。	
		6 応急教育の実施に関すること。	
		7 学校授業の再開に向けた諸準備に関すること。	
	社会教育班 (社会教育課長) <スポーツ推進課長>	1 避難所の統括に関すること。	社会教育課 スポーツ推進課 公民館 図書館 文化財課
		2 教育施設、社会教育施設、文化財等の被害状況調査及び応急対策に関すること。	
		3 避難所運営支援に関すること。	
		4 広域避難場所への誘導、運営に関すること。	
		5 仮設トイレ等の設置、管理に関すること。	
	避難所担当	1 指定緊急避難場所、指定避難所の開設、管理、運営に関すること。	あらかじめ定めた課

4 設置場所

市役所4階中会議室に設置する。ただし、当該施設が使用不可能と判断される場合、又は災害の規模その他の状況により応急対策の推進を図るため必要がある場合は、市長の判断により、市役所別館、市民文化会館（リビエールホール）、勤労者センター（K.Iホール）等の代替施設に設置する。

資料 13 柏原市災害対策本部条例

資料 14 柏原市災害対策本部運営要綱

第4 警戒本部

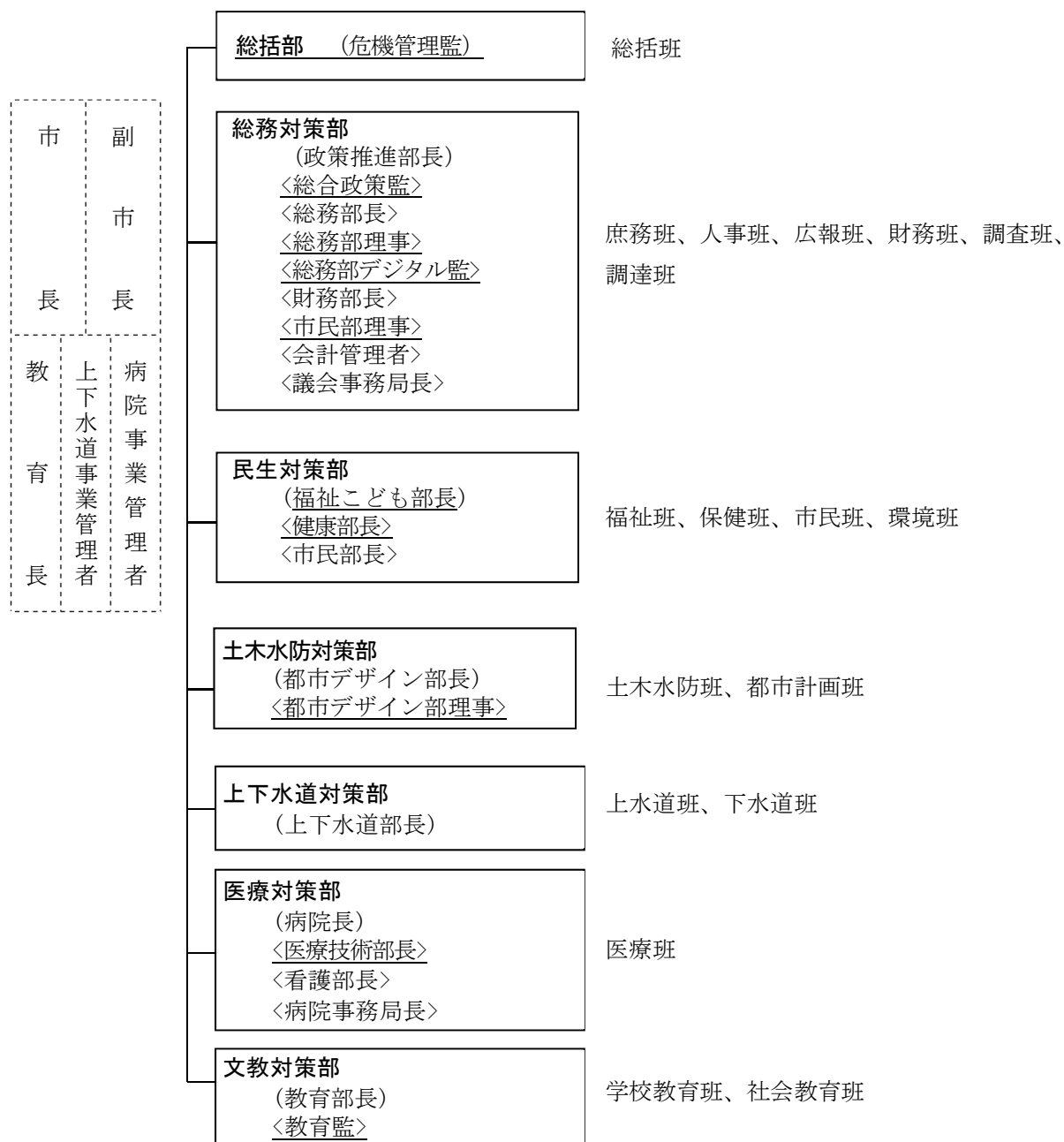
1 設置基準

次の基準の場合、危機管理監を指揮者とする警戒本部を設置する。

- (1) 震度4を観測した場合
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合
- (3) 大雨、洪水、暴風等の警報が発表され、災害の発生が予測される場合
- (4) 市域に小規模若しくは中規模の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合
- (5) その他市長が必要と認めた場合

2 組織体制

警戒本部の組織体制は、指揮者を危機管理監として各対策部、班で構成する。



()は部長、< >は副部長

3 事務分掌

災害対策本部に準じる。

4 設置場所

市役所4階中会議室に設置する。災害の規模その他の状況により応急対策の推進を図るため必要がある場合は、市長の判断により災害対策本部に準じた代替施設に設置する。

第5 初動本部

1 設置基準

風水害対策における初期の配備体制を決定するために、初動本部を設置する。

- (1) 大雨・洪水・暴風の警報が発表されたとき又は事前に警報の発表が予測される場合
- (2) 市域に小規模な災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合

2 組織体制

初動本部の組織体制は指揮者を危機管理監として、総務対策部、民生対策部、土木水防対策部、上下水道対策部、医療対策部、文教対策部の部長で構成する。なお、勤務時間外において、配備体制の強化が必要と認められる場合、危機管理課長は危機管理監に連絡し、本部の設置と本部員の招集を要請する。

3 事務分掌

- (1) 災害応急対策の基本方針に関すること。
- (2) 配備体制に関すること。

第6 情報収集体制

震度3を観測したときや気象注意報等の発表がなされた場合、必要に応じて情報収集を行うために、危機管理課の職員が情報収集体制をとる。

第7 動員体制の整備・充実

【職員動員配備表】※避難所担当の職員数は含まない

※都市デザイン部、上下水道部、病院の動員職員数は含まない

部名	課名	配備人員				
		事前配備	警戒配備	A号配備	B号配備	C号配備
政策推進部	秘書広報課	2	3	4	5	全 員
	企画調整課	1	1	2	3	
	人事課	1	2	3	3	
	危機管理課	3	5	全員	全員	
総務部	総務課	2	3	5	7	全 員
	公有財産マネジメント課	1	1	1	1	
	庁舎整備室	1	1	1	1	
	デジタル推進課	0	1	1	1	
財務部	財政課	0	0	1	1	全 員
	契約検査課	0	0	1	2	
	課税課	1	1	6	8	
	納税課	0	1	3	4	
市民部	市民課	1	1	3	4	全 員
	人権推進課	0	0	0	1	
	環境対策課	1	1	2	4	
	地域連携支援課	1	1	1	1	
	産業振興課	0	0	1	3	
	にぎわい観光課	1	1	1	1	
福祉こども部	福祉総務課	1	1	4	5	全 員
	障害福祉課	0	0	1	1	
	こども家庭安心課	0	0	1	2	
	こども施設課	0	1	1	1	
	福祉指導監査課	0	0	1	1	
	子育て支援課	1	1	1	1	
健康部	健康づくり課	0	0	1	1	全 員
	高齢介護課	1	1	4	6	
	保険年金課	0	1	4	6	
都市 デザイン部	都市管理課 都市政策課 都市開発課 交通政策課 用地課	部の動員基準に基づく				全 員
会計管理室	会計管理室	0	0	0	1	全 員

部 名	課 名	配 備 人 員				
		事前配備	警戒配備	A号配備	B号配備	C号配備
上下水道部	経営総務課 水道工務課 下水工務課	部の動員基準に基づく				全 員
病院	診療部 医療技術部 看護部 医事総務課	部の動員基準に基づく				全 員
教育部	教育総務課 学務課 指導課 社会教育課 文化財課 スポーツ推進課 公民館 図書館	1 0 0 1 0 0 0 0	2 1 1 2 0 0 0 0	2 1 1 3 1 0 0 0	2 1 2 3 1 1 1 1	全 員
行政委員会	行政委員会	0	0	0	1	全 員
議会事務局	議会事務局	1	1	1	1	全 員
合 計		22	35	70	96	全職員

1 職員の動員配備

(1) 勤務時間内

危機管理課長は、勤務時間内に気象予警報等が発表された場合又は被害の発生のおそれがある前兆現象等が報告された場合に、初動本部会議を招集し、配備体制について検討を行い、その議を経て、体制を決定する。決定した配備体制は、庁内連絡を実施する。

(2) 勤務時間外

各職員は勤務時間外に気象予警報等が発表された場合又は被害の発生のおそれがある前兆現象等が報告された場合、あらかじめ定められた動員配備表のとおり参集する。また、配備体制を增強する必要がある場合、危機管理課長は、危機管理監に初動本部会議の開催を要請し、その議を経て、体制を決定する。決定した配備体制は、「職員安否確認システム」等により伝達し、組織体制の設置と防災活動を実施する。ただし、極めて緊急を要し会議を招集・開催するいとまのない場合は、危機管理監への電話連絡等をもって配備体制を決定し、伝達する。

(3) 課別担当避難所の設定及び避難所担当職員の配置

危機管理課は、各課が開設、運営を担当する指定避難所をあらかじめ設定するとともに、災害発生直後、又は、災害の発生が予想される場合に必要な指定避難所の開設を各課に指示する。

第8 防災拠点機能等の確保・充実

災害発生時に速やかに災害応急活動体制をとれるよう、防災拠点機能等の確保・充実を図る。

1 防災中枢施設の整備

市、府をはじめ防災関係機関は、発災時に速やかな体制をとれるように、防災拠点機能等の確保、充実を図るとともに、大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備する。

2 司令塔機能の整備

市及び防災機関は、市役所庁舎を災害対策本部設置場所等の司令塔機能施設として整備するよう努める。そのため、施設（非構造部材を含む。）の耐震化を推進するほか、代替施設の選定などのバックアップ対策を講じるとともに、保有する施設・設備において、電力供給が途絶した場合に備え、自家発電設備等の整備をはじめ多様な手段による電力確保に努める。自家発電設備の整備に当たっては、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平時から点検、訓練等に努めるものとする。

また、大規模災害発生時においては、市役所駐車場を災害応急活動の場所として活用することから、市及び防災関係機関の活動に必要なスペースや、電力の確保に努めるものとする。

第9 地域防災拠点の整備

災害時に市民や行政などの防災活動の拠点となるよう、地域防災拠点の整備を推進する。

1 地域の備蓄拠点

コミュニティのまとまりの区域となっている小学校区を単位として、中心となる小学校（10か所）を地域の備蓄拠点と位置づけ、防災用資機材の整備、非常用食料等の備蓄などに努めるとともに、通信設備の充実を図り、通信連絡体制を強化する。

【地域の備蓄拠点一覧】

施設名	所在地	電話番号	備考
柏原小学校	大正 1-9-53	972-3621	柏原
柏原東小学校	大東 1-8-5	971-2111	柏原東
堅下北小学校	法善寺 4-359-5	971-6857	堅下北
堅下小学校	平野 2-1-5	971-2816	堅下
堅下南小学校	安堂町 710	973-0581	堅下南
堅上小学校	雁多尾畑 5955	979-0009	堅上
玉手小学校	円明町 1-1	977-3551	玉手
国分小学校	国分本町 6-11-4	977-1205	国分
旭ヶ丘小学校	旭ヶ丘 3-4896	976-1361	旭ヶ丘
（旧）国分東小学校	国分東条町 3704-1	二	国分

2 地域防災拠点

市は、応援部隊の受入れ及び活動拠点、備蓄拠点、物資輸送拠点として、府の広域防災拠点及び後方支援活動拠点と連携した地域防災拠点の整備に努める。

資料 28 防災備蓄拠点等一覧

第10 防災体制の強化

1 被災者支援システムの導入

市は、被災者支援システムの導入に努める。

2 業務継続の体制整備

市は、柏原市業務継続計画（BCP、平成31年（2019年）3月策定）の適切な運用に努めるなど、自らの業務継続のための体制整備を行う。

3 相互応援体制の強化

市は、相互応援協定の締結など、府外も含めた市町村間の相互応援体制の強化に努める。

第11 関係機関等との連携体制の整備

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に関係機関等から応援を受けることができるよう、柏原市受援計画に基づき、実効性の確保に留意しつつ、発災時の連絡先、応援・受援に関する手順、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制、防災関係機関の現地情報連絡員（リエゾン）を含めた情報共有の仕組みの構築等について必要な準備を整え、関係機関等との連携体制を強化する。

特に、府とは連携を密にし、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

1 関係機関・民間団体等との連携体制

市は、防災関係機関、防災上重要な施設の管理者、民間の防災組織等との連携・連絡体制、協力体制づくりを進め、必要な協定を締結するよう努める。

2 大阪府中部広域防災拠点等との連携

市は、大阪府中部広域防災拠点（八尾市内）、大阪府現地災害対策本部等との連絡機能を充実する。

3 広域応援の受入拠点の整備

市は、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊等の活動が効率的に行えるよう広域応援部隊の受入拠点となる施設等をあらかじめ選定する。

4 緊急輸送拠点の整備

市は、物資の集積、配送等の緊急輸送拠点となる小学校体育館及び中学校体育館等について、防災行政無線の充実を行うとともに、物流事業者の協力を得ながら支援物資の配置図をあらかじめ計画しておき、効率的な荷捌き等が行えるようにしておく。

あわせて、倉庫業者等と協定を締結し、災害時に物資拠点として使用できる施設の確保に努める。

5 広域的な応援体制の確立

市は、単独での対応が困難な大規模災害発生時に備え、近隣市町村間での相互応援協定を締結する。また、近隣での同時被災を考慮し、他府県等の市町村との広域的な相互応援協定の締結を進めていく。

応援を受けた場合の宿泊場所、執務場所、駐車場等について選定を進める。また、必要な事務手続き等がスムーズに行えるよう、定期的に訓練を実施する。

6 自衛隊との連携体制

市は、平時から自衛隊と情報交換を行い、スムーズな連絡体制を確立するとともに、宿泊場所、執務場所、駐車場・資材集積場等の確保等、事前に訓練を行う。また、派遣要請手続き等必要な事務手続きについて習熟に努める。

7 緊急消防援助隊の受入体制の整備

市は、地震等の大規模災害時における消防活動をより効果的に実施するため、府「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、緊急消防援助隊との連携及び受入体制の整備を図る。

8 災害時派遣医療チームとの連携

市は、大規模災害時において市の医療機関だけでは対応できない急性期の対応を支援するために、全国から派遣されてくる災害時派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team、以下「DMAT」という。）との連携、受入体制を整備する。

9 近畿地方整備局との応援連携

「災害時等の応援に関する申し合わせ（平成24年（2012年）5月31日）」に基づき、災害時の整備局からの応援や受入れが円滑に行われるよう連携を図る。

10 事業者・ボランティアとの連携

市は、企業等との間で連携強化を進め、民間事業者に委託可能な災害対策にかかる業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど、協力体制を構築することにより、民間事業者のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。なお、協定締結等の連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。また、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努める。

また、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組が行えるよう、防災協定の締結やコーディネート機能の強化に努める。

11 応急対策職員派遣制度の活用

応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

第12 関連計画、マニュアルの作成・運用

災害発生時において、円滑かつ的確な災害対策活動ができるよう柏原市地域防災計画と関連する計画、マニュアルを策定・運用する。策定後は、これら計画やマニュアルを踏まえた訓練を実施しながら、地域防災計画とあわせて適時見直しを加え、修正する。

1 職員初動マニュアル

災害発生初期における職員の行動を定めた職員初動マニュアルを作成し、全職員が常に携行し、勤務時間内外にかかわらず、適切な初動体制を確保できるようにする。

2 活動項目別マニュアル

地域防災計画災害応急対策の活動項目別に、より詳細な活動内容や手順等を記載した「活動項目別マニュアル」(平成29年(2017年)3月作成)について、各班マニュアルと連動させながら適切に運用する。

3 各班マニュアル

災害発生時に必要な活動事項を時系列で整理した「各班マニュアル」(平成29年(2017年)3月作成)について、各班(各課)で職員に周知するとともに、適切な運用を図る。また、以後の訓練時にはこれを用いて活動し、訓練結果を踏まえて必要な見直しを適時行う。

各班は、勤務時間外における部内の連絡網を作成し、災害時の職員の安否確認、参集状況等に活用できるようにする。

4 柏原市業務継続計画(BCP)

南海トラフ巨大地震や生駒断層帯地震等の大規模地震が発生した場合、庁舎(建物・ライフライン等)や職員等も甚大な被害を受けることが想定される。

そのような市役所機能が低下するような状況に陥った場合でも、迅速な災害対応業務の開始と最低限の行政サービスの維持を、可能な限り円滑に遂行できるよう、平成31年(2019年)3月、「柏原市業務継続計画」を策定した。

今後、計画内容を職員に周知するとともに、訓練等を通じて内容の見直し・充実を図るなど、適切に運用する。

5 柏原市受援計画

市は、大規模災害時において、市単独では対応できない事態にも円滑に対応できるよう、相互応援協定締結自治体等からの応援を受ける際の、支援を要する業務や受入体制などを具体的に定めた「柏原市受援計画」を平成31年(2019年)3月に策定した。

今後、応援・受援にかかる関係機関等と計画内容を共有するとともに、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるなど、適切に運用する。

6 適地運用計画

災害発生時においては、施設や空地は、直後の指定緊急避難場所から、その後の救援活動拠点、物資輸送拠点、災害廃棄物仮置場、応急仮設住宅建設用地まで、利用目的や需要が時系列に変化していく。災害発生時において、これらの運用を確実にを行うため、市有施設、市有空地のほか、府有施設(地)、国有施設(地)、民有施設(地)をあらかじめピックアップしておき、各災害対策活動の拠点として適しているかどうかを整理し、災害対策活動種類別にこれら施設・空地の利用優先順位を定めた適地運用計画をあらかじめ策定する。

7 その他必要な災害対策活動計画

上記以外にも、市民や関係機関と協議しながら策定する必要がある個別の災害対策活動に関する計画についても、順次策定し災害時に備えた運用に努める。

(個別の災害対策活動計画)

・避難所運営マニュアル(全体編)

- ・避難行動要支援者支援プラン（全体、個別） ※全体計画は、平成29年（2017年）2月策定
- ・避難情報の判断・伝達マニュアル（令和3年（2021年）6月、第2版策定）
- ・応急危険度判定マニュアル
- ・災害廃棄物処理計画
- ・ボランティアセンター運営マニュアル
- ・帰宅困難者支援計画

第13 災害対策事務従事職員用の備蓄物資の整備

災害発生後の初動期においては、災害応急対策に事務従事する職員は、不眠不休の状態となる。市は、災害応急対策に職員が全力をあげて事務遂行できるよう、食料、飲料水、仮設トイレ等、災害応急対策活動を継続するために必要な物資を備蓄する。

職員は、勤務時間外に災害が発生したときでも、迅速に参集し災害応急対策が実施できるよう、自宅における家具の転倒防止等の予防対策、参集時に必要なものをバッグに入れておくなどの対応策を実施しておく。

第14 防災用資機材等の確保

応急対策及び応急復旧を、迅速かつ的確に実施するため、必要な人材、装備、資機材等の確保、整備に努める。特に、3次医療機関等の人命にかかわる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。

1 人材、装備、資機材の確保

市は、防災用資機材等の充実に努めるとともに、関係団体等との協定締結を推進し、災害発生時における技術者や資機材等の確保に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するなど、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

また、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するなど、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

また、大規模事故災害等に対応できるよう、消火薬剤等の備蓄を推進するとともに、被害の状況に応じて消毒を施行するため、必要な防疫用薬剤等の確保に努める。

2 資機材の点検

災害応急対策に万全を期するため、保有する車両、水防資材、救助用資機材等の定期的な点検・整備、補充交換を行う。

3 データの保全

地籍、権利関係書類並びに測量図、構造図等の復旧に必要な各種データを整備、保管する。特に、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制に万全を期する。

資料 29 防災用備蓄物資・資機材一覧

第2節 情報収集伝達体制の整備

市、府及び関係機関は、災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行われるよう、平時から、通信施設等の整備拡充など、大規模停電時も含めた情報収集伝達体制の確立に努める。また、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、気象予警報の伝達体制の整備に努める。

さらに、全国瞬時警報システム（J－ALERT）と市防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。

第1 災害情報収集伝達システムの基盤整備

市、府をはじめ防災関係機関は、無線交信網の多重化対策、施設設備の耐震化対策及び停電対策を一層強化するとともに、相互に連携して防災情報システムの構築を図る。また、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線等の整備を図るとともに、インターネット配信や携帯電話の活用も含めて、要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備に努める。

第2 情報収集伝達体制の強化

市、府をはじめ防災関係機関は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化に努めるとともに、伝達手段の多重化・多様化を図り、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるなど、情報収集伝達体制の強化を進める。

1 情報収集伝達体制の整備

職員の情報分析力の向上を図るとともに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

2 伝達手段の多重化・多様化

様々な環境下にある市民や職員に対し、災害情報等が確実に伝わるよう関係事業者の協力を得つつ、次に示す手段を活用し、伝達手段の多重化・多様化を図る。

(1) 防災行政無線（戸別受信機を含む。）

(2) 全国瞬時警報システム（J－ALERT）

(3) テレビ

(4) ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）

(5) Lアラート（災害情報共有システム）

(6) ポータルサイト（おおさか防災ネット）のホームページやメール

(7) SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）

(8) 携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）

(9) ワンセグ、フルセグ 等

第3 通信手段の整備

災害時の応急活動にかかる情報通信の重要性にかんがみ、通信施設の整備及び運用体制の強化を図る。

1 通信施設の整備・点検

災害に関する情報連絡等について、有線電話・無線電話設備の機能を常時維持するため、保守管理を徹底し整備を行うとともに、災害に備え機器の転倒防止、予備電源の確保を図る。

2 通信連絡手段の多様化

市は、職員安否確認システム、衛星電話等の連絡手段の整備充実を図り、非常時の職員への連絡体制の強化に努めるとともに、情報収集の機動力の向上を図る。

3 防災行政無線・消防無線等の整備・拡充

災害時における情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行うために、防災行政無線（MCA無線）の整備・拡充を行う。

(1) 防災行政無線整備（MCA無線）

情報収集、伝達体制の充実に向けて、防災行政無線をデジタル化し、より有効な通信手段を確保する。

ア 同報系システム……市内全住居地域に情報伝達可能となるような整備に努める。

イ 移動系システム……各指定避難所等に設置するほか、関係機関への配備・充実に努める。

(2) 消防無線の整備充実

柏原羽曳野藤井寺消防組合は、災害時における情報の収集・連絡活動を迅速かつ的確に行うため、消防無線の整備充実に努める。

(3) 無線従事者の養成

防災行政無線局等の運用を円滑に実施するため、無線従事者を養成し、その適正配置に努める。

4 土砂災害情報相互通報システムの整備

土砂災害から人命を守るため、平時から災害時を通じて土砂災害関連情報を市民と市が相互に通報する土砂災害情報相互通報システムの活用を図る。

5 大阪府防災情報システム（O-D I S）の活用

災害状況を即座に把握するため、平時から防災行政無線の通信インフラである大阪府防災情報システムを活用し、被害状況に応じた初動体制の確立を目指す。

第4 災害広報体制の整備

災害に関する情報及び被災者に対する安否情報等を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。

1 広報体制の整備

(1) 災害広報責任者の選任

災害時の情報の一元化を図るため、あらかじめ、危機管理課内に災害広報責任者を選任する。

災害広報責任者は市民に広報すべき災害・防災情報を広報班に迅速に連絡する。

(2) 災害発生後の時間経過に応じ、提供すべき情報の項目整理

(3) 広報文案の事前準備

ア 地震情報（震度、震源、地震活動等）・気象・水位等の状況

イ 市民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ

- ウ 出火防止、初期消火の呼びかけ
- エ 要配慮者への支援の呼びかけ
- オ 災害応急活動の窓口及び実施状況
- カ 市民に対する避難指示等の発令状況

(4) 要配慮者にも配慮した、多様できめ細かな広報手段の確保

2 市民への情報提供体制

報道機関を通じた情報提供、広報車による広報等の体制を確立するとともに、インターネット等による情報提供を検討する。

また、指定避難所となる公民館・学校への電話、FAX等の通信手段の整備及び要配慮者にも配慮した、多様できめ細かな広報手段の確保に努める。

なお、居住地以外の市町村に避難する避難者に対しても、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備に努める。

3 市民への広報手段の周知

(1) 災害時はテレビ、ラジオ等で情報の入手に努めるよう周知徹底を図る。

(2) あらかじめ、市役所、出張所、消防署、駅、指定避難所等の災害時情報拠点を設定し、市民に平時から周知するとともに、災害情報、生活関連情報などを掲示板等で広報する方法を定めておく。

(3) 広報誌等によりインターネット等の利用について周知を図る。

4 災害時の広聴体制の整備

市民等から寄せられる被害情報や災害応急対策状況に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、電話やFAX、相談窓口の設置などの広聴体制の整備に努める。

5 報道機関との連携協力

放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関と連携協力した広報体制の整備に努める。

6 停電時の住民への情報提供

市は、電気事業者と適宜連携し、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達にかかる体制の整備に努める。

第5 災害情報共有化の推進

平時のみならず災害時においても、情報を各部で共有することによって、災害応急対策を迅速かつ的確に実施できるよう、地図情報システム構築の推進を検討する。

第3節 火災予防対策の推進

第1 建築物等の火災予防対策

地震火災による被害を軽減するため、平時からの出火防止対策を推進するとともに、出火に至った場合の初期消火体制の充実・強化を図っていく。また、小学校・中学校においては、消防訓練や体験学習を通じて地震の発生から安全に避難するまでの一連の行動について学んでいただくとともに、防災の観点から火災予防に関する知識の習得、普及啓発を図り、防火教育等を積極的に推進する

1 出火防止

消防本部は、地震火災を未然に防ぐため、出火防止のための広報活動を実施し、市民等の防火意識の向上を図るほか、火災予防について立入検査、住宅等の防火指導、消防訓練等を通じて指導を行う。

(1) 市民等の火気取扱いにかかる意識の向上

出火防止の啓発として、春・秋の火災予防運動、危険物安全週間による立入検査の強化、婦人防火クラブ等への育成・指導、防火管理者・防災管理者及び関係者に対する講習会、説明会、研究会等を開催し、防火・防災知識の向上を図るとともに、自衛消防組織等による訓練を実施し火災予防の強化を図る。

(2) 火気使用設備・器具の安全化及び周囲の可燃物の整理

火気使用器具の転倒防止措置の促進、ストーブ等の火気器具の周囲にある可燃物除去を指導する。

(3) 電気設備の安全化

変電設備、自家発電設備、蓄電池設備等の電気設備の点検、整備の励行のほか、避難の際にはブレーカー遮断等の措置を行うよう指導する。

(4) 危険物取扱設備等の安全化

危険物等の安全取扱いと適正管理についての事業者等に対する指導を実施する。

(5) 化学薬品等取扱施設の安全化

化学実験室、薬局等において危険物等の物品を貯蔵又は取扱う場合は、火災予防上必要な措置を講ずるよう指導する。

(6) 大規模商業施設や多量の火気を使用する事業者に対する指導

火気使用設備・器具の固定、転倒・落下防止措置、発震時における関係者の対応要領について指導する。

2 初期消火

消防本部は、地震により出火に至った場合、初期のうちに消火することができるように、器具等の普及を図るとともに、訓練等による指導を行う。

(1) 家庭等への消火器具の普及

火災予防運動等の機会を通じて、家庭等で初期消火に必要な消火器具の普及啓発に努める。

(2) 消防用設備等の耐震性の保持

関係法令に定められた基準に基づく指導を行い、消防用設備等の耐震性の保持に努める。

(3) 市民及び事業者の火災警戒及び初期消火体制の充実強化

地域における消防訓練等、事業者における自衛消防訓練を通じて、火災警戒、出火時における初期消火について指導する。

3 防災教育

消防本部は、火災予防に関する知識の習得、普及啓発を図るため、自主防災組織等を活用して、市民、事業者の関係者等に対して防火教育等を推進する。

(1) 市民等に対する啓発

防火防災講演、防火教室、自主防災訓練（消防展）の開催、啓発用パンフレットの作成、報道機関に対する広報等を積極的に推進し、住宅防火の普及啓発を図る。

(2) 重要な施設管理者に対する教育

大規模商業施設等の不特定多数の人が出入りする施設、多量の危険物を貯蔵、取扱う施設の管理者等に対して、火災予防等に関する知識の普及啓発を図る。

ア 防火管理者、防災管理者などに対する教育の推進

イ 自衛消防、危険物防火協議会の育成

4 消防組織の連携強化

大規模災害等に対処するため、消防組織法第39条の規定により、隣接市町村相互間の連携の強化を図る。

(1) 八尾市、柏原市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合消防相互応援協定

(平成26年(2014年)6月1日 再締結 火災、水災その他の災害、救急)

協定機関…八尾市、柏原市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合

(2) 大阪府中ブロック消防相互応援協定

(平成17年(2005年)2月1日 改正 火災及びその他の災害、火災以外の消防業務)

協定機関…柏原市、柏原羽曳野藤井寺消防組合、富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、河南町、太子町、千早赤阪村

(3) 航空消防応援協定

(平成22年(2010年)4月1日 再締結 回転翼航空機による消防業務の応援)

協定機関…大阪市、柏原羽曳野藤井寺消防組合

(4) 西名阪自動車道消防相互応援協定

(平成26年(2014年)4月1日 再締結 西名阪自動車道における消防業務)

協定機関…柏原羽曳野藤井寺消防組合、奈良県広域消防組合、松原市

(5) 大阪国際空港周辺都市航空機災害相互応援協定

(平成26年(2014年)1月31日 再締結 航空機の墜落等による大規模災害の応援)

協定機関…大阪市、堺市、高石市、豊中市、東大阪市、池田市、吹田市、八尾市、松原市、柏原羽曳野藤井寺消防組合、尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、川西市

(6) 大阪府下広域消防相互応援協定

(平成26年(2014年)4月1日 再締結 大規模災害の応援)

協定機関…府下の市町村及び消防組合

(7) 柏原羽曳野藤井寺消防組合・堺市消防相互応援協定

(平成20年(2008年)10月1日 火災、水災、その他の災害救急)

協定機関…柏原羽曳野藤井寺消防組合、堺市

(8) 南阪奈道路消防相互応援協定

(平成26年(2014年)4月1日 再締結 南阪奈道路における消防業務)

協定機関…柏原羽曳野藤井寺消防組合、堺市、富田林市、奈良県広域消防組合

第2 林野火災予防対策

市及び林野の管理者は林野周辺地区住民の安全を確保するとともに、森林資源を保全するため、積極的な火災予防対策を推進する。

1 消防組織の連携強化

林野火災等に対処するため、消防組織法第39条の規定により、隣接市町村相互間の連携の強化を図る。

(1) 阪奈(金剛・葛城・生駒山系)林野火災消防相互応援協定

(平成26年(2014年)4月1日 再締結 林野火災)

協定機関…柏原市、八尾市、河内長野市、羽曳野市、東大阪市、富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村、柏原羽曳野藤井寺消防組合、五條市、御所市、平群町、三郷町、葛城市、香芝市、王寺町、奈良県広域消防組合

2 出火防止

出火防止に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 巡視監視
- (2) 下草等易燃物の整理等の指導
- (3) 市民、事業者に対する啓発
- (4) 森林法に基づく火入れの許可(市長による許可)
- (5) 火入れ等の指導(林野に近接した防火対象物に対する指導)

3 延焼防止

延焼防止に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 水利の確保及びスコップ、可搬式ポンプ等の消火機材の整備
- (2) 可燃物の除去
- (3) 防火線、防火樹帯等の構築

4 林野火災対策用資機材の整備

消防力強化のため、防ぎよ資機材の整備と備蓄を推進する。

(1) 消火作業機器等の整備

空中消火用資機材、林野火災工作車、可搬式ポンプ・送水装置、ジェットシュータ、チェーンソー等作業用機器

第4節 消防・救助・救急体制の整備

第1 消防計画の策定

柏原羽曳野藤井寺消防組合は、消防活動を行ううえでの基本方針となる消防計画を、地域の実態に即して具体的かつ効率的に策定するものとする。特に、地震時には同時多発の火災が発生し、市街地大火となることが予測される。これに対する消防活動を時系列で見ると、出火防止、初期消火、延焼防止、避難路の確保となり、避難路の確保等は避難計画と関連が深く、また消防ポンプ自動車等の走行道路の確保等は緊急輸送計画と関連が深いので、総合的な見地からの消防計画を策定する。

なお、消防計画に定めるべき大綱及び内容の主要事項は次のとおりである。

1 消防計画の大綱

- (1) 消防力等の整備に関する事。
- (2) 防災のための調査に関する事。
- (3) 防災教育訓練に関する事。
- (4) 災害の予防、警戒及び防ぎよに関する事。
- (5) 災害時の避難、救助、救急に関する事。
- (6) その他災害対策に関する事。

2 消防計画の内容

- (1) 組織計画（組織機構、災害時の消防隊等の班及び部隊の編成）
- (2) 消防力等の整備計画（消防力等の現況、施設及び資機材の整備点検）
- (3) 調査計画（消防地水利調査、災害危険区域等調査）
- (4) 教育訓練計画（教育、訓練）
- (5) 災害予防計画（火災予防指導、火災予防査察、風水害等の予防指導、広報活動）
- (6) 警報発令伝達計画（火災警報、その他警報の伝達及び周知）
- (7) 情報計画（情報収集、情報報告及び連絡、情報広報、情報記録）
- (8) 火災警防計画（消防職員及び消防団員の招集、参集、警戒、通信、火災防ぎよ）
- (9) 風水害警防計画（消防職員及び消防団員の招集、参集、警戒、通信、事前処置）
- (10) 避難計画（避難指示の発令基準、伝達、避難場所への誘導方法、避難場所の警戒）
- (11) 救助救急計画（消防職員及び消防団員の非常招集、参集、医療機関等との協力体制）
- (12) 応援協力計画（協定機関、応援の方法、資料の交換）

第2 消防体制の充実強化

地震災害は発生直後から多数の火災をはじめ、救助・救急事案の発生が予測されるほか、道路、水道等の機能障害等も伴う広域複合災害につながるため、災害初期の段階から効率的な消防活動を展開し得る消防体制の確保が必要である。

そのため消防本部は、消火・救助・救急体制の充実はもとより、情報収集・伝達機能の強化等、総合的な消防体制の整備を図るとともに、大規模災害時には広域的な応援活動が不可欠となることから、緊急消防援助隊をはじめとする他都市の応援隊の受援体制の充実に努める。

一方、地域における初期消火等の防災活動は極めて重要なことから、自主防災組織、事業者の自衛消防組織等の育成に努めるほか、平時から防災関係機関との連携強化を図る。

1 消防庁舎の耐震化の推進

消防本部庁舎及び消防署所庁舎は震災時において市民等の生命、身体、財産を守るための速やかな消火活動等、防災活動の拠点となる施設であることから、耐震性能の確保とともに機能強化を図る。

2 消防水利の整備

震災時における消防水利の確保を図るため、消火栓が使用できない場合に備えて消火栓以外の消防水利として、耐震性防火水槽の設置をはじめ、プール、下水処理水等の活用、さらには河川等の自然水利の有効活用を図るなど、消防水利の多様化に努める。

(1) 指定水利の確保

大規模地震発生時に活用できる指定水利の確保を継続して実施するとともに、既存の耐震性防火水槽の補修整備及び都市開発整備などに伴う増設に努める。

(2) 消火栓全断水時の水利確保

地震火災による被害軽減のため、消火栓全断水時に水利が不足すると予測される地域への消防用水を確保する。

(3) 遠距離大量送水システムの整備

河川等の自然水利を利用して、一分間に3,000リットルの水量を1km先まで送水できるシステムについて整備計画を検討する。

資料 30 消防水利の状況

3 消防活動体制の整備

地震災害発生時の効果的な消防活動の展開のためには初期の災害即応体制の強化が重要であり、防災活動全般の根幹となる災害初期の迅速・的確な被害情報の収集体制の整備とともに、何事にも優先して行わなければならない消火、人命救助、救急活動等、初動体制の強化を図る。

(1) 情報収集・伝達体制の強化

消防無線等を活用した情報収集・伝達体制を構築するとともに、消防団及び関係機関との連携強化を図る。また、無人航空機（ドローン）の導入計画に伴い、上空からの情報収集の推進に努める。

(2) 初期消火体制の充実

自主防災組織、市民等による初期消火とともに、道路通行障害時に消防隊が活用できるよう、各署所への可搬式ポンプの配置及び維持管理に努める。

(3) 救助・救急体制の充実

大規模地震時には多数の要救助者の発生とともに有毒ガスの漏洩等の特殊災害も同時に発生することが予想されるため、救助隊の訓練、研修をはじめ、高度救助資機材の整備、空気充填設備（移動式）の整備など救助体制の充実強化に努める。

また、多数の負傷者の発生に備えて、救急救命士の計画的な養成を推進するとともに、救急隊の訓練、研修をはじめ、救急救命処置用資器材の整備など救急体制の充実強化に努める。

(4) 震災対策消防計画の充実

大規模地震発生時における効率的な消防活動を実施するため、消防職員の活動を具体的に規定した「地震活動マニュアル（警防本部編、警備課編、指令課編）」の見直しを必要に応じて実施するとともに、その充実を図り、震災時の活動に万全を期する。

(5) 関係機関との相互連携

大阪府、警察、自衛隊とともに、活動エリア・内容・手順・情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整等、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に救助・救急活動を実施する。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図り、連携して活動する。

4 広域消防応援にかかる受援体制の確立

地震災害の規模やその態様等によっては、広域消防応援による消防活動が不可欠であることから、柏原羽曳野藤井寺消防組合緊急消防援助隊受援計画（以下「柏羽藤受援計画」という。）に基づき、迅速な情報連絡体制の確立を図るとともに、緊急消防援助隊、大阪府下広域消防相互応援協定等で出動する応援隊の活動拠点（被災地進出拠点、宿营地等）について充実した受入体制の整備に努める。

(1) 活動拠点の整備

応援隊の活動拠点については、水害を受けにくい場所や駐車スペースが多くとれる施設等を確保するとともに、災害時の一時使用に関する協定を締結するなど、活動拠点の整備に努める。

(2) 活動拠点の設備強化

緊急消防援助隊による、他都市の応援隊の受入れについて、被災地進出拠点として指定されている消防本部にあっては、応援隊の拠点となるため、燃料設備の整備及び駐車スペースの確保に伴うグラウンドのコンクリート化など、活動拠点の受入体制の強化に努める。

5 警防訓練等の実施

地震災害対応能力を高めるため、各種警防訓練を実施するとともに、訓練施設の充実に努める。また、消防職員が円滑な応急活動を実施するため必要な地震防災教育等を推進し、消防職員の資質の向上を図る。

6 地域との連携強化と自主救護能力の向上

震災時に地域防災の核として活動する地域の自主防災組織等との連携強化により、地域防災力の向上を図るとともに、消防訓練の実施をはじめ、応急手当の技術や知識等の普及啓発により、市民等の自主救護能力の向上に努める。

(1) 自主防災組織

大規模地震発生時における自主防災組織が効果的に活動できるよう、知識、技術の習得のための

研修や訓練を実施する。

(2) 事業者の自衛消防組織

自衛消防体制の充実強化の推進と、地域の一員として近隣の災害防ぎょ活動に寄与できるよう、防災訓練等を通じて地域との連携強化に努める。

(3) 婦人防火クラブ

平時の火災予防はもとより、震災時における住宅からの出火防止や初期消火の知識技術の普及活動及び、近隣への情報提供活動等に寄与できるようクラブ員の防災知識・技術の維持向上に努める。

(4) 応急手当の普及啓発の推進

震災時における市民等相互の応急処置活動を効果的に行えるよう、応急手当の知識・技術の普及のため講習会を実施し、各種救命講習受講者の養成、拡充に努める。

7 防災関係機関等との連携強化

円滑な応急活動を実施するため、防災関係機関、民間事業者と災害時における連絡体制や活動分担等について事前に調整を行うなど、一層の連携・協力体制の充実に努める。

8 消防団の活性化

地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。

(1) 体制整備

人口減少社会を迎える中、地域コミュニティの希薄化により地域のリーダーとなる担い手不足が懸念されることから、若手リーダーの育成、青年層・女性の消防団活動への積極的な参加の促進、処遇の改善、事業所の従業員に対する入団促進などによって、組織の強化に努める。

(2) 消防施設・装備の強化

消防団詰所やポンプ器具庫の耐震化、消防車両・小型動力ポンプ・車載無線等の資機材、ライフジャケット等の安全確保用装備の充実強化を図る。また、消防団詰所については、平時においては自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には避難、備蓄等の機能を有する活動拠点としても活用できることから、詰所の整備に努める。

(3) 消防団員の教育訓練

消防団員の防災に関する知識の高度化及び技能の向上を図るとともに、消防団員の安全確保の観点から、消防団員に安全管理マニュアル等を徹底するために教育訓練を実施する。

(4) 自主防災組織との連携強化

消防団が地域により密着した活動を行うことができるよう、地域の自主防災組織との連携強化に努める。また、自主防災組織等の教育訓練において指導的な役割を担えるよう、必要な対策に努める。

資料 31 柏原市消防団の現況

第3 救急救助体制の充実

救急隊員の救急に関する知識の高度化及び技能の向上を図るため教育訓練を実施するとともに、救命・救急機能を強化した救急車の増備等の資機材の充実強化を図る。

第4 応援体制の充実

消防相互応援協定締結の消防機関との連携体制を強化するほか、受入体制の整備に努める。

第5 連携体制の整備

府、大阪府警察（柏原警察署）、自衛隊等と相互に連携し、情報相互連絡体制、輸送体制、消火用機器の同一規格化を図るなど、消火・救助・救急活動を円滑に行うための体制整備に努める。

第5節 応急医療体制の整備

市及び府は、災害時に迅速かつ的確な医療が行えるよう、医療関係機関と連携しながら、医療情報の収集伝達体制、医療救護班の整備、災害医療の拠点の確保、医薬品の確保等を図り、災害時の医療体制を整備する。

第1 災害医療の基本的考え方

医療救護活動は、災害のため医療機関等が混乱し、市民が医療の途を失った場合、医療等を提供し被災者の保護を図るための活動である。

この際、死亡者を一人でも少なくすることを目標に、状況に応じて被災地域の内外を問わず、以下の点に留意し市内の全ての医療機関が救命医療を最優先とした最大限の活動を実施する。

また、大規模災害時においては、刻々と変化する現地医療ニーズを的確に把握・分析のうえ、必要な医療救護班を組織し派遣するなど、中長期にわたる医療救護活動を実施する。

1 現地医療活動

患者が最初に受ける応急手当あるいは一次医療を、医療救護班が「救護所」において実施する。

(1) 救護所及び現地医療活動の分類

次の2種類の救護所及び活動に分けて対応し、適切な医療救護を実施する。

ア 応急救護所での現場救急活動

災害発生直後の短期間、災害現場付近に設置する救護所（応急救護所）で、主に搬送前の応急処置、トリアージ等を行う。

イ 医療救護所での臨時診療活動

災害発生直後から中長期間にわたって、指定避難所等に併設される救護所（医療救護所）で、主に軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

(2) 考え方

ア 医療機関を、できるだけ「救護所」と位置づけ、医療救護班の派遣と物資の供給を行う。

イ 災害の種類や時間経過に伴い量的・質的に変化する医療ニーズに対応し、医師の専門性を生かした医療救護を行う。

2 後方医療活動

救護所では対応できない患者の二次医療から三次医療を、災害医療機関を中心に被災を免れた（被災地内と被災地外を含め）全ての医療機関で実施する。

(1) 災害が甚大であればあるほど、医療機関は後方医療活動を優先し活動する。

(2) 被災地域内で対応困難な重症患者は、航空機等によりできるだけ早く被災地域外の医療機関へ搬送し、治療する。

(3) 特定の医療機関へ患者が集中しないよう、また重症患者であればあるほど、可能な限り（府域外も含め）多数の医療機関へ分散した搬送・治療を行う。

(4) 医療機関を機能別・地域別に体系化し、重症度、緊急度にあった適切な患者の搬送・受入れを行う。

第2 応急医療体制の整備・拡充

市域の医療機関と協力し、災害時に通常の医療体制では対応できない多数の患者が発生した場合や、医療機関の被害によって被災地域に医療の空白が生じた場合に、適切な医療が実施できるよう、応急医療体制を平時から整備する。

1 災害医療情報の収集伝達体制の整備

(1) 連絡体制の整備

市及び医療関係機関は、災害時の連絡・調整窓口や情報内容、情報収集提供方策・役割分担等を定める。

(2) 災害医療情報連絡員の指名

情報収集伝達手段が麻痺した場合にも医療機関の被害状況など地域における保健医療に関する情報を収集するため、あらかじめ災害医療情報連絡員を指名する。

(3) 広域災害・救急医療情報システムの整備

府は、災害時の医療情報が迅速かつ的確に把握し、発信できるよう、市及び医療関係機関に対して、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を的確に活用できるよう入力操作等の研修や訓練を定期的に行うとともに、その充実に努める。

また、府、市及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

2 医師会等との協力体制の確立

一時に多数の患者が発生したり、交通が混乱して患者の搬送ができない場合に対応するため、柏原市医師会等と常に協力体制を形成しておくなど、確実な応急医療体制を整備する。

また、府及び医療関係機関に対して医療救護班の派遣を要請した場合において、円滑な受入れ及び救護所への配置調整が行える体制と窓口を整備する。

3 医療救護班の整備

柏原市医師会、柏原市歯科医師会及び柏原市薬剤師会の協力を得て、医療救護班の編成数や構成、派遣基準や派遣方法等について計画作成を推進する（「災害応急対策 第3章第7節応急医療対策」参照）。

4 その他

(1) 市は、医療機関及び医療救護班との情報連絡手段を確保する。

(2) 各医療機関は、災害時優先電話回線を確保する。

第3 現地医療体制の整備

1 応急救護所の設置

災害発生直後の短期間、災害現場付近で医療救護班による搬送前の応急措置やトリアージ（負傷者選別）等が行えるよう、中学校など救護所設置予定場所を事前に調査・検討し、災害の発生・拡大の状況をみながら数箇所に救護所が設置可能な体制を整える。

2 医療救護所の設置

災害発生直後から中長期間にわたって、主に軽症患者に対する医療や被災住民等の健康管理が行えるよう、指定避難所となる小中学校や高等学校など救護所設置予定場所を調査・検討するとともに整備に努める。

なお、医療機関を指定する場合は、開設者と調整する。

医療救護班の種類は次のとおり。

(1) 診療科別医療班

外科系、内科系、小児科、精神科及びその他の診療科目別の医療従事者で構成し、救護所等で主に臨時診療活動を行う。ただし、各医療班は必要に応じて専門外の診療にも対応することとする。

(2) 歯科医療班

歯科医療従事者で構成し、救護所等で活動する。

(3) 薬剤師班

薬剤師で構成し、救護所、災害拠点病院及び広域防災拠点などで活動する。

第4 後方医療体制の充実

市域における災害医療の拠点となる医療機関等の整備を図り、多数の患者の収容力を確保するとともに、医療資源を十分に活用した後方医療体制の整備に努める。

1 市災害医療センターの整備

災害発生時に、医療救護活動の拠点となる市災害医療センターとして機能するよう、市立柏原病院において、医薬品及び医療用資器材の備蓄等を推進する。

2 協力病院の拡充

市災害医療センターである市立柏原病院を中心に、多数の患者発生に対応できるよう、協力病院の拡充を推進する。

資料 32 市内災害医療機関

第5 医療品等の確保体制の整備

備蓄すべき医薬品等の品目、数量を定めるとともに、医療関係機関及び関連業者の協力を得て、医療用資器材、医薬品等の確保体制を整備する。

1 医療用資器材の確保体制の整備

災害の発生後、緊急に必要となる医療用資器材等については備蓄を推進する。また、柏原市医師会や関連業者との協力によって医療用資器材の調達体制の整備を図る。

2 医薬品等の確保供給体制の整備

市立柏原病院、休日急病診療所を中心に医薬品等の備蓄を推進するとともに、平時から柏原市薬剤師会や関連業者との協力体制の整備に努める。また、備蓄のあり方についての検討を進める。

第6 患者等搬送体制の整備

災害発生時における患者、医療救護班、医薬品等の大量かつ迅速な・適切な搬送のため、陸路・空路を利用した輸送手段の確保と搬送体制の確立を図る。

1 患者搬送

特定の医療機関へ患者が集中しないよう、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の受入可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。

2 医療救護班の搬送

救護所等における医療救護活動を行うための医療救護班の派遣手段・方法を確立する。

3 医薬品等物資の搬送

医薬品等の受入れ及び救護所等への配送供給体制を確立する。

第7 個別疾病対策の推進

専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等について、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係団体と協力して、医療機関のネットワーク化、必要医薬品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法などを整備する。

第8 地域医療連携の推進

災害時における医療スタッフの受入れ及び医療資器材等の応援要請がスムーズに進み、協力病院をはじめ、柏原市医師会等との連携した医療活動が実施できるよう、平時から地域の実情に応じた医療体制づくりを推進する。

第9 医療関係者に対する訓練の実施

各医療機関は、年1回以上の災害医療訓練の実施に努める。

市、府及び災害医療関係機関は、地域の防災関係機関と共同して災害医療訓練を実施する。

第6節 緊急輸送体制の整備

災害発生時に救助・救急、医療、消火及び緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努めるとともに、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及び輸送拠点について把握・点検する。

第1 陸上輸送体制の整備

災害応急活動を迅速かつ的確に実施するため、緊急交通路の選定や効率的な陸上輸送を行うための事前対応に努める。

1 緊急交通路の選定

(1) 府選定の広域緊急交通路

府が選定している市にかかる広域緊急交通路は次のとおりである。

道路区分	路線名称	区 間
自動車専用道路	西名阪自動車道	全 線
一般道路	国道 25 号	奈良県境（柏原市）～梅田新道
	国道 170 号	八丁畷（高槻市）～上瓦屋（泉佐野市）
	国道 165 号	奈良県境～国分本町（R25・柏原市）
	府道八尾道明寺線	柏原高校北（R170・柏原市）～八尾空港

(2) 地域緊急交通路の選定（市選定）

関係機関と協議のうえ、広域緊急交通路と災害時用臨時ヘリポート、市内の備蓄拠点、緊急医療機関（市災害医療センター）等を連絡する道路を地域緊急交通路として選定する。

道路区分	路線名称	区 間
国道	旧 170 号	安堂交差点から八尾市境まで
	〃	柏原駅下り交差点から河内橋南詰交差点まで
府道	本堂高井田線	市道東条青谷線交差点から堅上小学校付近まで
	堺大和高田線	国分交差点から石川橋西詰交差点まで
	柏原駒ヶ谷千早赤阪線	原川東交差点から旭ヶ丘交差点まで
市道	本郷平野線	本郷橋交差点から市道上市法善寺交差点まで
	上市法善寺線	河原町交差点から柏原東小学校付近まで
	河原 7 号線	上市法善寺線交差点から柏原中学校グラウンド付近まで
	山ノ井法善寺線	山ノ井町交差点堅下北小学校付近まで
	太平寺 26 号線	旧国道 170 号交差点から堅下南小学校付近まで
	東条青谷線	国分寺大橋交差点から府道本堂高井田線交差点まで
	青谷 2 号線	東条青谷線交差点から青谷運動場まで
	本町 4 号線	国豊橋南詰交差点から大和川親水公園出入口付近まで
	田辺旭ヶ丘線	国分小学校西交差点から田辺交差点まで
	片山玉手西線	片山交差点から国分道明寺線交差点まで
国分道明寺線	片山玉手西線交差点から片山 8 号線交差点まで	

藤井寺市道	片山8号線	国分道明寺線交差点から玉手小学校付近まで
	石川東線	石川河川敷運動広場南出入口から石川橋東詰交差点まで
	東条9号線	国分市場2丁目交差点から東条10号線交差点まで
	東条10号線	東条9号線交差点から東条3号線交差点まで
	東条3号線	東条10号線交差点から東条35号線交差点まで
	東条35号線	東条3号線交差点から国分東小学校付近まで
	国府23号線	石川橋西詰交差点から藤井寺市柏原市学校給食センター前まで
	道明寺柏原線	藤井寺市柏原市学校給食センター前から河内橋南詰交差点まで

資料 34 緊急交通路選定図

2 重要物流道路の指定等

国土交通大臣は、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、府及び道路管理者と協議のうえ、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路として指定し、機能強化及び重点支援を実施する。
なお、市では、西名阪自動車道、国道25号等が重要物流道路に指定されている。

3 緊急交通路の周知

府が指定する広域緊急交通路及び市が指定する地域緊急交通路については、災害時に緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、平時から市民、事業者等への周知徹底を図る。

4 緊急通行車両の事前届出

市所有の車両のうち緊急通行車両として使用する計画のある車両については、公安委員会（柏原警察署）に対して事前届出の手続きを行う。

市及び関係機関は、災害時の応急対策活動が円滑かつ迅速に実施できるように、所有車両を緊急通行車両として柏原警察署を経由して、大阪府公安委員会へ事前届出し、「緊急通行車両事前届出済証」の交付を受けて災害に備える。

(1) 対象車両

次のいずれにも該当する車両であること。ただし、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車を除く。

- ア 防災計画に基づき、災害応急対策を実施するための車両
- イ 指定行政機関等の保有・契約車両又は災害発生時の調達予定車両
- ウ 使用の本拠の位置が府内にある車両

(2) 届出済証の返還

次の場合、速やかに柏原警察署長を経由して届出済証を返還する。

- ア 届出済証の交付を受けた車両が、緊急通行車両として使用する車両に該当しなくなったとき。
- イ 当該車両が廃車となったとき。
- ウ その他緊急通行車両としての必要がなくなったとき。

5 備品等の整備

通行禁止等を示す看板、カラーコーンなど必要な備品の整備に努める。

6 道路障害物除去対策の検討

- (1) 障害物を除去する道路の優先順位及び障害物除去方法の検討を推進する。
- (2) 関係機関や道路管理者と、災害時のための対処方法の協議に努める。
- (3) 建設用重機を所有する民間団体や業者等との協定締結を推進するなど、災害時の協力体制の確立に努める。

資料 33 緊急交通路一覧

資料 34 緊急交通路選定図

第2 航空輸送体制の整備

府等の関係機関の協力による災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等に、ヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、災害時用臨時ヘリポートの整備や選定に努める。

なお、市は、新たに災害時臨時ヘリポートを選定した場合又は報告事項を変更（廃止）した場合は、府に報告するものとする。

臨時ヘリポートに指定されているところにあつては、災害時に他府県等（消防・警察・自衛隊等）からのヘリコプターによる迅速且つ正確な救助・支援活動を実現するため、誤着陸防止用及び道しるべとしてヘリサイン（対空表示）の整備に努める。

資料 35 災害時用臨時ヘリポート一覧

第3 交通混乱の防止対策

1 震災時の応急点検体制の整備

道路管理者は、平時から緊急交通路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報収集体制や応急点検体制の整備に努める。

2 災害時避難のあり方の周知徹底

災害時の避難に当たっては、車両を使用してはならない旨を広報等によって周知徹底に努める。

3 交通規制・管制体制の整備

交通安全施設の整備など大阪府公安委員会及び大阪府警察（柏原警察署）が行う交通規制・管制体制の整備に協力する。また、災害時における道路施設の破損・決壊等交通が危険であり応急復旧を必要とする場合に、道路法に基づく通行規制を実施するために必要な資機材を整備する。

第7節 避難受入体制の確立

市は、災害から市民を安全に避難させるため、避難場所、指定避難所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から市民に周知するなどの体制の整備に努める。

さらに、市及び府は、建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制の整備、応急仮設住宅等の事前準備及び土砂災害から市民を守るための斜面判定制度の活用を進める。

第1 避難場所、避難路の指定

1 避難場所

(1) 指定緊急避難場所

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、災害の種別（地震・洪水・土砂災害・大規模火災）毎に指定する。指定する施設は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが、災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さ避難者の受入部分があるものとする。

(2) 広域避難場所

火災の延焼拡大等の危険性が発生した場合に避難でき、輻射熱、熱気流に対し有効な遮断ができるおおむね10ha以上の空地を広域避難場所として指定する。

名 称	所 在 地	面 積 (㎡)
片山青少年運動広場	片山	11,483
石川河川敷広場	玉手町	66,446
大和川右岸河川敷広場	高井田、安堂、古町	26,780

資料 36 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

資料 37 広域避難場所

2 避難路

避難が安全かつ円滑に行われるよう、避難路を指定する。避難路は、落下物、倒壊物による危険など、避難に当たっての障害のおそれが少なく、水利の確保が比較的容易な道路及び緑道とし、避難場所又はこれに準ずる安全な場所に通じるものとする。道路幅員については、洪水、土砂災害等の場合は、原則3m以上、大規模火災や地震等の場合は原則16m以上（ただし、沿道に耐火建築物が多く存在し、避難者の安全が確保できると認められる場合には、幅員10m以上）の道路又は10m以上の緑道とする。

3 避難場所・避難路の明示・周知

避難場所、避難路の指定に当たり、市は、日本産業規格（JIS）に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するように努める。なお、避難場所標識等については、案内図記号（JIS Z8210）の追補6「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法にかかる「災害種別避難誘導標識システム（JIS Z9098）」を用いる。

また、指定した避難場所、避難路については、災害種別一般図記号を使った避難場所標識等の見方

を含め、ハザードマップ等により日頃から周知に努める。

なお、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること、及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

資料 38 避難路一覧

資料 39 避難路

第2 避難場所、避難路の安全性の向上

市は、関係機関と協力し、一時避難場所、広域避難場所及び避難路を避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保など総合的に安全性の向上を図る。

1 指定緊急避難場所

- (1) 非常電源付きの照明設備・放送施設の整備
- (2) 周辺における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- (3) 複数の進入口の整備
- (4) 避難場所標識の設置

2 避難路

- (1) 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- (2) 落下・倒壊物対策の推進
- (3) 誘導標識、誘導灯の設置
- (4) 段差解消、誘導ブロックの設置等

第3 指定避難所の指定、整備

市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失等によって避難を必要とする市民を臨時に受け入れることのできる避難所を指定、整備する。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、平時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに感染症患者が発生した場合の対応を含め、関係部局が連携して、必要な措置を講じる。

また、避難者等の発生規模と指定避難所や応急住宅等による受入人数等について、あらかじめ評価するとともに、それらが不足した場合、府と連携し、公的施設やホテル等の民間施設の指定避難所としての利用拡大、応急住宅としての空き家・空き室の活用などによって可能な限り多くの避難所の開設に努めるとともに、自宅での生活が可能者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入れの確保を図る。

さらに、平時から、指定避難所の場所、受入人数等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備を図る。

1 指定避難所の指定

指定避難所は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ公共施設等を中心に施設管理者の同意を得たうえで指定し、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、

避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次のとおりとする。

- (1) 避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。なお、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (2) 学校を指定避難所として指定する場合には、学校は教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (3) 指定避難所の施設については、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の設備の整備に努める。また、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るとともに、Wi-Fi環境等の通信設備の整備等を進め、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。
- (4) 指定避難所等について、老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。
- (5) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、指定避難所内の過密抑制対策や、感染症患者が発生した場合の対応について、平時から庁内関係部局が連携して、必要な場合には、ホテル・旅館等の指定避難所としての活用等を含めて検討するよう努める。
- (6) 保健所は、市の関係部局等との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

2 要配慮者に配慮した施設整備等

人口減少社会を迎える中、要配慮者となる高齢者の増加、支援者となる若年者の減少が懸念されることから、市は、要配慮者が利用しやすいよう、指定避難所に指定された施設のバリアフリー化に努めるなど、次の基準による施設の福祉的整備を図る。また、要配慮者を保護するために、二次的避難所として、福祉避難所を指定する。また、福祉関係者等の協力を得ながら、指定避難所における介護や医療的ケアなどの支援活動を充実させるため、府と連携し、必要な人員を確保する。

- (1) 多人数の避難に供する施設の管理者は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、大阪府福祉のまちづくり条例、その他要配慮者の権利擁護・配慮に関する法令等に基づくとともに、障害者等が落ち着ける環境を工夫することや、障害特性に対応したコミュニケーション手段を踏まえること、歩行が困難な障害者等の通路を確保することなど、様々な対応方法や配慮事項を踏まえた整備・改善に努める。
- (2) 多人数の避難に供する施設の管理者は、その施設内に福祉仕様のトイレを設置するよう努める。
- (3) 市は、施設管理者の協力を得て、避難所生活において支障なく移動できるルート（仮設スロープの準備等）を確保するなど、避難生活（水・食料・物資の受け取り、仮設トイレの使用等）に支障のないよう配慮する。
- (4) 市は、施設管理者の協力を得て、府とともに、日常生活用具等、備品の整備に努める。

3 指定避難所の管理運営体制の整備

避難所の管理運営マニュアルをあらかじめ作成するなど指定避難所の管理運営体制を整備するとともに、防災訓練等を通じて、市民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識（特に、夏季における熱中症の危険性や予防・対処法などを含む。）に関する普及啓発等に努める。知識等の普及に当たっては、市民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

(1) 開設体制

市長が災害の種別、規模等の状況から判断して、指定避難所の一部又は全部の開設を決定し、その指示によりあらかじめ定められた避難所担当職員（課）又は施設管理者が開設する。

なお、避難所担当職員は平時から施設管理者と連携を密にし、災害時に迅速な指定避難所開設が可能となるよう努める。

(2) 管理運営体制

指定避難所の安全確保に十分留意し、施設管理者をはじめ、自主防災組織等地域の協力を得て、地域の実情を考慮した管理運営を行う。

なお、運営面においては、女性の参画を促進し、特に重要な意思決定を行う際には、男女双方の視点を必ず取り入れることとし、とりわけ女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営に努める。

資料 36 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

第4 避難者の受入れ

市は、指定避難所（指定緊急避難場所）に避難した避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

第5 避難指示等の事前準備

市は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、市民への周知及び意識啓発に努める。

1 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

市では、内閣府の「避難情報等に関するガイドライン」（令和3年（2021年）5月改定）に基づき、「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成している（令和3年（2021年）6月、第2版策定）。

避難指示等の発令判断に当たっては、このマニュアルを適切に運用するとともに、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改定するものとする。

2 市民等への周知・意識啓発

市及び府は、避難指示や緊急安全確保等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行う

第2章 第7節 避難受入体制の確立

ことや避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市及び府は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

また、市は、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による市民の意識啓発に努める。

避難指示等と居住者等のとるべき行動（警戒レベルの詳細）

警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）
警戒レベル1	<p><u>災害への心構えを高める</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。 	<p>早期注意情報 (気象庁が発表)</p>	
警戒レベル2	<p><u>自らの避難行動を確認</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。 	<p>大雨・洪水注意報 (気象庁が発表)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫注意情報 キキクル（洪水警報の危険度分布）（注意） 土砂災害に関するメッシュ情報（注意）
警戒レベル3	<p><u>危険な場所から高齢者等は避難</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。 	<p>高齢者等避難 (市長が発令)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫警戒情報 洪水警報 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（警戒） 大雨警報（土砂災害） 土砂災害に関するメッシュ情報（警戒）
警戒レベル4	<p><u>危険な場所から全員避難</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 	<p>避難指示 (市長が発令)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫危険情報 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（非常に危険） 土砂災害警戒情報 土砂災害に関するメッシュ情報（非常に危険） ※1

警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）
警戒レベル5	<u>命の危険 直ちに安全確保</u> ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、 <u>緊急安全確保する。</u> ただし、災害発生・切迫の状況で、 <u>本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</u>	<u>緊急安全確保（市が発令）</u>	・氾濫発生情報 ・（大雨特別警報（浸水害））※2 ・（大雨特別警報（土砂災害））※2

（注）1 市長は、居住者等に対して避難指示等を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯の発令に努める。

2 市長が発令する避難指示等は、市長が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

3 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、府が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。

4 ※1土砂災害に関するメッシュ情報（極めて危険）については、令和3年（2021年）の災害対策基本法改正に伴う警戒レベル相当情報の整理に時間を要するため、令和3年（2021年）出水期においては、従前より用いている「非常に危険（うす紫）」が警戒レベル4相当情報となる。土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）については、今後技術的な改善を進め、警戒レベル5相当の危険度分布「黒」の新設を行い、それに伴い警戒レベル4相当の配色は「紫」に変更予定。それまでの間、土砂キキクルの「極めて危険（濃い紫）」を、大雨特別警報（土砂災害）が発表された際の警戒レベル5の発令対象区域の絞り込みに活用する。

5 ※2の大雨特別警報は、令和3年（2021年）の災害対策基本法改正により、警戒レベル5の災害発生を確認した状況だけではなく、災害が切迫した状況においても発令できるようになったことから、大雨特別警報（浸水害）及び大雨特別警報（土砂災害）は、警戒レベル5緊急安全確保の発令基準例として用いられることとなった。

第6 避難誘導體制の整備

市は、災害が発生又は発生するおそれがある場合に対応するため、避難誘導にかかる計画をあらかじめ作成し、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容を市民に周知徹底する。周知に当たっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するとともに、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

避難誘導體制の整備については、地域特性を考慮し、特に避難行動要支援者の誘導に配慮しつつ、集団避難が行えるよう自主防災組織、赤十字奉仕団、自治会（町会）など地域住民組織や民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア等と連携した体制づくりを図る。

の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、罹（り）災証明発行業務のシステム化、住家被害認定調査及び罹（り）災証明書発行業務の要員名簿の作成等を計画的に進めるなど、罹（り）災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

2 住宅等被害調査の実施体制の整備

住家被害の調査や罹（り）災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

さらに、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

第8節 二次災害防止体制の整備

第1 応急危険度判定体制の整備

市及び府は、市民の安全確保を図るため、建築関係団体と協力し、地震により被災した建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制を整備する。

1 被災建築物応急危険度判定体制の整備

(1) 被災建築物応急危険度判定士の養成、登録

府は、市、建築関係団体との連携により、応急危険度判定講習会を開催し、被災建築物応急危険度判定士の養成、登録を行う。

(2) 実施体制の整備

府は、被災建築物応急危険度判定士の派遣体制の整備を図るとともに、都道府県の相互支援体制の整備を図る。市は、判定主体として、資機材の整備、被災建築物応急危険度判定士受入体制の整備など実施体制の整備を図る。

(3) 被災建築物応急危険度判定制度の普及啓発

市及び府は、建築関係団体と協力し、市民に対して、被災建築物応急危険度判定制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

2 被災宅地危険度判定体制の整備

(1) 被災宅地危険度判定士の養成、登録

府は、市、建築関係団体との連携により、危険度判定講習会を開催し、被災宅地危険度判定士の養成、登録を行う。

(2) 実施体制の整備

府は、被災宅地危険度判定士の派遣体制の整備を図るとともに、都道府県の相互支援体制の整備を図る。市は、判定主体として、資器材の整備、被災宅地危険度判定士受入体制の整備など、実施体制の整備を図る。

第2 斜面判定制度の活用

府は、土砂災害から市民を守るため、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会等の斜面判定制度の活用を図る。

1 実施体制の整備

府は、市町村、砂防関係団体との連携により、斜面判定制度の整備を図る。

2 斜面判定士の登録

NPO法人大阪府砂防ボランティア協会は、斜面判定士の登録を行う。

3 斜面判定制度の普及啓発

市及び府は、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会等と連携し、市民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

第9節 緊急物資の確保供給体制の整備

市及び府は、災害による家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により、水、食料、生活必需品の確保が困難な市民に対して、必要な物資を迅速かつ効率的に供給するため、その確保体制を整備する。また、備蓄を行うに当たって、大規模災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄する。また、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

第1 飲料水の確保

震災時において、発災後3日間は被災者1人当たり1日3リットルの飲料水を供給することを目標とし、それ以降は順次供給量を増加できるよう、給水拠点、応急給水用資機材等の整備・充実を図るとともに、応急給水を実施する体制の整備を図る。

1 給水拠点、応急給水用資機材等の整備・充実

- (1) 市内の浄水場、配水池を災害時の給水拠点として整備を図る。
- (2) 広域避難場所等の応急給水所に飲料水用耐震性貯水槽の設置や組立式応急給水タンクの配備を推進する。
- (3) 給水車を配備する。
- (4) 応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄を充実する。
- (5) 長期保存可能なボトル水を備蓄する。
- (6) 危機管理マニュアルを整備する。
- (7) 大阪広域水道企業団のあんしん給水栓を利用する。

2 応急給水体制の整備

- (1) 応急給水所における給水車及び組立式応急給水タンク等による応急給水体制の整備を図る。
- (2) 被災の状況に応じて市内各所の消火栓及びあんしん給水栓を活用した応急給水を実施する体制の整備を図る。
- (3) 大阪広域水道企業団との相互協力のもと、大阪広域水道震災対策本部との連携、連絡体制を整備する。

資料 21 水道施設の概況

第2 食料及び生活必需品の確保

市、府をはじめ防災関係機関は、相互に協力して、食料・生活必需品の確保に努める。また、備蓄品の調達に当たっては、可能な限り要配慮者、女性、こども等の特性に配慮する。

1 重要物資の備蓄

市及び府は、南海トラフ巨大地震をはじめとした大規模災害に対し、それぞれ最大の被害をもたらす災害を想定し、避難者支援のために特に必要とする食料など11品目を重要物資と位置づけ、市と府

第2章 第9節 緊急物資の確保供給体制の整備

で1:1を基本とした役割分担の下、必要量を備蓄する。

必要量は、直下型地震（1日分）と南海トラフ巨大地震（3日分）それぞれの避難所避難者数を下表の算出式で算出した数量を比較し、多い方とする。

品目	算出式
食糧	避難所避難者数×3食×1.2(注) (注)1.2は、避難所避難者以外の食料需要を想定したもの。
高齢者食	上記で算出した数量のうち、5%(80歳以上人口比率)を高齢者食とする。
毛布	避難所避難者数×必要枚数2枚/人
乳児用粉ミルク 又は乳児用液体ミルク (乳アレルギーに対応したものを含む。)	【粉ミルク】 避難所避難者数×1.6%(0~1歳人口比率)×70%(人口授乳率)×130g/人/日(南海トラフ想定の場合は3日乗じる。) 【液体ミルク】 避難所避難者数×1.6%(0~1歳人口比率)×70%(人口授乳率)×1リットル/人/日(南海トラフ想定の場合は3日乗じる。)
哺乳瓶	避難所避難者数×1.6%(0~1歳人口比率)×70%(人工授乳率)×1本(注)/人 (注)「瓶」以外、「使い切りタイプ」等の場合は5回/人/日とする。 ※市は、必要数分(100%)、府は予備分とする。
乳児・小児用おむつ	避難所避難者数×2.5%(0~2歳人口比率)×8枚/人/日
大人用おむつ	避難所避難者数×必要者割合0.005×8枚/人/日
簡易トイレ	避難所避難者数×0.01 ※避難所避難者100人に1基、市はBOX型(マンホールトイレ等含む。)、府は調達を含め組立式等をそれぞれ確保する。
生理用品	(直下型地震による)避難所避難者数×48%(12~51歳人口比率)×52%(12~51歳女性人口比率)×5/32(月経周期)×5枚/人/日と(南海トラフ巨大地震による)避難所避難者数×48%(12~51歳人口比率)×52%(12~51歳女性人口比率)×5/32(月経周期)×5枚/人/日×3日で算出した数量を比較し多い方
トイレトーパー	(直下型地震による)避難所避難者数×7.5m/人/日と(南海トラフ巨大地震による)避難所避難者数×7.5m/人/日×3日で算出した数量を比較し多い方
マスク	(直下型地震による)避難所避難者数と(南海トラフ巨大地震による)避難所避難者数×3日で算出した数量を比較し多い方

※府「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」より抜粋

2 その他の物資の確保

重要備蓄物資の他に必要な物資を確保するため、民間業者等と緊急時の物資調達に関する協定を締結するなど確保体制を整備する。

また、個人のプライバシーや女性への環境配慮のための物資の備蓄を推進する。なお、確保する物資は次のとおりである。

- (1) 精米、即席麺などの主食
- (2) ボトル水、缶詰水の飲料水
- (3) 野菜、漬物、菓子類などの副食

- (4) 被服（肌着等）
- (5) 炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等）
- (6) 光熱用品（LPガス、LPガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）
- (7) 日用品（石鹸、タオル、ティッシュペーパー、歯ブラシ、ラップ等）
- (8) 医薬品等（常備薬、救急セット、マスク、手指消毒液、器具等消毒薬品、体温計、うがい薬、助産に必要な物品等）
- (9) ブルーシート、土のう袋
- (10) 仮設風呂・仮設シャワー
- (11) 簡易ベッド、間仕切り等
- (12) 要援護高齢者、障害者等用介護機器、補装具、日常生活用具等（車いす、トイレ、視覚障害者用つえ、補聴器、点字器等）
- (13) 棺桶、遺体袋
- (14) その他必要物資

3 備蓄・供給体制の整備

危険分散を図り、また速やかに物資等を輸送、提供するため、分散備蓄などの体制整備に努めるとともに、民間事業者との協定等により物資の確保を図る。また、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。さらに、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

- (1) できる限り指定避難所及びその周辺での備蓄倉庫の確保
- (2) 定期的な備蓄物資の点検及び更新
- (3) 定期的な流通在庫量調査の実施
- (4) 供給体制の整備（共同備蓄や相互融通含む。）
- (5) 市物資拠点から各指定避難所への物資の配送及び支給体制の整備

資料 43 緊急通行車両確認証明書

資料 44 緊急通行車両標章

第3 市民における備蓄の推進

最低限の水（1日1人当たり3リットル）と食料について7日分以上の備蓄を行うとともに、衣類・貴重品・非常用物資（懐中電灯、ラジオ、水筒等）を、避難に際しての非常持ち出し品として用意しておくなど、各人が必要な物資について自らが確保に努めるものとし、市は、その周知徹底を図る。

第10節 ライフライン確保体制の整備

災害が発生した場合に、応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、平時から防災体制の整備に努める。

第1 上水道

災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を実施するため、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 被害状況の迅速かつ的確な把握及び円滑な応急復旧を実施するため、あらかじめ損傷度が高いと予想される施設の把握に努める。
- (2) 応急復旧マニュアル等を整備するとともに、管路図等の分散管理体制を整備する。
- (3) 施設の被害状況等を迅速に把握し、復旧活動等及びその支援を的確に行うための情報通信システム（水道情報通信ネットワーク）を整備する。
- (4) 管路の多重化等によりバックアップ機能を強化する。

2 災害対策用資機材の整備点検

- (1) 被災した上水道施設を迅速に応急復旧できるよう、必要な応急復旧用資機材等の備蓄を推進するとともに、調達体制の整備に努める。
- (2) 給水車等の保有資機材の点検に努める。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力体制の整備

- (1) 災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協定締結に努めるなど、協力体制を整備する。
- (2) 震災時に迅速な応急復旧活動等に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を実施するため、大阪広域水道企業団と協力して大阪広域水道震災対策中央本部組織を整備する。
また、災害時に備え平時から大阪広域水道企業団との連携体制の強化に努める。
- (3) 府県間等の応援協定及び日本水道協会等を利用した広域応援体制を確保する。

第2 下水道

災害時における被害の拡大防止、衛生的な生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を実施するため、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 被害状況の迅速かつ的確な把握及び円滑な応急復旧を実施するため、あらかじめ損傷度が高いと予想される施設の把握に努めるとともに、施設管理図書等の整備、分散保管を図る。
- (2) 応急復旧活動マニュアル等を整備するとともに、施設管理図書等の整備・分散保管を図る。

2 災害対策用資機材の整備点検

- (1) 被災した下水道施設を迅速に応急復旧できるよう、必要な応急復旧用資機材等の備蓄を推進するとともに、調達体制の整備に努める。
- (2) 保有資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。
- (3) 民間事業者等との協定締結による協力応援体制の整備に努める。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力体制の整備

- (1) 災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協定締結に努めるとともに、府、市町村間の協力体制を整備する。
- (2) 府と協力して「下水道事業災害時近畿ブロック応援に関する申し合わせ」に基づく近畿2府7県の支援体制の整備をはじめ、国、他の地方公共団体等との相互支援要請体制を推進する。

第3 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備・強化に努める。
- (2) 災害対策組織をあらかじめ定めておく。また、災害により拠点が被災した場合の災害対策活動拠点についてもあらかじめ定めておく。
- (3) 対策要員の動員体制を整備する。
- (4) 重要施設への電力を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。
- (5) 平時から地方防災会議への参加により災害時の情報提供、収集等、相互連携体制を整備しておく。
- (6) 防災関係機関との連携強化により平時の各種訓練の相互参画、定期的な会議及び情報交換の実施、災害発生時の連絡体制の確立、相互協力を行う。

2 災害対策用資機材の整備点検

- (1) 災害復旧用資機材の確保体制を整備する。
- (2) 災害対策用設備（移動用変圧器等）を整備する。
- (3) 災害対策車両（発電機車等）を整備する。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。
- (5) 衛星通信の配備等、情報通信手段の多様化を図る。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、最大クラスの災害である南海トラフ巨大地震も想定した各種訓練を計画的に実施する。

第2章 第10節 ライフライン確保体制の整備

- (1) 社員の安全を確保するために地震、津波の襲来を想定した避難訓練、情報連絡訓練を実施する。
- (2) 応急復旧技能を維持するために設備復旧訓練を実施する。
- (3) 迅速、確実な情報連携や的確な意思決定に基づく行動並びに社外対応を行うために図上訓練を実施する。

4 協力体制の整備

単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者から協力を得る体制を整備する。

- (1) 復旧用資機材、要員について、他電力会社及び電源開発株式会社等と相互の応援体制を整備する。
- (2) 災害時の一時的な供給力不足に対応するため、「二社間融通電力受給契約」及び電力広域的運営推進機関の指示に基づき他電力会社との電力融通体制を確保する。

第4 ガス（大阪ガス株式会社）

災害時における二次災害等の被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を実施するため、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 緊急措置判断支援システム（地震発生時に地震計、圧力計などの情報を迅速かつ的確に把握するシステム）の活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。
- (2) 緊急時ガス供給停止システムを強化する。
 - ア 感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。
 - イ 基準値以上の揺れを感知すると自動的に一般家庭及び業務用の都市ガス供給を停止するマイコンメーターの設置促進を図る。
- (3) 被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害の防止と早期復旧を図るため、細分化された導管網ブロックの維持管理を行う。
- (4) 被害状況と復旧作業工程に応じて、従業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。
- (5) 重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法について、あらかじめ計画を策定する。
- (6) ガス管の漏洩箇所の特特定、管内異物の効率的除去等の復旧技術の開発、改良及び向上に努める。
- (7) 施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図る。
- (8) 関係行政機関と連携し、前進基地の確保に努める。
- (9) 関係行政機関と連携し、早期復旧に資する手続きの合理化に努める（復旧時における仮設配管及び導管地中残置、事前届出を行っていない車両に対する緊急通行車両確認標章交付の迅速化）。

2 災害対策用資機材の整備点検

- (1) 災害復旧用資機材及び代替燃料（圧縮天然ガス、カセットコンロ等）の確保体制を整備するとともに、緊急時通信機器及び消火・防火設備の整備充実に努める。
- (2) 保有資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。
- (3) 適切な導管材料の備蓄に努める。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」(一般社団法人日本ガス協会)に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者との相互応援体制を整備する。

第5 電気通信(西日本電信電話株式会社関西支店、KDDI株式会社(関西総支社)、ソフトバンク株式会社等)

災害によって電気通信施設又は回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を実施するため、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立し、運用する。

2 災害対策用資機材の整備点検

- (1) 災害発生時において通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。
- (2) 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧用資材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。
- (3) 災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。
- (4) 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。
- (5) 非常事態に備え、飲料水、食料、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定め、その確保を図る。

3 防災訓練の実施

- (1) 防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。
 - ア 災害予報及び警報の伝達
 - イ 非常招集
 - ウ 災害時における通信疎通確保
 - エ 各種災害対策機器の操作
 - オ 電気通信設備等の災害応急復旧
 - カ 消防及び水防
 - キ 避難及び救護
- (2) 中央防災会議、大阪府防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に参加し、これに協力する。

4 協力体制の整備

- (1) 電力、燃料、水道、輸送等の事業者と協調し、防災対策に努める。具体的には、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。
- (2) グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備する。

5 発災時の優先回線の確保

災害時の応急対策等にかかる通信サービスの確保に万全を期するため、関係事業者と協調し、府、市町村及び防災関係事業者による回線利用を優先的に確保できるように努める。

第6 市民への広報

ライフラインにかかわる事業者は、災害時の対応について、各事業者のホームページ等の多様な伝達手段を活用して広報活動を実施し、市民の意識向上を図る。

市は、平時から、飲料水等の備蓄の重要性、節水、水質汚濁防止、非常時の下水排除の制限等 についての広報に努める。

関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社並びに大阪ガス株式会社は、飛散物による停電の拡大や、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害防止のため、災害時の注意事項等について広報する。

西日本電信電話株式会社等電気通信事業者は、災害時の通信輻輳緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛、緊急通話の場合にかかりやすい公衆電話の利用等、災害時の電話利用における注意事項について広報する。

第7 倒木等への対策

電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。

なお、市は、必要に応じて、事業者が行う事前伐採等に協力する。

第11節 交通確保体制の整備

鉄道及び道路施設の管理者は、災害発生時においても安全かつ円滑な交通を確保するため、平時から体制を整備するよう努める。

第1 鉄道施設（西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社）

鉄道施設管理者は、応急復旧のための資機材を整備するとともに、乗客の避難、応急復旧のための資機材の整備及び災害発生直後の被害状況調査及び安全点検を行うための人材の確保等の応急点検体制の整備に努める。

鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手續きを行ったうえで、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努める。

第2 道路施設（市、府、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社）

道路管理者は、道路の障害物除去のための道路啓開用資機材を整備するとともに、災害発生直後の被害状況調査及び安全点検を行うための人材の確保等の応急点検体制の整備に努める。

第12節 営農対策の推進

市及び関係機関は、災害による農作物等の被害（病害虫を含む。）の減少を図る防災営農を推進するため、防災営農技術の末端への浸透に努めるとともに、府の援助を得て、指導体制の確立と、その普及に努める。

第1 指導体制の確立

防災営農技術等を末端農家へ迅速に伝達し、防災営農を推進するため、市、大阪中河内農業協同組合の営農指導職員、末端農家の指導体制を確立するとともに、関係機関及び団体との連携を図り、防災営農技術の末端への浸透に努める。

第2 営農技術の確立及び普及

防災営農技術の確立を図るとともに、地域ごとに広報活動を行い、農地及び農業用施設の防災営農技術の普及に努める。

第3 畜産対策

家畜伝染病の予防については、平時から畜産農家にその指導を行うとともに、国の防疫方針に基づく府（家畜保健衛生所）の指示に従い、これに協力してまん延防止に万全を期する。

第3章 災害に強い人づくり

第1節 防災訓練及び職員の防災教育

市、府をはじめ消防団等の防災関係機関は、地域防災計画や防災業務計画等の習熟、連携体制の強化、住民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を期することを目的として、避難行動要支援者や女性の参画を含め、多くの市民の参加を得た各種災害に関する訓練を民間事業者等と連携しながら実施する。実施に当たっては、地域の災害リスクに基づき各種災害に関する被害想定を明らかにし、夜間も含めた実施時間帯の工夫やシナリオによらない実地訓練など、より実践的な訓練に取り組む。

また、訓練後には事後評価を行い、職員の習熟度の確認と課題の抽出・評価を行い、必要に応じて防災体制の改善を行う。さらに、新たな防災体制の改善点の検証が可能となるよう、適時防災訓練の内容を見直す。

第1 実施する訓練内容

1 総合防災訓練

市は、防災関係機関、自主防災組織等の地域団体、事業者等の参加を得て、組織動員、避難、通信、消火・救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送等の総合的訓練、水防、林野火災、危険物、航空機等の災害別対策訓練、地震直後の風水害等の複合災害に備えた訓練等の防災訓練実施に努める。

その際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等、要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

- 事前広報訓練
- 警戒巡視・被害状況通信訓練
- 避難誘導訓練(大規模広域災害時の円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関との連携による実践型の防災訓練を含む。)
- 避難所開設・運営訓練(新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応を含む。)
- 救援物資輸送訓練
- 救護所設営訓練
- ライフライン施設応急復旧訓練
- 救出消火訓練
- 応急危険度判定実施訓練
- 被災者支援を行うための実践訓練
- 基本的な防災資機材の操作訓練

2 市職員防災訓練

市は、災害時における応急対策活動が迅速かつ的確に行われるよう、職員に対する非常参集訓練、通信訓練、情報収集訓練、救援・救護訓練、普通救命講習等を実施する。

3 学校教育施設の訓練

学校園管理者は、保護者及び自治会（町会）、自主防災組織等の地域団体と協力して、防災活動への啓発を図るために、避難訓練、初期消火訓練、登下校園時の防災訓練等を実施する。

4 図上訓練（D I G）

総合防災訓練に加えて、図上訓練（D I G）を実施する。訓練対象は、市長、幹部職員を含む全職員であり、災害対応の手順を確認する手順確認型訓練のほか、訓練される側が事前に訓練シナリオを知らされないまま行うブラインド型訓練も適時実施する。

5 広域防災訓練

市は、府、協定締結市町等が実施する広域防災訓練に参加するとともに、近隣市町村等との連携体制を強化するため、広域的な防災訓練を実施する。

なお、市は、自主防災組織等の組織化の推進と活動の活性化を図るため、必要な資機材等の整備及び教育訓練等に対する支援に努め、自発的活動の充実・強化を図る。

6 防災関係機関の訓練

各防災関係機関は、市の総合防災訓練に参加するとともに、それぞれ単独ないし市と協力して防災訓練を行う。

7 市民・自主防災組織・事業者等の訓練

市民・自主防災組織・事業者は、防災意識の高揚を目的に、地域・事業者等の実情にあった防災訓練を実施する。

- 地区・自治会（町会）ごとに防災訓練を推進し、災害に対する意識啓発を図り、初期消火、避難誘導、救助・救護活動等の地域における自主防災力の向上に努める。
- 避難訓練の実施に際しては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮した訓練を実施する。

8 危険物等保有施設の訓練

危険物等保有施設の関係者は、危険物等保有施設の防災活動を迅速かつ適切に行うために、従業員の防災訓練を実施するものとし、初期消火訓練、通報及び広報訓練、被害の拡散防止・二次災害防止訓練等を行う。

第2 職員に対する防災教育（人材の育成）

市、府をはじめ防災関係機関は、各々の防災体制の強化とあわせて、災害対応力の向上を図るため、幹部を含めた職員への防災教育をより一層充実するとともに、第一線で活動する消防職員及び消防団員の専門教育を強化する。

1 教育の方法

- (1) 講習会、研修会等の実施及び参加
- (2) 見学、現地調査等の実施
- (3) 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアル等の作成、周知

2 教育の内容

- (1) 地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- (2) 災害対策活動の概要
- (3) 非常参集の方法
- (4) 気象、水象、地象、その他災害発生原因及び放射性物質・放射線についての知識並びに災害の種類ごとの特性
- (5) 過去の主な被害事例
- (6) 防災知識と技術(環境放射線モニタリングの実施方法、放射線関連機器及び緊急時医療等に関することを含む。)
- (7) 防災関係法令の適用
- (8) 図上訓練の実施
- (9) その他必要な事項

第2節 防災意識の高揚

市及び府をはじめ防災関係機関は、防災知識の普及啓発、防災訓練の実施など、幼児期からその発達段階に応じ、学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、市民の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努める。これらの実施に当たっては、避難行動要支援者の多様なニーズに配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるよう努める。また、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

第1 防災知識の普及啓発等

市及び府をはじめ防災関係機関は、気候変動の影響や過去の災害の教訓、あらゆる災害の被害想定等を示しながら、その危険性を周知するとともに、市民が、災害に対する備えを心がけ、災害時においては自発的な防災活動を行うよう、教育機関のみならず、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する。

特に、被害の防止、軽減の観点から、市民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で一人一人が確実に避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、市民の理解と協力を得るよう取組む。

また、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー等）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るとともに、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

1 普及啓発の内容

(1) 災害等の知識

- ア 規模の大きな地震の連続発生や各災害が複合的に発生する可能性もあることなど、様々な災害の態様や危険性
- イ 各防災関係機関の防災体制及び講ずる措置
- ウ 地域の地形、危険場所
- エ 過去の災害から得られた教訓の伝承
- オ 地域社会への貢献
- カ 応急対応、復旧・復興に関する知識

(2) 災害への備え

- ア 最低3日間できれば1週間分以上の飲料水、食料、携帯トイレ、トイレトペーパー等の生活物資の備蓄
- イ 非常持ち出し品（貴重品、避難用具、救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、衣類、応急医薬品、非常食、衛生用品、家族構成に合わせて紙おむつや粉ミルク等）の準備
- ウ 自動車等へのこまめな満タン給油等
- エ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- オ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の予防・

安全対策

- カ 指定緊急避難場所・安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所・避難路・指定避難所（コンクリート屋内退避所を含む。）、家族との連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取り決め等）の確認
- キ 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性
- ク 自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練などへの参加
- ケ 地震保険・共済、火災保険・共済の加入の必要性
- コ 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難といった避難情報の発令時にとるべき行動
- サ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- シ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- ス 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や指定避難所での行動
- セ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- ソ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- タ 指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないような、「暴力は許されない」という意識

(3) 災害時の行動

- ア 身の安全の確保方法
- イ 情報の入手方法
- ウ 気象予警報や避難情報、5段階の警戒レベル等の意味
- エ 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動
- オ 津波発生時（強い揺れまたは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れが継続した場合）にとるべき行動
- カ 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項
- キ 避難行動要支援者への支援
- ク 初期消火、救出救護活動
- ケ 心肺蘇生法、応急手当の方法
- コ 避難生活に関する知識
- サ 自らの安全を確保のうえ、応急対応等の防災活動への参加
- シ 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力
- ス 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買占めの自粛等の協力要請があった場合の協力

2 普及啓発の方法

(1) パンフレット等による啓発

防災パンフレット、ビデオ等を活用するとともに、市広報及びテレビ、ラジオなどのマスメディア、ホームページ（インターネット）を活用した普及啓発を実施する。内容については、東日本大

震災、平成28年（2016年）熊本地震等の教訓や南海トラフ巨大地震で想定される被害の状況等、最新の知見や情報を反映するとともに、視覚障害者・聴覚障害者や外国人等に配慮した、多様できめ細かな啓発に努める。

(2) 活動等を通じた啓発

水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図りつつ、防災週間、防災とボランティアの週間及び津波防災の日をはじめ防災に関する諸行事にあわせた講演会等の開催、市民参加型防災訓練の実施、地域社会活動等の促進・活用による普及啓発を実施する。

(3) 総合防災マップを活用した防災知識の啓発

総合防災マップは、地域住民に各地域の危険情報や防災情報を伝えるものであるが、マップを活用して地域住民同士で防災に対して議論を行い、防災マップの内容をより良いものに更新していくことが重要である。市は、このマップを活用して、自助、共助が向上し、地域防災力が高まるよう防災知識を普及する。

3 消防団等による防災教育

市及び府は、消防団が消防本部等と連携を図りつつ、小学校等において防災教育や訓練を行うことにより、市民の防災意識の高揚、災害時の対応力が強化できるよう支援する。

第2 災害教訓の伝承

市及び府は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

第3節 自主防災体制の整備

市民及び事業者による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割を踏まえ、その土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、消防団やボランティア団体等との連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に取り組むことにより、地域防災力の向上と継続・発展に努める。

第1 地区防災計画の策定等

市域内の一定の地区内の市民及び当該地区に施設を有する事業者（要配慮者利用施設等の施設管理者を含む。以下「地区居住者等」という。）は、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を地区防災計画の素案として柏原市防災会議に提案することができる。

市は、地区居住者等から本計画に地区防災計画を位置づけるよう提案があり、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。

策定に当たっては、高齢者、障害者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画を促進し、その実施に努める。

なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるとともに、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

第2 自主防災組織の育成

市は、市民組織の防災活動への取組について啓発し、自主防災組織の結成及び育成、消防団や民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実に努める。

さらに、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、高齢者や障害者、女性、子どもたちの参画の促進に努める。

1 自主防災組織の活動内容

(1) 平時の活動

- ア 防災に対する心構えの普及啓発（ミニコミ誌発行、講習会の開催など）
- イ 災害発生の未然防止（消火器などの防災用品の頒布あつ旋、家具の安全診断・固定、建物や塀の耐震診断など）
- ウ 災害発生への備え（避難行動要支援者の把握、避難場所・避難路・避難所の把握、防災資機材や備蓄品の管理など）
- エ 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置・避難場運営・炊き出し訓練など）
- オ 復旧・復興に関する知識の習得

(2) 災害時の活動

- ア 避難誘導（安否確認、集団避難、避難行動要支援者への援助など）
- イ 救出救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）

- ウ 出火防止・初期消火（消火器や可搬式ポンプによる消火など）
- エ 情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の市への伝達、救援情報などの市民への周知など）
- オ 物資分配（物資の運搬、給食、分配）
- カ 指定避難所の自主的運営

2 各種組織の活用

婦人防火クラブ、幼年消防クラブ、少年消防クラブなど防災・防火に関する組織のほか、婦人会、青年団、自主防犯組織、赤十字奉仕団等の公共的団体における自主的な防災活動の促進を図る。

3 自主防災組織への支援

地域住民による自主防災組織が自発的に行う消火、救助及び救護活動に必要な資機材の支援や技術的指導に努める。

(1) 資機材の支援

自主防災組織の活動に必要な資機材の支援に努める。

(2) 技術的指導

自主防災組織のリーダー研修等の実施に努め、防災活動の技術的指導、助言を行うとともに、防火・防災講習会、防災訓練、応急手当訓練等の支援に努める。また、教育啓発施設等を利用した体験教育等の実施に努める。

第3 事業者による自主防災体制の整備

従業員、利用者等の安全確保と、事業所が立地する地域での的確な防災活動を実施するため、事業者の防災体制の充実強化及び地域の自主防災組織との連携強化を図る。

1 啓発の内容

(1) 平時の活動

- ア 防災に対する心構えの普及啓発（社内報、掲示板の活用など）
- イ 災害発生の未然防止（社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備など）
- ウ 災害発生への備え（飲料水・食料・その他物資、資機材の備蓄、非常持ち出し品の準備、避難方法等の確認など）
- エ 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置訓練など）
- オ 地域活動への貢献（防災訓練など地域活動への参加、自主防災組織との協力）
- カ BCP（業務継続計画）の作成・運用

(2) 災害時の活動

- ア 従業員・利用者の生命の安全確保（安否確認（従業員の家族含む。）、避難誘導、避難行動要支援者への援助など）
- イ 救出救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）
- ウ 出火防止・初期消火（消火器や屋外消火栓、可搬式ポンプによる消火など）
- エ 情報伝達（地域内での被害情報の市への伝達、救援情報などの周知など）
- オ 地域活動への貢献（地域活動・防災関係機関の行う応急対策活動への協力、帰宅困難者対策のための施設の開放など）

2 啓発の方法

府及び経済団体と連携して、事業者による自主防災体制の整備について指導・助言する。

- (1) 広報誌などを活用した啓発
- (2) 自衛消防組織の育成（養成講習会等の開催）
- (3) 教育啓発施設等を活用した体験教育等実施
- (4) 消防法に規定する予防査察の機会を活用した指導・助言

第4 救助・初期消火活動の支援

市は、地域住民による自主防災組織が自発的に行う人命救助活動を支援するため、必要な場所に救助・救急用資機材を配置する。

第4節 避難行動要支援者支援体制の整備

災害時における要配慮者の安全・安心を確保するため、福祉のまちづくりを推進するとともに、避難行動要支援者（在宅要介護者）対策、社会福祉施設等における対策及び外国人への対策等を推進する。

第1 福祉のまちづくりの推進

市は、市域内の社会福祉施設、民間福祉団体、社会福祉協議会等の相互の連携に努め、地域ぐるみの要配慮者支援体制づくりを推進する。あわせて、公共施設や道路（特に避難路となる歩行空間）の整備・改善を推進し、バリアフリー化を図るとともに、高齢者、障害者等の積極的な社会参加の促進と地域住民相互間のコミュニティ強化等、高齢者、障害者等にとって住みやすいまちづくりの推進を図る。

民間の施設についても、市民、企業、防災関係機関との連携を図り、都市環境の整備にあわせた防災環境の整備推進を図る。

第2 避難行動要支援者支援プランの作成

1 全体計画の策定

市では、地域や近隣住民による自助・共助を基本として、地域の実情に応じた避難行動要支援者の支援対策を推進するため、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年（2013年）8月策定）」及び府の「避難行動要支援者支援プラン作成指針（平成27年（2015年）2月改定）」をふまえ、柏原市避難行動要支援者支援プラン（全体計画）を策定している（平成29年（2017年）2月策定）。

避難行動要支援者支援体制の整備は、この計画を基本として推進することとする。

2 避難行動要支援者名簿の作成

平時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。
作成に当たっての詳細、及びその運用方法等については、次項第3で示す。

3 個別計画の策定及び管理・運用等

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平時から、避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報にかかる避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別計画の策定を進める。

- (1) 避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。
- (2) 消防、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、市条例等の定めるところにより、あらかじめ個別避難計画を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。
- (3) 個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるとともに、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難

支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮を講じる。

- (4) 地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

第3 避難行動要支援者名簿の作成・運用

1 避難行動要支援者の範囲

市は、名簿作成に当たって、避難行動要支援者の範囲を次のように設定する。

- (1) 立ち上がりや歩行などが自力でできない高齢者（介護保険における要介護認定3から5を受けている者）
- (2) 身体障害者手帳（1、2級）、療育手帳（A）又は、精神障害者保健福祉手帳（1級）を所持している者
- (3) 市の生活支援を受けている難病患者
- (4) 前各号にかかわらず、本人や家族、避難支援等関係者等により自ら避難することが困難な状態であると判断された者で、避難行動要支援者名簿への掲載を希望する者

2 避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者の避難支援にはマンパワー等の支援する力が不可欠であることから、消防機関、警察、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、地域包括支援センター、自主防災組織、福祉事業者、ボランティア団体に限定せずに、地域住民等の日常から避難行動要支援者とかかわる者や高齢者や障害者等の多様な主体の参画を促し、地域に根ざした幅広い団体の中から、避難支援者を決めることが必要である。また、より多くの避難支援等関係者を確保するに当たっては、年齢要件等にとらわれず、地域住民の協力を幅広く得る必要がある。

3 避難行動要支援者名簿の作成

市は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難の支援を行うための基礎となる名簿「避難行動要支援者名簿」を作成する（災害対策基本法第49条の10第1項）。

(1) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を掲載する。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項（所在、家族構成、緊急連絡先、日常生活自立度、かかりつけ医等）

(2) 避難行動要支援者の把握

市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、福祉部局等で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約し、その際、要介護状態区

分別や障害種別、支援区分別に対象者の把握に努める。

また、市で把握していない情報については、府その他の関係機関に対して、関連情報の提供を求めることとする。

4 避難行動要支援者名簿の適正管理・更新等

市は、避難行動要支援者名簿について適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策を徹底する。

災害規模によっては、庁舎の被災等の事態が生じるなど、行政機能が著しく低下した場合であっても、避難行動要支援者名簿を活用することができるよう、バックアップ体制の構築に努めるとともに、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも保管する。

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、名簿情報を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、最新の状態に維持する。更新された情報は、市及び避難支援等関係者間で共有を図ることとする。

5 名簿情報の提供及び漏えい防止

市は、避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供するものとする。ただし、平時からの名簿情報の提供には、避難行動要支援者の同意が必要であるため、事前に名簿情報の提供の趣旨を説明し、平時からの名簿情報の提供について、本人の意思確認を行うものとする。

さらに、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、以下の措置を講じる。

- (1) 避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限定して提供
- (2) 避難支援等関係者個人の災害対策基本法に基づく守秘義務の周知徹底
- (3) 受け取った名簿の施錠可能な場所への保管、必要以上の複製の禁止、閲覧者の限定等の指導及び関連する研修等の開催
- (4) 名簿情報の取扱い情報についての定期報告の実施

6 避難支援等関係者の安全確保

避難行動要支援者名簿に基づく避難支援等においては、避難支援等関係者は、本人又は家族等の生命及び身体の安全確保を最優先に、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で支援を行う。

そのため、市は、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮しつつ、被災状況によっては、避難支援等が困難となるおそれがあることを避難行動要支援者に十分に理解を得るよう周知する。

第4 社会福祉施設等における対策

1 防災活動マニュアルの策定

災害時の職員の活動任務分担、動員体制等の防災組織の確立、保護者や家族への緊急連絡、地域との連携等を網羅した防災活動マニュアルを施設ごとに策定する。作成に当たっては、普段から施設を利用している人だけでなく、災害時に避難してくる要配慮者に対する対策も含めて作成する。

2 防災訓練の実施

地域防災計画が災害発生時に有効に機能し、円滑に消火や避難等が行えるように施設ごとに定期的

に防災訓練を実施する。

3 施設等の安全対策

災害時に施設自体が倒壊したり、火災が発生したりすることのないよう、施設や付属する危険物を常時点検する。また、火気については、日頃より安全点検を行う。

4 地域社会との連携体制の確保

社会福祉施設の入居者は、自力での避難が困難である者が多く、災害発生時の避難に当たっては、施設職員だけでは人員が不十分である。よって、常に施設と地域社会との連携を密にし、災害時には地域住民の協力が得られる体制づくりを推進する。

5 緊急連絡先の整備

緊急時には保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の整備を行う。

第5 外国人への対策

市は、市内在住の外国人に対する防災教育・訓練や防災情報の提供に努めるとともに、多言語に対応した情報提供や避難誘導等、外国人に配慮した支援に努める。

1 外国人に対する情報発信等による支援

外国人向け防災リーフレット等の広報印刷物の作成・配布し、防災教育・訓練や防災情報の提供に努める。

【防災リーフレットの記載内容】

- 市役所、出張所、指定避難所、医療機関等の防災関連施設の記載した地図等
- 被災時の連絡先等相談窓口
- 防災に対する備えや避難時の注意事項等
- その他防災に関する事項

また、指定避難所や避難路の表示など災害に関する案内板について、外国語の併記表示を推進するなど、情報提供や避難誘導において、多言語化や「やさしい日本語」の活用等に努める。

外国人観光客に対する支援として、府と連携して、ホームページやSNS（ソーシャルネットワークサービス）等の様々なツールを活用した多言語での情報発信や、駅周辺における多言語での情報提供の充実に努める。

2 避難所における支援

市は、柏原市国際交流協会と連携して、地域社会での支援体制を検討し、指定避難所での多言語対応や通訳・翻訳ボランティア派遣等、外国人市民支援のための体制整備に努める。

第6 その他の要配慮者に対する支援体制の整備

市は、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、災害時における情報提供や避難誘導その他の必要な支援体制の整備に努める。

1 円滑な避難のための情報伝達

- (1) 避難情報の発令・伝達

第3章 第4節 避難行動要支援者支援体制の整備

市は、自然災害発生時に避難行動要支援者を含む要配慮者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、「高齢者等避難」等の避難情報は、その発令基準に基づき、適時適切に発令し、関係機関及び市民その他関係のある公私の団体に対して必要な情報を伝達する。

さらに、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、以下の配慮を行う。

- ア 高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わりやすいようにすること
- イ 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること
- ウ 高齢者や障害者にあった、必要な情報を選んで流すこと

(2) 多様な手段の活用による情報伝達

避難行動要支援者の特性を踏まえつつ、確実に避難指示等の情報が伝達されるよう、防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用した緊急速報メールなど、複数の手段を有機的に組み合わせる。

さらに、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達を行う。

2 地域住民による避難誘導・避難支援体制の整備

災害発生直後の要配慮者の避難誘導等は、地域住民により行われることが第一であり、消防団、自主防災組織等に対して、市は、日頃からの防災訓練において要配慮者の避難誘導・避難支援の徹底が図れるよう啓発する。

また、市は、平時から要配慮者本人の意思及びプライバシー保護に十分留意し、避難行動要支援者の所在等の把握、安否確認等の体制整備に努める。

市は、福祉避難所等において、避難行動要支援者の相談や介助等の支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

3 福祉避難所の指定・充実

市は、府と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、福祉避難所を指定する。具体的には、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談や介護・医療的ケアなどの必要な生活支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を福祉避難所（二次的な避難施設）として指定するとともに、福祉避難所の役割について市民に周知する。また、市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示するとともに前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整のうえ、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

4 訓練の実施

市は、避難行動要支援者の避難誘導や避難所生活での支援について、実効性を担保するため、自治

会（町会）や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等も参加した訓練を実施する。

第5節 学校の防災教育

第1 学校における防災教育

教育委員会及び防災関係機関は、学校園教職員、地域社会と協力して、園児、児童・生徒の防災教育を推進する。

1 教育関連施設の整備

小・中学校等の施設は地区防災拠点や指定避難所等として位置づけていることから、教育委員会は、施設の耐震診断、改修等、防災性能の向上を進める。

2 防災体制の強化充実

(1) 防災活動マニュアルの作成

教育委員会は、登下校時の対応を含め、各教育施設において教職員等が災害時に迅速に対応できる連絡体制の整備、地域住民を含めた明確な役割分担等を設けた実践的な防災活動マニュアルを作成するとともに、適時内容の見直しを行う。

(2) 防災訓練の実施

各教育施設は、園児、児童・生徒及び保護者（地域住民）を交えた防災訓練を実施するとともに、在校園時中及び登下校園中等、災害の発生時間帯に応じた対応の明確化に努める。

(3) 災害時の備蓄品

各教育施設は、園児・児童・生徒が在校（在園）中の災害の発生により一時的に帰宅困難となった場合に備え、各教育施設の実情に合わせて食糧や飲料水、携帯トイレ等の備蓄品を整備する。

3 教職員に対する防災教育の充実

教育委員会は、教職員に対し、自然災害等に関する正しい知識の啓発や各校園の実践的な防災教育の充実に努める。

(1) 普及内容

- ア 避難誘導、緊急地震速報を見聞きした場合を含む安全確保に関する知識
- イ 園児、児童・生徒の在校園時の場合
- ウ 学校園外での諸活動の場合
- エ 登下校園時
- オ 夜間・休日等
- カ 保護者との連絡及び保護者への園児、児童・生徒の引渡し
- キ 学校園の施設・設備の被災状況の点検
- ク 応急手当等看護に関する知識
- ケ 災害発生時に必要となる備蓄物資、通信手段に関する知識
- コ 災害担当者等の職員が配置されるまでの間、避難所運営にかかわる業務に対応することを想定した体制とするとともに、具体的な対応方策について共通理解を図る。その際、園児、児童・生徒への対応と避難者への対応が同時的に求められる場合を想定し、事前に役割分担を明確化しておく。

(2) 普及方法

- ア 職員会議・校園内研修会等
- イ 学校園防災計画、時系列教職員活動マニュアルの作成

4 園児、児童・生徒に対する防災教育の充実

防災意識を高め、それを次世代へ着実に継承していくためには、学校園等における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育が重要である。教育委員会は、園児、児童・生徒の安全を守るとともに、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、幼稚園・小学校・中学校の発達段階に応じた防災教育を実施する。

また、府と連携して、必要な情報を共有するなど互いに連携を図り、防災に関する講習会を開催するなどして、学校における防災教育の充実を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

(1) 教育の内容

- ア 地震、風水害等災害に対する基礎知識
- イ 市が実施している地震対策概要
- ウ 災害情報の正確及び的確な入手方法
- エ 山崩れ、がけ崩れ等の危険地域等に関する知識
- オ 身の安全の確保方法、避難場所・避難路・避難所、避難方法、家族・学校園との連絡方法
- カ 学校園内における避難対策に関する知識
- キ 住宅の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持ち出し品の準備等
- ク ボランティアについての知識・体験、地域社会の一員としての自覚の育成
- ケ 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的に取るべき行動に関する知識

(2) 教育の方法

- ア 特別活動の時間等の活用
- イ 防災教育のカリキュラム化
- ウ 防災教育啓発施設の利用
- エ 防災週間等において、地域住民等を交えた実践的な訓練の実施
- オ 教育用防災副読本、ビデオの活用
- カ 自主防災組織、ボランティア等との連携

5 学校・家庭・地域の連携強化

市は、地区防災拠点となる小・中学校等において、PTA、自主防災組織等が連携し、防災活動に取り組めるよう、学校と家庭、地域との相互交流等に努め、連携強化を図る。

第2 保育所における防災対策

市は、保育所職員、地域社会と協力して、災害時における児童の安全確保のための予防措置を講じる。

1 施設整備及び設備等の安全確保

市及び施設管理者は、施設の防災性能の向上を図るとともに、施設内の各設備・備品等について、転倒防止、落下防止等の対策に努める。

2 防災活動マニュアルの作成及び防災訓練の実施

乳幼児においては、年齢の違いによる理解の程度の差が大きく、また、言葉だけの理解では不十分である。そのため、施設管理者は、施設管理者及び職員によって児童の安全を確保することを最優先として、災害時における避難、救助・救護、保育児童の所在管理等の防災活動マニュアルを作成するとともに、乳幼児及び保護者（地域住民）を交えた避難訓練を実施する。

3 職員に対する防災教育の充実

(1) 普及内容

- ア 避難誘導、緊急地震速報を見聞きした場合を含む安全確保に関する知識
- イ 児童の在所時の場合
- ウ 保育所外での諸活動の場合
- エ 登退所時
- オ 夜間休日等
- カ 保育児童の所在管理
- キ 保護者との連絡及び保護者への児童の引渡し
- ク 施設・設備の被災状況の点検
- ケ 応急手当等看護に関する知識

(2) 普及方法

- ア 職員会議・研修会等
- イ 保育所防災計画、時系列職員活動マニュアルの作成・実践・見直し

第6節 帰宅困難者支援体制の整備

市は、府と連携し、帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するための支援等について検討する。

府は、市町村や関西広域連合と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等を行うとともに、関西広域連合と連携して事業者に対して、交通機関の運行が停止した際に従業員や観光客等を待機させることや、その際に必要となる備蓄等について働きかける。

市は、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかけるとともに、帰宅困難者を受け入れるため、宿泊施設、大規模店舗及び大学等に協力を求め、必要に応じて、一時滞在施設の受入先の確保を図るとともに、帰宅者が無事に帰ることができるように、関西広域連合と協定を締結しているコンビニエンスストア等の協力を得て、トイレ、水道水等の提供など徒歩帰宅支援を行う。

また、国、府、市、関西広域連合等は連携して、鉄道の代替としてバス等による輸送が円滑に実施できるよう、関係機関との情報伝達や運行調整などを行う枠組みの構築を図るほか、徒歩帰宅者への支援を行う。

なお、具体的な対策については、関西広域連合が策定した「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」に基づき実施される訓練などを通じ、実効性のある帰宅困難者支援の取組を行う。

第1 帰宅困難者対策の普及・啓発

災害発生後、従業員等がむやみに移動を開始して二次災害が発生することを防止するため、市は府や関西広域連合と連携して、事業者等に対して次のような施設内待機等にかかる計画を策定するための働きかけを行う。

- (1) むやみに移動を開始することは避ける
- (2) 発災時間帯別に企業等が従業員等にとるべき行動
- (3) 施設内等に滞在するために必要な物資の確保
- (4) 従業員等に対する情報入手、伝達方法の周知
- (5) 従業員等が家族等の安否確認を行う手段の確認（家族間であらかじめ決定）
- (6) これらを確認するための訓練の実施

第2 駅周辺における滞留者対策の体制確保

市は、駅周辺に多くの滞留者が発生することによる混乱を軽減するため、近鉄河内国分駅、JR柏原駅等の周辺において、公共施設の活用をはじめ、大学や民間事業者との協定を締結するなど、帰宅困難者の受入体制の整備を進める。また、飲料水やトイレ等の提供体制の整備、避難行動要支援者や観光客等を考慮した滞留者の避難誘導対応等についての検討を行う。あわせて、帰宅困難者について、地域救援活動の応援要員としての役割についても検討を行う。

第3 道路や鉄道の情報共有のしくみの確立と啓発

市は、府や関西広域連合と連携して主要幹線道路の情報や鉄道の運行状況を関係者で情報共有するしくみを確立するとともに、市民に対しこれらの情報入手方法について普及啓発を図る。

また、情報の提供に当たっては、防災関係機関が連携し、利用者自らが次の行動を判断できるよう、利用者視点での情報提供に取り組む。

第4 代替輸送確保の仕組みの構築（バス等）

市は、鉄道の代替としてバスによる輸送が円滑に実施できるよう、近畿運輸局、道路管理者、交通管理者、各事業者等の防災関係機関と情報伝達や運行調整等を行う仕組みの構築を図る。

第5 徒歩帰宅者への支援体制の確保

1 徒歩帰宅者支援に対する民間事業者との連携体制の構築

市は、大阪市と奈良市との間に立地しており、市内で帰宅困難とならなかった場合でも、徒歩帰宅する途中経路となる地域である。このため、市内で帰宅困難となった被災者のみならず、他地域で帰宅困難となり、徒歩帰宅途上において市を通過する被災者に対しても適切な支援ができるよう、民間事業者等と連携し、徒歩帰宅を支援する環境整備等、ソフト・ハードにわたる取組を進める。

2 給油取扱所における徒歩帰宅者への支援

大規模災害が発生し、交通が途絶した場合に、大阪府石油商業組合の組合員は、帰宅困難者支援「協力店」のポスターを表示したそれぞれの給油取扱所（「防災・救急ステーション」と呼称）において、徒歩帰宅者に対し、次のような支援を行う。

- (1) 一時休憩所として、飲料水、トイレ等の提供
- (2) 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な経路に関する情報の提供

3 コンビニエンスストア・外食事業者による徒歩帰宅者への支援

関西圏域で地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合に、関西広域連合と協定を締結し支援可能とされた店舗を有するコンビニエンスストア事業者及び外食事業者等は、災害時帰宅支援ステーション・ステッカーを表示したそれぞれの店舗（「災害時帰宅支援ステーション」と呼称）において、徒歩帰宅者に対し、次のような支援を行う。

- (1) 一時休憩所として、飲料水、トイレ等の提供
- (2) 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な経路に関する情報の提供

第7節 ボランティア活動環境の整備

ボランティアは、日頃から地域コミュニティの活性化に寄与するとともに、災害発生時には各地域に長期的に関わり、物質的な支援だけではなく、被災者の精神的な支援にも寄与するなど重要な活動を行っている。また、NPO等の有償ボランティア活動との連携やボランティアのネットワーク化等を通じて、更なる地域防災力の充実・強化が図られることから、府、市町村は地域のボランティア活動の支援を行う。

さらに、府、市、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、柏原市社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、それぞれ連携するとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。

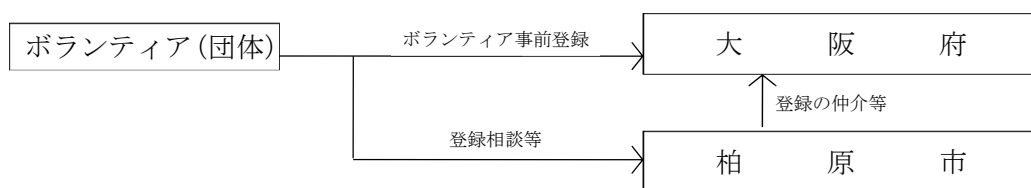
第1 受入体制の整備

1 柏原市災害ボランティアセンターの整備

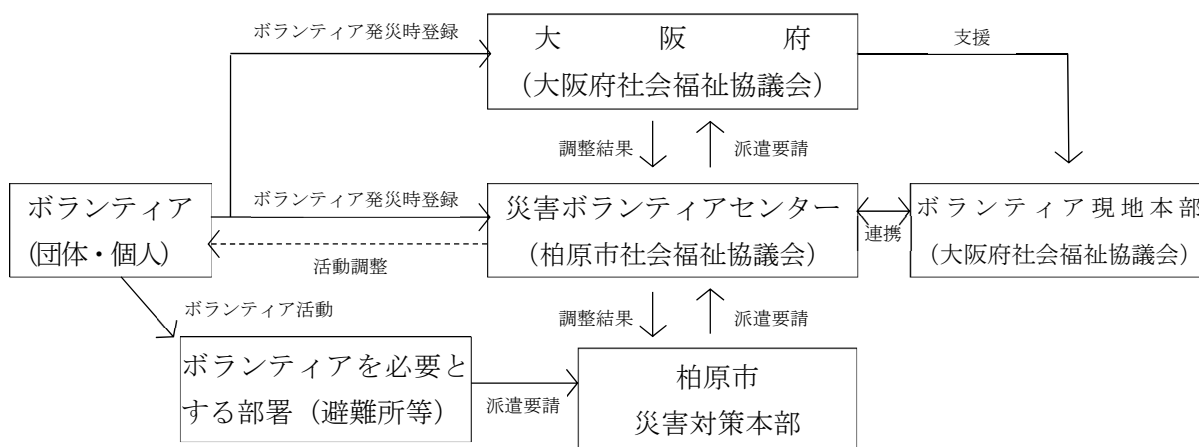
柏原市社会福祉協議会は、大阪府社会福祉協議会と連携し、災害時に、ボランティア活動を行おうとする者の受入れ・活動の調整を行うための窓口（災害ボランティアセンター）を設置し運営する。

【一般ボランティアの受入体系】

(平時)



(災害時)



2 関係機関での連携体制の整備

市は、災害時に迅速にボランティアの受入れ、活動の調整が機能するよう、平時から柏原市社会福祉協議会や市内のボランティア組織と連携を図るとともに、事前に役割分担やコーディネートに関する調整をしておく。

3 ボランティアの受入れマニュアルの作成

市及び柏原市社会福祉協議会は、ボランティアの受入れに関するマニュアルを作成する。

第2 人材の育成

1 ボランティア人材の育成

府は、大阪府社会福祉協議会、日本赤十字社大阪府支部と相互に連携して、ボランティア活動のリーダーやボランティア活動の諸調整を行うボランティアコーディネーターの養成を図る。市及び柏原市社会福祉協議会は、その研修会等の実施に協力する。

2 ボランティア意識の高揚

市は、柏原市社会福祉協議会と連携し、防災とボランティア週間（1月15日から21日）の諸事業を通じ、ボランティア意識の高揚等を図る。

第3 ボランティア活動の支援体制の整備

市は、災害時に迅速にボランティア活動が機能するよう、活動拠点、必要な資機材の提供等、ボランティアが活動しやすい環境づくり等の条件を整備する。

第4 ボランティアの事前登録

1 一般ボランティア

市は、柏原市社会福祉協議会と連携のもと、災害時にボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、府が行う事前登録に協力する。

- (1) 災害情報、生活情報等の収集、伝達
- (2) 指定避難所等における炊き出し、清掃等被災者支援活動
- (3) 指定避難所等における救援物資の積卸し、仕分け、配付
- (4) 高齢者・障害者等の要配慮者への援助
- (5) 軽易な応急・復旧作業
- (6) その他被災者に対する支援活動

2 専門ボランティア

専門ボランティアは、下記のような公的資格や特殊技術を持つ者であり、行政が十分に対応できない分野への協力者として期待される。市は、これらの専門ボランティアについて、事前登録制度の整備に努める。

- (1) ボランティアコーディネーター
- (2) アマチュア無線技士
- (3) 通訳（外国語・手話・点字）
- (4) 特殊車両等の操縦、運転の資格者等
- (5) 医療関係（医師、歯科医師、薬剤師、看護師等）

第5 情報共有会議の整備・強化

市及び府は、防災ボランティアの活動環境として、NPO・ボランティア等の三者で連携し、平時の事前登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

第8節 企業防災の促進

事業者は、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

また、市及び府は、事業者の防災活動を促進するため、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努める。

1 事業者

(1) 事業継続計画（BCP）の策定・運用

被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続するための事業継続計画（BCP：Business continuity plan）を策定し、運用するよう努める。

(2) 事業継続マネジメント（BCM[※]）の実施

東日本大震災では、被災地はもとより、サプライチェーンの寸断により、経済活動への影響が全国に及ぶなど、経済活動が直接の取引先との間で完結するものでなく、サプライチェーンを通じて、広く連鎖すること等が明らかとなったことを踏まえ、次に示すような事業継続上の取組を継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

- (ア) 防災体制の整備
- (イ) 従業員の安否確認体制の整備
- (ウ) 必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備
- (エ) 防災訓練
- (オ) 施設の耐震化・耐浪化
- (カ) 損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保
- (キ) 予想被害からの復旧計画の策定
- (ク) 各計画の点検・見直し
- (ケ) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- (コ) 取引先とのサプライチェーンの確保

※事業継続マネジメント（BCM）

BCP策定や維持・更新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、対策の実施、取組を浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善などを行う平時からのマネジメント活

動のこと。経営レベルの戦略的活動として位置づけられる。(引用：内閣府作成 事業継続ガイドラインより)

(3) その他

- (ア) 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等にかかる業務に従事する企業は、府及び市町村との物資等提供の協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。
- (イ) 事業者は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。
- (ウ) 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。
- (エ) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。

2 重要施設及び災害応急対策にかかる機関

病院や要配慮者にかかわる社会福祉施設等の人命にかかわる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

3 市

市は、こうした事業者の事業継続計画（BCP）の策定、事業継続マネジメント（BCM）の実施や防災活動を促進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等との連携体制を構築し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行う。また、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取組を支援する。

なお、市は、商工会・商工会議所と連携し、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

第9節 防災に関する調査研究の推進

市は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的かつ計画的な防災対策を実施するため、防災に関する調査研究等を推進する。

なお、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の活用など、災害対応業務のデジタル化の積極的な活用に努める。

第1 防災関係機関との地域防災計画にかかわる情報交換

国、都道府県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関における地域防災計画にかかわる情報を把握するとともに、連絡を密にし、地域防災計画や地域防災計画にかかる調査研究の情報を交換する。

第2 防災に関する学術的刊行物、一般刊行物の収集整理

随時、防災に関する学術刊行物の収集整理に努める。また、防災に関する一般刊行物についても、随時、収集整理に努める。

第3 市の防災上問題となる事項の調査研究

東日本大震災、阪神・淡路大震災等の過去の災害の教訓を踏まえて、市の防災上問題となる事項についての研究を進め、市の防災対策に生かす。

- 台風
- 洪水
- 地震
- 液状化
- 地すべり、斜面崩壊、土石流
- 最新の情報通信等を生かした災害時の情報システムに関すること
- 地域防災計画の周知徹底に関すること
- 防災拠点の整備に関すること
- 都市防災構造化対策に関すること
- 総合的な避難システムに関すること
- 空地（オープンスペース）の利用に関すること
- 要配慮者対策に関すること
- 緊急輸送システム（指定避難所まで着実に緊急物資を届けるラスト・ワン・マイル輸送、燃料確保含む。）に関すること

第3編

災害応急対策

第1章 地震災害応急対策

第1節 地震情報等の収集・伝達

大阪管区気象台から発表される地震情報等を収集し、あらかじめ定めた経路によって、関係機関及び市民に迅速に伝達する。

第1 情報の収集

1 地震情報

大阪気象台が発表する地震情報の概要は、次のとおりである。

【地震情報の種類及び基準】

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない。)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震度に関する情報(注1)	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報(注1)	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データを基に、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20~30分後に気象庁ホームページ上に掲載)。

<p>遠地地震に関する情報</p>	<p>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 	<p>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。</p>
<p>その他の情報</p>	<p>・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等</p>	<p>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表</p>

（注1）気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。

2 緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域（市は「大阪府北部」に区分））に対して緊急地震速報（警報）を発表する。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

第2 地震情報等の伝達系統

大阪管区気象台が発表する地震情報等の伝達系統は、気象予警報等の伝達に準ずるものとする。

第2節 地震災害発生時の組織動員

第1 地震時の組織動員の概要

震度5弱以上を観測した場合、市長を本部長とする「柏原市災害対策本部」を自動的に設置して職員の動員配備を行い、活動体制を確立する。

また、震度4を観測した場合、災害情報の収集など災害応急対策を実施するために警戒本部を設置する。

配備職員は、休日や夜間等の勤務時間外であっても、観測した震度に応じて参集指令を待つことなく、自主的に所属の勤務場所若しくはあらかじめ指定された場所に自主参集する。

第2 活動体制の確立

地震が発生した場合、震度を速やかに把握するとともに、観測した震度に応じた活動体制をとる。

1 震度の判定

震度は、気象庁が発表する市又は隣接市町（八尾市、藤井寺市、羽曳野市、香芝市、王寺町、三郷町）の震度又は市役所に設置された計測震度計の震度階による。

2 活動体制

観測した震度に応じた活動体制をとり、情報収集及び必要な災害応急対策を実施する。

勤務時間外において、下記の表に該当する震度を観測した場合、職員配備対象者は、それぞれ参集指令の有無にかかわらず、自主参集する。

- (1) 震度5弱以上の場合、災害対策本部を自動的に設置する。
- (2) 震度4の場合、警戒本部を自動的に設置する。
- (3) 震度3であっても被害が予想される場合は、情報収集体制をとる。
- (4) その他の場合は、市長が必要と認めた体制をとる。

【地震発生時の活動体制】

ア 観測した震度に応じて災害対策の活動組織・動員体制を決定する。

観測した震度	災害応急対策の体制	配備区分
震度5強以上	災害対策本部	C号配備
震度5弱		B号配備
震度4	警戒本部	警戒配備
震度3	情報収集体制	危機管理課

第3 災害対策本部の設置

市長は次の設置基準に該当する場合に災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

1 設置基準

- (1) 震度5弱以上を観測した場合（自動設置）
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合
- (2) その他、市長が必要と認めた場合

2 廃止基準

- (1) 本部長が、市域において災害応急対策がおおむね完了したと認めた場合
- (2) 調査の結果、市域に大きな被害がないと本部長が認めた場合。なお、この場合は、必要に応じて被害状況に即した体制（警戒本部の設置や状況に応じた動員配備）に移行する。

3 組織及び運営

(1) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織、運営については、別に定める災害対策本部組織及び事務分掌に基づく。

災害対策本部においては、本部長、副本部長及び本部員で構成する本部会議を重要な節目ごとに開催し、災害応急対策に関する重要事項について協議し、災害応急対策活動実施の指令を行う。

(2) 災害対策本部会議

災害対策本部会議は災害応急対策に関する重要事項について検討し、実施の指令を行うため、本部長が必要に応じて招集する。ただし、本部長は、極めて緊急を要し災害対策本部会議を招集するいとまのない場合は、副本部長又は一部の本部員との協議をもってこれに代える。

ア 構成員

災害対策本部会議の構成員は、次のとおりである。

職名	構成員
本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、災害対策本部体制下の各対策部長及び副部長

イ 協議事項

- 災害応急対策に関すること。
- 動員・配備体制に関すること。
- 災害対策本部の廃止に関すること。
- 各対策部間調整事項に関すること。
- 市民への避難指示等の発令及び警戒区域の設定に関すること。
- 府及び関係機関との連絡調整に関すること。
- 自衛隊災害派遣要請に関すること。
- 他の市町村への応援要請に関すること。
- 災害救助法の適用要請に関すること。
- 激甚災害の指定の要請に関すること。

- 災害復旧に関すること。
- その他災害応急対策の実施及び調整に関すること。

ただし、協議の重要点は、それまでに行った災害対策活動の単なる活動報告ではない。これらについては書類等に取りまとめるなど最小限にとどめ、会議の後に実施する災害対策活動について必要な意思決定に時間を割くことが重要である。

ウ 事務局

事務局は総括班が行う。

エ 決定事項の通知

本部会議等の決定事項のうち必要と認める事項は、その都度、各関係機関に通知する。

4 設置及び廃止の通知

災害対策本部を設置又は廃止した場合は、各班、知事、関係機関等にその旨を通知する。

5 災害対策本部の設置場所

本部は、市役所本館4階中会議室に設置する。ただし、当該施設が使用不可能と判断される場合、又は災害の規模その他の状況により応急対策の推進を図るため必要がある場合は、市長の判断により、市役所別館、市民文化会館（リビエールホール）、勤労者センター（K.Iホール）等の代替施設に設置する。災害対策本部を設置する場合、総括班は、直ちに設置される場所の安全を点検し、必要な機器等を配置する。

6 災害対策本部表示の掲示

災害対策本部が設置された場合、市役所正面玄関及び本部の入口等に「柏原市災害対策本部」の標識を掲示する。

7 職務・権限の代行

- (1) 災害対策本部の本部長は市長が当たり、市長が何らかの事情により不在の場合には、副市長、危機管理監の順位で代行する。
- (2) 各対策部及び班長の代行は、各対策部においてあらかじめ指名した副部長、副班長が行う。

8 対策の実施

各対策部は、それぞれの組織を整備し、本部の決定に基づき災害応急対策活動を実施する。

9 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害応急対策を局地的又は特定地域を重点的に実施する必要がある場合、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、本部長が指示する業務内容に応じて必要な人材を確保し、弾力的に構成する。

10 府との連携

府が現地災害対策本部を設置した場合は、この組織と連携を図ることとし、職員を連絡要員として派遣する。

第4 警戒本部の設置

市長は、次の設置基準に該当する場合、危機管理監を指揮者とする警戒本部を設置し、災害対策本部

に準じた体制によって災害応急対策活動を実施する。

1 設置基準

- (1) 震度4を観測した場合（自動設置）
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合
- (3) その他、市長が必要と認めた場合

2 廃止基準

- (1) 市長が、災害応急対策の必要がないと認めた場合、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めた場合
- (2) 調査の結果、災害対策本部を設置して災害応急対策を実施する方が望ましいと市長が認めた場合

3 組織及び運営

(1) 警戒本部の組織

ア 警戒本部の組織体制は、指揮者を危機管理監として各対策部、班で構成する。なお、対策部、班は、動員配備指令（震度4を観測した場合は「警戒配備」）に応じて構成する。

イ 危機管理監は、災害対策活動のうえで必要な場合、前項アで構成される者のほか、関係職員を配置させることができる。

(2) 事務分掌

災害対策本部の事務分掌に準じる。

(3) 警戒本部会議

危機管理監は、各対策部の部長、副部長で構成する警戒本部会議を必要に応じて招集・開催し、災害応急対策に関する事項について協議し、災害応急対策活動実施の指令を行う。

ア 警戒本部会議の構成

- 各対策部の部長、副部長その他市長が必要と認める者で構成する。
- 必要に応じて市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者が会議に出席する。

イ 協議事項

- 災害応急対策に関すること。
- 各対策部間調整事項に関すること。
- 動員・配備体制に関すること。
- 府及び関係機関との連絡調整に関すること。

4 設置及び廃止の通知

警戒本部を設置した場合又は廃止した場合は、各対策部に通知するとともに、必要に応じて知事、関係機関等にその旨を通知する。

5 警戒本部の設置

市役所4階中会議室に設置する。災害の規模その他の状況により応急対策の推進を図るため必要がある場合は、市長の判断により災害対策本部に準じた代替施設に設置する

6 職務・権限の代行

- (1) 警戒本部の指揮者は危機管理監が当たり、危機管理監が何らかの事情により不在の場合には、危機管理課長、危機管理課長補佐の順位で代行する。

(2) 各対策部及び班長の代行は、各対策部においてあらかじめ指名した副部長、副班長が行う。

第5 情報収集体制

次の基準に該当する場合、必要に応じて情報収集体制をとる。

1 体制をとる基準

震度3を観測した場合

2 体制を解消する基準

- (1) 調査の結果、市域に被害がない場合
- (2) 災害対策本部、又は警戒本部が設置された場合

3 構成

危機管理課の職員とする。

4 所掌業務

災害情報の収集・伝達を行う。

第6 各課避難所担当職員による初動体制

次の活動基準に該当する場合、初動期の応急対策を実施するため、各課避難所担当職員はあらかじめ定められた地震災害に対応する指定緊急避難場所を開設するとともに初動体制を確立する。

1 活動基準

震度5弱以上を観測した場合
指定緊急避難場所開設の指令が本部よりあったとき

2 活動内容

(1) 被害状況の把握

- ア 避難所担当職員は、あらかじめ定められた指定緊急避難場所への途上における被害状況の概略把握を行いながら、開設を担当する指定緊急避難場所に参集する。
- イ 参集途上では、地域の被害情報収集にも努める。
- ウ 指定緊急避難場所に参集後、社会教育班へ把握した被害状況を報告する。
- エ 社会教育班は、避難所担当職員からの概略被害状況を集約・整理して、総括班に報告する。

(2) 指定緊急避難場所の開設

- ア 指定緊急避難場所は、原則として避難所担当職員が開設するが、災害の状況等によっては施設管理者等の協力を得て、開設する。
- イ 指定緊急避難場所を開設する場合は、速やかに施設を点検のうえ、安全を確認後開設する。
- ウ 開設後は、当該施設に留まり、施設管理者の協力を得て運営を行う。
以下、「第3章第8節 避難受入活動」に定めるところによる。

第7 動員体制

迅速かつ的確に災害応急対策が実施できるよう、災害が発生した状況又は発生すると予測される状況に応じて職員を動員配備する。

1 動員配備

職員の動員配備の基準は次のとおりとする。

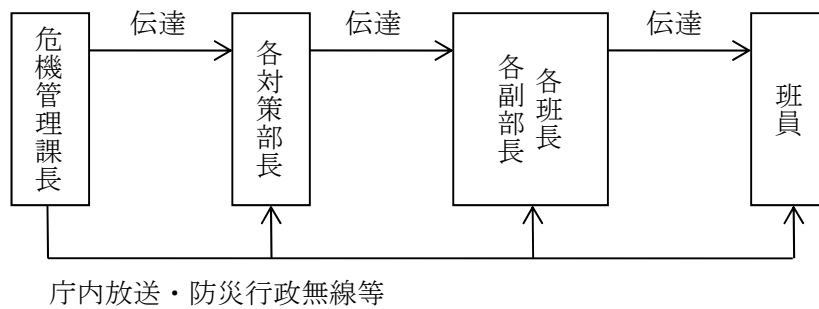
配備体制	配備基準	配備内容
事前配備	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき ・その他必要によって市長が当該配備を指令するとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災に関連する必要最低限の人員で通信情報活動を実施する体制
警戒配備	<ul style="list-style-type: none"> ・震度4を観測したとき ・災害が拡大し、事前配備では対処できないとき ・その他必要によって市長が当該配備を指令するとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・通信情報活動及び小規模の災害応急対策を実施する体制
A号配備	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき ・災害が拡大し、警戒配備では対処できないとき ・その他必要によって市長が当該配備を指令するとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・その災害の発生を防止するため、通信情報活動、物資・資機材の点検整備等並びに小規模の災害応急対策を実施する体制
B号配備	<ul style="list-style-type: none"> ・震度5弱を観測したとき ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ・災害が拡大し、A号配備では対処できないとき ・その他必要によって市長が当該配備を指令するとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・相当規模の災害応急対策を実施する体制
C号配備	<ul style="list-style-type: none"> ・震度5強以上を観測したとき ・災害が拡大し、B号配備では対処できないとき ・その他必要によって市長が当該配備を指令するとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・市の全力をあげて防災活動を実施する体制

2 勤務時間内の動員方法

(1) 連絡体制

危機管理課長は、勤務時間内に地震情報を確認した場合は、動員配備基準に基づき、その活動体制について庁内連絡を実施する。

【勤務時間内の伝達図】

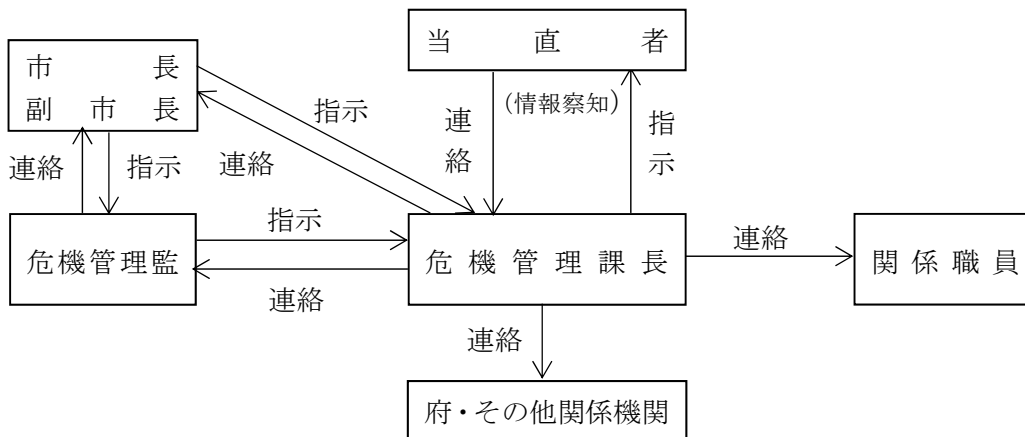


(2) 活動体制への移行

連絡を受けた場合、平常の勤務体制から各班を編成して直ちに災害応急活動体制に切り替える。

3 勤務時間外の動員方法

- ア 職員はあらゆる手段を用いて災害情報の収集に努め、動員基準に定める災害の発生等を確認した場合は、直ちに参集する。
- イ 当直者は、市役所に設置された計測震度計により震度階を確認した場合や大阪府防災行政無線等により災害発生情報を察知したときは、危機管理課長に連絡する。
- ウ 通信網の途絶等により、配備指令の伝達が困難な状態となった場合は、C号配備が出されたものとする。



4 動員状況の報告及び連絡

- (1) すべての職員は参集後、所属班長に参集を報告する。
- (2) 各班長は、参集職員の氏名、参集時刻、参集免除者等の班員参集状況を対策部長に報告する。
- (3) 各対策部長は、各班の参集状況を人事班へ報告する。
- (4) 人事班は、各対策部の参集状況を取りまとめ、総括班へ報告する。
- (5) 総括班はその状況を速やかに府へ報告する。

資料 50 非常招集報告書

5 過渡的措置

各対策部長は、勤務時間外に非常時の配備体制が必要となった際に、過渡的措置として職員の参集状況に応じた応急的な班編成を行い、正規の班編成と異なる体制をもって順次緊急の応急対策活動を実施する。

- (1) 被害状況の把握（市民からの情報提供、職員からの報告）
- (2) 府及び関係機関との連絡調整
- (3) 職員の参集状況の把握
- (4) 災害対策本部会議等の事前準備
- (5) 登庁した職員への引継ぎ

6 増員の要請

各対策部長は、各対策部の防災活動遂行において、現状の人員で対応しがたいと判断される場合には、部内で配備人員を増員し、その旨を人事班へ報告する。

また、対策部内の人員で対応しがたいと判断される場合には、人事班は総括班と協議のうえ、速やかに可能な範囲内で、応援要員の派遣を行う。

7 平常業務の機能確保

C号配備体制下では、地震発生からの時間経過とともに、平常業務の機能を確保していく必要があるため、これらの業務機能確保については、BCP（業務継続計画）に定めた非常時優先業務を基本として、災害対策業務に支障のない範囲で順次平常業務を再開していく。

8 災害時における職員の服務

- (1) 職員は、この計画の定めるところにより、上司の指揮に従って防災活動に従事しなければならない。
- (2) 職員は、出動指令が出されたときはもちろん、災害が発生し、又は発生するおそれのあることを知った場合は、配備区分に従い速やかに所定の勤務場所に参集しなければならない。

9 動員対象から除外する職員

次に掲げるいずれかに該当する職員は、地震発生直後の動員対象から除外する。これに該当する職員は、可能な限り速やかに所属班長に連絡し、以後の指示を受ける。ただし、参集を妨げる事態が収束でき次第、直ちに参集しなければならない。

- (1) 公務のため管外出張中の場合
- (2) 職員自身が地震発生時に療養中又は災害の発生によって傷病の程度が重傷である場合
- (3) 親族に死亡者又は重傷の傷病者が発生し、当該職員が付き添う必要がある場合
- (4) 自宅から火災が発生し、又は周辺で火災が発生し、延焼するおそれがある場合
- (5) 同居する家族に高齢者、障害者、乳幼児等がおり、当該職員の介助や保護がなければ、その者の最低限の生活が維持できない場合
- (6) 当該職員が居住する自宅が全壊、全焼した場合
- (7) その他事情により特に所属班長がやむを得ないと認めた場合

第8 参集場所

職員の参集場所は、各課避難所担当職員等、特に定められた場合を除き、日常業務の勤務場所とし、地震発生時に勤務場所に不在の場合は次の要領で参集する。

1 勤務時間内

職員は、勤務時間内に勤務場所に不在の場合、地震発生直後、勤務場所に帰庁する。

2 勤務時間外

職員は、地震発生直後、勤務場所に参集する。なお、勤務時間外で交通途絶等のため勤務場所に参集困難な場合は、あらゆる手段を検討し、参集を図るものとする。また、避難所担当等あらかじめ定められている場合は、その指定場所に参集する。

第9 参集途上の活動

職員は、参集途上において、情報収集活動等以下の事項に十分留意して参集するものとする。

1 被災状況等の情報収集

参集途上の職員は、被災状況等の概況把握を行い、参集場所に参集後、直ちに総括班に報告するものとする。情報収集事項は次のとおりとする。

- (1) 道路交通施設の被害状況、道路の渋滞状況
- (2) 鉄道施設の被害状況及び運行状況
- (3) 建築物等の倒壊等被災状況
- (4) 河川・ため池等の被災状況及び水位の状況
- (5) がけ崩れ等の土砂災害の状況
- (6) 火災発生状況
- (7) 被災者・避難者の状況
- (8) その他被災状況

2 被災者の救助・救護活動

参集途上の職員は、人命救助を必要とする被災現場、火災等に遭遇した場合は、大阪府警察（柏原警察署）、柏原羽曳野藤井寺消防組合に通報するとともに、状況に応じた救助・救護活動を行う。

第3節 地震水防応急対策

河川・水路又はため池の洪水、決壊、溢水による水害を防止し、被害を最小限に抑制するため、関係機関と連携して、適切な水防応急対策を実施する。

第1 水門・樋門等の操作

水門等の管理者は、水防管理者（市長）と連絡を密にし、必要な場合は門扉を開閉する。以後、水位の変動及び状況に応じて門扉等の適正な開閉を行う。

資料16 重要水門及びこう門一覧

第2 応急措置

地震によって堤防等が被害を受け、危険と思われる場合は、必要な応急措置を講じる。

1 警戒区域の設定

水防管理者（市長）は、水防活動上必要がある場合、警戒区域を設定し、応急活動に係わらない者の立ち入りを禁じ、又は制限する。

2 水防工法

土木水防班は、大阪府水防計画に定める工法によって水防作業を実施する。

3 決壊後の措置

水防管理者（市長）、消防長及び消防団長は、水防に際し、堤防その他の施設が決壊した場合、直ちにその旨を関係者に通報する。

また、水防管理者（市長）、水防団長又は消防長は、決壊後においても可能な限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。

第3 資機材の調達

土木水防班は、水防活動に必要な資機材を調達する。資機材は水防倉庫の備蓄資材を優先的に活用するが、それでもなお不足する場合は、現地調達又は協定業者等及び八尾土木事務所等から調達を行う。

土木水防班は、支援要請として被害状況・応急復旧規模、業者委託の情報を調達班に提供する。調達班は、建設重機・復旧資材といった資機材、軽油・ガソリンといったエネルギー、登録業者といった外部人材等の必要な情報を土木水防班に提供する。

第2章 風水害応急対策

第1節 気象予警報等の収集・伝達

大阪管区气象台から発表される気象予警報等の情報を収集し、あらかじめ定めた経路によって、関係機関及び市民に迅速に伝達する。

第1 情報の収集

大阪管区气象台から一般及び水防活動の利用に供するため市町村ごとに発表される気象等の注意報、警報、特別警報の種類及びその基準（市の基準）は次のとおりである。なお、災害の危険度が高まる地域を示すなど、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度やその切迫度を伝えるキキクル（危険度分布）の情報が、警報等を補足する情報として提供されることがある。

【特別警報の種類及び基準】

種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量となる大雨が予想される場合。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険があり直ちに安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合である。
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合である。
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合である。
地震 (地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置づける。)

(注) 表中の「数十年に一度」の現象に相当する降水量等の客観的な指標は気象庁ホームページで公表する。

【警報及び記録的短時間大雨情報の種類及び基準】

種類	基準
一般の利用に適合する もの 気象警報	暴風警報 暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で20m/s以上になると予想される場合。
	暴風雪警報 雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い、平均風速が陸上で20m/s以上になると予想される場合。

種 類		基 準	
	大雨警報		大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、 <u>高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。</u> ① 表面雨量指数基準が20以上になると予想される場合 ② 土壌雨量指数基準が143以上になると予想される場合
	大雪警報		大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、 <u>具体的には次の条件に該当する場合である。</u> 12時間の降雪の深さが平地で10cm以上、山地で20cm以上になると予想される場合。
	地面現象警報	地面現象警報※(ア)	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
	浸水警報	浸水警報※(ア)	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
	洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、 <u>高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。</u> ① 平野河流域の複合基準が、表面雨量指数9、流域雨量指数2.6の場合 ② 下記の指定河川洪水予報による基準に該当する場合 ・大和川下流 [柏原] ・大和川水系石川 [金剛大橋・玉手橋] ・淀川水系寝屋川流域 [寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]
※(イ) 水防活動の利用に適	水防活動用気象警報	大雨警報	一般の利用に適合する大雨警報と同じ。
	水防活動用洪水警報	洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報と同じ。

- (注) 1 基準欄に記載した数値は、府における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
- 2 ※(ア)は、標題を出さないで、気象注意報・警報に含めて行う。
※(イ)は、一般の利用に適合する大雨、洪水の各注意報・警報に代えて行い、水防活動用の語は用いない。
- 3 注意報・警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報・警報が行われたときに切り替えられ、又は解除されるまで継続される。(気象庁予報警報規程第3条)
- 4 大雨警報には括弧を付して、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)として、特に警戒すべき事項が明記される。ただし、土砂災害警戒情報の対象となっていない市町村には、大雨警報(土砂災害)は発表されない。
- 5 大雨や洪水等の警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村名」ではなく、「市町村をまとめた地域の名称(東部大阪)」や「大阪府」を用いる場合がある。

【大雨警報・洪水警報の危険度分布等の概要】

種 類	概 要
キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	<p>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」(うす紫)、危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 <p>※「極めて危険」(濃い紫)：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用</p>
浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>
洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」(うす紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p>

【注意報の種類及び基準】

種 類		基 準
一般の 利用に 適合するもの	気象注意報	風雪注意報 雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い、平均風速が陸上で12m/s以上になると予想される場合。
		強風注意報 強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で12m/s以上になると予想される場合。
		大雨注意報 大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、 <u>自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u> 具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ① <u>表面雨量指数基準が12以上になると予想される場合</u> ② <u>土壌雨量指数基準が95以上になると予想される場合</u>
		大雪注意報 大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 <u>12時間の降雪の深さが平地で5cm以上、山地で10cm以上</u> になると予想される場合。
		濃霧注意報 濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 濃霧によって視程が陸上で100m以下※(㊦)になると予想される場合。
		雷注意報 落雷等により被害が予想される場合。
		乾燥注意報 空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 実効湿度が60%以下※(㊦)で、最小湿度が40%以下※(㊦)になると予想される場合。
		なだれ注意報 なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ① 積雪の深さが20cm以上あり、降雪の深さが30cm以上になると予想される場合。 ② 積雪の深さが50cm以上あり、最高気温が10℃以上※(㊦)、又はかなりの降雨が予想される場合。
着雪注意報 着雪によって通信線や送電線等に被害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で20cm以上、山地で40cm以上あり、気温が-2℃～+2℃になると予想される場合。		

種 類		基 準	
一般の 利用に 適合するもの	気象注意報	霜注意報	4月15日以降の晩霜によって農作物に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が4℃以下になると予想される場合。
		低温注意報	低温によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が-5℃以下になると予想される場合。
	地面現象注意報	地面現象注意報 ※(ア)	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。
	浸水注意報	浸水注意報 ※(ア)	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。
	洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ① 平野川流域の複合基準が、表面雨量指数6、流域雨量指数2.3の場合 ② 下記の指定河川洪水予報による基準に該当する場合 ・大和川下流 [柏原] ・大和川水系石川 [金剛大橋・玉手橋] ・淀川水系寝屋川流域 [寝屋川治水緑地 (寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地 (恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]
※(イ) に水防活動 の利 用の もの	水防活動用 気象注意報	大雨注意報	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ。
	水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報と同じ。

- (注) 1 基準欄に記載した数値は、府における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
- 2 ※(ア)は、標題を出さないで、気象注意報・警報に含めて行う。
※(イ)は、一般の利用に適合する大雨、洪水の各注意報・警報に代えて行い、水防活動用の語は用いない。
※(ウ)は、気象台の値。
- 3 注意報・警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。
- 4 雷注意報には、発達した雷雲の下で発生することの多い激しい突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。また、急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられることがある。

1 気象情報

大阪管区気象台は、気象等の予報に係りのある台風、大雨、竜巻等突風、及びその他の異常気象等についての情報を市民及び関係機関に対して発表する。なお、竜巻注意情報は、雷注意報を補足する情報として、各地の気象台が担当地域を対象に発表する。

2 大阪管区気象台と近畿地方整備局が共同で発表する洪水予報

大和川下流洪水予報は、「大和川洪水予報実施要領」に基づき、大阪管区気象台と近畿地方整備局大和川河川事務所が共同で発表する。（気象業務法第14条の2第2項及び水防法第10条第2項）

【大和川下流洪水予報】

標 題 (種 類)	発 表 の 基 準
大和川下流氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点（柏原）の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 <u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u>
大和川下流氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点（柏原）の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 <u>高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>
大和川下流氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点（柏原）の水位が氾濫危険水位に達したとき。 <u>危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>
大和川下流氾濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき。 <u>災害がすでに発生している状況であり、命の危険があり直ちに安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</u>

大阪管区気象台と近畿地方整備局大和川河川事務所は、大和川について、洪水のおそれがあるときは水位又は流量を示してその状況を府に通知し、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

府は、この通知を受けたときは、直ちに大阪府水防計画で定める水防管理者等にその内容を通知する。

3 大阪管区気象台と府が共同で発表する洪水予報

石川洪水予報、寝屋川流域洪水予報（寝屋川、第二寝屋川、恩智川、平野川、平野川分水路、古川、楠根川）は、「大和川水系石川の洪水予報実施要領」、「淀川水系寝屋川流域の洪水予報実施要領」に基づき、大阪管区気象台と府が共同で発表する。（気象業務法第14条の2第3項、水防法第11条）

【石川、寝屋川流域洪水予報】

標 題 (種 類)	発 表 の 基 準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 <u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u>

氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 <u>高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき。 <u>危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>
氾濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報区域内で氾濫が発生したとき。 <u>災害がすでに発生している状況であり、命の危険があり直ちに安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</u>

4 土砂災害警戒情報等

土砂災害警戒情報は、大阪管区气象台と府が共同で発表するもので、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。また、これを補足する土砂災害に関するメッシュ情報が発表される。

市は、土砂災害警戒情報に基づき避難指示の発令等、必要な措置を講じる。（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条、災害対策基本法第51条、第55条、気象業務法 第11条、第13条、第15条）

※土砂災害警戒情報の留意点：

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、土壌雨量指数等に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用に当たっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではないことに留意する必要がある。

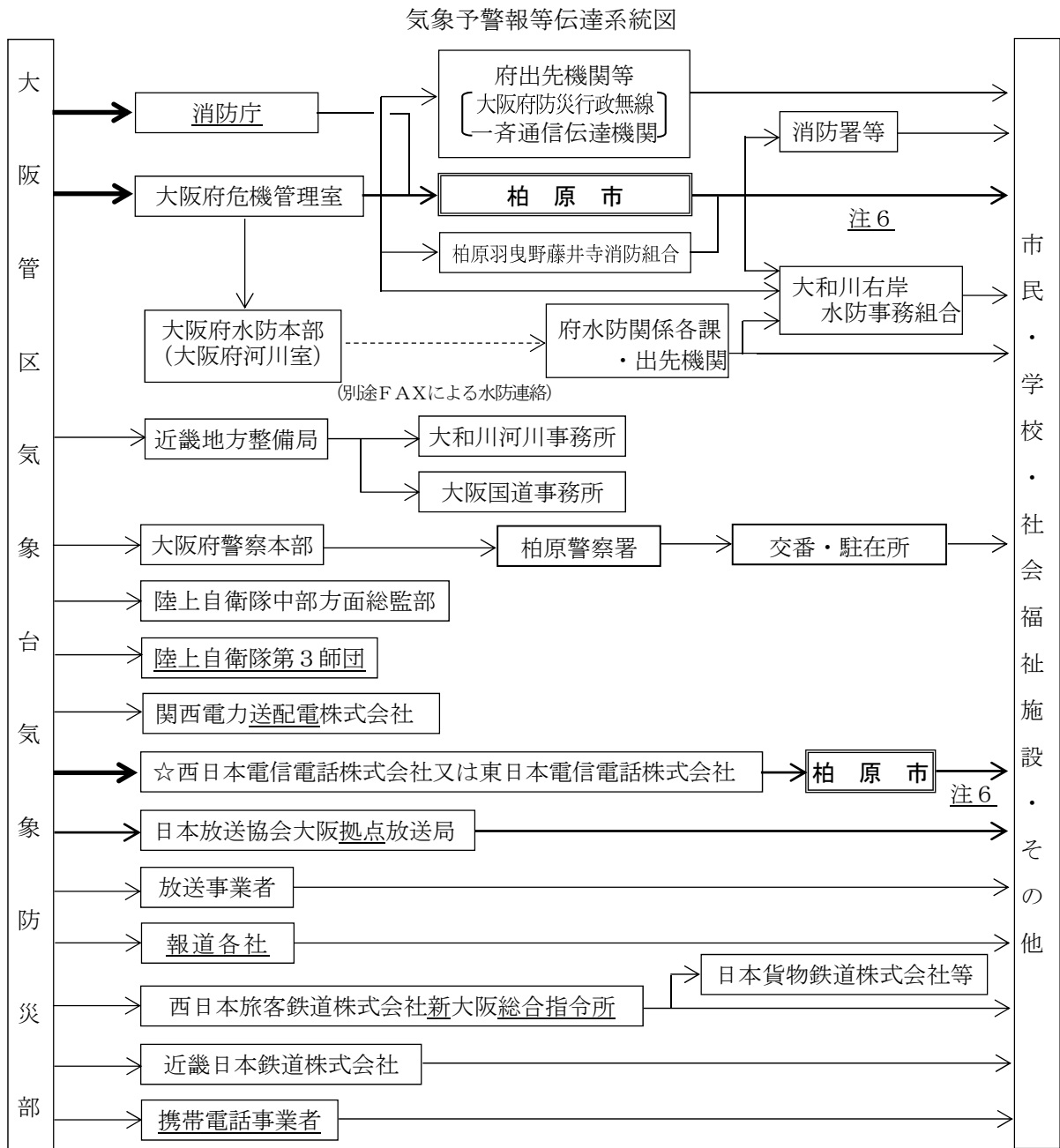
また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難指示等の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既の実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。

※ 土壌雨量指数：

土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中に貯まっている状態を示す指数。「これまでに降った雨」と「今後数時間に降ると予想される雨」を基に、全国くまなく1km四方の領域ごとに算出する。

第2 気象予警報等の伝達系統

1 大阪管区気象台が発表する気象予警報等の伝達系統図



(注) 1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。

2 ☆印は警報のみ。

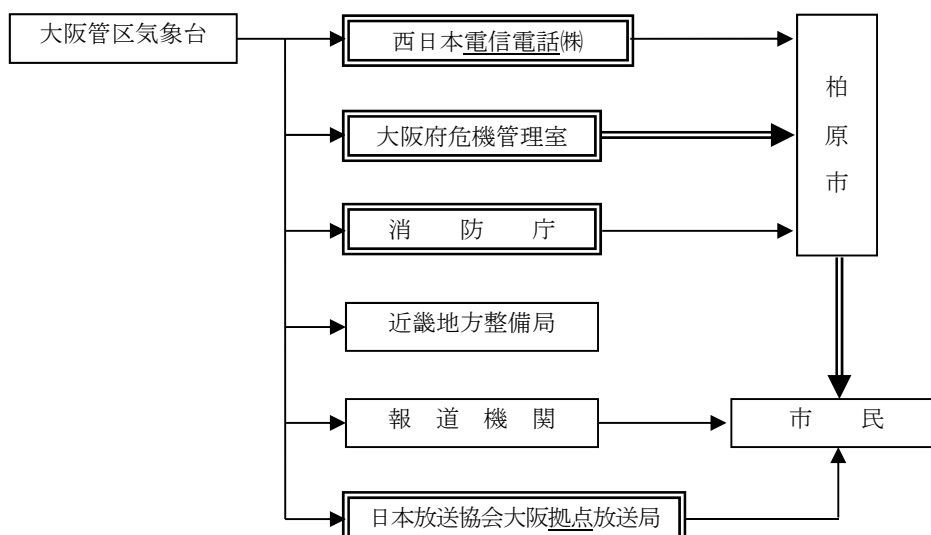
3 放送事業者とは、朝日放送グループホールディングス株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社日経ラジオ社大阪支社、株式会社ジェイコムウエスト、テレビ大阪株式会社、株式会社FM802 (FMCO. CO. LO) の9社である。

4 報道各社とは、朝日新聞大阪本社、日本経済新聞大阪本社、読売新聞大阪本社、産業経済新聞大阪本社、共同通信社、毎日新聞大阪本社の6社である。

5 緊急速報メールは、気象等(大雨、暴風、波浪、高潮、大雪又は暴風雪)に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

6 特別警報は市町村から住民等への周知の措置が義務付けられている。(気象業務法第15条の2)

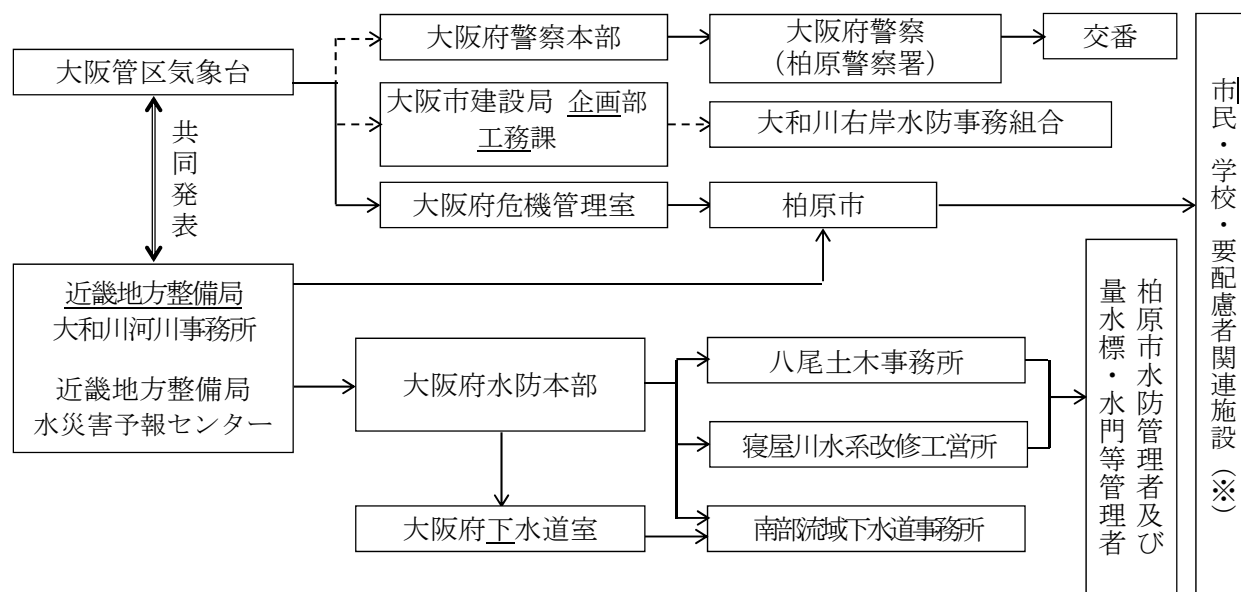
特別警報の関係機関への伝達経路



- (注) 1 二重線枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先である。
 2 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務付けられている。

2 大和川洪水予報連絡系統図

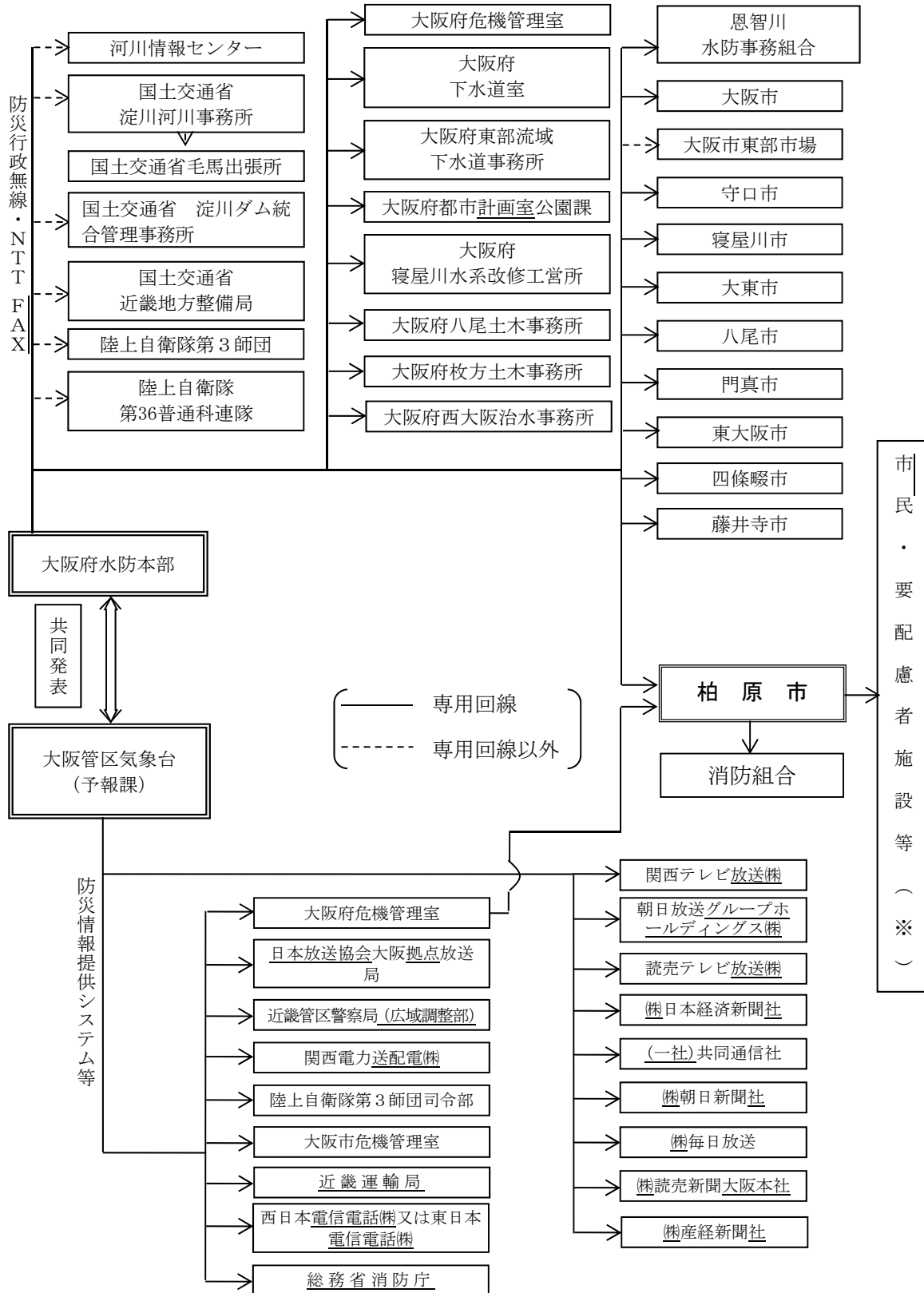
【大和川洪水予報連絡系統図】



※浸水想定区域内の高齢者、障害者、乳幼児その他の防災上配慮を有する者が利用する施設（水防法第15条）

(1) 寝屋川流域(寝屋川、第二寝屋川、恩智川、平野川、平野川分水路、古川、楠根川)洪水予報連絡系統図

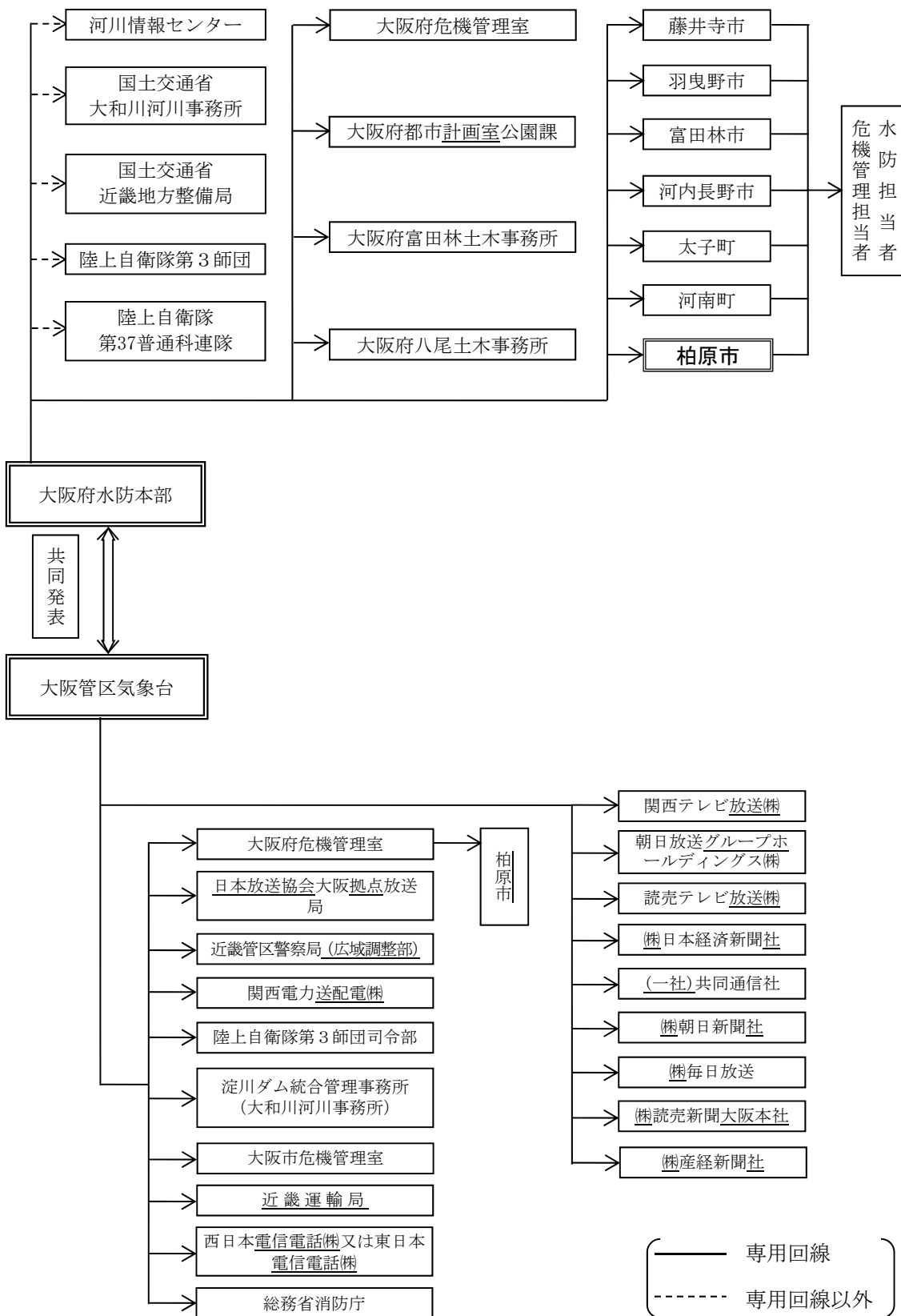
【寝屋川流域洪水予報連絡系統図】



※浸水想定区域内の高齢者、障害者、乳幼児その他の防災上配慮を有する者が利用する施設 (水防法第15条)

(2) 石川洪水予報通信連絡系統図

【石川洪水予報通信連絡系統図】



3 市民への周知

市は、指定避難所の開設準備を整えたうえで、必要に応じ、防災行政無線、広報車、インターネット、エリアメール、緊急速報メール、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等を利用又は状況に応じて自主防災組織等の市民組織と連携して、市民、要配慮者利用施設の施設管理者等に対して予警報等を伝達するとともに、予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。周知に当たっては、登録携帯へのメールや音声対応、テレビの文字放送等の情報システムを活用するほか、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等が連携して、避難行動要支援者に必要な情報が速やかに行き届くよう対応する。また、これまで経験したことがない規模の台風が接近している場合、府及び气象台と情報共有・連携を密にし、市民に対し、身の安全確保の呼びかけに努める。

道路管理者は、降雨状況等から通行規制範囲を予め指定し、ホームページ等で周知し、規制の基準に達した場合はできるだけ早く通行規制状況を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨状況の変化に応じて規制区間の見直しを行う。

4 都市型水害対策

(1) 情報の提供

市は、地下駐車場、地下街（地階）、ビルの地下施設等の地下空間の管理者等に対し、市の防災行政無線やコミュニティFM、インターネット、広報車等を通じて気象予警報等の浸水の危険性に関する情報を提供する。

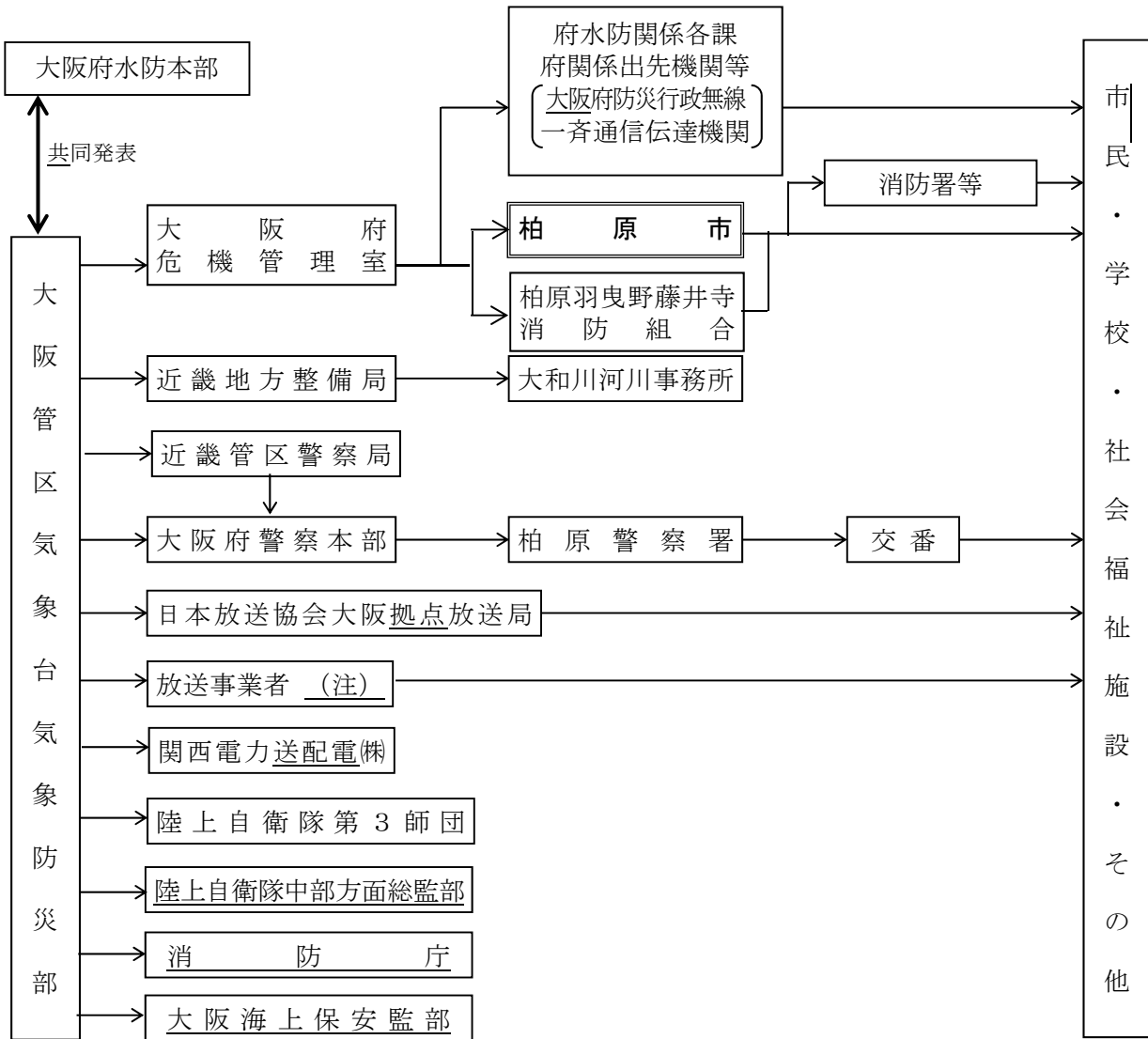
また、地下空間の管理者等は、災害時に利用者等が迅速かつ的確に避難できるよう、情報の伝達体制（利用者等への案内放送等）の確立に努めるとともに、気象警報等に基づいて、浸水の発生について判断できるように、気象に関する情報等の入手に努める。なお、浸水の危険性及び対応方法については、防災マップや広報誌、インターネット等により周知する。

(2) 避難体制の整備

地下空間において、浸水被害が発生又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に避難指示等を行えるよう体制を整備する。

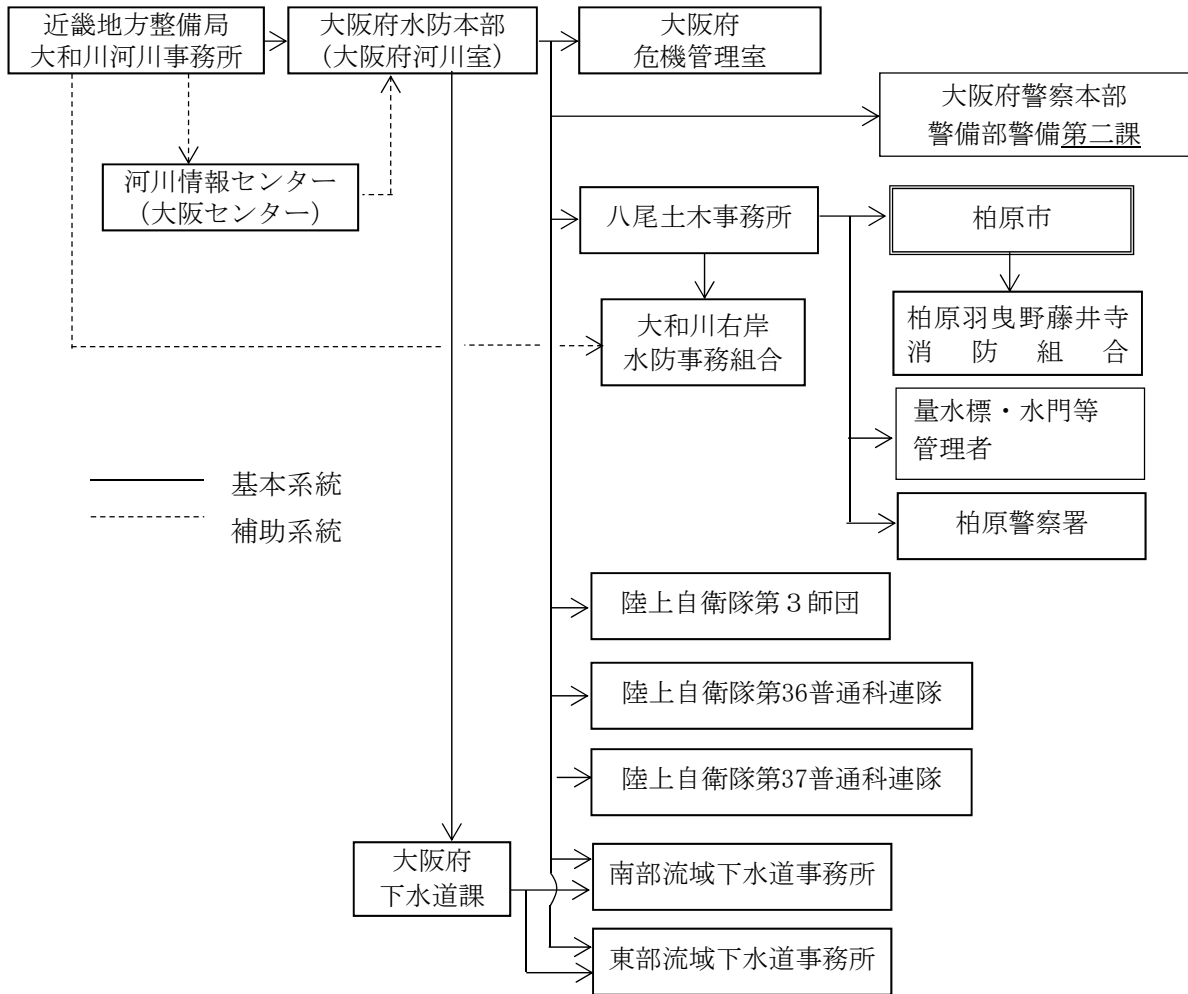
地下空間の管理者等は、利用者等に対する避難誘導體制を整備するとともに、平常から非常出口、非常階段、避難設備の設置場所等の広報に努める。

【土砂災害警戒情報の伝達系統】

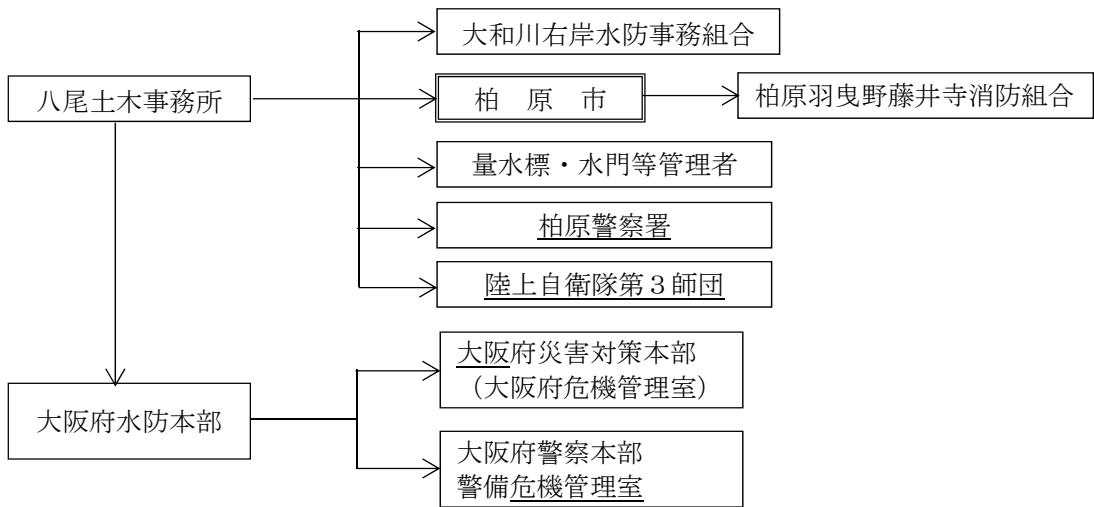


(注) 放送事業者とは、朝日放送グループホールディングス株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社である。

【近畿地方整備局が発表する大和川水防警報の情報連絡系統】



【知事が発表する水防警報伝達系統】



5 庁内の伝達系統

自然災害、突発性事故等における配備体制等、職員への情報伝達は、危機管理課（災害対策本部及び警戒本部体制下では、総括班）が庁内LAN、電話、庁内放送等で行う。

また、勤務時間外においては、各職員が大阪府防災情報メールからの情報を入手するほか、配備体制増強等の必要があるときには、危機管理課から各職員に対し職員安否確認システムを用いて行う。

第2節 風水害時の組織動員

市は、市域内に災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、迅速かつ的確に災害予防対策及び災害応急対策を実施するため、災害の規模に応じた組織動員体制をとるものとする。

第1 災害対策本部の設置

市長は次の設置基準に該当する場合に災害対策本部を設置し、災害予防対策及び災害応急対策を実施する。

1 設置基準

- (1) 特別警報が発表されたとき又は発表が予測される場合
- (2) 大雨、洪水、暴風等の警報が発表され、その対策が必要と認められる場合
- (3) 災害救助法が適用される程度の災害が発生した場合
- (4) 大規模災害の発生が予測され、その対策を要すると認められる場合
- (5) その他、市長が必要と認めた場合

2 廃止基準

- (1) 市域において、災害発生のおそれが解消した場合
- (2) 本部長が、市域において災害応急対策がおおむね完了したと認めた場合
- (3) 調査の結果、市に大きな被害がないと本部長が認めた場合。なお、この場合は、必要に応じて被害状況に即した体制（警戒本部の設置や状況に応じた動員配備）に移行する。

3 組織及び運営

(1) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織、運営については、別に定める災害対策本部組織及び事務分掌に基づく。

災害対策本部においては、本部長、副本部長及び本部員で構成する本部会議を重要な節目ごとに開催し、災害応急対策に関する重要事項について協議し、災害応急対策活動実施の指令を行う。

(2) 災害対策本部会議

災害対策本部会議は災害応急対策に関する重要事項について検討し、実施の指令を行うため、本部長が必要に応じて招集する。ただし、本部長は、極めて緊急を要し災害対策本部会議を招集するいとまのない場合は、副本部長又は一部の本部員との協議をもってこれに代える。

ア 構成員

災害対策本部会議の構成員は、次のとおりである。

職 名	構 成 員
本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、災害対策本部体制下の各対策部長及び副部長

イ 協議事項

本部会議の内容は、おおむね次のとおりとする。

- 災害予防、災害応急対策に関すること。
- 動員・配備体制に関すること。
- 災害対策本部の廃止に関すること。
- 各対策部間調整事項に関すること。
- 市民への避難指示等の発令及び警戒区域の設定に関すること。
- 府及び関係機関との連絡調整に関すること。
- 自衛隊災害派遣要請に関すること。
- 他の市町村への応援要請に関すること。
- 災害救助法の適用要請に関すること。
- 激甚災害の指定の要請に関すること。
- 災害復旧に関すること。
- その他災害応急対策の実施及び調整に関すること。

ただし、協議の重要点は、それまでに行った災害対策活動の単なる活動報告ではない。これらについては書類等に取りまとめるなど最小限にとどめ、会議の後に実施する災害対策活動について必要な意思決定に時間を割くことが重要である。

ウ 事務局

事務局は総括班が行う。

エ 決定事項の通知

本部会議等の決定事項のうち必要と認める事項は、その都度、各関係機関に通知する。

また、職員に周知を要するものについては、速やかに周知徹底を図るとともに、総括班は各部相互間の連絡調整を迅速に行うものとする。

4 設置及び廃止の通知

市長は、災害対策本部を設置又は廃止した場合は、各班、知事、関係機関、防災会議構成員、報道機関、市民等にその旨を通知する。

5 災害対策本部の設置場所

本部は、市役所本館4階中会議室に設置する。ただし、当該施設が使用不可能と判断される場合、又は災害の規模その他の状況により応急対策の推進を図るため必要がある場合は、市長の判断により、市役所別館、市民文化会館（リビエールホール）、勤労者センター（K.Iホール）等の代替施設に設置する。この場合、各班、知事、関係機関、防災会議委員、報道機関等に電話等によって周知徹底を図るものとする。

総括班は、災害対策本部を設置する場合、直ちに設置される場所の安全を点検し、必要な機器等を配置する。

6 災害対策本部表示の掲示

災害対策本部が設置された場合、市役所正面玄関及び本部の入口等に「柏原市災害対策本部」の標識を掲示する。

7 職務・権限の代行

- (1) 災害対策本部の本部長は市長が当たり、市長が何らかの事情により不在の場合には、副市長、危機管理監の順位で代行する。
- (2) 本部員（各部長）及び班長の代行は、各部においてあらかじめ指名した副部長、副班長が行う。

8 対策の実施

各班は、それぞれの組織を整備し、本部の決定に基づき災害応急対策活動を実施する。

9 府との連携

府が現地災害対策本部を設置した場合は、この組織と連携を図ることとし、職員を連絡要員として派遣する。

10 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害応急対策を局部的又は特定地域を重点的に実施する必要がある場合、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、本部長が指示する業務内容に応じて必要な人材を確保し、弾力的に構成する。

第2 警戒本部の設置

市長は、次の設置基準に該当する場合、危機管理監を指揮者とする警戒本部を設置し、災害対策本部に準じた体制によって警戒活動及び応急対策活動を実施する。

1 設置基準

- (1) 大雨、洪水、暴風等の警報が発表され、災害の発生が予測される場合
- (2) 市域に小規模若しくは中規模の災害が発生した場合又発生するおそれがある場合
- (3) その他、市長が必要と認めた場合

2 廃止基準

- (1) 市長が、災害応急対策の必要がないと認めた場合、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めた場合
- (2) 調査の結果、災害対策本部を設置して災害応急対策を実施する方が望ましいと市長が認めた場合

3 組織及び運営

(1) 警戒本部の組織

ア 警戒本部の組織体制は、指揮者を危機管理監として各対策部、班で構成する。なお、対策部、班は、動員配備指令（事前配備、警戒配備、A号配備、B号配備）に応じて構成する。

イ 危機管理監は、災害対策活動のうえで必要な場合、前項アで構成される者のほか、関係職員を配置させることができる。

(2) 事務分掌

次の事項について実施するほか、災害対策本部の事務分掌による。

- ア 気象情報、災害情報の収集及び伝達
- イ 災害危険箇所等の巡視及び警戒
- ウ 被害情報の把握

- エ 救助及び避難指示等の対策
- オ 水防活動
- カ 関係機関との情報連絡及び調整
- キ 防災資機材の点検
- ク その他、必要と認める事項

(3) 警戒本部会議

各対策部の部長、副部長で構成する警戒本部会議を必要に応じて招集・開催し、災害応急対策に関する以下の事項について協議し、災害応急対策活動実施の指令を行う。なお、必要に応じて市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者が会議に出席する。

- ア 災害応急対策に関すること。
- イ 各対策部間調整事項に関すること。
- ウ 動員・配備体制に関すること。
- エ 府及び関係機関との連絡調整に関すること。

4 設置及び廃止の通知

市長は、警戒本部を設置した場合又は廃止した場合は、各部に通知するとともに必要に応じて知事、関係機関等にその旨を通知する。

第3 初動本部

1 設置基準

風水害対策における初期の配備体制を決定するために、初動本部を設置する。

- (1) 大雨・洪水・暴風の警報が発表されたとき又は事前に警報の発表が予測される場合
- (2) 市域に小規模な災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合

2 組織体制

初動本部の組織体制は指揮者を危機管理監として、民生対策部、土木水防対策部、上下水道対策部、医療対策部、文教対策部の部長で構成する。なお、勤務時間外において、配備体制の強化が必要と認められる場合、危機管理課長は危機管理監に連絡し、本部の設置と本部員の招集を要請する。

3 事務分掌

- (1) 災害応急対策の基本方針に関すること。
- (2) 配備体制に関すること。

第4 情報収集体制

次の基準に該当する場合、必要に応じて情報収集体制をとり、災害に備える。

1 体制をとる基準

災害発生のおそれがある気象情報等を入手し、危機管理監が災害に備えて気象情報等の収集を実施する必要があると認めた場合

2 体制を解消する基準

- (1) 市域において、災害発生のおそれが解消した場合
- (2) 災害対策本部、又は警戒本部が設置された場合

3 構成

危機管理課の職員とする。

4 所掌業務

気象情報の収集・伝達を行う。

第5 動員体制

迅速かつ的確に災害応急対策が実施できるよう、災害が発生した状況又は発生すると予測される状況に応じて職員を動員配備する。

1 動員基準

職員の動員配備の基準は次のとおりである。

配備区分	配備基準	配備内容	組織体制
事前配備	1 市域に気象警報（大雨・洪水警報等）が発表されたとき。 2 その他必要により市長が当該配備を指令するとき。	情報収集活動を実施する体制	初動本部
警戒配備	1 災害の発生のおそれがある気象警報等が発表され、小規模な災害が発生するおそれがあるとき。 2 その他必要により市長が当該配備を指令するとき。	情報収集活動、物資、資機材の点検・整備、指定緊急避難場所の開設準備等を実施する体制	
A号配備	1 災害発生のおそれがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき若しくは小規模の災害が発生したとき。 2 その他必要により市長が当該配備を指令するとき。	小規模又は中規模の災害応急対策を実施する体制	警戒本部
B号配備	1 相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 2 その他必要により市長が当該配備を指令するとき。	相当規模の災害応急対策を実施する体制	災害対策本部
C号配備	1 大規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 2 特別警報が発表されたとき又は発表が予測されるとき。 3 その他必要により市長が当該配備を指令するとき。	市の全力をあげて防災活動を実施する体制	

2 出動指令の決定

職員の災害出動は、配備の区分に従い決定し指令を出すものとする。

なお、初期の配備体制については、初動本部会議が決定する。

実施する。

- (1) 被害状況の把握（市民からの情報提供、職員からの報告）
- (2) 府及び関係機関との連絡調整
- (3) 職員の参集状況の把握
- (4) 災害対策本部会議等の事前準備
- (5) 登庁した職員への引継ぎ

7 増員の要請

各対策部長は、各対策部の防災活動遂行において、現状の人員で対応しがたいと判断される場合には、部内で配備人員を増員し、その旨を人事班へ報告する。

また、対策部内の人員で対応しがたいと判断される場合には、人事班は総括班と協議のうえ、速やかに可能な範囲内で、応援要員の派遣を行う。

8 平常業務の機能確保

C号配備体制下では、地震発生からの時間経過とともに、平常業務の機能を確保していく必要があるため、これらの業務機能確保については、BCP（業務継続計画）に定めた非常時優先業務を基本として、災害対策業務に支障のない範囲で順次平常業務を再開していく。

9 災害時における職員の服務

- (1) 職員は、この計画の定めるところにより、上司の指揮に従って防災活動に従事しなければならない。
- (2) 職員は、出動指令が出されたときはもちろん、災害が発生し、又は発生するおそれのあることを知った場合は、配備区分に従い速やかに所定の勤務場所に参集しなければならない。

10 動員対象から除外する職員

次に掲げるいずれかに該当する職員は、非常招集を免除する。これに該当する職員は、速やかに所属班長に連絡し、以後の指示を受ける。ただし、参集を妨げる事態が収束でき次第、直ちに参集しなければならない。

- (1) 公務のため、管外出張中の場合
- (2) 職員自身が災害発生時に療養中又は災害の発生によって傷病の程度が重傷である場合
- (3) 親族に死亡者又は重傷の傷病者が発生し、当該職員が付き添う必要がある場合
- (4) 同居する家族に高齢者、障害者、乳幼児等がおり、当該職員の介助や保護がなければ、その者の最低限の生活が維持できない場合
- (5) 当該職員が居住する自宅が全壊、流失、床上浸水等の被害を受けた場合
- (6) その他事情により特に所属班長がやむを得ないと認めた場合

第6 参集場所

職員の参集場所は、各課避難所担当職員等、特に定められた場合を除き、日常業務の勤務場所とし、出動指令時に勤務場所に不在の場合は次の要領で参集する。

1 勤務時間内

職員は、勤務時間内に勤務場所に不在の場合、直ちに勤務場所に帰庁する。

2 勤務時間外

非常招集を受けた場合、直ちに勤務場所に参集するものとする。勤務時間外で交通途絶等のため勤務場所に参集困難な場合は、あらゆる手段を検討し、参集を図るものとする。

また、避難所担当等、あらかじめ定められている場合は、その指定場所に参集する。

第7 参集途上の活動

勤務時間外等において参集場所に参集する場合、参集途上において、情報収集活動等以下の事項に十分留意して参集するものとする。

1 被災状況等の情報収集

参集途上の職員は、被災状況等の概況把握を行い、参集場所に参集後、直ちに総括班に報告するものとする。情報収集事項は次のとおりとする。

- (1) 浸水被害の状況
- (2) 道路交通施設の冠水、倒木、落石崩壊等の状況
- (3) 河川・ため池等の被災状況及び水位の状況
- (4) がけ崩れ等の土砂災害の状況
- (5) その他必要な状況

2 被災者の救助・救護活動

参集途上の職員は、人命救助を必要とする被災現場に遭遇した場合は、大阪府警察（柏原警察署）、柏原羽曳野藤井寺消防組合に通報するとともに、状況に応じた救助・救護活動を行う。

第3節 水防活動

災害の発生に備えるため、正確な気象情報を収集、把握し、状況に応じた水防活動を行う。

第1 水防の責任者

1 水防管理者（市長）

水防管理者（市長）は、柏原羽曳野藤井寺消防組合、柏原市消防団、大和川右岸水防事務組合及びその他の関係機関と緊密な連絡をとりながら、市域における水防に当たる。

水防管理者（市長）は、市内の河川・水路の巡視を行い、洪水や堤防の決壊等のおそれがある場合は、大阪府水防本部、近畿地方整備局大和川河川事務所、八尾土木事務所、大阪府中部農と緑の総合事務所等の関係機関に通知する。

必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。

2 ため池管理者等

各ため池の管理者等は、洪水や堰堤の決壊等によって水害が予想される場合は、水防管理者（市長）の指揮の基に監視通報その他必要な措置を講じる。

3 大和川右岸水防事務組合

大阪市長が管理者である大和川右岸水防事務組合は、水防警報が発表された場合、及びはん濫注意水位（警戒水位）に達した場合、又はその他気象状況によって水防上必要があると組合管理者が認めた場合は、直ちに水防本部を設置し、組合水防計画に定めるところに基づき水防活動を実施する。

(1) 防ぎよ区域

名 称	防ぎよ区間	堤防延長 (m)
柏原水防区	国豊橋上流200mの地点から、柏原市、藤井寺市境界に至る間	2,700

(2) 水防分団員

名 称	人 員 (人)					
	分団長	副分団長	部長	班長	班員	計
柏原水防区	1	1	6	8	85	101

(令和3年(2021年)12月末現在)

第2 情報の収集

1 雨量・水位等の観測通報

水防管理者（市長）、消防長、消防団長は、気象予警報等、雨量、水位の状況等の把握に努め、相互に通報する。

2 関係機関との連絡

水防管理者（市長）は、常に近畿地方整備局大和川河川事務所、八尾土木事務所、大阪府中部農と

緑の総合事務所、大阪府警察（柏原警察署）、大和川右岸水防事務組合、水利組合及びその他関係機関と連絡をとり情報の収集に努める。

第3 予警報とその措置

水防管理者（市長）は、水防に関する予報、警報、情報等が発表された場合、又は水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達した場合、その他水防上必要があると認める場合は、土木水防班、消防長、消防団長及び関係機関の管理者に対し出動の準備又は出動を連絡する。

洪水予報等については、「第2章第1節気象予警報等の収集・伝達」を参照のこと。

1 水防警報

(1) 近畿地方整備局が発令する水防警報

大和川の指定区間外区間において、洪水が生じるおそれがあると認められる場合は、大和川河川事務所長は、水防警報を発表し、大阪府水防本部長（知事）に通知する。

大阪府水防本部長は、直ちに関係水防管理者及び関係現地指導班長に通知する。

(2) 知事が発令する水防警報

知事が指定する河川において、洪水が生じるおそれがあると認められる場合は、八尾土木事務所長は直ちに水防警報を発し、関係水防管理者に通知するとともに、水防本部に通知する。その内容は、大阪府水防計画の定めるところによる。知事による指定河川は、石川、恩智川、平野川である。

(3) 水防警報発表の段階

ア 洪水時の河川の場合

段階	種類	内 容	発表基準
第1	待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認められるとき。
第2	準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により、必要と認められるとき。
第3	出動	1) 水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。 2) 出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	1) 氾濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。 2) 氾濫警戒情報等により、又は既に氾濫注意水位（警戒水位）を越え、災害の起こるおそれがあるとき。
第4	解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

（注）観測施設の故障、損壊等によって水防警報を発表できないときは、理由を附して関係機関に

通知する。

イ 水防警報発表の時期

	国土交通大臣指定	府知事指定
河川名	大和川（柏原）	洪水区域
第1段階 待機	氾濫注意水位に達する約4時間前	
第2段階 準備	氾濫注意水位に達する約3時間前	水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき（ただし、降雨が全くなく、感潮による影響のみの場合は別途判断する。）
第3段階 出動	氾濫注意水位に達する約2時間前	①氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき ②氾濫注意水位を超えることが予想されるとき
第4段階 解除	水位が氾濫注意水位以下になり、水防活動を必要としなくなったとき。	①水位が氾濫注意水位以下に下降、又は以上であっても水防活動を必要としなくなったとき。 ②水防団待機水位を上回っている状態で出動態勢に入らないまま、氾濫注意水位を超えるおそれがなく、水防活動を必要としなくなったとき、または大雨（洪水）注意報が解除されたとき。 ③水防団待機水位を下回ったとき。

（注）・国は水防警報のうち、「待機」と「準備」については、省略することがある。

・府は水防警報のうち、「待機」については省略する。

・府は水防警報のうち、「準備」については省略することがある。

・府は水防警報のうち、「出動」については①を基本とするが、急激な水位上昇に対する備えとして②の段階での発表もある。

第4 出動準備及び出動

水防管理者（市長）は、洪水予報、水防警報等に基づき災害対策本部の配備体制に準じて職員の配置を行う。

1 出動準備

水防管理者（市長）は、河川・水路及びため池の水位が上昇し、洪水の危険が予想される場合、土木水防班、消防長、消防団長及び関係機関の管理者に対し出動の準備を連絡する。

2 出動

水防管理者（市長）は、水防警報が発表された場合、河川・水路及びため池の水位が警戒水位に達した場合、又は堤防の漏水、決壊等の危険がある場合は、土木水防班、消防長、消防団長及び関係機関の管理者に対し出動を連絡する。

3 状況の通報

土木水防班、消防長及び消防団長は、出動した者から現場の状況等の情報を収集し、逐次、水防管理者（市長）に通報する。

第5 監視及び警戒

1 非常監視及び警戒

消防長及び消防団長は、出動命令を受けたときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として、堤防の表側と天端と裏側をよく巡視させ、特に次の状態に注意し、異常を発見した場合、直ちに水防管理者（市長）、近畿地方整備局大和川河川事務所、八尾土木事務所、大阪府中部農と緑の総合事務所、大阪府水防本部、ため池管理者に報告するとともに、水防活動を開始する。

- (1) 裏法の漏水等による亀裂及び欠け崩れ
- (2) 表法で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (3) 天端の亀裂又は沈下
- (4) 堤防の溢水
- (5) 樋門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋りょうその他の構造物と堤防の取付等の異常

なお、ため池については、上記のほか、さらに次の点に注意するものとする。

- (7) 取入口の閉塞状況
- (8) 流域山崩れの状態
- (9) 流入水並びにその浮遊物の状態
- (10) 全水吐及び放水路付近の状態
- (11) 重ね池の場合のその上部のため池の状態
- (12) 樋管の漏水による亀裂及び欠け崩れ

2 警戒区域の設定

水防管理者（市長）は、水防活動上必要がある場合、警戒区域を設定し、関係者以外の立ち入りを禁じ、又は制限する。

第6 水防作業

1 施設の操作

水防管理者（市長）は、築留土地改良区、青地井出口土地改良区等の水門、ため池等の管理者と連絡を密にし、気象等の状況及び水位の変動に応じて門扉等の適正な開閉を行うよう要請する。

また、市管理の水防施設については、状況等から判断し門扉の閉鎖等の措置をとる。

2 水防工法

水防管理者（市長）は、大和川右岸水防事務組合、柏原羽曳野藤井寺消防組合及び消防団と協力して水防作業を必要とする漏水、堤防法面の亀裂及び欠け崩れ、溢水等のそれぞれの異常状態によって、適した工法を採用し、迅速に施工する。

3 決壊後の措置

水防に際し、堤防その他の施設が決壊した場合は、水防管理者（市長）、消防長及び消防団長は、直ちにこれを近畿地方整備局大和川河川事務所、八尾土木事務所、大阪府中部農と緑の総合事務所、大阪府水防本部、ため池管理者、隣接水防管理団体等に通報するとともに、氾濫による被害の拡大を防止する応急措置を講じる。

第7 水防解除

水防管理者（市長）は、気象予警報や水防警報が解除されたとき等に水防解除を命じ、これを一般に周知させるとともに、近畿地方整備局大和川河川事務所、八尾土木事務所、大阪府中部農と緑の総合事務所に対してその旨を報告する。

第8 水防報告と水防記録

水防が終結したときは、消防長、水防団長、消防団長は遅滞なく次の事項を取りまとめ、市長並びに八尾土木事務所、大阪府中部農と緑の総合事務所に報告する。

- 1 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- 2 警戒出動及び解散命令の時刻
- 3 消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- 4 水防作業の状況
- 5 堤防その他の施設等の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- 6 使用資材の種類及び員数と、その消耗分及び回収分
- 7 水防法第28条による収用又は使用の器具、資材の種類、員数及び使用場所
- 8 障害物を処分した数量及びその事由並びに除去の場所
- 9 土地を一時使用したときは、その箇所及び所有者、住所、氏名とその事由
- 10 応援の状況
 - 11 居住者出動の状況
 - 12 警察の援助状況
 - 13 現場指導者及び官公吏氏名
 - 14 立退き避難の状況及びそれを指示した事由
 - 15 水防関係者の死傷
 - 16 功労者及びその功績
 - 17 以後の水防につき考慮を要する点、その他消防長、水防団長、消防団長の所見
 - 18 堤防その他の施設に緊急工事の必要が生じたときは、その場所及びその損傷状況
 - 19 その他必要な事項

第4節 土砂災害警戒活動

豪雨、暴風雨によって、土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、適切な情報を収集・伝達するとともに、斜面判定土並びに府との連携によって、土砂災害危険箇所の巡視・点検を行う。

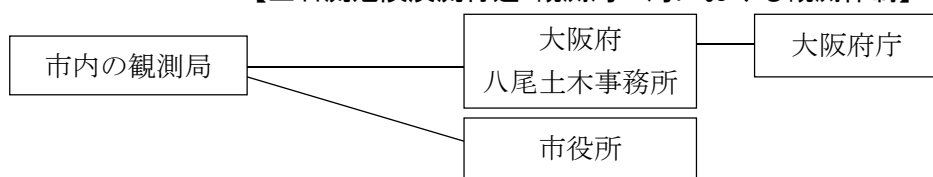
第1 警戒活動

市及び府は、豪雨等によって生じる土砂災害に備え、警戒活動を行う。

1 雨量観測体制

府により、土石流危険渓流付近に観測局5局が設置され自動的に雨量観測を行い、八尾土木事務所及び市へ無線により雨量データを送信している。

【土石流危険渓流付近 観測局5局における観測体制】



2 警戒活動の基準と内容

警戒活動をとる基準は、次の雨量状況を基準とする。

(1) 土砂災害危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流）・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

ア 第1次警戒体制

- 基準

予測雨量で、土砂災害発生基準を超過時

- 警戒活動

総括班は、気象予警報等及び雨量等の情報収集を行う。

土木水防班は、状況に応じ土砂災害のおそれのある区域について防災パトロールを実施し、前兆現象の把握に努める。

総括班は、必要に応じ自主防災組織等に防災パトロール等の防災活動を要請する。

必要がある場合は、警戒区域の設定を行う。

市民等に避難の準備を行うよう広報を行う。

イ 第2次警戒体制

- 基準

土砂災害警戒情報が発表されたとき

- 警戒活動

市は適時・適切に、災害対策基本法に基づく避難指示等を発令する。

土木対策班は、防災パトロール等の監視体制を強化する。

市は、土砂災害に関する情報を広報する。

市は、災害対策本部又は災害警戒本部を設置する。

(2) 地すべり危険箇所、山地災害危険地区、宅地造成工事規制区域

(1)を参考に警戒活動を開始する。

ア 土砂災害警戒情報

大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、府と大阪管区气象台が共同して発表する情報。

なお、発表は、气象台の短時間降雨予測に基づき、气象台の土壌雨量指数等が基準を超過することが見込まれる場合、該当市町村に発表される。

イ 土壌雨量指数

土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中に貯まっている状態を示す指数。「これまでに降った雨」と「今後数時間に降ると予想される雨」を基に、全国くまなく1km四方の領域ごとに算出する。

3 斜面判定制度の活用

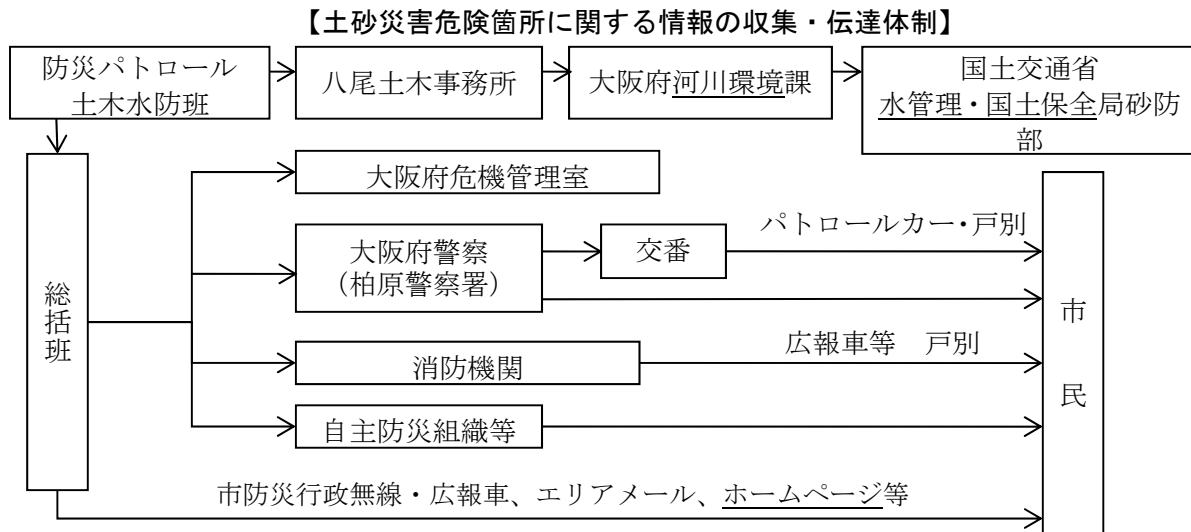
市は、必要に応じて、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会等との連携により、斜面判定士による土砂災害危険箇所の点検巡視を行う。

4 情報交換の徹底

市、府をはじめ関係団体は、気象観測情報等の交換に努める。

第2 情報収集

1 土砂災害危険箇所に関する情報の収集・伝達総括図



2 伝達情報の内容

- 気象予警報等の情報
- 降雨量の状況
- 前兆現象の監視、観測状況の報告
- 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保
- その他応急対策に必要な情報

3 前兆現象等の把握

市及び府は、警戒雨量を超えた場合又は土砂災害の発生が予想される場合には、関係機関の協力を

得て、市域内の危険箇所のパトロールを実施して、次の前兆現象及び必要情報の把握をする。

- 危険箇所及びその周辺の降雨状況
- 斜面の地表水、湧き水(濁り、涸渇等)、亀裂状況
- 斜面及び斜面上下段の竹木等の傾倒状況
- 斜面の局部的崩壊
- 溪流、ため池、水田等の急激な減水
- 人家等建物の損壊状況
- 市民及び滞留者数
- その他必要な情報

4 市民等への周知徹底

総括班は、市長が避難指示等を発令した場合、当該地域住民等に次の事項について、防災行政無線、広報車、緊急速報メール、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)、市ホームページ、ケーブルテレビ等により情報伝達を行うほか、警察官、消防団、自治会(町会)等の協力を得て周知徹底を図り、避難行動要支援者の避難に配慮するとともに、必要事項について府及び大阪府警察(柏原警察署)に報告する。なお、避難指示等の発令または解除に際し、必要に応じて、国土交通大臣及び府知事に助言を求める。

- 避難先(指定緊急避難場所、指定避難所等)
- 避難経路
- 避難時の注意事項
- 土砂災害の前兆現象

5 府への報告

総括班は、土砂災害が発生した場合、被害状況の報告を大阪府危機管理室に対して行うとともに、八尾土木事務所に次の様式により報告を行う。

- 地すべり、急傾斜地災害報告
- 土石流、土砂流用災害報告

第3 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれがある次のような異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、市長、警察官等に通報する。

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に、また市長は必要に応じ大阪管区气象台、府及び関係機関に通報するとともに、市民に対して周知徹底を図る。

1 水害(河川、ため池等)

堤防の亀裂又は欠け・崩れ、堤防からの溢水、堤防の天端の亀裂又は沈下等

2 土砂災害

土石流	山鳴り、降雨時の川の水位の低下、川の流れの濁り及び流木の混在等
地すべり	地面のひび割れ、沢や井戸水の濁り、斜面からの水の吹き出し等
がけ崩れ	湧き水の濁り、がけの亀裂、小石の落下等
山地災害	湧き水の量の変化(増加又は枯渇)、山の斜面を水が走る等

第4 ライフライン・交通等警戒活動

1 ライフライン事業者

ライフライン事業者は、豪雨、暴風等によって起こる災害への備えとして、次の事項を実施する。

(1) 水道（上水道班）

- 緊急対策要員の確保(待機及び動員体制の確立)
- 応急対策用資機材の確保

2 下水道（下水道班）

- 緊急対策要員の確保(待機及び動員体制の確立)
- 応急対策用資機材の確保

3 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

- 緊急対策要員の確保(待機及び動員体制の確立)
- 応急対策用資機材の確保

4 ガス（大阪ガス株式会社）

- 緊急対策要員の確保(待機及び動員体制の確立)
- 応急対策用資機材の点検、整備、確保
- ガス製造設備、主要供給路線、橋りょう架管、浸水のおそれのある地下マンホール内整圧器等の巡回点検

5 電気通信（西日本電信電話株式会社等）

- 情報連絡用回線の作成及び情報連絡員の配置
- 異常事態の発生に備えた監視要員又は防災上必要な要員の措置
- 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等の実施
- 災害対策用機器の点検、出動準備又は非常配置及び電源設備に対する必要な措置の実施
- 防災のために必要な工事用車両、資機材の準備
- 電気通信設備等に対する必要な防護措置
- その他安全上必要な措置

6 放送事業者（日本放送協会、民間放送事業者）

放送事業者は、気象情報等の収集に努める。

- 電源設備、給排水設備の整備、点検
- 中継・連絡回線の確保
- 放送設備・空中線の点検
- 緊急放送の準備

7 交通施設管理者

交通施設管理者は、気象情報等の収集に努め、必要に応じ警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため適切な措置を講じる。

(1) 鉄軌道施設（近畿日本鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社）

定められた基準により、列車の緊急停止、運転の見合せ若しくは速度制限を行う。

適切な車内放送、駅構内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。

(2) 道路施設（市、府、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社）

定められた基準により、通行の禁止、制限若しくは速度規制を行う。

交通の混乱を防止するため、大阪府警察（柏原警察署）と連携し、迂回、誘導等適切な措置を講じる。

第3章 災害発生後の活動

第1節 情報の収集・伝達

災害発生後、または災害発生のおそれがある場合、府及び関係機関との連携協力のもと、直ちに防災行政無線や大阪府防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集並びに伝達活動を行う。また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリアージを行い、適切な応急対策を実施する。

第1 情報の収集・伝達系統

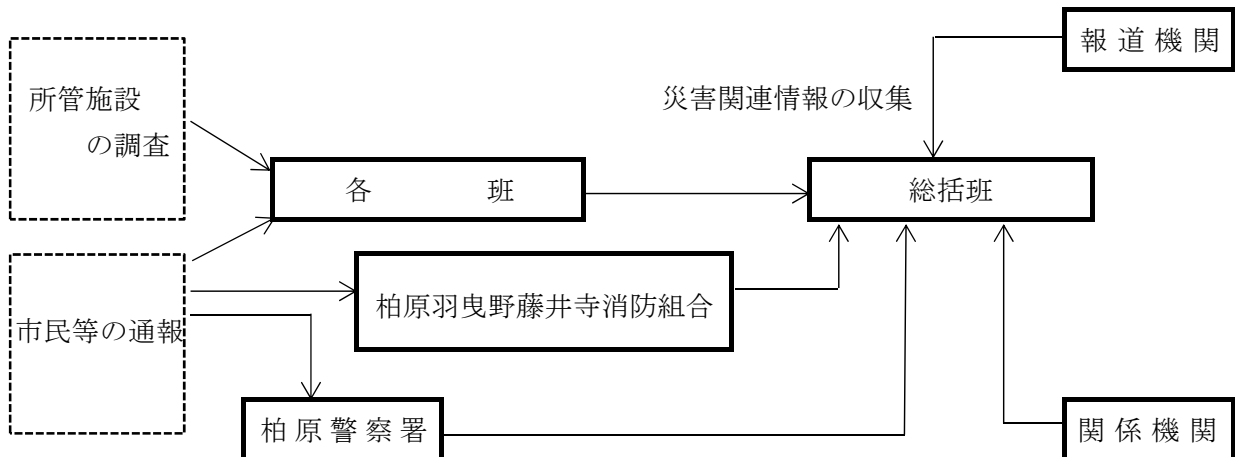
収集した情報を、有効かつ適切に利用できるよう、各班及び関係機関相互の迅速かつ的確な伝達系統を確保する。

1 情報の収集・伝達手段

- (1) 防災行政無線
- (2) 電話、携帯電話、FAX等の通信手段
- (3) バイク、自転車をを用いた伝令

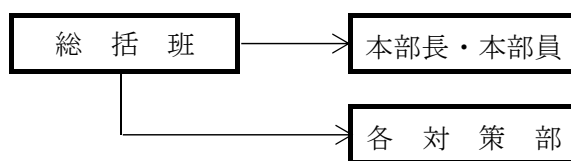
2 情報収集・伝達系統

- (1) 情報収集系統

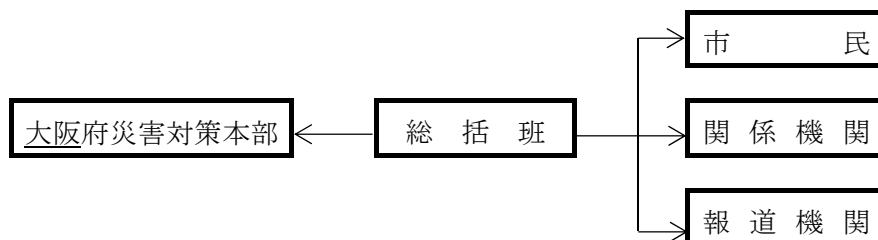


(2) 情報伝達系統

ア 庁内伝達系統



イ 市民及び関係機関との伝達系統



資料 51 通信窓口一覧

第2 被害状況の把握

1 概略被害状況の把握

(1) 概略被害状況の内容

迅速かつ的確な応急対策活動の実施に必要な被害概況について、災害発生後、なるべく早期に把握するとともに、関係機関、市民等の協力を得て、詳細な被害状況を把握する。

- ア 消防機関への通報状況
- イ 警察署からの情報（通報状況等）
- ウ 防災関係機関からの情報
- エ 自主防災組織、市民等からの情報
- オ 各出先機関及び災害現地に派遣した職員からの情報
- カ 庁舎周辺の状況
- キ 勤務時間外にあっては、職員の参集途上で目視した被害情報
- ク その他

(2) 府及び国への報告

被害状況等の報告は、災害対策基本法第53条第1項により、府に対して行う（府に報告できない場合は、内閣総理大臣に対して行う。）。ただし、地震が発生し、市内で震度5強以上の震度を観測したときは、被害の有無を問わず直接消防庁に報告することとし、応急措置が完了した後は速やかに府に災害確定報告を行う。なお、府への報告は、原則として大阪府防災情報システムによるが、システムが使用できない場合には、大阪府防災行政無線、電話及びFAX等の手段による。

なお、火災等に関する報告については、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）により、府に対して行う。ただし、「直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、総括班は、第一報を府に加え、消防庁に対しても報告する。即報に当たっては、区分に応じた様式に記載しFAX等により報告するものとする。

また、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、電話による報告も認められるものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

資料 53 被害状況等報告様式

2 被害概況の把握

(1) 実施担当

各班は、事務分掌に基づき、被害概況を把握し総括班に報告する。なお、勤務時間外の場合は、出勤途上の情報も把握する。

(2) 把握する内容

- ア 人的被害の発生状況
- イ 床上浸水・床下浸水、流失家屋等の状況
- ウ 土砂災害等の二次災害の発生状況、危険性
- エ 避難の状況、市民の動向
- オ 冠水等道路交通の状況
- カ ライフラインの被害状況、供給等の停止状況
- キ 消防機関への通報状況
- ク 警察署からの情報（通報状況等）
- ケ 防災関係機関からの情報
- コ 自主防災組織、市民等からの情報
- サ 各出先機関及び災害現地に派遣した職員からの情報
- シ 庁舎周辺の状況
- ス その他災害の拡大防止措置上必要な状況

(3) 把握の手段

- ア 防災行政無線を用いる。
- イ 電話、携帯電話、FAX等を用いる。
- ウ 市が所有する車両の乗り合い利用、職員のバイク・自転車の借り上げ、徒歩等によって行う。

3 被害概況の集約

総括班は、各班からの報告に基づき、被害概況を随時取りまとめる。

取りまとめる被害概況は、次のとおりである。

(1) 人的被害

死者、行方不明者、負傷者の状況

(2) 建物被害

床上浸水・床下浸水、全壊（流失）、半壊、全焼・半焼の状況

(3) 公共土木施設等の被害

- ア 道路、橋りょうの状況
- イ 河川、水路、ため池の状況

- ウ 土砂災害の状況
- エ 道路交通、公共交通機関の状況
- オ ライフラインの状況
- (4) その他
 - ア 消火・人命救助活動の状況
 - イ 医療活動の状況
 - ウ 避難指示等の発令、警戒区域の設定の状況
 - エ その他必要な情報

資料 52 被害概況報告書

4 詳細被害状況の把握

各班は、自己の班に属する被害状況を把握する。なお、自己の班に属さない被害であっても、緊急の報告を受けた場合は、速やかに総括班へ報告する。

また、被害状況を専門的に把握するために必要と認められる場合は、班内で調整のうえ、他班の協力によって調査を行う。

把握する内容及び実施担当は、次のとおりである。

把握する内容		実施担当
人的被害	死者、行方不明者の状況 ^(注)	各班
	負傷者の状況	各班
住家被害	全壊・半壊・一部損壊の状況	調査班
	被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定	都市計画班
非住家被害	公共建物（市有建物等）	都市計画班・各部
	その他（倉庫、土蔵、車庫、納屋）	調査班
その他被害	田畑の被害状況	調達班
	文教施設の被害状況	学校教育班・社会教育班
	医療機関の被害状況	医療班
	道路、橋りょうの被害状況	土木水防班
	河川、水路、ため池の被害状況	土木水防班
	土石流、地すべり、急傾斜地等の被害状況	都市計画班
	上水道施設の被害状況	上水道班
	下水道施設の被害状況	下水道班
	ごみ処理施設等の被害状況	環境班
	電気、ガス、電話、鉄道の被害状況	庶務班

(注) 人的被害の数（死者・行方不明者数）については、府が一元的に集約・調整を行う。府が関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、消防庁へ報告する。

【被害状況等報告基準】（災害報告取扱要領（昭和45年4月10日消防庁長官通知 最近改正平成31年4月））

被害項目		報 告 基 準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者とする。
	災害関連死者	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	負傷者 重傷者 軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められるもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする（ただし、上記の大規模半壊、中規模半壊を除く。）。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	準半壊に至らない（一部損壊）	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
	非住家被害	非住家
公共建物		例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
その他		公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。		

その他被害	田畑の被害	流失 埋没	耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能となったものとする。
		冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	学 校		学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
	道 路		道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう		道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河 川		河川法（昭和39年法律第167号）が適用され若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
その他被害	港 湾		港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂 防		砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設		ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通		汽車、電車等の通行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶		る、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電 話		災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電 気		災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水 道		上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
罹（り）災者	ガ ス		一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀		倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
罹（り）災者	罹（り）災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	罹（り）災者		罹（り）災世帯の構成員とする。
	火 災 発 生		地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
被害金額	公立文教施設		公立の文教施設とする。
	農林水産業施設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。

その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
公共施設災害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

第3 被害状況等の集約・整理等

1 被害状況等の集約・整理

総括班、庶務班は、各部から収集した被害状況等の情報及び資料を集約・整理するとともに、各部や関係機関からの求めに応じて速やかに報告できるよう準備する。

また、必要に応じて次に掲げる資料を作成する。

- (1) 災害関連情報、配備指令等の状況、被害状況等
- (2) 被害分布図等

2 集約・整理の注意事項

総括班、庶務班は、被害状況等の集約・整理に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 確認された情報と未確認の情報（至急確認すべき情報）を区別すること。
- (2) 確認された情報に基づき災害の全体像を把握すること。
- (3) 応援要請等にかかる情報を整理すること。
- (4) 情報の空白地を把握すること。
- (5) 被害が軽微な地区又は被害がない地区を把握すること。

3 被害状況等に基づく判断

総括班は、市単独では災害応急対策が困難であると判断された場合、府に対して応援要請を行う。

第4 通信手段の確保

1 無線通信機能の点検及び復旧

総括班は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行う。また、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。

電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を総務省や関係機関と共有するとともに、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、総務省を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請する。西日本電信電話株式会社（関西支店）は、電気通信設備が被災した場合、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、

緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。

2 電気通信設備の利用

庶務班は、西日本電信電話株式会社に対し、加入電話の疎通確保、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施するよう要請する。

庶務班は、必要に応じて西日本電信電話株式会社に対して非常電話を申し込み、電気通信設備の優先利用による非常通信を行う。

3 電話途絶時の措置

電話途絶のため、災害情報の収集・伝達に支障をきたす場合は、次のような措置を講じる。

(1) 府、近隣市町村との連絡

各班は、府、近隣市町村等との連絡は大阪府防災行政無線を利用して行う。

また、必要に応じ消防無線、水道無線、警察無線、非常通信、衛星電話、携帯電話を活用するとともに、状況によっては伝令の派遣を行う。

(2) 関係機関との連絡

総括班は、関係機関に対し、災害対策本部（通信班）への職員の派遣及び所属機関との連絡用無線機等を可能な限り携行するよう要請する。

(3) 消防電話・警察電話等の利用

総括班は、他に通信連絡の手段がなく緊急を要する場合、柏原羽曳野藤井寺消防組合又は大阪府警察（柏原警察署）に業務用専用回線の利用を要請する。

(4) 非常無線通信の利用

総括班は、電話が途絶し、かつ防災行政無線による通信が困難な場合、電波法第52条に基づき次に掲げる機関の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図る。

- 関係機関（警察、鉄道会社等）が保有する無線
- 放送局の有する無線
- 近畿地方非常通信協議会に加入する機関の無線
- アマチュア無線等

4 通信機器の確保

総括班は、災害現場や情報拠点施設との連絡等を確保するために、携帯電話、衛星電話、無線機の確保に努めるとともに、近畿総合通信局が貸出しする無線機も活用する。また、非常電源の確保又は発電容量増大等により通信電源の確保に努める。

5 災害現場等出勤者との連絡

各班は、災害現場等に出動している各班職員との連絡を、防災行政無線、携帯電話、衛星電話、伝令（自転車、バイク、徒歩等）等の適切な手段によって行う。

第2節 災害広報・広聴対策

市をはじめ防災関係機関は、相互に協議調整し、市民をはじめ、出勤及び帰宅困難者、訪日外国人を含む観光客に対し、自らの判断で適切な行動がとれるよう、正確かつきめ細かな情報を様々なツールを活用し、提供する。

また、被災者の不安や悩みの解消に努めるため、特別相談窓口を設置し、きめ細かな広聴活動を実施する。

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日						
		1	3	6	12	1	3	7	14	30	後	
広報班	災害時の広報体制の確立											
	災害広報											
	要配慮者への広報											
	災害情報の報道依頼											
	災害情報の提供											
市民班	特別相談窓口の開設											
	特別総合行政相談所の開設の要請											
	要望の処理											
市民班・広報班・各班	特別相談窓口の体制構築											

第1 災害広報

広報班は、関係機関と協力のうえ、平時の広報手段を活用するほか、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、指定避難所への広報紙の掲示等、多様な方法により市民向けの広報活動を実施する。

また、緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発する。

1 災害時の広報体制

(1) 広報班による情報の一元化

広報班は、取りまとめられた情報を基に、関係機関との協議により広報内容・時期を決定する。

(2) 広報資料の作成

広報班は、広報活動用資料を作成するとともに、具体的な広報手段・対象（人・地域）の選定を行い、広報活動を実施する。

(3) 防災関係機関との連絡調整

広報班は、新聞・放送機関等の報道機関と連絡調整を図る。

2 広報の内容

広報班は、次の事項を中心に広報活動により伝達する。なお、広報内容は簡潔で誤解を招かない表

現に努める。

(1) 台風接近時の広報

- ア 台風についての情報（進路予想図、予報円 等）や気象の状況
- イ 不要不急の外出抑制の呼びかけ
- ウ 鉄道等の交通機関の運行情報 など

(2) 地震発生直後の広報

- ア 地震情報（震度、震源、地震活動等）・気象の状況
- イ 市民に対する避難指示等の発令状況
- ウ 出火防止、初期消火の呼びかけ
- エ 要配慮者への支援の呼びかけ
- オ 規模の大きな地震が連続発生する危険性の注意喚起 など

(3) 風水害発生直後の広報

- ア 気象等の状況
- イ 市民に対する避難指示等の発令状況
- ウ 要配慮者への支援の呼びかけ
- エ 土砂災害（二次的災害）の危険性 など

(4) その後の広報

- ア 二次災害の危険性
- イ 被災状況とその後の見通し
- ウ 被災者のために講じている施策
- エ ライフラインや交通施設等の復旧状況
- オ 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報
- カ 交通規制情報
- キ 義援物資等の取扱い など

3 広報の方法

- (1) 防災行政無線（同報系）による地区広報
- (2) 広報車、携帯マイク等による現場広報
- (3) 広報誌の掲示・内容変更・臨時発行、配布等による広報
- (4) 指定避難所への職員の派遣による広報（広報誌、ちらしの掲示・配布）
- (5) 自治会（町会）等住民組織による広報
- (6) 報道機関による広域報道
- (7) 携帯メールや緊急速報メール
- (8) インターネット（市ホームページ、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等）の活用
- (9) ケーブルテレビ、コミュニティ放送（FM）等への情報提供

4 要配慮者への広報

要配慮者への広報は、文字放送や手話、FAX、テレホンサービスやインターネット等のメディアを活用するほか、一般ボランティアなどの協力を得て手話、点字、多言語化等による広報を行う。

(1) 障害者への情報提供

広報に当たっては、ラジオ放送の充実、手話通訳・字幕入放送・文字放送の活用など、障害者に

配慮した広報を行う。

(2) 外国人への情報提供

広報班は、必要に応じ、株式会社FM802（FMC0.CO.LO）に対し、外国語による緊急放送の要請を行うよう府に要請する。

(3) 避難行動要支援者への情報提供

広報に当たっては、避難行動要支援者に配慮した広報に努める。

第2 報道機関への情報提供等

広報班は、情報不足による混乱の発生を防止するため、報道機関と連携して総合的な災害情報を提供する。

1 災害情報の報道依頼

広報班は、各班からの災害情報の報道依頼を取りまとめ、新聞等の報道機関へ報道を依頼する。

テレビ・ラジオ等については、府を通じて「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、日本放送協会大阪放送局等の報道機関に対し放送要請する。

2 災害情報の提供

広報班は、災害情報を総括し提供するためのプレスセンターを設置し、広報担当者が報道機関に対し定期的に情報の発表を行う。なお、個人情報については十分にプライバシー保護に配慮する。

3 情報提供の内容

情報提供の主な項目は、次のとおりである。

- (1) 災害発生の場所及び発生日時
- (2) 被害状況
- (3) 応急対策の状況
- (4) 市民に対する避難指示等の発令状況
- (5) 市民に対する協力及び注意事項
- (6) 支援施策に関すること

第3 広聴活動の実施

災害によって家や財産が滅失した被災者の不安や悩みを解消し、生活再建を支援するため、特別相談窓口を開設し、積極的な広聴活動を実施する。

1 特別相談窓口の開設

市民班は、被災地域の市民の要望事項等を把握するとともに、市民からの各種問い合わせや相談に総合的に対応するため、市役所等に特別相談窓口を開設する。

2 特別相談窓口の実施体制

- (1) 各班から広聴担当者として対応職員を派遣し、電話及び市民対応業務全般について実施する。
- (2) 広報班は、特別相談窓口の設置について様々な広報手段を通じて市民へ周知する。
- (3) 相談窓口には、専用電話及び専用FAXを備える。

- (4) 相談窓口には、男性・女性の両方の相談員を配置する。
- (5) 窓口には要配慮者が来訪した場合は、福祉班に連絡する。

3 要望の処理

- (1) 市民班は、聴取した相談内容・要望等を記録し、取りまとめたうえ、総括班に連絡する。
- (2) 市民班は、特別相談窓口で聴取した要望事項は、直ちに関係各班及び関係機関へ連絡する。関係各班は、相談事項・要望事項の早期解決に努める。
- (3) 被災者の安否について照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り、総括班より提供を受けた安否情報を回答するよう努める。その際、安否情報の適切な提供が必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

4 特別総合行政相談所の開設の要請

市民班は、各種行政諸手続等に対するニーズが高い場合、近畿管区行政評価局行政相談課に対して行政機関等が一堂に会し、ワンストップで相談を受け付ける「特別総合行政相談所」を開設することを要望する。

特別総合行政相談所を開設する場合には、市民班は、当該相談所を開設できる場所を確保する。

第4 府による災害モード宣言の発信

災害モード宣言とは、府が、市民や事業者等に、府内に広域的な大規模災害が発生若しくは迫っていることを知らせ、学校や仕事などの日常生活の状態（モード）から、災害時の状態（モード）への意識の切り替えを呼びかけるもので、以下の場合に発信される。

市は、府と連携し災害モード宣言の周知を図る。

1 発信の目安

台 風	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>気象台の予測で、台風が府域に接近・上陸し、府域の陸上で最大風速30m/s以上が見込まれる場合</u> ・<u>大潮の時期に、これまで経験のない規模の台風が府域付近に上陸し、府域への最接近が満潮の時間帯に重なるなど、想定しうる最大規模の高潮が見込まれる場合</u>
地 震	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>府域に震度6弱以上を観測した場合</u>
その他自然災害等	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>その他自然災害等により、府域が重大な危機事態となった場合又はおそれがある場合</u>

2 発信の内容（発信された場合にとるべき対応）

台 風	<ul style="list-style-type: none">・ <u>自分の身の安全確保</u>・ <u>出勤・通学の抑制</u>・ <u>市町村長の発令する避難情報への注意</u>
地 震	<ul style="list-style-type: none">・ <u>自分の身の安全確保</u>・ <u>近所での助け合い</u>・ <u>むやみな移動の抑制</u>・ <u>出勤・通学の抑制</u>

第3節 応援の要請・受入れ

市民の生命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、速やかに「柏原市受援計画」の他、関係法令や協定に基づき、府、他の市町村等に応援を要請するとともに、受入体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。

また、被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努めるとともに、被害の甚大な地域に対して、積極的に支援を行う。

なお、総務省は、府及び市と協力し、応急対策職員派遣制度（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。また、市及び府は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日					
		1	3	6	12	1	3	7	14	30	後
本部長	地方公共団体、指定行政機関等への応援要請										
柏原羽曳野 藤井寺消防 組合	応援の要請（消防活動）										
	応援隊の受入れ（受援活動）										
人事班	応援要請の判断										
	応援要請										
	応援の受入れ										
	受入要員の宿泊場所確保										
調達班、各班	民間事業者等への協力要請										
各班	応援要請の依頼										

第1 応援要請の依頼

1 応援要請の依頼

各班は、あらかじめ定めた事務分掌にしたがって災害応急対策を実施するとともに、各班のみで対応できない場合、人事班に対して速やかに人員の派遣を要請する。

2 応援要請の判断

人事班は、地方公共団体、指定行政機関等への応援要請の判断を行う。

緊急消防援助隊の応援要請を必要と判断した場合は、総括班は人事班と調整後、府を通じて消防庁への応援要請を行う。また、府に連絡できない場合、直接消防庁へ応援要請を行う。

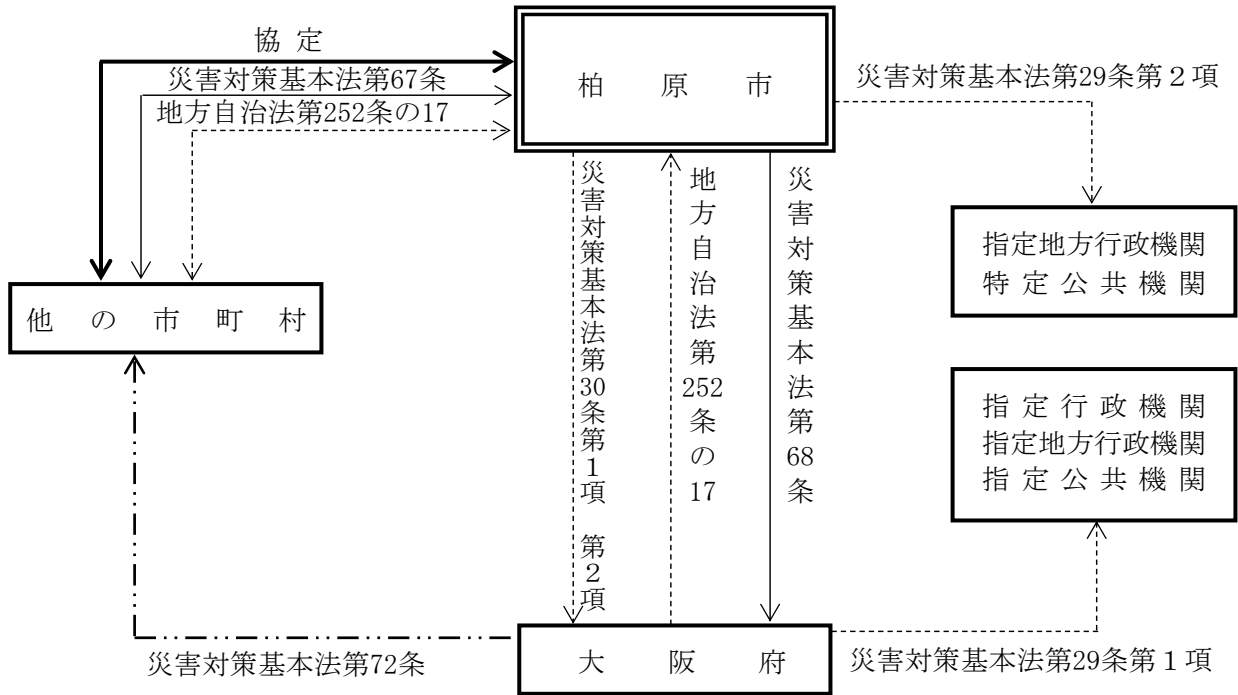
相互応援協定を結んだ自治体への応援要請について必要と判断した場合は、総括班が行う。判断基準は以下のとおりとする。

- (1) 各班相互の協力体制をもっても応急対策の実施が困難であり、他の地方公共団体等の応援が必要

と認められる場合

(2) 特別な技術・知識・経験等を要する職員が不足し、他の地方公共団体等の職員の応援が必要と認められる場合

【法律、協定に基づく応援協力の要請系統】



—————> 一般的な相互応援協力要請
 —————> 職員のパイダ要請、パイダのあつ旋要求
 —————> 応急措置の応援要求
 - - - - -> 応急措置の応援指示

※大阪府（知事）に職員のパイダを要求する対象
 災害対策基本法第30条第1項：指定地方行政機関、特定公共機関
 災害対策基本法第30条第2項：他の地方公共団体、特定地方公共機関

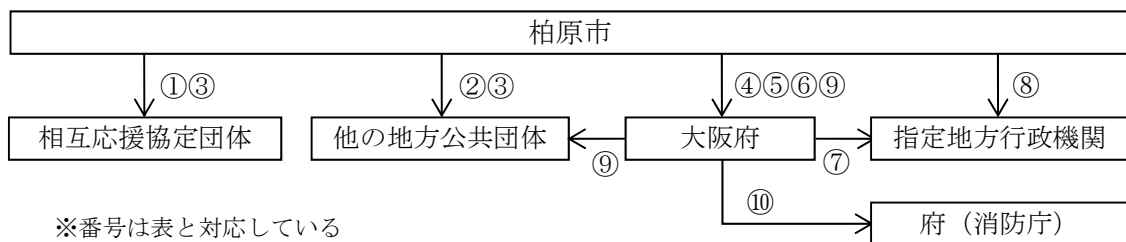
第2 行政機関への応援の要請・受入れ

1 地方公共団体、指定行政機関等への応援要請

(1) 法律、協定に基づく応援協力の要請系統

法律、協定に基づく応援協力の要請系統はおおむね次のとおりである。

【法律、協定に基づく応援協力の要請系統】



※番号は表と対応している

【応援協力要請内容と根拠法】

要請の内容		要請の根拠
①	相互応援協定に基づく応援要請	災害時相互応援協定
②	災害の応援措置のための応援要請	災害対策基本法第67条第1項
③	地方公共団体職員の派遣要請	地方自治法第252条の17第1項
④	応急措置の応援又は応急措置の実施要請	災害対策基本法第68条第1項
⑤	災害応急対策又は災害復旧のための指定地方行政機関の職員の派遣あっ旋要求	災害対策基本法第30条第1項
⑥	災害応急対策又は災害復旧のための他の地方公共団体職員の派遣あっ旋要求	災害対策基本法第30条第2項
⑦	災害応急対策又は災害復旧のための当該指定地方行政機関の職員の派遣要請	災害対策基本法第29条第1項
⑧	災害応急対策又は災害復旧のための当該指定地方行政機関の職員の派遣要請	災害対策基本法第29条第2項
⑨	応急措置の実施について必要な指示又は他の市町村の応援指示	災害対策基本法第72条
⑩	緊急消防援助隊の派遣要請	消防組織法第44条

(2) 府への応援要求

市長は、市単独では十分に被災者に対する救助等の災害応急対策や応急措置が実施できない場合に、知事に対して応援を要求又は災害応急対策等の実施を要請する。なお、要求を受けた知事は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒まず、災害応急対策の実施については、応援を求めた市長等の指揮の下に行動する。

なお、知事は、府域にかかる災害が発生した場合において、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を市に代わって行う。

【府への応援要求連絡先】

名 称	電 話
大阪府危機管理室	大阪府防災行政無線番号8-200-4880、8-200-4886
	(直) 06-6944-6021

(3) 府内市町村への応援要請

市長は、府への応援要請のほか、必要に応じ府内市町村に対し応援を要求する。なお、要求を受けた市町村長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒まず、災害応急対策の実施については、応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動する。

(4) 相互応援協定市等への応援要請

市長は、必要に応じて相互応援協定を締結している市等に対し、電話又は口頭等により応援を要請し、後日、協定に定めた必要事項を記載した文書を提出する。

【相互応援協定の締結状況】

協定名	協定市町村名	内容
中河内地域並びに南河内地域の災害相互応援協定	八尾市、富田林市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村	物資の提供及び人的応援
東播磨地域及び中河内地域災害時相互応援に関する協定	明石市、加古川市、稲美町、播磨町、八尾市、東大阪市、柏原市	物資の提供及び人的応援
災害時における相互応援に関する協定	奈良県北葛城郡広陵町	物資の提供及び人的応援
災害時における相互応援に関する協定	奈良県北葛城郡王寺町	物資の提供及び人的応援
災害時における相互応援に関する協定	奈良県生駒郡三郷町	物資の提供及び人的応援
災害時における相互応援に関する協定	奈良県香芝市	物資の提供及び人的応援等

ア 職員の派遣要請等

市長は、災害応急対策又は災害復旧対策を実施するため、市職員のみでは対応ができないと認められた場合に、他の地方公共団体の長、指定地方行政機関の長、特定公共機関に対して職員派遣を要請する。

また、知事等に対して指定地方行政機関、特定公共機関、他の地方公共団体、特定地方公共機関の職員派遣のあっ旋を要請する。

派遣又は派遣のあっ旋を要請するときは、次の必要事項を記載した文書で行う。

- 派遣又は派遣のあっ旋を要請する理由
- 派遣又は派遣のあっ旋を要請する職員の職種別人員数
- 派遣又は派遣のあっ旋を必要とする期間
- 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- その他必要な事項

イ 応援の範囲

次に掲げる応急措置を要請することができる。

- 被災者の食料その他生活必需品の提供
- 被災者の応急救助にかかる職員の応援及び施設の利用
- 診療、検病、感染症患者の受入れ、その他治療及び防疫作業のための職員の応援並びに医療品等の提供
- 復旧のための土木及び建築技術職員の応援並びに資機材の提供
- 清掃・し尿処理作業のための職員の応援及び資機材の提供
- 水道工事及び給水作業のための職員の応援並びに資機材の提供
- 通信施設及び輸送機関の確保復旧のための職員の応援並びに資機材の提供
- 消防、救急水防作業の応援及び所要の資機材の提供
- 救援活動に必要な車両等の提供
- 被災建築物応急危険度判定コーディネーター及び応急危険度判定士の応援並びに資機材の提供
- その他応急対策活動に必要な措置

2 応援の受入れ

人事班は、府や府内市町村、指定地方行政機関、協定市等に応援を要請した場合、その応援部隊の内容、到着予定日時・場所、活動日程等を確認し、応援を要する班へ速やかに連絡する。

応援を要する班は、応援部隊の受入れについて次の措置を講じる。

ア 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、必要に応じて大阪府警察（柏原警察署）等と連携し、後方支援活動拠点、被災地等へ誘導する。また、必要に応じて案内者を確保する。

イ 連絡窓口の設置

連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じて連絡窓口を設置する。

ウ 資機材等の準備

広域応援部隊の作業に必要な資機材等を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

エ 災害時用臨時離着陸場の準備

ヘリコプターを使用する応援活動を要請した場合は、災害時用臨時離着陸場を柏原羽曳野藤井寺消防組合と協力して、直ちに離発着できるように準備する。

オ 受入要員の宿泊場所

人事班は、状況を勘案しながら災害時応援要員等の宿泊場所を適宜確保する。

カ 感染症対策

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、必要に応じて、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

資料 48 災害時応援協定一覧

第3 消防活動にかかる応援の要請・受入れ

市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合では消防活動を迅速かつ的確に実施することが困難な場合、関係法令や協定に基づき他市町消防機関等の応援を要請する。

1 応援の要請

(1) 消防相互応援協定に基づく応援要請

災害の拡大が著しく、市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合では十分に消防活動が実施できない場合は、消防相互応援協定に基づき他市町村消防機関の応援を要請する。

(2) 航空消防応援協定に基づく応援要請

大規模災害発生時にヘリコプターを使用することが、消防活動に必要と認められる場合は、航空消防応援協定に基づき、大阪市消防局に応援を要請する。

(3) 知事への応援要請

大規模災害発生時に必要な場合は、消防相互応援協定のほか、災害対策基本法第68条に基づき知事に対して応援の要請を行う。

(4) 消防庁長官の措置による応援体制

大規模災害発生時に、緊急消防援助隊に対して、知事を通じ、直ちに応援要請を行う。
ただし、知事に連絡できない場合、直接消防庁長官に応援要請を行う。

2 応援隊の受入れ

応援隊の派遣が決定した場合は、次の点に留意して応援隊の活動が十分に行えるよう努める。

(1) 応援隊の宿泊施設及び場所を確保する。

(2) 応援隊との連絡調整のため連絡担当者を指名する。

(3) 消防作業実施期間中は、現場に責任者を置き、応援隊指揮者と協議し、作業の推進を図る。

(4) 必要に応じて大阪府警察（柏原警察署）に対して、被災地域等への誘導を依頼する。

(5) ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時離着陸場の準備に万全を期する。

第4 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の設置及び派遣

近畿地方整備局、近畿運輸局、大阪航空局及び大阪管区气象台等は、市が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、国土交通省本省等とともに緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を設置し、本省災害対策本部長（災害対策本部が設置されていない場合は事務次官）の総括的指揮の基に、被災地への派遣活動を行う。

第5 民間事業者等に対する協力要請

調達班は、発生した災害規模に即した災害応急対策を実施するため、必要に応じて民間事業者等から災害対策要員及び資機材を確保する。

1 民間事業者等への協力要請

調達班は、民間事業者等の協力を得て、適切な災害応急対策活動を実施する。

2 要請の方法

民間事業者への応援の協力要請は、調達班が行うこととするが、状況に応じて、各班から直接協力要請を行った際は、事後に調達班へ報告する。

3 受入要員の宿泊場所

人事班は、状況を勘案しながら災害対策要員等の宿泊場所を適宜確保する。

第6 被災市町村に対する応援

被災した他市町村から応援の要求を受けた場合は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒まず、災害応急対策の実施については、応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動する。

また、内閣総理大臣からの応援の要求に基づき、府から災害発生市町村への応援を求められた場合は、これに協力する。

なお、被災市町村への職員の派遣に当たっては、適宜、府等と調整を図るとともに、総務省の応急対策職員派遣制度を活用する。

応援職員の派遣に当たっては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

第7 関係機関の連絡調整

内閣府は、府、関係省庁、市町村及びライフライン事業者等の代表者を一堂に集め、災害の状況に応じて生じた課題に沿って、現状の把握、被災地のニーズ等の情報共有を行うため、連絡会議を開催するものとする。また、連絡会議等で把握した、調整困難な災害対応、進捗が遅れている災害対応等について、関係省庁、都道府県関係部局等の代表者を集め、関係者間の役割分担、対応方針等の調整を行うため、調整会議を開催するものとする。

府は、連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努める。

市は、必要に応じて連絡会議に出席し、関係機関との調整、協力を努める。

第4節 自衛隊に対する災害派遣の要請・受入れ

市民の人命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、府に対し自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、受入体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。

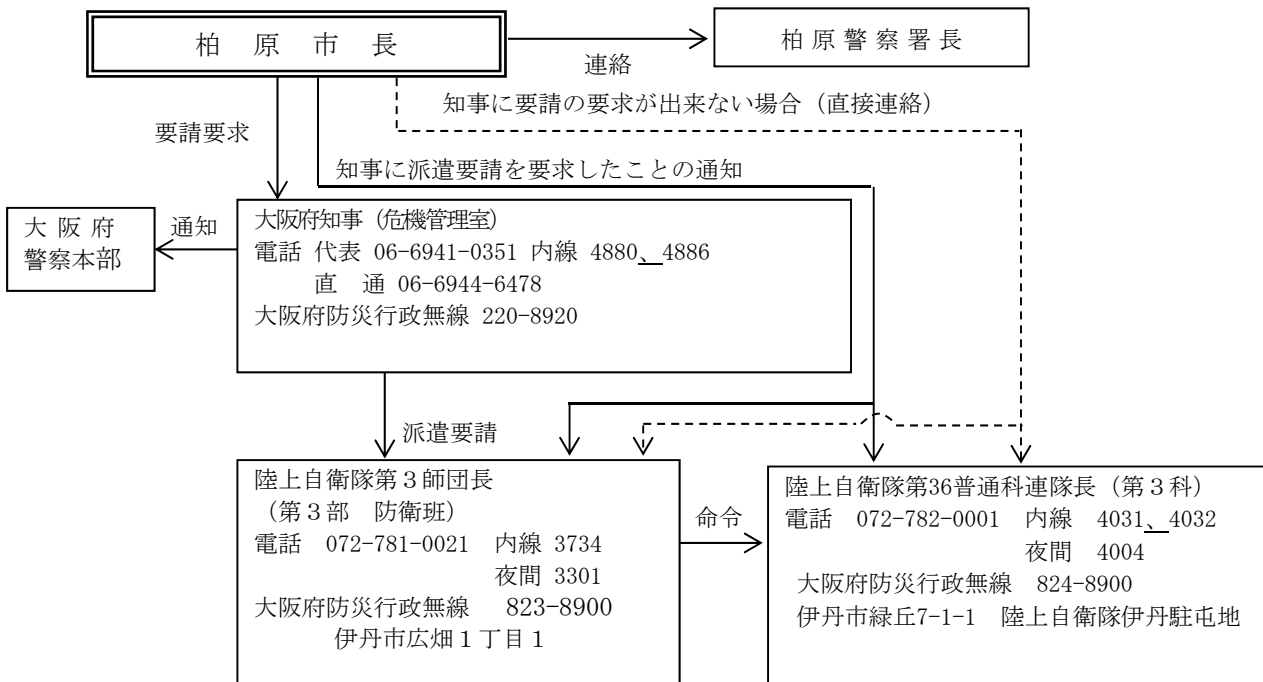
【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日						
		1	3	6	12	1	3	7	14	30	後	
本部長	自衛隊に対する災害派遣要請											
	派遣部隊の撤収要請											
総括班	災害派遣部隊の誘導											
	災害派遣部隊の受入れ											

第1 自衛隊に対する災害派遣要請

市長は、自衛隊に対し災害派遣を要請する場合は、知事に派遣要請を要求する。

【派遣要請系統図】



1 災害派遣要請要求の基準

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長（本部長）が市、府及び関係機関の機能をもってしてもなお応急措置に万全を期し難いと判断した場合は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定により部隊等の派遣要請を知事に要求するものとする。

2 災害派遣要請要求の要領

市長は、知事に対して自衛隊の災害派遣を要求しようとする場合は、災害派遣要請書に定められた事項を明らかにし、電話又は口頭をもって要求する。なお、事後速やかに知事に文書を提出する。

知事は、市長から派遣要請の要求があり、必要と認めた場合又は自らの判断で派遣の必要を認めた場合には、陸上自衛隊第3師団長に対し、自衛隊の災害派遣を要請する。要請は、原則として文書により行うが、そのいとまのないときは、電話又は口頭により行い、事後速やかに文書を提出する。

市長は、通信の途絶等により、知事に対して要請の要求ができない場合は、直接、陸上自衛隊第3師団長に災害の状況を通知する。なお、この通知を行った場合は、その旨を速やかに知事に通知する。

- (1) 災害の情况及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

3 要請を待ついとまのない場合の自衛隊による災害派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまのないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣することができる。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して災害にかかる情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣にかかる要請を行うことができないと認められる場合に、市町村長から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- (3) 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助にかかる救援活動を実施する場合
- (4) その他災害に際し、上記(1)から(3)に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまのないと認められる場合

第2 災害派遣部隊の受入れ

総括班は、自衛隊の派遣が決定した場合、派遣部隊の活動が十分に行えるよう、必要な受入体制を整える。

1 派遣部隊の誘導

必要に応じて大阪府警察（柏原警察署）に対して、被災地域等への誘導を依頼する。

2 受入体制

受入れに当たっては、次の点に留意する。

- (1) 自衛隊連絡班の受入れ及び必要な準備を実施する。
- (2) 自衛隊の宿泊施設（トイレ、水道、電源等のインフラの整備された体育館等の既存の建屋）又は野営場所及び資機材の保管場所を準備する。
- (3) 派遣部隊が実施する活動に必要な資機材は、できる限り市で準備し、速やかに活動できるよう努める。
- (4) 派遣部隊及び関係機関との連絡調整のため連絡担当者を指名する。
- (5) 作業実施期間中は、現場に責任者を置き、自衛隊現地指揮官と協議し、作業の推進を図る。

(6) ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時離着陸場等の準備に万全を期する。

第3 派遣部隊の救援活動

派遣部隊は、防災関係機関と緊密な連絡を保ち、相互に協力して次の業務を実施する。

なお、大規模災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、防衛省・自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、市・府等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行う。さらに、被災直後の混乱状況を前提に、災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。

1 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段により、被害の状況を把握する。

2 避難の援助

避難指示等が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

3 遭難者等の搜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して搜索救助を行う。

4 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

5 消防活動

「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」(平成8年(1996年)1月17日)により、消防機関と速やかに大規模災害にかかる情報交換を実施し、被災地等における人命救助その他の救護活動をより効果的に行うため、連携してその任務に当たるよう相互に調整する。

6 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。

7 応急医療、救護及び防疫

応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

8 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

9 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

10 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基

づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

1 1 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

1 2 その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

第4 派遣部隊の撤収要請

市長は、災害の応急活動が終了し、自衛隊の救援の必要がなくなつたと認めた場合、市長は速やかに知事に対し撤収要請を要求する。

資料 55 自衛隊災害派遣等様式

第5節 職員の活動環境、安全確保等

第1 職員の活動環境

1 家族の安否及び被害の確認

職員は、勤務時間中の災害発生時に、家族の安否確認等を行う方法をあらかじめ確保する。

2 24時間体制への対応

大規模災害発生時には、状況に応じ、24時間体制での対応が必要となるため、各本部員は適切な班編成等を行う。

第2 職員の安全確保

1 安全の確保

市長は、職員の安全確保及び健康管理（マスク着用等による感染症対策を含む。）に最善を期する。

人事班は、災害対策に従事する職員の体力・知力・判断力持続のため、健康管理、安全管理、勤務条件等を考慮し、活動の長期化に対処するとともに、他の市町村の職員等の受入れに際し、福利厚生
の充実を図る。

2 食料等の調達

人事班は、災害対策従事者の食料等を備蓄物資及び協定業者等から調達するよう調達班へ要請する。
なお、配送についても、調達班に要請し、要請を受けた調達班は、被災者への救護物資及び給食等の
配送とあわせて輸送する。

3 勤務管理等

班長は、班員の出退庁時間等の確認を徹底する。

4 宿泊施設等の確保

人事班は、災害対策従事者の活動に支障をきたさぬよう宿泊及び一時的な仮眠施設を公共施設、府
営住宅の利用、民間宿泊施設等の随時借り上げするなど、環境確保に努める。

第6節 消火・救助対策

被災状況の早期把握に努め、部隊配備を確立するとともに、関係機関と相互に連携を図りつつ、迅速かつ確かな消火活動、人命救助・救出活動を実施する。

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日					
		1	3	6	12	1	3	7	14	30	後
柏原羽曳野 藤井寺消防 組合	災害発生状況の把握										
	震災消防活動										
	人命救助活動										
	各機関による連絡会議の設置										
福祉班	行方不明者の捜索										
総括班	各機関による連絡会議の設置										
消防団長	警備部隊の編成・出動										
自主防災組 織・事業者の 自衛消防組 織	地域住民との連携										
各機関	職員の惨事ストレス対策										

第1 震災警防体制

1 組織

震災時の警防本部の組織、任務等については、震災活動マニュアル（警防本部編、警備課編、指令課編）に定める。

2 非常警備体制

消防長は、大規模地震が発生した場合、柏原羽曳野藤井寺消防組合警防規程（以下「警防規程」という。）第57条に基づき、次の基準により非常警備を発令し、警防体制の強化を図る。また、非常警備時の措置は、警防規程第59条に定めるとおりとし、当務員により初動体制を確立する。

- ア 組合市に震度5強以上の地震が発生したとき（第3非常警備体制）
- イ 組合市に震度5弱の地震が発生したとき（第2非常警備体制）
- ウ 組合市に震度4の地震が発生し、被害が拡大したとき（第1非常警備体制）
- エ 組合市に震度4の地震が発生したとき（非常警備体制、特命招集警戒）
- オ 組合市に震度3の地震が発生したとき（非常警備体制、特命招集警戒）
- カ 組合市が震度3以下の場合であっても、組合市に災害対策本部が設置されたとき又は消防長が必要と認めたときは、特命招集警戒又は第1非常招集を発令する。

3 職員の非常招集

消防長は、非常警備体制を確立するため職員を増強する必要があると認めるときは、警防規程第62条に基づき、現に勤務している隔日勤務職員以外の職員を対象とし、警防規程別表3の区分により非

常招集を発令する。

4 職員の非常招集

消防無線などの各種通信設備を有効に活用し、震災消防活動に必要な情報を迅速的確に収集するとともに、組合市の被害状況等を組合市災害対策本部のほか、府等へ連絡する。

第2 災害発生状況の把握

市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合は、より多くの人命の安全確保と被害の拡大防止を図るため、高所見張り、通報、有線、無線通信施設を効果的に活用して災害発生状況の早期把握に努めるとともに、関係機関への情報伝達を行う。

第3 震災消防活動

1 活動方針

大規模地震発生時には、火災、救助、救急といった事案が複合して発生するが、大規模火災へと発展させないよう、火災防ぎょ活動を優先した部隊活動を実施するとともに、火災防ぎょ活動と並行して救助救急活動を実施する。

2 初動措置

警防規程第22条に定める警防本部長は、地震発生と同時に震災活動マニュアル（警防本部編）に基づく初動措置を実施させ、消防活動体制を整える。なお、警防本部設置までの警備課の初動措置については、震災活動マニュアル（警備課編）に基づき、初動体制を整える。

3 火災防ぎょ活動

震災時の同時多発火災に対応するため、火災の早期発見、延焼拡大前の早期鎮圧を主眼とした火災防ぎょ活動を実施するとともに、火災に対応可能な消防隊及び消防団を確保するため、すみやかに他の火災現場に移動可能な態勢を整える。

4 救助活動（「第4 人命救助活動」参照）

火災現場における人命救助活動を最優先とし、資器材を有効に活用し活動する。

5 救急活動（「第7節 応急医療対策」参照）

救命処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者はできる限り自主的な処置を行わせる。

6 消防団との協働

消防団と協働して、震災消防活動を実施する。

7 自主防災組織との連携

消火、救助、救急活動等については、自主防災組織、事業者の自衛消防隊等と連携を保ちながら実施する。

8 受援体制の確立

他の消防機関からの応援を受ける場合は、受援計画に基づく受援体制を確立する。

9 惨事ストレス対策

消火、救助、救急活動に当たっては、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第4 人命救助活動

市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合は、大阪府警察（柏原警察署）等との密接な連携のもと、迅速かつ的確に人命救助・救出活動を実施する。

また、必要に応じて消防相互応援協定締結市町村、自衛隊等に総務対策部総括班を通じ協力を要請する。

1 活動の方針

- (1) 消防活動は、傷病者の救出、救護活動を最優先とし、消防部隊が相互に連携し、効率的な組織活動を実施する。
- (2) 救急活動は、救命処置を最優先とし、傷病者の迅速・安全な搬送を実施する。
- (3) 特殊機器を必要とする作業は、関係機関と密接な連携の基に行う。
また、作業用重機は、協定業者等の協力を得て、必要とする現場に配置する。
- (4) 大阪府警察（柏原警察署）、消防応援隊、自衛隊等と協力して、必要に応じ地区割等を調整し効率的な救助活動を行う。

2 活動の要領

- (1) 重傷者の救出、救命措置を最優先する。
- (2) 被害拡大の防止を実施する。
- (3) 傷病者の救出、応急手当及び救護所への搬送を実施する。
- (4) 二次災害の予防措置に徹底を図り実施する。
- (5) 遺体を発見した場合は速やかに所定の手続をとる。

第5 行方不明者の搜索

福祉班は、関係機関との密接な連携のもと、迅速かつ的確に行方不明者の搜索を実施する。

福祉班は、災害の規模等の状況を勘案して、大阪府警察（柏原警察署）との密接な連携のもと、地域住民の協力を得て行方不明者の搜索を実施する。

また、関係機関と密接に連絡をとり、行方不明者名簿を作成する。

行方不明者の搜索期間は、地震発生の日から10日以内とする。ただし10日間を経過してもなお搜索を要する場合には、本部長の指示によって継続して実施する。

なお、行方不明者搜索中に遺体を発見した場合は、速やかに所定の手続をとる。

第6 各機関による連絡会議の設置

市、柏原羽曳野藤井寺消防組合、府、大阪府警察（柏原警察署）及び自衛隊は、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、活動区域や役割分担等の調整を図るため、必要に応じて被災地域等に合同調整所を設置する。

第7 消防団の活動

1 消防団における警備の内容

通常警備	通常火災の警備とする
非常警備	大火災及び非常災害時における警備とする

2 警備部隊の編成

消防団長は、火災の拡大又は非常災害の発生その他により必要と認めた場合は、非常警備体制を命ずる。

3 出動計画

火災その他災害時は、市長及び消防団長の特命により緊急出動するが、消防団が電話連絡その他により災害の発生を覚知したときは、直ちに出動する。

第8 自主防災組織等による活動

地域住民による自主防災組織及び事業者の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に消火・救助・救急活動を実施する。

また、消防機関、大阪府警察（柏原警察署）など防災関係機関との連携を図る。

第9 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第7節 応急医療対策

医療機関と連携のもと、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む。）を実施する。

また、必要に応じて、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む。）に対して適宜助言及び支援を求める。

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日						
		1	3	6	12	1	3	7	14	30	後	
保健班長	災害時医療救護体制の確保	■										
	救護所の設置	■										
保健班	医療情報の収集・提供活動	■	■	■	■	■	■					
	救護所の開設と医療救護班の編成、派遣		■	■	■	■	■	■				
	応援医療チームの受入調整		■	■	■	■	■					
	医療ボランティアの要請	■	■	■	■	■	■					
医療班長	市災害医療センターの体制確保	■										
医療班	災害医療協力病院の体制確保	■										
	救護所の運営		■	■	■	■	■	■				
	医療救護班の編成・派遣		■	■	■	■	■	■				
	現地医療活動		■	■	■	■	■	■				
	後方医療活動を要請		■	■	■	■	■	■				
	医薬品等の調達・確保		■	■	■	■	■	■				
	個別疾病対策		■	■	■	■	■	■				
総括班	広域応援要請		■	■	■	■	■	■				
柏原羽曳野 藤井寺消防 組合	傷病者の搬送	■	■	■	■	■	■	■				

第1 災害時医療救護体制の確保

1 医療情報の収集・提供活動

保健班は、柏原羽曳野藤井寺消防組合と協力して、医療班及び医療機関と密接な連携のうえ、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）や災害医療情報連絡員、ホットライン等で人的被害・医療機関被害状況、活動状況及び被災地域医療ニーズについて把握し、速やかに府へ報告する。

また、市民にも可能な限り医療機関の情報を提供する。

2 災害時医療救護体制の確保

保健班長は、災害医療情報に基づき、本部長と協議のうえ、救護所の開設等について指示する。

また、大阪府藤井寺保健所は、管内の地域医療救護全体の調整を行うため、地域災害医療本部を設置し、次に掲げる事項を処理する。

- 総合的な医療情報の収集及び提供
- 傷病者の受入れの要請及び搬送に関する総合調整
- 医療従事者確保の総合調整
- 医薬品等の供給に関する総合調整 等

3 救護所の設置基準

保健班長は、次の場合に救護所を設置する。なお、救護所を設置した場合は、その旨の標識を掲示する。

(1) 応急救護所

- 災害による負傷者が多数で、現地でのトリアージや応急処置が必要な場合

(2) 医療救護所

- 市内医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したために、市内医療機関だけでは対応しきれない場合
- 傷病者が多数で、市内医療機関だけでは対応できない場合
- 被災地域と医療機関との位置関係、又は傷病者数と搬送能力との関係から被災地域から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地域での対応が必要な場合

(3) 設置場所

応急救護所は、災害発生直後の短期間、必要に応じて災害現場付近に設置する。

医療救護所の設置場所は、あらかじめ選定した予定場所（指定避難所等）の中から、衛生状態、安全性を確認のうえ、被害状況に応じて決定する。

4 市災害医療センターの体制確保

医療班長は、あらかじめ定められた地震発生時における市災害医療センター（市立柏原病院）の動員体制に基づき、医師等の招集を行う。

また、十分な体制が整わない場合、広域応援要請や医療ボランティアの受入れを要請する。

資料 32 市内災害医療機関

5 災害医療協力病院の体制確保

医療班は、災害医療協力病院（医療法人養心会国分病院、全南病院）に対して災害応急体制の確保を要請する。

6 救護所の開設と医療救護班（災害派遣医療チーム（DMAT）含む。）の編成、派遣

保健班は、市立柏原病院や柏原市医師会等に対し、医療救護班の編成を要請し、救護所の開設及び運営を行う。救護所における現地医療活動は、医療救護チームが当たるものとし、必要に応じて地域災害医療本部（大阪府藤井寺保健所）及び府を通じて日本赤十字社等による応援医療チームを配備する。

医療救護班の参集場所は市役所とする。医療救護チームは、原則として現地医療活動を行うために当座必要な資器材等を携行する。医療班は、備蓄物資の活用及び協定業者等からの調達によって、医薬品、医療用資器材を確保・供給する。

7 応援医療チームの受入調整

日本赤十字社等による応援医療チームの受入れ・配備については、保健班において行う。参集場所は市災害医療センター（市立柏原病院）とする。

8 医療ボランティアの要請

保健班は、市立柏原病院、災害医療協力病院、救護所等において医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の医療関係者が不足すると判断される場合は、医療ボランティアを福祉班に要請する。

第2 現地医療対策

1 現地医療の確保

(1) 救護所の運営

次の事項に留意のうえ、救護所を運営する。

- ア 交代要員の確保
- イ 携帯電話等通信手段の確保
- ウ 医薬品、医療用資器材の補給
- エ 医療用水の確保
- オ 食料、飲料水の確保
- カ その他医療救護活動に必要な事項

(2) 医療救護班の編成・派遣

医療班は、救護所が設置された場合、市立柏原病院及び柏原市医師会に医療救護班の派遣を要請し、医療救護班を編成する。

(3) 医療救護班の編成及び構成

医療救護班の編成及び構成は医師1名、看護師2名、事務職員1名の計4名で1班を構成し、災害の規模等の状況に応じて班数を設定する。

(4) 派遣要請

対策本部は、医療救護班が不足する場合は、府及び日本赤十字社大阪府支部に医療救護班の派遣を要請する。

(5) 参集場所

医療救護班の参集場所は、市災害医療センター（市立柏原病院）とする。

(6) 医療救護班の業務

派遣された医療救護班は、救護所において現地医療活動を実施する。なお、医療救護班が実施する業務は、次のとおりである。

- ア 医療機関への搬送の要否及びトリアージの実施
- イ 傷病者に対する応急処置
- ウ 搬送困難な傷病者及び軽症患者に対する医療
- エ 助産救護
- オ 被災者等の健康管理
- カ 死亡の確認及び遺体の検案（死因その他医学的検査）
- キ その他状況に応じた処置

(7) 医療救護班の受入れ・調整

保健班は、医療救護班の受入窓口を設置するとともに、救護所への配置調整を行う。

(8) 医療救護班の搬送

原則として、医療関係機関で所有する緊急車両等を活用し、移動する。

医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、市が搬送手段を確保し、搬送を行う。

2 現地医療活動

(1) 応急救護所における現場救急活動

応急救護所においては、応急措置、トリアージ（負傷者選別）等の現場救急活動を行う。

(2) 医療救護所における臨時診療活動

医療救護所においては、軽症患者の医療、被災者等の健康管理等を行う。

この場合、発災当初から外科系及び内科系診療（必要に応じて小児科・精神科・歯科診療等）を考慮し、医療ニーズに応じた医療救護班で構成する医療チームで活動する。

第3 後方医療対策

救護所では対応できない傷病者（医療機関等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者を含む。）は、被災を免れた医療機関に搬送し、治療を行う。

1 傷病者の搬送

柏原羽曳野藤井寺消防組合は、救護所及び医療機関からの救急搬送要請に基づき、迅速かつ的確に傷病者を搬送する。

(1) 受入病院の選定

保健班との連携のもと、大阪府救急搬送支援・情報収集システム（ORION）等で提供される患者受入情報に基づき、特定の医療機関に患者が集中しないよう振り分け調整する。

(2) 搬送手段の確保

ア 陸上搬送

傷病者を陸上搬送する場合は、柏原羽曳野藤井寺消防組合が所有する車両で実施する。なお、救急車が確保できない場合は、庶務班が搬送車両を確保する。

イ 航空機搬送

遠距離の医療機関への搬送が必要な場合、又は緊急に特別な治療を要する場合は、ヘリコプターを活用して搬送する。この場合、総括班は、府に対しヘリコプターの出動を要請する。

2 後方医療活動

医療班は、市内医療機関での救急医療活動のほか、府と協力して被災地域外の医療施設に広域的後方医療活動を要請する。

(1) 市内の医療機関における医療活動

市災害医療センターである市立柏原病院を中心に市内の医療機関で医療活動を実施する。

(2) 広域医療搬送

救護所及び市内拠点病院での傷病者の受入れと処置対応が困難な場合は、府と調整して被災地域外の医療施設に広域医療搬送を要請する。

(3) 市災害医療センターの活動

市災害医療センターは、次の活動を行う。

- 市の災害拠点として患者の受入れと医療の提供
- 災害拠点病院等と連携した患者受入れにかかる地域の医療機関間の調整

(4) 市外拠点病院の活動

ア 基幹災害拠点病院

災害医療に関して府の中心的な役割を果たす基幹災害拠点病院は、地域災害拠点病院の活動に加え、患者の広域搬送にかかる地域災害拠点病院間の調整及び府内のDMATの派遣調整を行う。

イ 地域災害拠点病院

地域災害拠点病院は、次の活動を行う。

- 24時間緊急対応により、多発外傷、挫滅症候群、溺水等の災害時に多発する救急患者の受入れと高度医療の提供
- 医療救護班の受入れ、災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣、及びこれにかかる調整
- 地域の医療機関の情報収集と必要に応じた支援
- 患者及び医薬品等の広域搬送拠点としての活動及びこれにかかる地域医療機関との調整
- 地域の医療機関への応急用医療資器材の貸出し等の支援

ウ 特定診療災害医療センター

特定診療災害医療センターは、循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療、精神疾患等専門治療を必要とする特定の疾病対策の拠点として主に次の活動を行う。

- 疾病患者の受入れと高度な専門医療の提供
- 疾病患者に対応する医療機関間の調整
- 疾病患者に対応する医療機関等への支援
- 疾病に関する情報の収集及び提供

(5) 広域医療搬送

医療班は、被災地域外の医療機関への搬送が必要な場合は、救急車による搬送に加えて、ヘリコプター等を活用して搬送する。

第4 医薬品等の調達・確保

医療班は、保健班と連携のうえ、日本赤十字社大阪府支部、柏原市医師会、柏原市歯科医師会、柏原市薬剤師会及び関連業者の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材、輸血用血液等の調達・確保を行う。また、不足が生じる場合は、保健班は地域災害医療本部（大阪府藤井寺保健所）に対して供給の要請を行う。

なお、医療関係以外のルートで医薬品等の提供があっても、それらは一切使用しない。

第5 個別疾病対策

医療班は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の医療機関情報について広報するとともに、疾病に対する対策を講じ、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係団体と協力して、現地医療活動、後方医療活動等を行う。

第8節 避難受入活動

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日					
		1	3	6	12	1	3	7	14	30	後
本部長	避難指示等の発令										
	警戒区域の設定										
各課避難所担当職員	避難誘導										
	指定避難所の開設・運営										
社会教育班	避難誘導										
	指定避難所の運営支援・統括										
	広域避難場所の運営										
福祉班	避難行動要支援者の被災状況の把握等										
	福祉ニーズの把握										
	被災した避難行動要支援者への支援活動										
総括班	指定避難所の集約及び解消										
	広域一時滞在（市外への避難者受入要請）										

第1 避難行動

災害から市民の安全を確保するため、関係機関は相互に連携し、避難指示等の発令、避難誘導等必要な措置を講じる。その際、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに応じたとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、市民の積極的な避難行動の喚起に努めるとともに、「避難行動要支援者支援プラン」等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。

1 避難指示等の発令

市長は、市民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため、特に必要があると認める場合は、避難のための立ち退きを「避難情報の判断・伝達マニュアル」に基づき避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）を発令する。

避難情報の発令に当たっては、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難情報区分に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

また、特に土砂災害については、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市域をいくつかの地域に分割したうえで、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。

なお、避難に時間を要する高齢者等の要配慮者（避難行動要支援者を含む。）が、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了できるよう、避難指示に先立って「高齢者等避難（警戒レベル3）」を発令するとともに、避難指示の伝達・周知に当たっても、要配慮者に配慮したものとする。

また、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかける必要がある。

(1) 実施者

避難指示等（緊急安全確保を含む。）を発令する者は、次のとおりである。

なお、市長は、躊躇なく避難指示等が発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

【避難指示等が発令する者と根拠法】

実施責任者		災害の種類、内容	根拠法
市長		災害全般	災害対策基本法第60条
警察官		災害全般 市長が指示できないと認められる場合又は市長から要請があったとき	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
知事又はその命を受けた府の職員		洪水 地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
水防管理者（市長）		洪水 水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない	水防法第29条
災害派遣を命じられた部隊の自衛官		災害全般 災害の状況により特に急を要する場合で、警察官が現場にいない場合に限り、避難指示を行うことができる	自衛隊法第94条

(2) 避難指示等の伝達方法

伝達内容	・発令者名、避難対象地域、避難先、予想される災害危険及び避難すべき理由、避難時の注意事項（火災・盗難の予防、携行品、服装）等
伝達方法	・広報車による伝達、防災行政無線、Lアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、エリアメール、緊急速報メール、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、市ホームページ、大阪府防災情報メール、テレビ放送等による伝達

<p>市民に求める 行動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所からの全員避難を原則とし、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。
----------------------	--

(3) 避難指示等の連絡

ア 市長が避難指示等を発令した場合

市長は、避難指示等を発令した場合は、知事へ通知するとともに、関係機関へ通知する。解除する場合も同様とする。

イ 市長以外が避難指示等を発令した場合

市長以外が避難指示等を発令した場合は、直ちに総括班に報告し、市長は上記に準じて知事及び関係機関へ通知する。

(4) 避難路の確保

土木水防班は、府、大阪府警察（柏原警察署）、道路管理者との連携のもと、市民の安全のために避難路の確保に努める。

資料 49 避難指示等の発令基準

2 警戒区域の設定

市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。

(1) 設定権者

警戒区域の設定権者は、次のとおりとする。

災害の種類	内 容 (要件)	設定権者	根拠法規
災害全般	災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定する。	市 長	災害対策基本法 第63条
	市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、市長が実施すべき措置の全部又は一部を代行する。	知 事	災害対策基本法 第73条
	市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいない場合、又はこれらの者から要請があった場合は、警戒区域を設定する。	警察官 (※)	災害対策基本法 第63条
	市長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。	災害派遣を命 じられた部隊 等の自衛官	
災害全般 (水災を除く。)	災害の現場において、活動確保を主目的に消防警戒区域を設定する。	消防吏員又は 消防団員	消防法 第28条 第36条
火 災	火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがある場合は、火災警戒区域を設定する。	消防長又は消 防署長	消防法 第23条の2
	消防長若しくは消防署長又はその委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいない場合、又は消防長若しくは消防署長から要求があった場合は、火災警戒区域を設定する。	警察署長	
洪 水	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定する。	水防団長、水 防団員若しく は消防機関に 属する者	水防法 第21条

(※) 警察官は、消防法第28条、第36条、水防法第21条の規定によっても、第1次的な設定権者が現場にいないか、又は要求があった場合は、警戒区域を設定できる。

(2) 規制の実施

ア 市長は、警戒区域の設定について警察署長等関係者との連絡調整を行う。

イ 市長は、警戒区域を設定した場合、警察署長に協力を要請して警戒区域から退去又は立入禁

止の措置をとる。

ウ 市長は、大阪府警察（柏原警察署）、消防団、自主防災組織等の協力を得て、市民の退去の確認または立ち入り禁止の措置を講ずるとともに、防犯、防火のパトロールを行う。

(3) 警戒区域の解除

災害に伴う危険が解消したと認められた場合、避難指示等の伝達と同様に、速やかに警戒区域の解除を指示する。

3 避難

(1) 避難に当たっての留意点

避難に当たっては、次の事項を周知徹底する。

ア 火気・危険物等の始末を完全に行うとともに、ブレーカー（電流遮断機）を「切」の位置に切り替え、電気を遮断すること

イ 事業者は、浸水その他の被害による油脂類の流失防止や発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安処置を講じること

ウ 非常持出し品等は最小限にとどめること

エ 避難者は、2食程度の食料、飲料水、手拭等の日用品、懐中電灯、救急薬品等を携行する

オ 避難者は、できるだけ名簿（住所、氏名、年齢、血液型等を記入）を準備する

カ 服装は軽装とするが、素足、無帽は避け、最小限の肌着等の着替えや防寒雨具を携行する

キ 上記のうちから、必要なものを「非常持ち出し袋」に整備しておく

ク その他避難指示等が発せられたとき、直ちに避難できるよう準備を整えておく

ケ 車両による避難は原則として行わないこと

コ 避難者は、地区内の公園・空地等に集合し、事前に選定した安全な経路を通過して徒歩で避難する

サ 避難誘導に当たっては、要配慮者に配慮し、できる限り早期に避難させる

シ 避難場所が火災等で危険と判断された場合、他の避難場所へ移動する

(2) 自主避難

市民は、災害の状況により自らの生命、身体等に危険が及ぶと判断した場合は自主的に避難する。避難指示等による避難においても、自主防災組織、自治会（町会）等を中心とする自主避難を基本とする。

(3) 避難誘導

市長が避難指示等を発令した場合は、市民の避難誘導を実施する。避難誘導に当たっては、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努める。

ア 広域避難場所及び指定緊急避難場所への市民の避難誘導

各課避難所担当職員は、総括班及び社会教育班の指示の下、大阪府警察（柏原警察署）の協力を得るとともに、自主防災組織、自治会（町会）、赤十字奉仕団等の住民組織等と連携して、市民の避難誘導を実施する。

イ 学校、病院等における誘導

学校、病院、社会福祉施設、その他多数の人が集まる場所においては、原則として施設の防火管理者、管理権限者等が、避難誘導を実施する。

ウ 交通機関等における誘導

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定めた防災業務計画に基づき実施する。

エ その他市民の避難誘導

地震活動の継続による二次災害等、本部長が市民の避難誘導を行う必要があると認めた場合は、社会教育班は、大阪府警察（柏原警察署）の協力を得るとともに、自主防災組織、自治会（町会）、赤十字奉仕団等の住民組織等と連携して、市民の避難誘導を実施する。

オ 避難誘導の方法

避難誘導に当たっては、できるだけ集団避難を実施するとともに、要配慮者等の安否確認と誘導に配慮する。

- 避難の順序は、緊急避難の必要のある地域から行うものとし、要配慮者及びこれらに必要な介助者を優先して行う。
- 避難の経路については、あらかじめ選定した経路の安全を確認し、危険箇所には表示、なわ張り等を行うほか、要所に誘導員を配置して事故防止に努める。
- 夜間においては、照明器具を携行した誘導員を配置するとともに、できるだけ、投光機、照明器具を使用し、避難方向を照射する。
- 浸水地等においては、必要に応じ船艇、ロープ等の資機材を配置して、誘導の安全を期する。
- 避難のための輸送は、避難者が各個に行くことを原則とするが、避難者が自力で立ち退き不可能な場合や避難先が遠い場合等は、必要に応じ車両、船艇等によって実施する。なお、震災時は、徒歩によって避難することを原則とする。

(4) 分散避難の促進

新型コロナウイルス感染症等、感染症まん延状況下においては、指定避難所における過密状況を回避するため、自宅の被害が軽微の場合の在宅避難や、安全が確認された親戚・知人宅への避難等、分散避難を促す。

また、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、多様な手段を活用して指定避難所の混雑状況を周知するなど、避難の円滑化に努める。

(5) 避難の解除

災害に伴う危険が解消したと認められた場合、避難指示等の伝達と同様に、速やかに避難の解除を指示し、その旨を公示する。

4 広域避難場所の運営

社会教育班は、府等施設管理者と協力して広域避難場所を運営する。運営方針は、避難所運営に準じる。

総括班は、市街地大火災等により、指定避難所となるべき施設の多くが被災し、市内で避難者を受け入れできないときは、直ちに市外の避難所を確保するために、近隣市町等に避難者の受け入れを要請する。

上記の場合、一時的に屋外で避難生活を送ることが予想されるため、次の措置を講じる。

- 避難行動要支援者を優先的に利用可能施設に受け入れる。
- 自衛隊へ要請し屋外にテントを設営する。
- 民間事業者からのテントの借り上げ等を行う。

第2 避難行動要支援者への支援

1 避難行動要支援者の被災状況の把握等

(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

ア 安否確認・避難誘導

福祉班は、発災時等においては、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、「避難行動要支援者支援プラン」に基づき、民生委員・児童委員をはじめ地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、在宅要援護高齢者、障害者その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等を行うとともに、単独での避難行動に支障があると認められる者の避難誘導を実施する。

また、被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な発見、保護を行う。

(2) 被災状況の把握

福祉班は、所管する社会福祉施設等の施設設備、入所者、職員及び福祉関係スタッフ等の被災状況を迅速に把握する。

2 福祉ニーズの把握

福祉班は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、指定避難所、応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、指定避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズを迅速に把握する。

3 被災した避難行動要支援者への支援活動

避難誘導、指定避難所での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に指定避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、情報の提供についても、十分配慮する。

また、必要に応じて、大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWAT）の派遣制度の活用を検討する。

(1) 在宅福祉サービスの継続的提供

福祉班は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。

また、福祉班は、被災した児童やその家族の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心のケア（メンタルヘルスケア）対策に努める。

(2) 避難行動要支援者の施設への緊急入所等

福祉班は、被災により、居宅、指定避難所等では生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重したうえで、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう、支援を行う。

4 その他避難誘導に当たっての留意点

福祉班は、避難行動要支援者等の避難誘導に当たっては、次のとおり実施する。

- (1) 家族介護等で避難することができないが避難所において生活できる人は、一般の指定避難所に受け入れる。
- (2) 家族介護等で避難することができず避難所において生活できない人は、福祉避難所に受け入れる。
- (3) 家族介護等で避難はできるが避難所において生活できない人は、福祉避難所に受け入れる。
- (4) 寝たきり等施設での生活が必要な人は、老人福祉施設での対応を要請する。
- (5) 日本語の理解が十分でない外国人に対しては、ボランティア等の協力により外国語による広報活動を行う。
- (6) その他、市民は、地域の要配慮者 (特に避難行動要支援者) に留意し、安全に避難できるよう相互に協力する。
- (7) 学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

第3 指定避難所の開設・管理

市は、災害が発生したとき、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努め、指定避難所を供与し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、指定避難所に滞在することができない（車中泊、テント泊、居室等）被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境を確保する。ただし、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国等が所有する研修施設やホテル等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。

また、災害による家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする市民を臨時に受け入れることのできる指定避難所を開設する。

1 指定避難所の開設

避難受入れが必要な場合は、避難施設の安全性や、ライフラインや道路の途絶等の状況を踏まえ、指定避難所を開設することの適否を検討し、速やかに指定避難所を開設する。

(1) 指定避難所の開設基準

- ア 震度5弱以上を観測した場合は、あらかじめ選定した指定避難所全てを開設する。
- イ 緊急を要する自主的な避難があったとき
- ウ 避難指示等を発令したとき、その他本部より指令があったとき

(2) 避難受入れの対象者

指定避難所への受入対象者は、次のとおりである。なお、避難者の住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

- ア 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること
- イ 現に災害を受けた者であること
- ウ 避難指示等が発令された地域の住民であること
- エ 避難指示等は発令されていないが、緊急に避難することが必要である場合
- オ その他避難が必要と認められる場合

(3) 指定避難所の開設方法

- ア 原則として各課避難所担当職員が開設する。災害の状況等によっては、施設管理者等の協力を得て、開設する。
- イ 指定避難所を開設する場合は、速やかに施設を点検のうえ、安全を確認後開設する。
- ウ 開設後は、指定避難所に留まり、施設管理者の協力を得て避難所運営を行う。
- エ 男女双方の視点に配慮し、適切な環境づくりに留意する。

(4) 福祉避難所の開設

福祉班は、指定避難所において、要配慮者等の避難生活維持が困難と認められる場合は、必要に応じて、福祉避難所を開設する。

(5) 臨時の避難所を含む多様な避難所の確保

指定避難所以外に臨時に避難者を受け入れる施設が必要な場合は、当該施設管理者の協力を得て臨時の避難所として開設する。なお、臨時の避難所を開設する場合は、社会教育班から職員を派遣して開設し、開設後は、指定避難所と同等に扱う。

- ア 指定避難所の受入能力を越える避難者が生じた場合は、その他の公共宿泊施設、民間施設等の管理者に対し、臨時の避難所としての施設の提供を要請する。また、その他の公共宿泊施設、民間施設等の管理者に対する要請が困難な場合は、知事に要請し、必要な施設の確保を図る。
- イ 指定避難所以外の施設に避難者が集結した場合は、避難者に対して指定避難所に避難するよう指示するが、指定避難所にスペースがない場合は、当該施設管理者の同意を得たうえで、臨時の避難所として開設する。
- ウ 臨時の避難所を開設した場合は、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

(6) 要配慮者への配慮

避難所の開設に当たっては、避難支援等関係者の協力を得て、要配慮者に配慮するとともに、被災地以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、宿泊施設等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

(7) 関係機関への通知

総括班は、直ちに指定避難所開設の状況を知事に報告する。

資料 59 避難者名簿

資料 60 避難所状況報告書

資料 61 食糧依頼伝票

資料 62 物資依頼伝票

資料 63 物資受払簿

2 指定避難所の管理・運営

各課避難所担当職員は、各班マニュアルに基づき、施設管理者の協力を得て、指定避難所を運営・管理するが、自主防災組織等を中心とした指定避難所内の住民組織の自主的な活動によって、指定避難所の運営が行われるよう支援する。また、指定避難所の運営状況を把握し、本部へ報告を行う。

市は、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、指定避難所の開設状況等を適切に府に報告するよう努めるとともに、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

(1) 管理責任者

指定避難所の管理責任者は、当該施設の管理者又は指名された者とする。

(2) 運営主体

自主防災組織等を中心とした住民組織が自主的な活動で運営する。

(3) ボランティアの役割

ボランティアは、管理責任者及び避難者の代表と協議しながら、指定避難所運営を補助する。

(4) 指定避難所の管理

ア 避難者の把握

管理責任者は、避難者カードを配布・回収し、避難者の実態を把握するとともに、これを基に避難者受入記録簿を作成する。

イ 食料、生活必需品等の請求、受取、配布

管理責任者は、指定避難所全体で集約された、食料、生活必需品、その他物資の必要数を社会教育班を通じて調達班に報告し、調達を要請する。

また、到着した食料や物資を受け取った場合は、住民組織、一般ボランティア等の協力を得て配布する。

ウ 情報等の掲示

避難者の不安感の解消と指定避難所内の秩序の維持のため、応急対策の実施状況・予定等の情報、避難者心得等を掲示する。

エ 生活環境への配慮

管理責任者は、指定避難所生活の長期化に対応して、避難者のプライバシー保護、暑さ・寒さ対策の必要性、テレビ等の生活機器の確保、入浴支援の実施、医師や看護師等による巡回による健康相談など生活環境の整備に努める。

なお、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、必要に応じて、専門家等との定期的な情報交換を行う。

オ 相談窓口の設置

避難者の不安感等を解消するため、指定避難所内に相談窓口（女性相談員の配置）を設置する。

カ 高齢者・障害者等への配慮

管理責任者は、指定避難所を開設した場合、住民組織や一般ボランティア等の協力を得て、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を把握し、これらの者に対して健康状態等について聞き取り調査を行う。また、調査の結果に基づき、これらの者が必要とする食料、生活必需品等の調達は社会教育班を通じて調達班に要請するほか、指定避難所内でも比較的落ち着いた場所を提供するなどの配慮を行う。

スロープが設置されていない施設の管理責任者は、必要に応じて仮設スロープを設置する。

福祉仕様のトイレが設置されていない施設の管理責任者は、必要に応じて仮設トイレの設置・増設などの対応策について福祉班と協議する。

必要に応じて老人福祉施設、病院等への入所、被災地域外への避難等が行えるよう福祉班と協議する。

キ 外国人への配慮

外国人対策として、多言語支援が必要な避難者情報を収集・把握するとともに、当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した支援を行う。

ク 女性や子育てニーズへの配慮

女性専用の物干し場・更衣室・授乳室の設置や、生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。

ケ 指定避難所外で生活している避難者への配慮

自宅、テント、車等、指定避難所外で生活している避難者等にかかる情報を把握するとともに、食料の配給や健康相談等、指定避難所に滞在している被災者と同等の支援が受けられるよう配慮する。

コ 家庭動物の飼育への配慮

指定避難所における家庭動物（ペット）の飼育スペースの確保、及び飼育者の周辺への配

慮を徹底する。また、獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

サ 感染症対策の徹底

指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所内の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、避難所運営に当たる関係者間で、必要な情報を共有するものとする。

シ 性暴力・DV対策

指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜間わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。

また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

ス 避難の長期化への配慮

避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に応じて必要な措置の実施に努める。

3 指定避難所の解消及び集約

(1) 指定避難所の早期解消のための取組等

市は、府と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅のあっ旋を行うなど、指定避難所の早期解消に努める。

また、市は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った避難者への物資の安定供給等に努める。

なお、府、市及び関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、指定避難所に滞在する避難者が早期に日常生活を取り戻せるよう方策を検討する。

(2) 指定避難所の集約及び解消

施設の本来機能を回復するため、また、当該施設がほかの災害対策活動拠点として使用するため、総括班は社会教育班とともに、複数の指定避難所を1か所に集約するなどの集約を行う。

また、災害が落ち着き、避難者が帰宅できる状態になった場合は、指定避難所を閉鎖する。なお、家屋の倒壊等によって、帰宅が困難な避難者がいる場合は、指定避難所の規模を縮小し、存続させるなど必要な措置を講じる。

ア 総括班は、本部長から集約、閉鎖及び縮小の指示があった場合は、その旨を広報班を通じて避難者等に周知する。

イ 管理責任者は、指定避難所を閉鎖した場合、その旨を総括班に報告するとともに、施設管理者にも報告する。

ウ 総括班は、指定避難所を閉鎖した場合は、その都度知事に報告する。

資料 36 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

資料 37 広域避難場所

資料 40 避難所担当課一覧

第4 広域避難

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、府内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、府知事に報告したうえで、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。府は、市町村から協議要求があった場合、他府県と協議を行うとともに、市町村から求めがあった場合は適切な助言を行う。

また、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際にあわせて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第5 広域一時滞在への対応

総括班は、災害の規模、避難者の避難・受入状況、避難の長期化等にかんがみ、市外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、府内の他市町村への受入れについては当該市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求める。

また、指定避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第9節 市有施設、空地等の運用

災害時においては、市有施設や空地は救援活動拠点、物資輸送拠点、災害廃棄物仮置場、応急仮設住宅建設用地まで、利用目的や需要が時系列に変化していく。このため、限られた資源を有効に活用するため、時系列に変化していく利用需要を調整しながら、必要度の高いものから利用方法を決定していく必要がある。

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日					
		1	3	6	12	1	3	7	14	30	後
総括班	市有施設、空地等の現況把握										
各班・防災関係機関	利用ニーズの申請										
総括班	施設・空地利用の調整・管理										

第1 市有施設、空地等の現況把握

総括班は、庶務班、都市計画班と協力しながら、市有施設（指定避難所施設含む。）のほか府有施設等公共施設、あらかじめ想定しておいた市域内の空地（民有地含む。）について、各班から情報提供を受け、被災状況を把握・整理する。これら把握した情報については、市有施設（地）、府有施設（地）、国有施設（地）及び民有施設（地）別に、平時の用途、位置、面積等を整理する。

第2 利用ニーズの申請

各班及び防災関係機関は、総括班に対して、必要とする施設及び空地について望ましい面積、場所、利用目的などを申請する。なお、総括班は、各機関からの利用要望の内容が時間とともに変化することを考慮する。

用途	機能	特性
緊急避難	<ul style="list-style-type: none"> 発災直後、身の安全を守る場 近隣の救助活動の拠点 大規模火災等から身の安全を守る 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者にとって最も身近で安全なスペース 天井は必ずしも要らない
救援活動拠点	<ul style="list-style-type: none"> 自衛隊、緊急消防援助隊等の外部からの応援部隊の活動拠点 災害時要臨時離着陸場 	<ul style="list-style-type: none"> 中～大規模なオープンスペース 自衛隊であれば多少傾斜があっても利用可能 コンクリートよりも自然地面の方が望ましい
輸送拠点	<ul style="list-style-type: none"> 物資の受入れ、集積、指定避難所への配送拠点（空地ではなく、施設の方が望ましい。） 	<ul style="list-style-type: none"> 接道状況のよい場所 天井、壁が必要 できるだけ居住地から離れたところ
災害廃棄物仮置場	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の仮置場 指定避難所等からの生活ごみの仮置場 	<ul style="list-style-type: none"> 長期的な使用が可能なスペース
仮設住宅建設用地	<ul style="list-style-type: none"> 仮設住宅の建設 	<ul style="list-style-type: none"> ライフライン 長期的な使用が可能なスペース

第3 施設・空地利用の調整・管理

総括班は、各班の施設・空地利用ニーズを基に、あらかじめ定めていた空地利用の優先順位を考慮しながら、施設・空地の利用を調整し、施設・空地利用申請者にその調整結果を通知する。

また、時系列に応じて施設・空地利用ニーズを把握し、適宜、利用目的を変更していく。施設・空地利用した各班及び防災関係機関は、その利用状況や撤去等の情報を総括班に報告する。

この際、施設の利用ニーズに応じて、必要に応じて指定避難所を集約するなどにより、必要な施設スペースを確保する。

第10節 緊急物資の供給

市は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

なお、被災時に物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には扇風機、冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

また、自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。

供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、府を通じて、物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。また、物資の調達・輸送に当たっては、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用して情報共有を図り、関係機関と相互に協力するよう努める。

なお、被災市町村が被災者ニーズの把握や物資の要請を行うことが困難な場合においては、国（関係省庁）により、プッシュ型支援（被災地からの要請がなくても、被災地方公共団体に対し、物資の供給を確保し、輸送をする支援）が行われる場合がある。

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日					
		1	3	6	12	1	3	7	14	30	後
上水道班	被害状況の収集・把握										
	給水の実施										
	広報										
	応援要請										
調達班	食料の必要量の把握										
	食料の確保・供給										
	生活必需品の必要量の把握										
	生活必需品の確保・供給										
	物資の緊急輸送拠点の設置										
	緊急輸送拠点の運営										
各課避難所担当職員	炊き出しの実施										

第1 物資等の事前状況確認

大規模災害発生のおそれがある場合、市及び府は、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるように、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

第2 給水活動

1 被害状況の収集・把握

府及び大阪広域水道企業団、その他の府内水道（用水供給）事業者は、相互に協力して、被災状況に応じた速やかな給水に努める。上水道班は、地震発生後、なるべく早期に次の情報を集約・整理して被害の範囲・規模を把握する。

- (1) 浄水場、配水池等の状況を確認し、貯水量の把握を行う。
- (2) 大阪府水道災害調整本部と連絡をとり、被害状況と供給量の確認を行う。なお、大阪府水道災害調整本部は、府で震度5弱以上を観測した場合に設置される。
- (3) 各給水区域の断水状況の収集・把握を行う。

2 給水の実施

上水道班は、把握した情報に基づき応急給水計画を作成し、応急給水を実施する。

(1) 目標量

被災者1人当たり1日3リットルを目標として供給し、応急復旧の進捗にあわせ順次供給量を増加する。

(2) 給水方法

ア 給水拠点からの運搬給水

浄水場、配水池、あんしん給水栓を給水拠点として、給水車により応急給水所（指定避難所、病院、学校等）まで水を運搬し、給水を実施する。

イ トラックによる給水

指定避難所、病院、診療所、産院等で受水槽又は仮設給水タンクを備えていない場所、小規模の指定避難所等については、ポリエチレン容器等による給水を実施する。

ウ 応急仮設配管による給水

関連業者等の協力を得て、応急仮設配管の敷設、共用栓の設置を行い、給水を実施する。

エ ボトル水の配布

オ 給水用資機材の調達

必要により給水用資機材を調達する。

(3) 応急給水実施の優先順位

病院等の緊急に水を要する施設や、高齢者、障害者等の施設には優先的に給水車を配備し、臨時給水栓をそれらの近くに設置する。

(4) 飲料水の水質検査

給水に当たっては、水質検査を実施する。

3 広報

上水道班は、市民の不安を和らげるため、広報班を通して情報提供を積極的かつきめ細かく行う。

(1) 手段

- ア 広報車
- イ 広報誌
- ウ 報道機関（テレビ、新聞、ラジオ等）
- エ 自治会（町会）
- オ インターネット（市ホームページ）

(2) 広報内容

- ア 給水時間及び給水場所
- イ 断水の解消見込み
- ウ 水使用上の注意点
- エ その他必要な情報

4 応援要請

市単独で十分な給水活動を実施することが困難な場合は、上水道班から大阪府水道災害調整本部、他の市町村等に応援を要請し、総括班に報告する。

第3 食料の供給

避難者、被災者等に対する食料を確保し、炊き出しその他によって応急供給を実施するよう努める。

1 食料供給の対象者

- (1) 指定避難所に入所した者（テント、車等で生活している者を含む。）
- (2) 被災によって調理ができない者
- (3) 旅行者、市内通過者等で他に食料を得る手段のない者
- (4) 職員、応援職員

2 必要量の把握

調達班は、食料供給の対象者数から必要な数量を把握するとともに、指定避難所ごとの必要量も算定し、供給計画を作成する。

3 食料の確保

調達班は、供給計画に基づき、備蓄食料や調達によって確保する。

(1) 備蓄食料

市が保有する災害用備蓄物資は、資料編のとおりである。

資料 29 防災用備蓄物資・資機材一覧

(2) 調達食料

協定業者等から調達するとともに流通状況に応じ、その他の業者からも調達する。

また、市において食料の調達が困難な場合は、調達班を通じて府、他の市町村等に応援を要請す

る。なお、調達班は、他の市町村、農林水産省、近畿農政局（大阪府拠点）に応援要請した場合は、府に報告する。

4 供給方法

各課避難所担当職員は、指定避難所内住民組織、地域各種団体、一般ボランティア等の協力を得て、被災者に不安を抱かせないように迅速に食料を供給する。なお、供給に当たっては供給品目、数量等を明らかにし、被災者間に不公平が生じることのないよう適切に実施する。

5 炊き出しの実施

各課避難所担当職員は、必要に応じて炊き出しを実施する。

(1) 炊き出しの方法

ア 炊き出しは、指定避難所内の住民組織、ボランティア、地域各種団体、自衛隊等の協力を得て実施する。

イ 炊き出しの実施については、避難状況、ライフライン復旧状況及び協力体制の整備状況を勘案して決定する。

ウ 福祉班は、他団体等からの炊き出しの申し出については、調整のうえ受け入れる。

(2) 炊き出しの場所

炊き出しは、指定避難所など適当な場所において実施する。なお、調理施設がない、又は利用できない場所においては、調達班を通して応急的な調理施設及び資機材の確保に努める。

第4 生活必需品の供給

被災者に対し寝具、被服等の生活必需品を迅速かつ的確に供給するよう努める。

1 生活必需品供給の対象者

住家に被害を受け、生活必需品を失い、必要最小限の日常生活を営むことが困難な者

2 供給する生活必需品の内容

被災者の実情に応じて次に掲げる品目を中心に現物供給するが、これに限らず、被災の状況や時間の経過、季節、男女双方の視点等被災者の需要に応じて、適宜必要な物資を調達・供給する。

(1) 寝具-----毛布等

(2) 衣服-----肌着等

(3) 炊事道具-----炊飯器、鍋、包丁等

(4) 食器類-----茶碗、皿、箸等

(5) 保育用品-----ほ乳瓶、おむつ等

(6) 光熱材料-----マッチ、ローソク等

(7) 衛生用品-----生理用品、高齢者用おむつ等

(8) 日用品-----石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、ちり紙等

(9) 要介護高齢者・障害者等用介護機器、補装具-----車いす、杖、補聴器等

3 必要量の把握

調達班は、生活必需品供給の対象者数から必要な数量を把握するとともに、指定避難所ごとの必要量も算定し、供給計画を作成する。

4 生活必需品の確保

調達班は、供給計画に基づき、備蓄品や調達によって確保する。

(1) 備蓄品

市が保有する災害用備蓄物資は、資料編のとおりである。

資料 29 防災用備蓄物資・資機材一覧

(2) 調達品

協定業者等から調達するとともに流通状況に応じ、その他の卸売業者、小売販売業者からも調達する。

また、市において生活必需品の調達が困難な場合は、総括班を通じて府、他の市町村等に応援を要請する。なお、総括班は、他の市町村、日本赤十字社大阪府支部に応援要請した場合は、府に報告する。

5 供給方法

各課避難所担当職員は、指定避難所内住民組織、地域各種団体、一般ボランティア等の協力を得て、被災者に不安を抱かせないように迅速に生活必需品を供給する。なお、供給に当たっては供給品目、数量等を明らかにし、被災者間に不公平が生じることのないよう適切に実施する。

資料 48 災害時応援協定一覧

第5 物資の緊急輸送拠点の設置・運営

大規模災害が発生し、市域全域にわたって指定避難所の開設等を行った場合は、物資の緊急輸送拠点を設置し、物資の集積・供給等を行う。

1 物資の緊急輸送拠点の設置

(1) 設置基準

総括班は、大規模災害が発生し、市域全域にわたって指定避難所を開設した場合等で、設置が必要と認められる場合、物資の緊急輸送拠点を設置する。

(2) 設置場所

緊急輸送拠点は、柏原中学校及び国分中学校とする。

2 緊急輸送拠点の運営

(1) 物流専門家の確保

緊急輸送拠点においては、物資の受入れ・搬入、仕分け、保管管理、物資の配送等多様かつ高度な業務にわたることから、自治体職員やボランティアでは効果的な運営が難しい。このため、倉庫業者、物流事業者の協力を得て、物流の専門家を拠点に派遣してもらい、調達班と連携しながら、拠点の運営を行う。なお、一般ボランティアは指定避難所における物資の受取りに協力してもらうようにする。

《緊急輸送拠点運営のポイント》

- 物資拠点の運営は、市職員やボランティアのみで行わない。
- 混載の荷物は受け取らない（丁重にお断りする。）。
- 受取りの際には、必ず市職員が検品を行う。
- 拠点の保管能力（面積だけではなく人力も含めて）を上回る量の物資は受け取らない（翌日に改めて配送していただくなどを依頼する。）。
- トラックで物資が運び込まれても、やみくもに荷卸し、保管するのではなく、種類別に分類しながら保管する。物資拠点運営の成否は、物資の保管の仕方決まる。
- 物資の配分計画は市が立案、配分計画にもとづき指定避難所等への配送方法は物流専門家が立案する。

(2) 市の連絡体制

調達班は、緊急輸送拠点に職員を派遣する。派遣された職員は、調達班と物流専門家の連絡調整を果たすとともに、物資の配送管理等を物流専門家と協力しながら行う。

(3) 義援物資の配布

調達班は、送られてくる義援物資についても、緊急輸送拠点で仕分けし、指定避難所等に配布する。

3 物資の保管・搬送・仕分け方法

(1) 広報

調達班は、必要物資の確保及び仕分け作業がスムーズに行えるよう受入品目を限定し、広報班を通じて次のことを広報する。

- ア 小口の救援物資は受け入れず大口の救援物資のみ受け入れること。
- イ 荷物の中身がわかるように物資名及び数量を明確に表示すること。
- ウ 複数の品目をひとつの箱に梱包しないこと。
- エ 腐敗するおそれのある食料、薬品、危険物等を送らないこと。

(2) 救援物資の保管・搬送・仕分け

調達班は、府及びその他の市町村等からの物資は、あらかじめ定めた緊急輸送拠点に受入保管し、仕分けのうえ各指定避難所へ搬送する。

救援物資の保管・仕分けは、物流専門家を中心となって必要に応じて一般ボランティアを活用しながら行う。

(3) 配分

調達班は、社会教育班と連携し、指定避難所等の避難者の状況を踏まえ、迅速に配分基準を定め、早期に被災者（自宅避難者を含む。）への配分計画を立案する。

立案した配分計画を緊急輸送拠点に伝達し、緊急輸送拠点では、配分計画に基づき、物資の配送計画を立案したうえで、仕分け・配送を行う。

4 救援物資提供の際の市民・企業等の配慮

被災地に救援物資を提供しようとする市民・企業等は、被災地のニーズに応じた物資提供とするよう、また、梱包に際して品名を明示する等、被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送ができるよ

う十分に配慮した方法で行うよう努める。

調達班は、市民・企業等が被災地のニーズに応じた物資提供ができるよう府と連携して救援物資のニーズ等を把握し、的確に広報を実施するよう努める。また、小口・混載の支援物資を送ることは被災地地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識について周知するとともに、被災地で必要としていない物資を明確にし、不要なものが提供されないよう周知する。

第11節 緊急輸送活動

消火・救助・救急、水防、医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の確保に努める。

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日					
		1	3	6	12	1	3	7	14	30	後
土木水防班	緊急交通路の決定と確保										
	陸上輸送燃料等の確保										
総括班	緊急交通路の周知										
	航空輸送基地の確保										
	航空輸送手段の確保										
	八尾土木事務所、 <u>大阪府警察</u> （ <u>柏原警察署</u> ）との相互連絡・協議										
庶務班	陸上輸送手段の確保										
<u>大阪府警察</u> (<u>柏原警察署</u>)	交通規制の実施										
	交通規制の標識等の設置										
広報班	交通規制の広報										

第1 陸上輸送

道路啓開等によって緊急交通路を確保するとともに、輸送手段も確保し、緊急物資等の陸上輸送を行う。

1 緊急交通路の確保及び交通規制の実施

(1) 被害情報等の収集及び緊急交通路の指定

土木水防班、府、大阪府警察（柏原警察署）及び道路管理者は、連携して災害の規模、道路の損壊状況、交通状況等について、迅速かつ正確な情報収集に努め、その結果を相互に連絡する。

特に、緊急交通路に選定されている「重点14路線」及び高速自動車国道等に対しては、緊急交通路の指定に向けた道路状況の確認を行うとともに、大阪府警察（柏原警察署）は、交通規制の実施に伴う道路管理者との連絡・調整を行う。

(2) 緊急交通路の指定にかかる各関係機関の役割

大阪府警察（柏原警察署）は、災害応急対策を迅速かつ的確に行うため、前記重点14路線以外の路線において緊急交通路を指定する必要がある場合には、府、市（土木水防班）、道路管理者と協議し、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両等の通行を確保すべき緊急交通路を選定する。

土木水防班、府、大阪府警察（柏原警察署）及び道路管理者は、当該緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡する。

なお、大阪府公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち

往生車両等の移動等について要請する。

ア 道路管理者（土木水防班、府等）

● 点検

土木水防班は、使用可能な緊急交通路を把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用による現地調査の実施、道路管理用カメラ等の活用及び官民の自動車プローブ情報の活用等により早急に、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を府及び大阪府警察（柏原警察署）に連絡する。

● 通行規制

土木水防班は、道路の破損、欠損等により交通が危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、大阪府警察（柏原警察署）と協議し、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限する。

● 緊急交通路の道路啓開

土木水防班は、緊急交通路を確保するため、市道上の倒壊障害物の除去、移動や、放置車両の移動を、民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業に当たっては、大阪府警察（柏原警察署）、他の道路管理者と相互に協力する。なお、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

● 災害時の踏切長時間遮断にかかる緊急車両の運行に関する対応

鉄道及び道路管理者は、緊急交通路上等の踏切道について、遮断状況の情報共有を行い、関係者間で合意した優先開放^(注)する踏切道について、踏切道の点検、接続道路の啓開、踏切遮断の解消を行い、緊急車両の円滑な通行の確保に努める。

(注) 優先開放とは「運転再開が一定時間見込めないなど緊急自動車の通行に支障を及ぼすおそれが生じた場合に、開放される前までは一定時間迂回対応が生じるものの、開放が困難な場合を除き、他の踏切と比べ優先的に開放すること」を言う。

イ 大阪府警察（柏原警察署）

● 交通管制

被災区域への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制御等の交通管制を行う。

● 緊急交通路における交通規制の実施

「重点14路線」及び高速自動車国道等に対する緊急交通路の指定を実施し、緊急通行車両等以外の車両に対する通行禁止の交通規制を実施する。

2 重要物流道路等における道路啓開等の支援

国は、迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを支えるため、地方管理道路（重要物流道路等）において道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。

市では、西名阪自動車道及び国道25号が重要物流道路、国道25号が重要物流道路の代替・補完路に指定されている。

3 緊急交通路の周知

(1) 関係各部及び関係機関への連絡

総括班は、使用可能な緊急交通路について、関係各班及び関係機関に連絡する。また、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動にかかる関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡する。

(2) 市民への周知

広報班は、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、市民へ周知する。

4 輸送手段の確保

庶務班は、避難者、災害応急対策の実施に必要な人材や資機材等を輸送するため、市の所有する車両を活用するほか、運送業者等の車両を調達し、緊急用物資や災害復旧資機材等の緊急輸送体制を確保する。

(1) 輸送車両等の確保

ア 庶務班は、市が所有する全ての車両の集中管理を行う（ただし柏原羽曳野藤井寺消防組合、医療班、上水道班の車両を除く。）。

イ 車両が不足する場合は、府を通じて大阪府トラック協会から車両の提供を依頼する。

(2) 緊急通行車両等の確認

ア 事前届出済の車両

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、事前届出済証の交付を受けている車両については、直ちに緊急通行車両の確認申請を行い、事前届出を行った大阪府警察署（柏原警察署）で緊急通行車両標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。

イ 災害発生後の届出

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、総務対策部車両班が民間借り上げ等によって調達した車両については、直ちに自動車検査証等の必要書類を府知事又は大阪府公安委員会に提出し、緊急通行車両としての確認申請を行う。

(3) 車両の運用

庶務班は、各部の要請に基づき使用目的に合わせた適正配車に努める。また、常に配車状況を把握し、各班の要請に対応する。

なお、緊急通行車両標章は、車両前面の見やすい位置に掲示し、確認証明書は車両に備え付ける。

5 輸送燃料等の確保

土木水防班は、支援要請として被害状況・応急復旧規模、業者委託の情報を調達班に提供する。調達班は、建設重機・復旧資材といった資機材、軽油・ガソリンといった燃料、登録業者といった外部人材等の必要な資源の情報を提供する。

6 輸送基地の確保

陸上輸送基地に選定された施設の管理者は、施設及びその周辺の被害状況や施設の利用可能状況を把握し、市及び府に報告する。また、輸送活動の支障となる障害物の除去に努める。

- 資料 34 緊急交通路選定図
資料 42 市所有車両一覧
資料 43 緊急通行車両確認証明書
資料 44 緊急通行車両標章

第2 航空輸送

状況に応じ、陸上輸送を補完する活動として、航空輸送を行う。

1 輸送基地の確保

(1) 総括班は、あらかじめ設定した災害時用臨時離着陸場のほか、緊急に離着陸場が必要な場合には、次の点に留意して選定する。

- ア 地盤は、堅固な平坦地のこと。
- イ 地面斜度が6度以内のこと。
- ウ 二方向以上からの離着陸が可能であること。
- エ 離着陸時に、支障となる障害物が周辺にないこと。
- オ 車両等の進入路があること。
- カ 離着陸（発着）のため必要最小限度の地積が確保できること。

【必要最小限度の地積】

- ・大型ヘリコプター：100m四方の地積
- ・中型ヘリコプター：50m四方の地積
- ・小型ヘリコプター：30m四方の地積

(2) 総括班は、選定した災害時用臨時離着陸場における障害物の有無等、利用可能状況を府に報告する。

(3) 総括班は、府及び大阪市消防局、大阪府警察（柏原警察署）、自衛隊等と協議し、開設する災害時用臨時離着陸場を指定する。

2 輸送手段の確保

総括班は、府と連携するとともに、大阪市消防局、大阪府警察（柏原警察署）、自衛隊等の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

資料 35 災害時用臨時ヘリポート一覧

第3 交通規制

大阪府公安委員会、大阪府警察（柏原警察署）との連携のもと、交通の混乱を最小限度にとどめ、被災者の安全な避難と緊急通行車両の通行を確保するため、交通規制を実施する。

1 交通規制の実施責任者

災害によって、交通施設、道路等の危険な状況が予想され、又は発見したとき若しくは通報によって認知した場合は、次の区分により、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限を行うが、道路管理者及び大阪府警察（柏原警察署）は、密接な連携の基に適切な措置を講じる。

【交通規制の実施責任者及び範囲】

区 分	実施責任者	範 囲	根 拠 法
道路管理者	国土交通大臣 知 事 市 長	1 道路の破損、欠壊その他の事由によって、危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合	道路法 第46条第1項
警 察	公安委員会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認められるとき	災害対策基本法 第76条
		道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため	道路交通法 第4条第1項
	警 察 署 長	道路交通法第4条第1項に規定する交通規制のうち、適用期間が短いもの	道路交通法 第5条第1条
	警 察 官	道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合	道路交通法 第6条第2項
		道路の破損、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合	道路交通法 第6条第4項

2 道路管理者による交通規制

大阪府警察（柏原警察署）との密接な連携の基に、交通規制を実施する。

(1) 市の管理道路

道路の破損、決壊等によって交通が危険であると認められる場合、又は被災道路の応急復旧等の措置を講じる必要がある場合には、八尾土木事務所、大阪府警察（柏原警察署）に協議・報告を行い、道路法に基づく通行の禁止又は制限を実施する。

(2) 国、府の管理道路

国、府の道路管理者は、関係機関相互の協議・報告によって、道路の通行の禁止又は、制限を実施する。

(3) 西日本高速道路株式会社の管理道路

防災業務要領に基づき、関係機関相互の協議、通知等によって交通規制を実施する。

3 大阪府公安委員会、大阪府警察（柏原警察署）による交通規制

災害応急対策活動を実施するため必要があると認めるときは、指定避難所・避難場所の状況、道路の被害程度等を考慮して決定した緊急交通路について、緊急通行車両以外の車両の通行禁止・制限等の交通規制を行う。

4 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることに

よって災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認める場合は、災害対策基本法第76条の3に基づき車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じる。

また、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、災害対策基本法第76条の3に基づき警察官がその場にいない場合に限り、自らの緊急通行車両の通行のため、同様の措置を講じる。

5 相互連絡

総括班は、八尾土木事務所、大阪府警察（柏原警察署）と被災地域の実態、道路及び交通の状況（災害時の踏切長時間遮断にかかる緊急車両の運行なども含む。）に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制を必要とする場合には、事前に道路の通行、制限の対象、区間、理由等を相互に協議する。

6 交通規制の標識等の設置

道路管理者、大阪府公安委員会及び大阪府警察（柏原警察署）は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急的かつ一時的な場合を除き、法令の定めに基づき、禁止又は制限の対象、区間、期間等を表示した道路標識等を設置する。

なお、交通規制を実施した場合は、大阪府警察（柏原警察署）と連絡協議のうえ迂回路の設定を行い、交通の混乱を未然に防止する。

7 広報

広報班は、道路における車両の通行禁止等の交通規制の措置を講じた場合には、前記措置のほか、大阪府警察（柏原警察署）、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動にかかる関係機関等に対して、その状況を連絡するとともに、市民に対しても、規制内容、迂回路等について広報する。

第12節 二次災害の防止

市は、府等関係機関と連携し、地震活動や大雨等による地すべり、がけ崩れ、建築物の倒壊、土砂災害等の二次災害に備え、防止対策を実施するとともに、二次災害への心構えについて市民の啓発に努める。

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日					
		1	3	6	12	1	3	7	14	30	後
土木水防班	道路・橋りょうの対策実施										
	河川、水路、ため池の対策実施										
	土砂災害危険箇所等の対策実施										
都市計画班	公共建築物の対策実施										
	民間建築物の対策実施										
	応急危険度判定の実施										
	宅地の危険度判定の実施										
柏原羽曳野藤井寺消防組合	危険物施設の点検、応急措置										
	危険物施設の避難及び立入制限										
	放射性同位元素にかかる施設等の点検、応急措置										
	放射性同位元素にかかる施設等の避難及び立入制限										
広報班	避難等に関する広報										

第1 公共土木施設等

市は、府等関係機関と連携し、二次災害を防止するため、公共土木施設や危険箇所の被害状況を把握し、必要に応じて応急措置を講じる。特に、人命にかかわる重要施設に対しては、早急に復旧できるような体制等を強化する。また、著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関や市民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

1 道路・橋りょうの対策実施

土木水防班は、道路・橋りょうの被害状況等を把握し、道路交通を確保するとともに、応急復旧を実施する。

(1) 被害状況の把握

土木水防班は、災害発生後直ちに道路の巡回パトロールを実施し、道路・橋りょうの被害状況、障害物等の状況を把握するとともに、危険箇所の早期発見に努める。

また、参集途上の職員の情報、各班による被害情報、市民からの情報等によって、道路の被害状

況を的確・迅速に把握する。

(2) 他の道路管理者への通報

市道以外の道路が損壊等によって通行に支障をきたしている場合は、総括班を通じて当該道路管理者（大阪国道事務所、八尾土木事務所、西日本高速道路株式会社）に通報し、応急措置の実施を要請する。

(3) 避難及び立入制限

著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに広報班を通じて関係機関及び市民に連絡するとともに、必要に応じて適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

(4) 道路上の障害物の除去及び処理

土木水防班は、緊急通行車両等の通行及び応急活動に支障をきたす道路上の障害物を除去し適切な処理を行う。放置車両の移動に当たっては、緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令し、運転者が不在のときなどの場合は、土木水防班が車両を移動する。その際、やむを得ない場合は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分が可能である。

(5) 応急措置

被害を受けた市道について優先順位の高いものから障害物の除去、仮復旧措置を講じる。なお、市道以外の道路については、事態が緊急を要し、当該道路管理者による応急措置を待ついとまのない場合は、必要最小限度の範囲で応急措置を講じるとともに、当該道路管理者にその旨を報告する。

また、市単独での道路の応急措置が困難な場合は、総括班を通じて近畿地方整備局（大阪国道事務所）及び府（八尾土木事務所）に対し応援を要請する。

2 河川、水路、ため池の対策実施

土木水防班は、河川、水路、ため池の被害状況等を把握し、応急排水及び応急復旧を実施する。

(1) 被害状況の把握

土木水防班は、災害発生直後直ちに河川、水路、ため池等の巡回パトロールを実施し、護岸、橋脚の被害状況、河川工事等施行箇所では仮設物等に掛かる浮遊物などの障害物の状況、ため池の被害状況を把握するとともに、危険箇所の早期発見に努める。

また、参集途上の職員の情報、各班による被害情報、市民からの情報等によって、河川、水路、ため池等の被害状況を的確・迅速に把握する。

(2) 河川管理者、ため池管理者への通報

所管施設以外の被害や障害物等を発見した場合は、総括班を通じて当該施設管理者（近畿地方整備局大和川河川事務所、八尾土木事務所、大阪府中部農と緑の総合事務所、ため池管理者）に通報し、応急措置の実施を要請する。

水防管理者、ため池等管理者、水防団長又は消防長は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を現地指導班長（八尾土木事務所、大阪府中部農と緑の総合事務所）、柏原警察署長及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告する。

(3) 避難及び立入制限

著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに広報班を通じて関係機関及び市民に連絡するとともに、必要に応じて適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

(4) 応急措置

土木水防班は、障害物の除去、応急排水、被害を受けた堤防、護岸、水門等の仮復旧措置を速や

かに実施するとともに、所管施設以外の応急措置に協力する。

また、市単独での応急措置が困難な場合は、総括班を通じて府に対し応援を要請する。

3 土砂災害警戒区域等の対策実施

土木水防班は、府等関係機関と連携し、急傾斜地崩壊や、土石流、地すべり等の土砂災害が発生した場合に、その被害の拡大を防ぎよし、軽減を図るため、必要な情報の収集・伝達や雨量の測定、斜面等の危険度判定を実施する。

総括班は、土木水防班からの情報等を基に、避難指示等、警戒避難対策を的確に実施する。

(1) 情報の収集及び伝達

土木水防班は、関係機関との緊密な連携のもと、災害情報の収集・伝達を実施する。

ア 危険箇所の早期発見

土木水防班は、災害発生後直ちに土砂災害警戒区域等の巡回パトロールを実施し、危険箇所の早期発見に努める。

また、参集途上の職員の情報、総括班による被害情報、市民からの情報等によって、土砂災害警戒区域等の状況を的確・迅速に把握する。

なお、職員の安全確保には十分に留意をしながら実施することとする。

イ 砂防施設、治山施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

市及び施設管理者は、土砂災害により施設が被災した場合は、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに関係機関に報告する。

ウ 前兆現象等の把握

土木水防班は、地震及び特別警報及び大雨注意報・警報等が発表された場合又は土砂災害の発生が予想される場合、自主防災組織等住民の協力を得て、被害を受けやすい箇所等のパトロールを実施し、次の前兆現象その他必要な情報の収集に努める。

- 警戒区域、危険箇所及びその周辺の降雨量
- 斜面の地表水、湧き水(濁り、枯渇等)、亀裂状況
- 斜面及び斜面上下段の竹木等傾倒状況
- 斜面の局地的崩壊
- 溪流、ため池、水田等の急激な減水
- 人家等建物の損壊状況
- 市民及び滞留者数
- その他必要な情報

エ 伝達情報の内容

土木水防班は、広報班を通じて土砂災害警戒区域等の地域住民に対し、的確な情報を広報・伝達するものとし、伝達する情報は次のとおりとする。

- 気象予警報等の情報
- 降雨量の状況
- 前兆現象の監視、観測状況の報告
- 避難指示等の発令
- その他応急対策に必要な情報

オ 斜面判定士制度の活用

土木水防班は、二次災害の防止のため、必要に応じ、府に斜面判定士の派遣を要請し、土砂災害警戒区域等の点検巡視を行う。

(2) 避難対策の実施

ア 避難及び立入制限

土木水防班は、著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関及び市民に連絡するとともに、必要に応じて適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

イ 住民等への周知徹底

広報班は、市長が避難指示等を発令した場合、当該地域住民等に次の事項について、防災行政無線、広報車、ホームページ、エリアメール、緊急速報メール、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等により情報伝達を行うほか、警察官、消防団、自治会（町会）等の協力を得て周知徹底を図り、避難者の誘導に当たるとともに、必要事項について、府及び大阪府警察（柏原警察署）に報告する。

- 避難先
- 避難経路
- 避難時の注意事項

ウ 指定避難所の開設

総括班は、避難指示等を発令する場合は、地域ごとに必要な指定緊急避難場所を選定し、あらかじめ定められた避難所担当職員に開設を指示する。

(3) 災害救助活動の実施

柏原羽曳野藤井寺消防組合は、土砂災害による人的被害が発生した場合、直ちに救助活動を実施する。なお、消防組合単独では救助活動を迅速かつ的確に実施することが困難な場合は、総括班を通じて大阪府警察（柏原警察署）又は府に応援を要請する。

(4) 府への報告

総括班は、土砂災害が発生した場合、被害状況の報告を大阪府危機管理室に対して行うとともに、八尾土木事務所に次の様式により報告を行う。

ア 地すべり、急傾斜地災害報告

イ 土石流、土砂流用災害報告

(5) 土砂災害警戒区域等の応急措置

土木水防班は、災害発生後直ちに土石災害警戒区域等の被害状況を調査し、八尾土木事務所と協力して必要に応じて応急措置を講じる。

資料 56 地すべり・急傾斜地災害報告

資料 57 土石流災害報告

第2 建築物

二次災害防止のため、都市計画班は、公共建築物の被害状況を早期に把握するとともに、民間建築物については被害概況等に基づき、府とともに被災建築物の応急危険度判定を実施する。

1 公共建築物の対策実施

都市計画班は、被害状況を早期に把握し、必要に応じて、応急措置を行うとともに、二次災害を防

止するため、倒壊の危険性のある建物への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

2 民間建築物の対策実施

都市計画班は、総括班を通じて民間建築物の被害状況を府に報告する。

また、建築物の倒壊、有害物質の漏洩、アスベストの飛散等に備え、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて市民の啓発に努める。

さらに、適切な管理のなされていない空家等に対し、必要に応じて、空き家等の所有者等を探索し、当該所有者等に家屋等の危険度を周知するとともに、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うなど、倒壊等の二次災害の防止に努める。

3 応急危険度判定の実施

都市計画班は、災害発生後、応急危険度判定実施が必要と認められる場合は、対象とする建築物、区域等を定めて、応急危険度判定を実施し、応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物の所有者等にその危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

(1) 応急危険度判定作業の準備

都市計画班は、判定作業に必要な次のものを準備する。

ア 住宅地図等の準備、割当区域の計画

イ 応急危険度判定士受入名簿の作成

ウ 判定実施マニュアル、調査票、判定標識、備品等の準備

(2) 調査の体制

派遣された被災建築物応急危険度判定士を中心として2人1組の判定チームを編成し、調査を実施する。

応急危険度判定チーム10チームで1班を構成し、班に被災建築物応急危険度判定コーディネーターが班長及び副班長を任命し、被災建築物応急危険度判定コーディネーター1名が最大5班を統括する。

(3) 判定結果の周知

判定結果については、判定ステッカーの貼付等によって、建築物の所有者等にその応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

4 宅地の危険度判定の実施

都市計画班は、総括班を通じて被害状況を府に報告するとともに、対象とする箇所の危険度判定を実施する。実施に当たって必要に応じ、府に被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により宅地の所有者等にその危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

第3 危険物施設等

爆発、漏洩等の二次災害を防止するため市、柏原羽曳野藤井寺消防組合及び関係機関は、危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒物・劇物施設保有する施設の管理者に対し、施設の点検及び必要な応急措置を講じるよう要請する。

1 施設の点検、応急措置

柏原羽曳野藤井寺消防組合は、爆発等の二次災害を防止するため、施設管理者に対し、施設の点検及び必要な応急措置を講じるよう要請する。

また、必要に応じて立入検査を行うなど適切な処置を講じる。

2 避難及び立入制限

柏原羽曳野藤井寺消防組合は、爆発等によって大きな被害が発生するおそれがある場合は、速やかに関係機関や市民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第4 放射性物質（放射性同位元素にかかる施設等）

放射線の漏洩及び放射性物質の飛散等の二次災害を防止するため市、柏原羽曳野藤井寺消防組合及び関係機関は、放射性同位元素にかかる施設の管理者に対し、施設の点検及び必要な応急措置を講じるよう要請する。

1 施設の点検、応急措置

施設管理者に対し、放射線の漏洩及び放射性物質の飛散等を防止するため、施設の点検、応急措置、環境監視などを実施するよう要請する。

2 避難及び立入制限

施設の倒壊などによって放射性物質による被害が発生するおそれがある場合には、施設管理者に対し、速やかに関係機関や市民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施するよう要請する。

また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施するよう要請する。

第13節 ライフラインの確保

ライフラインにかかわる事業者は、災害発生時における迅速な初動対応と被害拡大防止対策を実施する。災害により途絶したライフライン施設については、速やかに応急措置等を進めるとともに、応急供給、サービス提供を行う。

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日					
		1	3	6	12	1	3	7	14	30	後
上水道班	応急給水及び復旧		■	■	■						
広報班	上水道に関する広報			■	■	■	■	■	■		
下水道班	下水道施設の応急復旧		■	■	■					■	
広報班	下水道に関する広報			■	■	■	■	■	■	■	
関西電力(株)、 関西電力送配 電(株)	電力供給施設の緊急対応の実 施		■	■	■	■					
広報班	電力に関する広報		■	■	■	■	■	■	■		
大阪ガス(株)	ガスの応急供給及び復旧		■	■	■						
広報班	ガスに関する広報		■	■	■	■	■	■	■		
西日本電信電 話(株)等	通信の確保及び応急復旧		■	■	■	■	■	■	■		
広報班	通信に関する広報		■	■	■	■	■	■	■		

第1 被害状況の報告

ライフラインにかかわる事業者は、被害が発生した場合には、速やかに施設設備の被害状況を調査し、市及び府に報告する。

市（上水道班）、大阪広域水道企業団、大阪ガス株式会社及び西日本電信電話株式会社等は、サービス供給地域内において震度5弱以上の震度が観測された場合には、直ちに施設設備の被害状況を調査し、府に報告する。

関西電力送配電株式会社は、府内において停電が発生した場合には、直ちに停電状況を調査し、府に報告する。

第2 上水道（市、大阪広域水道企業団）

上水道施設に被害が生じた場合は、応急給水に努めるとともに、ライフライン施設としての機能の維持・回復を図るため、速やかに応急復旧を実施する。

1 応急措置

上水道班は、被害の拡大のおそれがある場合、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、柏原羽曳野藤井寺消防組合、大阪府警察（柏原警察署）及び付近住民に通報する。

2 応急給水及び復旧

- (1) 上水道班は、飲料水の確保・応急復旧及び情報連絡に必要な人材、資機材等を確保する。
- (2) 上水道班は、給水車、トラック等によって、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧に努める。
- (3) 上水道班は、被災状況、復旧の難易度を勘案しながら、医療機関、社会福祉施設等の給水重要施設へ優先的な応急給水、復旧を行う。
- (4) 上水道班は、被災状況等によっては、協定や要請に基づき、他の水道事業者及び関連業者に応援を要請する。

3 広報

上水道班は、広報班を通じて、水道施設の被害状況や給水状況を関係機関、報道機関等に伝達するほか、ホームページ上に応急復旧の状況等を掲載することで幅広い広報を実施する。

第3 下水道施設（市、府）

1 応急措置

- (1) 下水道班は、停電等によりポンプ場及びマンホールポンプ施設の機能が停止した場合は、排水不能が起こらないよう、発動機によるポンプ運転を行う等必要な措置を講ずる。
- (2) 下水管渠の被害には、汚水、雨水の疎通に支障のないよう応急措置を講ずる。
- (3) 災害発生時において、速やかに下水道施設等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。
- (4) 被害の拡大が予想される場合は、必要に応じて施設の稼働の停止又は制限を行うとともに、柏原羽曳野藤井寺消防組合、大阪府警察（柏原警察署）及び付近住民に通報する。

2 応急対策

- (1) 下水道班は、応急対策に必要な人材、資機材等を確保する。
- (2) 被害状況に応じて、必要度の高いものから応急対策を行う。
- (3) 被害状況等によっては、協定や要請に基づき、他の下水道管理者から支援を受ける。

3 広報

下水道班は、広報班を通じて、生活水の節水に努めるよう広報するとともに、被害状況、復旧状況及び今後の見通しを関係機関、報道機関等に伝達し、広報する。

第4 電力供給施設（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

1 応急措置

感電事故、漏電火災など二次災害が発生するおそれがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、府、柏原羽曳野藤井寺消防組合、大阪府警察（柏原警察署）及び付近住民に通報する。

2 応急供給

- (1) 電力設備被害状況、一般被害情報等を集約するための体制、システムを整備し、総合的に被害状況の把握に努める。
- (2) 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。
- (3) 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。
- (4) 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。

3 広報

二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレーカを必ず切ることなど電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

第5 ガス供給施設（大阪ガス株式会社）

1 応急措置

地震により、ガスの漏洩による二次災害が発生するおそれがある場合は、ブロック毎の供給停止等の危険予防措置を講ずるとともに、府及び防災関係機関への通報並びに付近住民への広報を行う。

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せ等を行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

2 応急供給

- (1) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから応急供給を行う。
- (2) 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。
- (3) 被害箇所の修繕を行い、安全を確認したうえで、ガスの供給を再開する。

3 広報

- (1) 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。
- (2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

第6 電気通信施設（西日本電信電話株式会社等）

1 通信の非常疎通措置

災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- (1) 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。
- (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。
- (3) 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取扱う。
- (4) 災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講ずる（西日本電信電話株式会社）。また、イ

インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。

2 被災地域特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難場所・指定避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

3 設備の応急対策

- (1) 被災した電気通信設備等の応急対策は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- (2) 必要と認めるときは、応急対策に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。
- (3) 応急復旧に当たっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

4 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急対策においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

5 協力要請

応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、総務省を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請する。

第7 応急復旧に向けた関係機関間の調整等

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、府、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の施設等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

また、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開について、府のみでは迅速な対応が困難な場合には、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、適切な役割分担等の下、国土交通省、防衛省等の関係機関が道路啓開を実施する。

第14節 交通の機能確保

鉄道及び道路施設の管理者は、都市機能を確保するため、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日					
		1	3	6	12	1	3	7	14	30	後
各鉄道施設管理者・道路管理者	障害物の除去			■	■	■	■	■			
各鉄道施設管理者	鉄道施設の応急復旧					■	■	■	■		
土木水防班・道路管理者	道路施設の応急復旧					■	■	■	■		

第1 障害物の除去

鉄道及び道路管理者は、交通の支障となる障害物を除去し、除去した障害物については、各管理者が責任をもって処理する。

第2 各施設管理者における復旧

1 鉄道施設の応急復旧（西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社）

- (1) 線路、保安施設、通信施設など列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急度、復旧の難易度などを考慮して、段階的な応急復旧を行う。
- (2) 被害状況によっては、他の鉄軌道管理者からの応援を受ける。
- (3) 運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関等を通じて広報する。

2 道路施設の応急復旧（市、府、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社）

土木水防班及びその他の道路管理者は、被災した道路施設について、道路機能の維持・回復を図るため、優先順位の高い道路から応急復旧を行う。

- (1) 被害状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋りょう、トンネルなど復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。自動車専用道路は、速やかに復旧させるよう部分開通するための段階的な応急復旧を行う。
- (2) 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。
- (3) 復旧活動等に支障を及ぼす道路渋滞情報を把握した場合、近畿地方整備局や府、府警察、高速道路会社ほか府内関係市町村で組織した協議会において情報共有を行う。また、迂回誘導等の対策検討や情報提供手段等の確認を行い、必要に応じた対策を講じる。
- (4) 広報班を通じて、通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

第15節 農林関係応急対策

災害が発生した場合、農林関係の被害拡大を防止するため、農林業に関する応急対策を実施する。

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日					
		1	3	6	12	1	3	7	14	30	後
調達班	農業用施設の応急復旧							■	■	■	
	災害対策技術の指導						■	■	■		
	種子もみ及び園芸種子の確保 あっ旋									■	■
	病虫害の防除					■	■	■	■	■	■
	家畜被害の未然防止						■	■	■	■	■
	林産物の被害軽減						■	■	■	■	■

第1 農業用施設

調達班及び土地改良区等は、農業用施設の被害の状況を早期に調査し、応急復旧を図る。

調達班は、農業用施設の被害状況の早期把握に努めるとともに、被災施設や危険箇所に対する調査を速やかに実施し、必要に応じ、応急措置を講じる。

築留土地改良区、青地井手口土地改良区は、管理施設（ため池、農道、水路等）が被災した場合、関係機関に連絡し、その協力を得て、応急措置を講じる。

第2 農作物

1 技術の指導

調達班は、府及び大阪中河内農業協同組合との協力のもと、被害を最小限に食い止めるため、農家に対し、災害対策技術の指導を行うものとし、総括班を通じて必要に応じ、大阪府食とみどりの総合技術センター等試験研究機関に指導、援助を要請する。農地、施設及び農作物に被害が生じたときは、施肥、排水、泥土の除去、倒伏果樹の引き起こしなど応急措置の技術指導を行う。

2 主要農作物種子及び園芸種子の確保あっ旋

調達班は、必要に応じて、府に対し、災害対策用種子及び園芸種子のあっ旋を依頼し、その確保を図る。

3 病虫害の防除

調達班は、府、大阪府中部農と緑の総合事務所、大阪府病虫害防除所、その他関係機関と協力して、被災した農作物の各種病虫害の防除指導を行う。

第3 畜産

調達班は、大阪府家畜保健衛生所との協力のもと、家畜管理についての技術指導を行うなど家畜伝染

病の予防とまん延の防止に留意し、家畜被害の未然防止に努める。

伝染病の発生等については、速やかに府に連絡し、府の防疫計画に基づき必要な伝染病防疫対策を実施する。

一般の疾病の対策については、獣医師と協力し、治療に万全を期すものとする。

伝染病発生畜舎等の消毒については、府の指定によって実施する。なお、一般疾病薬品等については、府にあつ旋を要請する。

飼料対策については、災害地域内の被害状況及び家畜数に応じ、府に依頼して政府保管の飼料の払い下げを受け、売り渡しを行う。

第4 林産物

調達班は、府、森林組合との協力のもと、倒木に対する措置等の技術指導を行うなど林産物の被害の軽減に努める。

第16節 遺体対策

市は、府及び大阪府警察（柏原警察署）と連携のうえ、遺体対策（遺体の収容・処理及び埋火葬）について、必要な措置を講じる。

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日					
		1	3	6	12	1	3	7	14	30	後
全職員	遺体を発見した場合の措置（検視・検案）	■	■	■	■						
福祉班	遺体の収容							■	■	■	
	遺体安置所の設置				■	■	■	■	■	■	
	遺体の処理				■	■	■	■	■	■	
環境班	遺体の埋火葬						■	■	■	■	■
	府への応援要請								■	■	■

第1 遺体の収容

遺体を発見した場合は、所定の措置を講じたうえ、遺体収容所へ搬送し収容する。

1 遺体を発見した場合の措置（検視・検案）

遺体を発見した場合、発見者は速やかに大阪府警察（柏原警察署）に連絡し、警察官の検視（死体調査）、医師の検案を受ける。

大阪府警察（柏原警察署）は、遺体の検視・検案その他所要の処理を行った後、身元を判定し、遺族等引取人があるときは、引取人に引き渡す。また、状況により現場における検視・検案が困難なときは、遺体安置所に収容の後行う。

2 遺体の収容

福祉班は、警察から遺体の引渡しの連絡を受けたときは、職員を現場に派遣するとともに、葬儀業者等へ委託し遺体の引渡しを受ける。

引渡しを受けた遺体は、遺体安置所に搬送し、安置する。

3 遺体安置所の設定

- (1) 福祉班は、多数の遺体が発生した場合に備えて、避難者が避難する避難場所以外のできるだけ堅牢な建物で、広い場所を遺体安置所に設定するように努める。
- (2) 多数の遺体が発生した場合は、遺体安置所内又は近接した場所において、警察及び医師による検視・検案を行うので警察、その他の関係機関と連携を図る。
- (3) 遺体安置所には責任者を配置するほか、来訪する遺族等への対応及び衛生状態を確保する要員、葬祭扶助等に関する相談のための福祉担当者等の配置についても検討しておく。
- (4) 警察から引継がれた遺品や遺体の着衣、携行品等については、他の遺品と混在、紛失がないように、散逸防止等の措置をとる。

- (5) 死亡の届出義務者がいない場合や外国籍の死亡者等の死亡届の扱いについて、所管する法務局担当者と協議、調整を行う。
- (6) 停電及び断水等に備えて、非常用電源となる発電発動機及び照明器具、また、遺体を洗浄するために大量の水が必要となることから、計画段階においてタンク車等の確保にも努める。
- (7) 遺体処理に従事する職員等の精神的なケアを目的とした、カウンセラーの派遣等についてもあらかじめ検討しておく。

第2 遺体の処理

福祉班は、遺族において対応が困難若しくは不可能な場合は、柏原市医師会、日本赤十字社等に協力を要請し、遺体の処理等を実施する。

1 遺体の処理方法

- (1) 遺体の処理範囲
 - ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - イ 遺体の一時保存
- (2) 資機材等や車両の調達
 - ア ドライアイス、柩等の遺体の処理にかかる資機材を、調達班と連携し、速やかに調達する。
 - イ 資機材等や車両の調達が困難な場合は、総括班を通じて府に応援を要請するほか、葬儀業者等に協力を要請する。
- (3) 遺体の身元確認

福祉班は、遺体安置所において次の措置を行う。

 - ア 遺体身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成したうえ納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。
 - イ 身元不明の遺体については、大阪府警察（柏原警察署）の協力を得て、遺族等の発見に努め、一定期間経過後も身元不明の場合は、行旅死亡人として取扱う。
- (4) 遺体の引取り
 - ア 身元が判明し、遺族、親戚等引取人がある場合は、速やかに引き渡す。
 - イ 遺体処置に当たっては、死体処理台帳及び死体処理支出関係書類を作成する。

2 遺体処理の期間

遺体処理の期間は、原則として災害発生の日から10日以内とする。ただし、災害発生の日から11日以上経過しても、なお遺体の処理を必要とするやむを得ない場合は、期間の延長手続（知事への申請手続）をとる。

第3 遺体の埋火葬

災害救助法が適用された場合における「埋葬」は、市長が知事の委任を受けて実施する。災害救助法が適用されない小災害の場合における「埋葬」は、市長が行う。

災害救助法が適用された場合は、同法により、同法が適用されない場合については同法に準じて行う。環境班は、遺族において対応が困難若しくは不可能な場合は、遺体の埋火葬を行う。

1 遺体の埋火葬方法

- (1) 対象者は、原則として災害の際に死亡した者とするが、災害発生の日以前に死亡した者であっても対象になる。
- (2) 市内の火葬場で対応できない場合は、総括班を通じて府及び他の市町村に協力を要請し火葬場を確保する。
- (3) 遺体の搬送に必要な車両は、場合によっては霊柩車以外の車両を使用できることとし、庶務班が確保する。
- (4) 身元が判明しない遺体は、市長の判断に基づき市民班より埋火葬許可証の交付を受け、火葬を行う。なお、火葬後の遺骨は一時保管し、縁故者が判明次第引き渡す。
- (5) 骨つぼ等の支給など必要な措置を講じる。

2 埋火葬の期間

遺体の埋火葬の期間は、原則として災害発生の日から10日以内とする。ただし、災害発生の日から11日以上経過しても、なお遺体の埋火葬を必要とするやむを得ない場合は、期間の延長手続（知事への申請手続）をとる。

資料 22 火葬施設

第4 府への応援要請

環境班は、自ら遺体の処理、埋火葬が困難な場合、府が作成する「大阪府広域火葬計画」に基づき、府に対して必要な措置を要請する。また、府からの応援要請に応じることができる場合は、広域火葬の応援体制を整え、積極的に対応するものとする。

第17節 保健衛生活動

市は、府及び大阪府藤井寺保健所と連携し、感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講じる。

なお、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入れが可能となる体制の整備、災害時のマニュアルの整備及び保健師等に対する研修・訓練の実施等体制整備に努める。

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日					
		1	3	6	12	1	3	7	14	30	後
保健班	防疫活動の初期対応										
環境班	消毒措置の実施										
	ねずみ族、昆虫等の駆除										
保健班	臨時予防接種の実施										
保健班・環境班	防疫調査・健康診断の実施										
保健班	指定避難所等の防疫指導										
	衛生教育及び広報活動										
	薬品の調達、確保										
環境班・総括班	応援要請										
	報告										
	災害防疫完了後の措置										
藤井寺保健所	食中毒の防止										
保健班	食中毒発生時の対応										
	食品衛生に関する広報										
	健康相談等の実施										
	心の健康相談等の実施										
	被災地域における動物の保護・受入れ										
	指定避難所における動物の適正な飼育										
	動物による人等への危害防止										

第1 防疫活動

環境班は、保健班等との密接な連絡体制のもと、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、大阪府藤井寺保健所と緊密な連携をとりつつ、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。

また、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生・拡大がみられる場合は、庁内関係部局及び関係機関が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

1 防疫活動の初期対応

保健班は、大阪府藤井寺保健所との連携により防疫活動に必要となる情報を把握し、消毒液、駆除剤等の材料調達が必要な場合、材料の必要数量の情報を調達班に連絡するとともに、保有数量について把握する。

2 消毒措置の実施（感染症法第27条）

環境班は、府の指導、指示により、自治会（町会）等の協力を得て、家屋、便所、その他必要な場所の消毒を実施する。

3 ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症法第28条）

環境班は、府の指導、指示に基づき速やかにねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

4 臨時予防接種の実施（予防接種法第6条）

保健班は、感染症の未然防止又は拡大防止のため、状況に応じ、種類、対象及び期間等を定めて府と緊密な連絡のうえ、大阪府藤井寺保健所の指導及び柏原市医師会等の協力を得て予防接種を実施する。

5 防疫調査・健康診断の実施

府は、災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、一類感染症、二類感染症及び三類感染症のまん延を防止するため必要と認めたときは、健康診断の勧告等を行う。

保健班は、大阪府藤井寺保健所の指導及び柏原市医師会等の協力を得て、被災地・指定避難所での防疫調査・健康診断を実施する。

府は、一類感染症及び二類感染症患者発生時は、感染症指定医療機関と連携し、必要病床数を確保するとともに、患者移送車の確保を行い、入院の必要がある感染症患者について入院の勧告等を行う。保健班及び環境班は、この実施に際して協力する。

6 指定避難所等の防疫指導

保健班は、府の指示、指導の基に、指定避難所等における防疫活動を実施し、施設の管理者を通じて、うがい・手洗いの励行等の徹底を期す。また、指定避難所に消毒薬等を配布する。

7 衛生教育及び広報活動

府の指示、指導に基づき感染症の予防のため、市民に対して適切な衛生教育及び広報活動を実施する。

8 薬品の調達、確保

市は、防疫に必要な薬品を調達、確保する。

9 応援要請

市単独で防疫活動を実施することが困難な場合は、総括班を通じ府に協力を要請する。

10 報告

大阪府藤井寺保健所を経由して府に被害状況、防疫活動状況、災害防疫所要見込額を報告する。

11 災害防疫完了後の措置

災害防疫活動を終了した場合は、速やかに災害防疫完了報告書を作成し、総括班及び藤井寺保健所を経て府に提出する。

※一類感染症：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱

二類感染症：急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る₂）、鳥インフルエンザ（H5N1）

三類感染症：コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス

12 その他

感染症法により、府の指示を受け必要な措置を行う。

第2 食品衛生管理

保健班は、食中毒の防止及び食中毒発生時における被害の拡大防止のため、衛生上の徹底を推進するなど、大阪府藤井寺保健所が実施する活動に協力する。

1 食中毒の防止

保健班は、大阪府藤井寺保健所と連携して、食中毒の防止に万全を期する。

- (1) 物資集積拠点において、衛生状態監視、指導
- (2) 指定避難所その他の臨時給食施設において、食品の取扱い状況、容器の消毒等についての調査、指導
- (3) 飲料水の衛生監視、検査
- (4) その他食品に起因する危害発生の排除

2 食中毒発生時の対応

保健班は、食中毒の発生が疑われる場合は、大阪府藤井寺保健所へ届出る。

また、食中毒患者が発生した場合、府が行う食品衛生監視員による所要の検査等に協力し、原因究明及び被害の拡大防止に努める。

3 食品衛生に関する広報

保健班は、災害時の食品衛生に関する広報等を広報班に依頼し、食中毒の未然防止に努め、必要に応じて臨時のパンフレット等を作成し配布する。

第3 被災者の健康維持活動

保健班は、府と協力して、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車いす等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施する。

1 健康相談等の実施

保健班は、大阪府藤井寺保健所と連携して災害時における健康相談や訪問指導等の健康対策を実施する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。

(1) 巡回健康相談等

被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、指定避難所、社会福祉施設、応急仮設住宅などを巡回し、保健師等や男女両方の生活支援員による健康相談及び訪問指導、健康教育等を実施する。

また、必要に応じて柏原市医師会及び柏原市歯科医師会の協力のもと、健康診断及び歯科検診を実施する。

(2) 巡回栄養相談

被災者の栄養状態を把握し早期に改善を図るため、栄養士会などの協力を得て、指定避難所や応急仮設住宅、給食施設等を巡回する栄養相談を実施する。

(3) 要配慮高齢者、障害者等への指導

経過観察中の在宅療養者や要援護高齢者、障害者等の栄養状態の把握に努め、適切な指導を行う。また、高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。

2 被災者及び災害業務従事者等の心の健康相談（メンタルヘルスケア）等の実施

(1) 災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。その際、余生相談員も配置するよう配慮する。

(2) 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に精神科救護所を設置する。

(3) 柏原市医師会と協議のうえ、精神科救護所の設置場所を決定するとともに、柏原市医師会に専門医を精神科救護所に派遣するよう要請する。

(4) 指定避難所等における心のケアに関する相談訪問活動に努めるとともに、情報の提供や知識の普及に努める。

第4 動物保護・受入れ

市（環境班）・府及び関係機関は、相互に連携し、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。

1 被災地域における動物の保護・受入れ

保健班は、飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、府、大阪府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物

の保護・受入れ等を行う。

2 指定避難所における家庭動物（ペット）の適正な飼育

保健班は府と協力して、飼い主とともに避難した家庭動物（ペット）の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

- (1) 各地域の被害状況、指定避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、府との連絡調整及び支援を行う。
- (2) 必要に応じて指定避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整を行う。
- (3) 市内で受入れ等の調整ができない場合は、総括班を通じて他府縣市との連絡調整及び応援要請を行う。
- (4) 必要に応じて、動物の健康管理等の実施に当たっては、必要に応じて、獣医療支援チーム（VMAT）の助言を求める。

3 動物による人等への危害防止

危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに府、大阪府警察（柏原警察署）、市等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

第18節 建築物・住宅応急対策

市は、住家等の正確な被害を把握するため被害認定調査を実施する。

また、被災者の住宅を確保するため、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとし、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

府と協力して速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の提供など必要な措置を講じるとともに、公営住宅等の空き家への一時入居措置などに努める。応急仮設住宅等への入居の際は、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障害者を優先する。

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日					
		1	3	6	12	1	3	7	14	30	後
調査班	被害認定調査の実施					■	■	■	■	■	■
広報班	被害認定調査に関する広報					■	■	■	■	■	■
調査班	住家等被害認定会議								■	■	■
土木水防班	住宅障害物の除去						■	■	■	■	■
都市計画班	被災住宅の応急修理						■	■	■	■	■
	被災家屋の解体						■	■	■	■	■
	応急仮設住宅の供与						■	■	■	■	■
	公営住宅等への一時入居						■	■	■	■	■
	市が管理する施設の点検及び調査	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	市が管理する施設の応急対策	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
市民班	住宅に関する相談窓口の設置等					■	■	■	■	■	■

第1 被害認定調査の実施

調査班は、都市計画班の協力を得て、災害発生後、個々の住家等の被害程度を正確に把握し、被災者の生活再建を視野に入れた罹（り）災証明書が遅滞なく交付するため、被害認定調査を実施する。

1 被害認定調査の実施

(1) 調査計画の作成

災害による被害状況等を収集し、調査方法や区分け、人員配備等について調査計画を作成する。

- ア 航空写真や住宅地図等を使用した区分け図の作成
- イ 調査スケジュール
- ウ 調査人員体制の確保

- エ 調査方法の決定、周知
- オ 調査用具の確保
- カ 応急危険度判定情報の取り込み

※調査人員の不足が見込まれる場合は、調査班以外の班や、他自治体職員、建築士などから職員を配置する。

(2) 被害認定調査（一次調査）の実施

市内全域を対象として、外観目視によって調査・判定する。

また、調査班は、必要に応じ、火災に関する被害を調査するため、消防組合と連携する。

(3) 被害認定調査（二次調査）の実施

一次調査が物理的に不可能及び一次調査の結果に不服のあった住家について再調査を実施する。

二次調査時は、必ず居住者又は所有者等の立会いのうえで立入調査を実施する。

(4) 被害調査票の作成

一次調査実施後、調査の内容を整理した被害調査票を作成する。

二次調査実施の場合、一次調査により作成した被害調査票に加え、二次調査内容を追記する。

2 広報

市は、被害認定調査の実施に当たり、広く被災者に広報する。

【広報の留意点】

- 被害認定調査の趣旨や支援制度の概要
- 被災住家等の除去、被害箇所の整理、片づけ等をする旨の警告
- 応急危険度判定との違いについて
- 二次調査制度について
- 罹(り)災証明書等発行スケジュール

3 住家等被害認定会議

(1) 役割

住家等被害認定会議は、二次調査結果に基づき、被災程度の判定を行う。

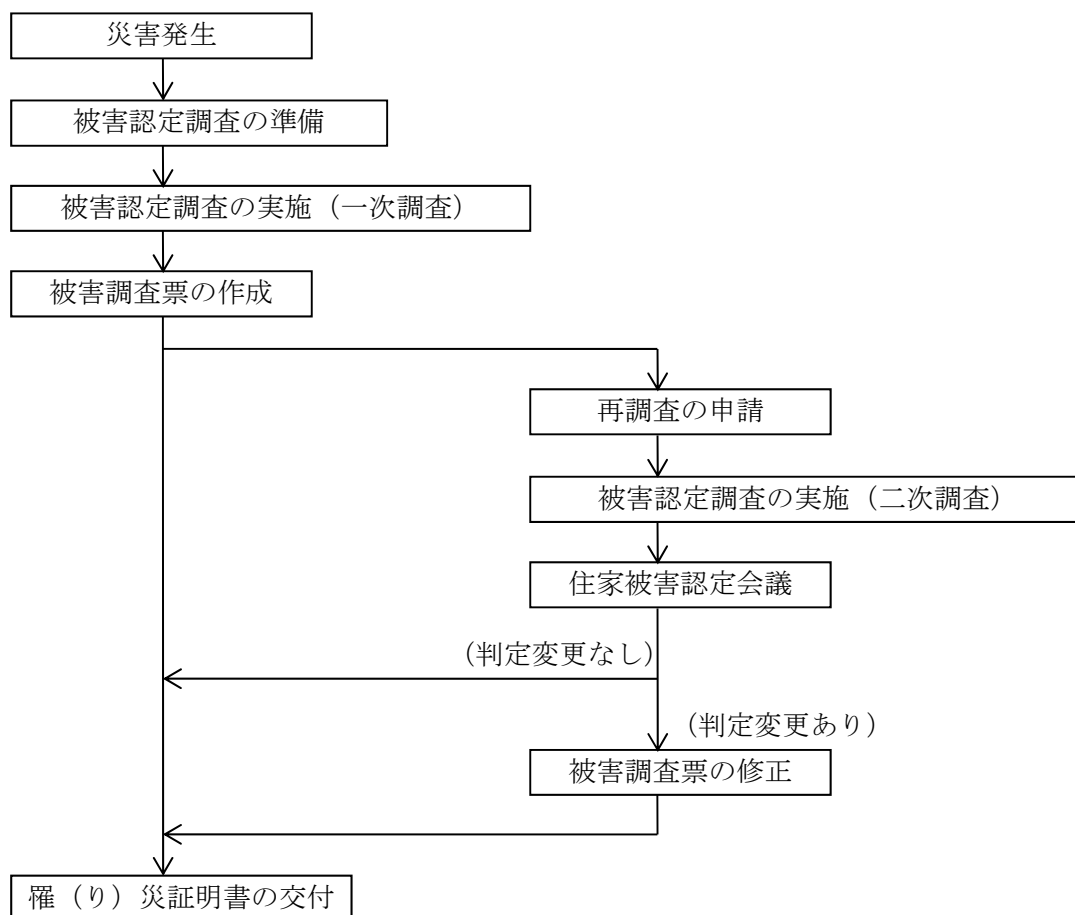
(2) 招集

調査班は、住家等被害認定会議を招集する。

(3) 構成員

住家等被害認定会議は、総務対策部、土木水防対策部の部長、調査班、都市計画班の班長及びその他必要な者で構成する。

【被害認定調査フロー図】



【被害認定統一基準】

被害種類	認定基準（災害にかかる住家の被害認定基準運用指針、令和3年（2021年）3月）
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいう。なお、官公署、学校、病院、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもので、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものであるとする。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものであるとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものであるとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものであるとする。

- (注) 1 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定する。
- 2 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- 3 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。
- 4 大規模半壊は、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成19年12月14日付府政防第880号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。
- 5 中規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（令和2年12月4日付け府政防第1746号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。
- 6 準半壊：「災害救助事務取扱要領（令和2年3月30日付け内閣府政策統括官（防災担当）」による。（令和2年（2020年）3月末時点）
- 7 地盤の液状化等により損傷した住家の被害認定については、「災害にかかる住家の被害認定基準運用指針（平成25年（2013年）6月）」の「補遺 地盤の液状化等により損傷した住家の被害認定の調査・判定方法」にしたがって認定する。

第2 住居障害物の除去

災害救助法が適用された場合における住居障害物の除去は、知事が実施し、市長はこれに協力する。ただし、知事から委任された場合は、市長がこれを実施する。

1 除去の対象者

がけ崩れ、浸水等によって、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で、自らの資力をもってしては除去できない者。

2 除去作業

土木水防班は、がけ崩れ等によって居室、炊事場等に侵入した障害物について、業者等の協力のもと除去作業を実施する。

除去作業は緊急的な応急措置の実施上、必要最小限度にとどめる。

調達班は、業者等の資機材及び人材の調達・あっ旋のために、資機材・人材の必要規模を土木水防班より情報を入手し、有資格者名簿等の情報を提供する。

3 応援要請

総括班は、業者等の資機材及び人材が調達・あっ旋できない場合は、府へ応援を要請する。

第3 被災住宅の応急修理

都市計画班は、災害救助法が適用された場合、被災住宅の応急修理は府が実施するものであるが、委任された場合、住宅が半壊、半焼又は床上浸水し、当面の日常生活が営めない者の住宅の居室、炊事場、便所等、必要最小限度の部分について応急修理を行う。

1 応急修理の対象

(1) 対象者

住家が半壊、半焼し、自らの資力をもってしては応急修理ができない者。

(2) 修理の範囲

居室、炊事場、便所等生活上欠くことのできない部分のみを対象とし、基準修理額の範囲内で実施する。

(3) 修理の期間

災害救助法適用による応急修理は、原則として災害発生の日から1か月以内に完了しなければならない。

2 被災住宅の応急修理方法

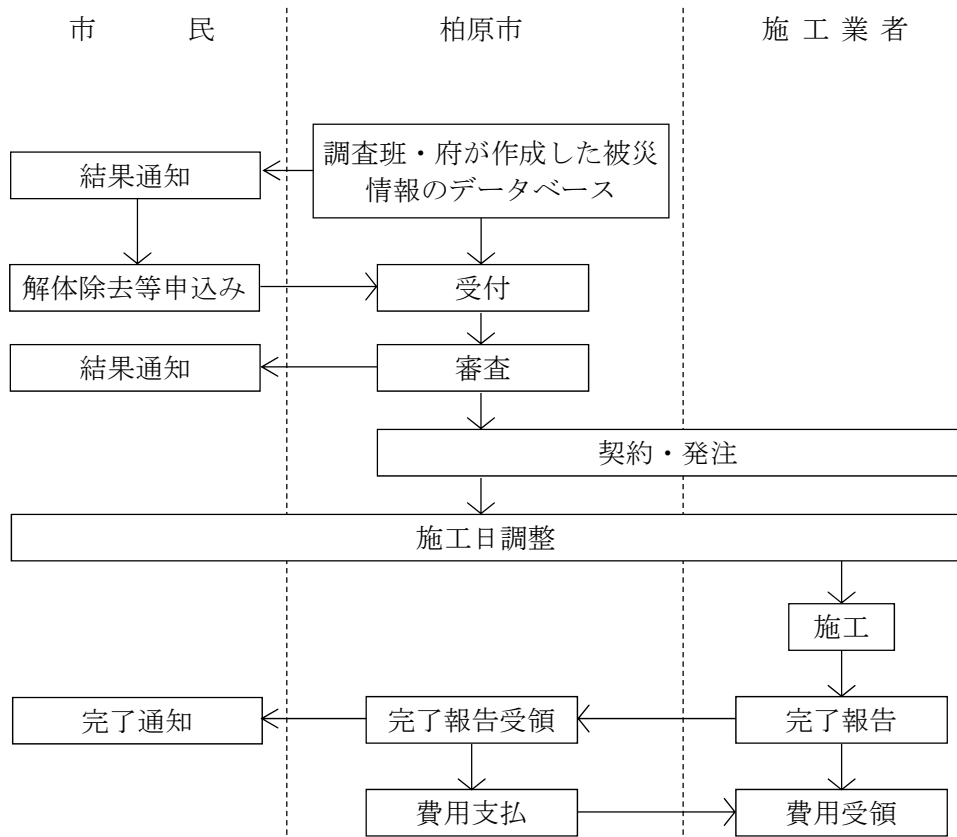
災害救助法適用による応急修理は、府のあっ旋する建設業者等によって実施する。

第4 被災家屋の解体

都市計画班は、被災者の経済的負担の軽減を図るため、国が特別の措置を講じた場合は、被災家屋の解体除去を行う。調達班は、家屋の解体規模の情報を都市計画班より入手し、契約業者の情報を提供する。

解体・除去等を公費で実施する場合、都市計画班は、次のように実施する。

【被災家屋の解体・除去の流れ（公費負担の場合）】



第5 応急仮設住宅の建設・供与（建設型応急住宅）

都市計画班は、災害救助法が適用された場合、住宅が全壊、全焼又は流失し、住宅を確保することができない者に対し、府から委任された場合は、建設型応急住宅を建設し、供与する。

調達班は、建設戸数の情報を都市計画班より入手し、有資格者名簿の情報を提供する。

1 実施責任者

災害救助法が適用された場合における建設型応急住宅の供与は、知事が実施し、市長はこれに協力する。ただし、知事から委任された場合は、市長がこれを実施する。

2 入居者の募集

(1) 入居対象者

住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者で、かつ、自らの資力では住宅を確保できない者

(2) 入居者募集の流れ



※ただし、特定地域災害の場合は、「入居説明会、抽選会実施」の代わりに「入居資格審査会」を開催する。

(3) その他入居者募集に当たっての配慮事項

仮設住宅への入居配分においては、可能な限り、従前コミュニティの単位に配慮した入居配分を行うよう努める。

3 建設型応急住宅建設用地

都市計画班は、あらかじめ定めた建設型応急住宅建設予定地の中から、建設用地を選定する。

4 その他

(1) 府と協力し、集会施設等生活環境の整備を促進する。

(2) 入居者に建設型応急住宅を供与する期間は、完成の日から、原則として2年以内とする。

(3) 高齢者、障害者に配慮した建設型応急住宅を建設するよう努める（バリアフリー仕様の適用等）。

(4) 入居者に建設型応急住宅を供与する期間は、完成の日から、原則として2年以内とする。

第6 応急仮設住宅の借上げ（賃貸型応急住宅）

民間賃貸住宅の空家等が存在する地域における災害の場合、民間賃貸住宅を借り上げて供与する賃貸型応急住宅を積極的に活用する。

第7 応急仮設住宅の運営管理

(1) 転居の促進

公営住宅の建設等により公営住宅への入居を促進するとともに、民間住宅への転居等を促進する。

(2) 入居状況の確認

入居者への定期訪問、電気・ガスの使用状況のチェック等を通じて入居状況の確認を随時行う。
空き部屋となった仮設住宅については、その旨の表示を行うとともに、隣接の入居者等の協力を
得て不正入居・不正使用を排除する。

(3) その他

応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入
居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめと
する生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

第8 公営住宅等への一時入居

都市計画班は、建設型応急住宅及び賃貸型応急住宅の活用状況に応じ、応急仮設住宅への転居までの
間の府営住宅の一時使用について検討・推進するとともに、その他、府営住宅、住宅供給公社、都市再
生機構住宅等の空き家への一時入居の措置を講じる。

第9 市が管理する施設の応急対策

災害応急対策の円滑な実施を図るため、市が管理する施設の点検及び調査を迅速かつ的確に行い、必
要に応じて応急対策を実施する。

1 点検及び調査

都市計画班は、市管理施設のうち防災関連業務に必要な施設の点検及び調査を迅速かつ的確に実施
する。

2 応急対策

都市計画班は、点検及び調査に基づき、必要に応じて応急対策を実施する。

(1) 応急措置が可能なもの

- ア 危険箇所があれば緊急に保安措置を講じる。
- イ 機能確保のため、必要限度内の復旧措置を講じる。
- ウ 電気・ガス・通信等の応急措置及び補修が必要な場合は、総括班を通じて、関係機関と連絡
をとり、実施する。

(2) 応急措置の不可能なもの

- ア 二次災害防止措置を重点的に講じる。
- イ 防災関連業務に必要な建物で、機能確保のため必要がある場合は、仮設建築物の手配を行う。

第10 住宅に関する相談窓口の設置等

市民班は、住宅に関する相談及び情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。また、専門家団体に働
きかけ、被災者の住まいの再建のための相談にきめ細かく、迅速に対応できる体制を組織化する。

また、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、家賃状況の把握、空き家状況の把握に
努めるとともに、府と協同で貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講じる。

第19節 応急教育等

学校教育等を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとる。

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日					
		1	3	6	12	1	3	7	14	30	後
校園長	授業時間中の対応	■									
	下校時の措置	■									
	登校前の措置	■									
学校教育班	被害状況の報告	■	■								
	学校園の応急対策									■	
	応急教育の実施									■	■
	学校給食の措置										■
	就学援助等に関する措置									■	■
	学用品の支給										■
	園児・児童・生徒の健康管理等								■	■	■
福祉班・施設管理者	入所児童の保護	■									
	保育所施設の保全及び応急復旧対策						■	■	■	■	
	応急保育の確保						■	■	■	■	■
	保育所給食の措置						■	■	■	■	■
社会教育班・管理責任者	社会教育施設等の管理及び応急対策	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	文化財対策					■	■	■	■	■	■

第1 休校・休園措置

1 授業時間中の対応

災害が発生し又は発生が予想される場合、校園長は必要に応じ、休校・休園措置をとる。

修学旅行等の学校行事については、安全の見通しがつくまで見合わせる。災害に当たり校園長が臨時休校等の措置をとった場合は、直ちに学校教育班に報告する。

2 下校時の措置

校園長は、危険が予想される場合、早急に園児・児童、生徒を帰宅させることとし、その際は危険防止等についての注意事項を十分徹底させるとともに、必要に応じて教職員が地区別に付き添いを行う。ただし、保護者不在の者又は住居地域に危険のおそれのある者は、各学校又は園において保護し、速やかに保護者へ連絡を行う。

この場合、児童、生徒等については、保護者が迎えに来るまで学校園で保護する。

3 被害状況の報告

学校教育班は、避難所担当班と連携を取りながら、次に定める事項について被害状況を速やかに掌握し、総括班に報告する。

- (1) 学校園施設の被害状況
- (2) その他の教育施設被害状況
- (3) 教職員その他の職員の罹（り）災状況
- (4) 園児、児童、生徒の罹（り）災状況
- (5) 応急措置の必要と認める事項

第2 学校園の応急対策

学校教育班は、速やかに平常の教育活動が実施できるよう、施設管理者の協力のもと教育施設の施設設備について、必要限度の応急復旧を実施するとともに、代替校舎を確保するなど必要な措置を講じる。

応急修理で使用できる場合は、速やかに修理のうえ使用する。

被害が甚大で応急修理では使用できない場合は、隣接の学校園又は公民館その他適当な公共施設を利用する。

校舎の一部が使用できない場合は、使用可能な特別教室、空き教室、体育館等を利用する。なお授業又は施設利用に支障がある場合は、仮間仕切り、仮設トイレ等を設置する。

第3 応急教育の実施

学校教育班は、通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況等に応じて応急教育を実施する。

1 応急教育の区分

- (1) 校長は、災害により通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、教職員、園児・児童、生徒及びその家族の被災程度や所在地を確認するとともに交通機関、道路の復旧状況その他を勘案し、府教育委員会若しくは市教育委員会と協議し、応急教育実施のための措置を講ずる。
 - ア 校舎が指定避難所として利用されている場合の市との協議
 - イ 校区外に避難した園児、児童・生徒への授業実施状況・予定等の連絡
- (2) 災害によって施設が損傷若しくは指定避難所として使用され、通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、教職員・園児、児童・生徒及びその家族の罹（り）災程度、避難者の受入状況、交通機関、道路の復旧状況その他を勘案して、次の区分にしたがって応急教育を実施する。
 - ア 臨時休校
 - イ 短縮授業
 - ウ 二部授業
 - エ 分散授業
 - オ 複式授業
 - カ 上記の併用授業

2 授業時数の確保

休校、二部授業その他のために授業時数の不足が考えられるので、できるだけ速やかに平常授業を再開するなど授業時数の確保に努める。

3 教職員の確保

教職員の被災等によって教職員が不足し、通常の授業が実施できない場合は、次の方法をもって教職員の確保を図り、応急教育を実施する。

- (1) 各学校園で、教職員の出勤状況に応じて一時的な応急教育体制を組織・編成する。
- (2) 学校内で応急教育体制を組織・編成できない場合は、学校教育班において必要な措置をとる。
- (3) 学校教育班は府教育委員会と協議し必要な措置をとる。

4 危険防止

被害状況に応じ危険場所が予測される場合は、危険防止に関する指導の徹底を図る。

5 転校措置

園児・児童・生徒の転校園手続き等の弾力的運用を図る。

第4 学校給食の措置

藤井寺市柏原市学校給食組合は、給食施設、設備、物資等に被害があった場合は、速やかに学校教育班に報告し協議のうえ、給食実施の可否について決定するものとするが、この場合、次の事項に留意する。なお、学校教育班は、関係機関と協議のうえ、学校給食用物資の供給対策を速やかに講じるものとする。

- 1 被害があってもできるかぎり継続実施に努めること。
- 2 給食施設が被害によって実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施するよう努めること。
- 3 被災地域においては、感染症発生のおそれが多いので、衛生については特に注意のうえ実施すること。

第5 就学援助等

1 就学援助等に関する措置

学校教育班は、被災によって就学が困難となり、又は学資の支弁が困難となった市立学校の児童・生徒に対し、就学援助費の支給について、必要な措置を講じる。

2 学用品の支給

学校教育班は、災害救助法に基づき、就学上支障のある小学校児童・中学校生徒・高校生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部生徒及び高等部生徒を含む。）に対して教科書、教材、文房具及び通学用品を支給する。

第6 園児・児童・生徒の健康管理等

学校教育班及び福祉班は、被災した園児、児童・生徒の身体と心の健康管理を図るため、府教育委員会、藤井寺保健所、子ども家庭センター等の専門機関と連携して、臨時の健康診断、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

第7 保育所の応急対策

1 入所児童の保護

福祉班及び施設管理者は、災害が発生し又は発生するおそれのある場合は、休所、途中帰宅等危険防止のための適切な措置を講じる。

2 保育所施設の保全及び応急復旧対策

福祉班及び施設管理者は、保育施設及び備品等の被害を最小限にするため、倒壊、火災及び盗難予防に注意し、停電、断水、通信手段の断絶等あらかじめ予想される事態に対する措置を講じる。

災害により被害を受けた保育施設については、速やかに応急復旧を行い、早急に平常とおり保育できるよう処置を講じる。

3 応急保育の確保

福祉班及び施設管理者は、保育施設の被災又は児童の罹（り）災により、通常保育が不可能な場合は、隣接保育所との合同保育や混合保育等応急保育の確保に努める。

4 保育所給食の措置

福祉班及び施設管理者は、災害を受けるおそれが解消した場合、保育所開所にあわせ速やかに保育所給食が実施できるよう措置を講じる。なお、被災状況等によって給食の実施が困難な場合は簡易給食を実施する。ただし、次の場合は給食を中止する。

- (1) 災害の程度が甚大で、給食調理室が使用できない場合
- (2) 感染症の発生が予想される場合
- (3) 給食物資が入手困難な場合（福祉班及び施設管理者は、給食物資の調達先情報を調達班より入手し、又は給食物資の調達情報を調達班に提供する。）
- (4) その他給食の実施が適当でないと認められる場合

第8 社会教育施設等の管理及び応急対策

社会教育施設等の施設管理者は、災害時における人命の安全確保と施設の管理に努める。

施設の管理者は、施設で開催されている事業等の中止、延期又は利用者による事業を中止し、施設内における人命の安全を確保する。施設利用者の来館時にあつては、消防計画に基づき、適切に避難誘導を行うとともに、混乱防止に努める。

また、施設の管理者は、建物等の被害の調査を早急を実施し、危険箇所の応急的な安全措置を講ずる。さらに、施設の管理者は、災害規模や被災状況、所管する施設の被害状況等を踏まえ、総括班や指定管理者等と、災害発生後の施設の管理運営について協議する。

第9 文化財対策

社会教育班は、文化財保護条例等で指定されている文化財（以下「文化財」という。）の所有者又は管理責任者との協力のもと、被災状況を調査し、その結果を市教育委員会を經由して府教育委員会に報告する。また、府教育委員会からの指示に基づき、被災文化財の被害拡大を防止するため、所有者又は管理責任者に対し、応急措置を講じる。

第20節 災害廃棄物の処理

し尿、ごみ及び災害廃棄物について、被災地の衛生状態の保持及び迅速かつ的確な災害復旧活動を促進するため、市及び柏羽藤環境事業組合の災害廃棄物処理計画に基づき、適切な処理を実施する。

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日					
		1	3	6	12	1	3	7	14	30	後
環境班	し尿処理の初期対応					■	■	■			
	仮設トイレの設置					■	■	■	■	■	
	仮設トイレの管理						■	■	■	■	
	し尿の処理						■	■	■	■	■
環境班・総括班	し尿処理の応援要請					■	■	■	■	■	■
環境班	ごみ処理の初期対応					■	■				
	ごみ処理対策							■	■	■	■
環境班・広報班	市民への広報							■	■	■	
環境班	進行管理計画							■	■	■	■
環境班・総括班	ごみ処理の応援要請					■	■	■	■	■	■
環境班	災害廃棄物等の初期対応					■	■				
	住宅関連の災害廃棄物処理			■	■	■	■	■			
土木水防班	公共施設上の災害廃棄物処理			■	■	■	■	■			
環境班	除去した災害廃棄物の処理								■	■	■
環境班・総括班	災害廃棄物等処理の応援要請					■	■	■	■	■	■
環境班	死亡・放浪動物対策の初期対応					■	■				
	死亡動物の処理							■	■	■	
	放浪動物の対策								■	■	■
	環境保全対策の初期対応				■	■	■	■			
	大気・水の監視								■	■	■
	建築物の被災又は解体に伴う対策			■	■	■	■	■	■	■	

第1 し尿処理

環境班は、被災地域の衛生状態の保持のため、仮設トイレを設置するとともに、し尿の適切な収集・処理を実施する。

1 初期対応

環境班は、仮設トイレの必要数を把握し、速やかに仮設トイレを設置する。

- (1) 上・下水道、電気等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、指定避難所をはじめ被災地域における、し尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。
- (2) し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- (3) 避難者の生活に支障が生じることのないよう、高齢者及び障害者に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。
- (4) 災害当初において、指定避難所等の公共的に利用できる便所が不足し、かつ仮設トイレの設置が遅れる場合は備蓄トイレで対応する。
- (5) 浸水区域を確認し、当該区域内のし尿及び浄化槽汚泥の回収見込み量を把握する。

2 仮設トイレの設置

環境班は、必要に応じ関係業者と協力し仮設トイレの設置を行う。

(1) 仮設トイレ設置の基準

仮設トイレを次の基準を目安として設置する。

【仮設トイレの設置基準】

仮設トイレ設置箇所数：5か所／1,000世帯

仮設トイレ設置数：1基／100人

(2) 仮設トイレの調達

仮設トイレの必要数を確保するために、備蓄トイレを使用するほか、関係団体と早急に連絡をとるとともに、総括班を通じ府に協力を要請する。

また、同時に次の手配も行う。

- ア トイレットペーパー
- イ 清掃用品
- ウ 屋外設置時の照明施設
- エ 女性用生理用品
- オ おむつ（子ども用、成人用）

(3) 仮設トイレの設置

ア 仮設トイレは、指定避難所等公共施設に優先的に設置する。

イ 公園等屋外で照明施設が必要な場合は、関係機関と協議のうえ、照明施設を設置する。

(4) 設置期間

上・下水道施設の機能が復旧し、その必要がないと認められるまでの間とする。

3 仮設トイレの管理

関係業者等と協力し、仮設トイレの管理を行う。

- (1) 殺虫剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設トイレの衛生状態の保持に努める。
- (2) し尿収集業者、浄化槽清掃業者及び防疫対策業者に委託し、くみ取り消毒を行う。
- (3) 設置場所の管理者及び自主防災組織等の市民に対して、日常の清掃等を要請する。

4 処 理

処理場の被害状況に応じてし尿の収集・処理の体制を確定する。

浸水区域において、くみ取りトイレの便槽や浄化槽は、床下浸水程度の被害であっても水没したり、槽内に雨水・土砂等が流入したりすることがあるので、迅速にバキュームカーによるし尿及び浄化槽汚泥の回収体制を立ち上げる。

5 応援要請

市単独でし尿の収集及び処理が困難な場合は、必要に応じ関係団体に応援を要請する。それでもなお不足する場合は、総括班を通じて府、他の市町村に応援を要請する。

府は、別に締結する協定書に基づき、大阪府衛生管理協同組合に対して支援協力を要請する。

資料 23 し尿処理施設

資料 25 一般廃棄物収集・し尿収集許可業者一覧

第2 ごみ処理

環境班は、被災地域の衛生状態の保持のため、ごみの適切な収集・処理を実施する。

1 初期対応

環境班は、ごみ処理に必要な情報を把握する。

- (1) 指定避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。
- (2) ごみ処理施設の被害状況及び復旧見込みを把握する。
- (3) 浸水区域を確認し、水害廃棄物（家具、畳等の粗大ごみ）の発生見込み量を把握する。

2 ごみ処理対策

環境班は、災害にともない発生したごみを、なるべく早く収集し、一時保管後、適正に処理する。

(1) 一般廃棄物の収集及び処理

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条（一般廃棄物の収集、運搬、処分の基準）に基づき、災害発生の日からなるべく早く収集・運搬し、処理する。

(2) 塵芥、汚泥等の収集及び処理

塵芥、汚泥等については、分別所を経て、適正に処分する。

3 ごみ収集方法

- (1) 防疫上、早期の収集が必要な腐敗性の高いごみは、委託業者の協力を得て、最優先で収集し、処理施設等へ運搬する。
- (2) ごみの分別は可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、有害ごみの5区分とする。

4 処 理

- (1) 環境班は、処理施設を速やかに点検し、支障を発見した場合は、稼働できるよう措置を講じる。
- (2) 処理施設での処理能力を上回る大量ごみが発生した場合は、周辺的环境に留意し、庶務班と調整のうえ、公有地等を臨時集積地として利用する。
- (3) 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、臨時集積地、収集場所等の衛生状態を保持する。
- (4) 環境班は、家具類や水分を含んだ畳等、重量のある廃棄物が発生するため、平積みダンプや積込

み・積下しのための重機を確保する。

5 市民への広報

環境班は、水害発生時、廃棄物の排出方法に対する市民の理解を得るため、また、分別排出を徹底するため、市民に対し利用可能なメディアを活用し、広報班を通じてできる限り速やかに必要な情報を広報する。

- (1) 収集方法（戸別収集の有無、ごみの排出場所、分別方法、家庭用ガスボンベ等の危険物、フロン含有廃棄物の排出方法等）
- (2) 市民がごみを排出する集積場（場所によって集積するものが異なる場合はその種類を記載）
- (3) 収集時期及び収集期間
- (4) 仮置場の場所及び設置状況
- (5) ボランティア支援依頼方法
- (6) 市の問い合わせ窓口

6 進行管理計画

環境班は、水害による被害が甚大な場合には、広域的な処理が必要であり、また、その処理に長期間を要することから、必要に応じ、次の事項に留意して、中長期的な水害廃棄物処理の進行管理計画を作成する。

- (1) 水害廃棄物の発生量
- (2) 水害廃棄物の処理方法
- (3) 水害廃棄物の処理に要する期間の見込み
- (4) 水害廃棄物処理の月別進行計画

7 応援要請

環境班は、市単独でごみの収集及び処理が困難な場合は、必要に応じ関係団体に応援を要請する。それでもなお不足する場合は、総括班を通じて府、他の市町村に応援を要請する。

資料 23 し尿処理施設

資料 24 廃棄物処理施設

資料 25 一般廃棄物収集・し尿収集許可業者一覧

第3 災害廃棄物等処理

迅速かつ的確な災害復旧活動を促進するため、災害廃棄物の適切な処理を実施する。

1 初期対応

環境班は、関係各部及び関係機関は災害廃棄物処理に必要な情報を把握し、応急対策を実施する。

- (1) 災害廃棄物の種類等を勘案し、発生量を把握する。
- (2) 災害廃棄物の選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物の最終処分までの処理ルート^①の確保を図る。

2 住宅関連の災害廃棄物処理

環境班は、住宅障害物の除去及び被災住宅の応急修理及び被災家屋の解体に伴い発生した災害廃棄物を、速やかに処理する。

3 公共施設上の災害廃棄物処理

(1) 主要道路上の災害廃棄物処理

土木水防班は、道路の巡視を行い、通行に支障をきたしている災害廃棄物を除去・処理する。

(2) 河川関係の災害廃棄物処理

土木水防班及び下水道班は、災害時における管内河川、水路等の巡視を行うとともに、橋脚、暗渠流入口等につかえる災害廃棄物を除去・処理する。

(3) 鉄軌道上の災害廃棄物の処理

各鉄道施設管理者は、鉄軌道上の災害廃棄物を除去・処理する。

4 災害廃棄物処理上の留意事項

環境班及び関係機関は、災害廃棄物の処理を実施するに当たっては、次の点について十分留意する。

(1) 他の所有者の敷地内で作業が必要な場合は、可能な限り管理者、所有者の同意を得て行う。

(2) 危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。

(3) 災害廃棄物の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等の再生利用を行い、最終処分量の低減を図る。

(4) アスベスト等有害な災害廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、市民及び作業員(専門の委託業者)の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

(5) 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。

5 除去した災害廃棄物の処理

(1) 多量の災害廃棄物が発生した場合は、財務班と調整のうえ、公共地等を仮置場として選定する。

(2) 倒壊家屋等からの廃棄物、焼失家屋の焼け残り等については、不燃、可燃等に分別して、仮置場集積地へ直接搬送する。なお、アスベスト等有害ゴミについては、専門業者によって処理する。

(3) 可燃物で再使用不能のものは、環境班において適正に処理する。

(4) 仮置場に、災害廃棄物の選別、焼却等の処理設備を設置し、最終処分の円滑化を図る。

6 応援要請

環境班は、市単独で災害廃棄物の除去・処理が困難な場合、必要に応じ関係団体に応援を要請する。

それでもなお不足する場合は、総括班を通じて府、他の市町村に応援を要請する。なお、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的にあらかじめ定めた場所への災害廃棄物等の搬出を行う。

第4 死亡・放浪動物対策

環境班は、被災地域の衛生状態の保持及び安全の確保のため、死亡動物の適切な収集・処理及び放浪動物の保護収容等を実施する。

1 初期対応

環境班は、死亡・放浪動物の発生状況を把握する。

2 死亡動物の処理

- (1) 環境班は、死亡動物発見の連絡を受けた場合は、直ちに収集するとともに、消毒その他の衛生処理を行う。
- (2) 収集された死亡動物は、定めた方法に基づき焼却する。

3 放浪動物の対策

環境班は、被災によって、飼育されていた犬等が放浪することによる市民への危害発生を防止するため、これら放浪動物の保護受入れ等の対策については、府、大阪府獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等と連携・協力して行う。具体的な対策については、その都度関係機関と協議して決めるが、おおむね次をめやすとして行う。

- (1) 放浪動物の保護受入れ
- (2) 指定避難所で飼育されている動物に対する餌の配布
- (3) 負傷している動物の受入れ・治療
- (4) 飼育困難な動物の一時保管及び新たな飼い主探し
- (5) その他動物に関する相談の受付

第5 環境保全対策

環境班は、被災地域の環境保全のため、大気・水の監視、建築物の被災又は解体に伴う対策等を実施する。

1 初期対応

環境班は、被災によって有害物質が漏洩した場合は、大きな環境汚染のおそれがある事業者については、災害発生後できる限り速やかに電話、現地調査その他の方法によって緊急汚染源調査を行う。また、必要に応じて適切な措置を講じるよう指導する。

2 大気・水の監視

環境班は、災害が発生した場合の環境調査について、その都度国、府、関係機関等と協議して決める。

3 建築物の被災又は解体に伴う対策

- (1) 有害物質等の漏洩防止対策
環境班は、建築物の被災及び解体作業における有害物質等の漏洩防止対策を指導する。
- (2) 粉塵飛散防止対策
環境班は、都市計画班と協力して、建築物の解体作業現場における粉塵飛散防止対策を指導する。

(3) アスベスト飛散防止対策

ア 環境班は、解体・撤去工事を行う業者に対し、当該建築物が吹付けアスベストを使用している可能性のある建築物か否かを調査確認し、その結果の報告を求める。

イ 環境班は、吹付けアスベスト使用建築物又は吹付けアスベストの使用の有無が確認できない建築物については、次の対策を講じるよう指導する。

- 事前に除去できる場合は、事前に除去するなどの対策を実施する。
- 事前に除去できない場合は、シートで囲い込み、可能な限り薬剤の散布による固化を行うなど関係法令を遵守して作業を行う。
- 使用の有無が確認できない場合は、シートで囲い込み、薬剤の散布による固化又は十分な散水を実施のうえ作業を行う。

ウ 吹付けアスベスト使用建築物又は吹付けアスベストの使用の有無が確認できない建築物については、解体・撤去工事を行う業者に対して工事完了後の報告を求める。

(4) 災害廃棄物等の搬出時の飛散防止対策

災害廃棄物等の搬出を行う車両については、運搬時の荷台シートカバーを義務づけるとともに、その他知事が定める作業基準が守られるよう必要な措置を講じる。

第21節 要配慮者（避難行動要支援者等）への支援

被災した要配慮者（避難行動要支援者等）に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供に努める。また、府は避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、避難所の高齢者、障がい者等の生活機能の低下の防止等のため市からの要請に基づき、必要に応じて、大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWAT）を派遣し、支援する。

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日					
		1	3	6	12	1	3	7	14	30	後
福祉班	避難行動要支援者の安否確認及び被災状況の把握	■	■	■	■						
	福祉ニーズの把握					■	■	■	■	■	■
	社会福祉施設の被災対策						■	■	■	■	■
	在宅福祉サービスの継続的提供							■	■	■	■
	要配慮者の施設への緊急入所等						■	■	■	■	■
	被災した要配慮者への情報提供						■	■	■	■	■
	広域支援体制の確立						■	■	■	■	■
広報班	被災した外国人への情報提供					■	■	■	■	■	■
	被災した外国人への支援サービス					■	■	■	■	■	■

第1 避難行動要支援者の安否確認及び被災状況の把握

福祉班は、避難行動要支援者の安否確認並びに被災状況及び被災した避難行動要支援者の福祉ニーズの把握に努める。

1 避難行動要支援者の安否確認及び被災状況の把握

(1) 福祉班は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、「柏原市避難行動要支援者支援プラン（全体計画）」に基づき、民生委員、児童委員、地域住民、柏原市社会福祉協議会、一般ボランティア等の協力を得て、速やかに在宅要援護高齢者、障害者その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるとともに、単独での避難行動に支障があると認められる者の避難誘導の実施に努める。

また、保護者を失う等の要保護園児・児童の早期発見、保護に努める。

(2) 福祉班は、社会福祉施設の施設設備、職員、入所者及び福祉関係職員等の被災状況の迅速な把握に努める。

2 福祉ニーズの把握

福祉班は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、指定避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

また、必要に応じて、大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWA T）の派遣制度の活用を検討する。

第2 社会福祉施設の被災対策

福祉班は、社会福祉施設が被災した場合、施設入居者の親族等に連絡を取り、入居者の一時帰宅を要請するとともに、他の社会福祉施設への緊急入所を検討する。また、市内の社会福祉施設での緊急入所で対応できない場合は、府を通じて他市町村、他府県等の施設への緊急入所を要請する。

第3 被災した要配慮者への支援活動

避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、要配慮者に十分配慮するものとする。特に指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、情報の提供についても、十分配慮する。

1 在宅福祉サービスの継続的提供

福祉班は、被災した要配慮者に対し、居宅、指定避難所、応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

福祉班は、デイサービスセンター等の社会福祉施設の早期再開に努め、高齢者や障害者等に対する福祉サービスの継続的な提供に努める。また、被災した園児・児童・生徒やその家族の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心のケア（メンタルヘルスケア）対策に努める。

福祉班は、藤井寺保健所と連携し、経過観察中の在宅療養者や要配慮者の栄養状態の把握に努め、適切な指導を行う。

2 要配慮者の施設への緊急入所等

福祉班は、被災により、居宅、指定避難所等では生活ができない要配慮者については、本人の意思を尊重したうえで、福祉避難所（二次的な避難施設）への移送及び社会福祉施設への緊急一時入所の措置を迅速かつ的確に実施する。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう支援を行う。

3 情報提供

福祉班は、関係団体やボランティア等の協力を得て、要配慮者に対する居宅及び指定避難所、応急仮設住宅等における福祉サービスの情報提供を行う。

4 広域支援体制の確立

福祉班は、要配慮者に対する被災状況等の情報を府に連絡する。

府は、必要に応じて、国や近隣府県、関係団体等からの広域的な人的・物的支援を得ながら、市に介護職員等の福祉関係職員の派遣や要配慮者の他の地域の社会福祉施設への入所が迅速に行えるよ

う、広域調整を行うとともに、支援体制を確立する。

第4 被災した外国人への支援活動

1 情報提供

- (1) 広報班は、福祉班と連携し、又は被災した外国人に対し、被害の状況、避難指示等の避難情報、医療救護情報、食料、飲料水、生活必需品等の供給情報等の提供に努める。
- (2) 情報提供の手段として、広報誌・掲示板等における多言語での情報提供、放送局との連携による外国語放送等に努める。

2 支援サービス

広報班は、市庁舎内に外国人に対する相談窓口を設置するとともに、指定避難所等において、ボランティアの協力を得て通訳支援等を行う。

第22節 自発的支援の受入れ

各地から寄せられる支援申し入れに対して、関係機関との連携を密にし、適切に対処するよう努める。

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日					
		1	3	6	12	1	3	7	14	30	後
福祉班	災害ボランティアセンターの開設										
社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの業務										
福祉班	ボランティア需要の整理										
	災害ボランティアの募集・派遣要請										
社会福祉協議会	ボランティアの登録・要請										
	ボランティアの活動調整										
	災害情報の提供と収集										
	ボランティア保険の加入										
福祉班	災害情報の提供と収集										
	活動拠点の提供										
財務班	義援金の受入れ及び配分										
調達班	救援物資の受入れ及び配分										
人事班	海外からの支援の連絡調整										
	海外からの支援の受入れ										
日本郵便株式会社	援護対策等										

第1 災害ボランティアセンターの開設・運営

市は、災害が発生した場合、柏原市社会福祉協議会に、ボランティアの受入れ及び活動の調整を行う窓口（災害ボランティアセンター）を開設する。

1 災害ボランティアセンターの開設

(1) 災害ボランティアセンターの開設

福祉班は、大規模災害の発生後速やかに、ボランティアの受入れ及び活動の調整を行う窓口として、災害ボランティアセンターを開設する。

(2) 災害ボランティアセンターの運営

社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターの運営に当たり、ボランティア等やNPOの活動の自主性を尊重するものとする。

(3) 市と災害ボランティアセンターとの連携

福祉班は、災害ボランティアセンターの運営に協力するとともに、総括班との連絡・調整に当たる。

2 災害ボランティアセンターの業務

災害ボランティアセンターは、次の業務を担う。

- (1) ボランティアの募集・派遣要請
- (2) ボランティアの登録・活動調整（コーディネート）
- (3) ボランティア活動の支援

3 災害ボランティアの種類

災害ボランティアセンターが受け入れる災害ボランティアは、一般ボランティアと専門ボランティアに区分する。

(1) 一般ボランティア

各班は、次のような活動内容について一般ボランティアの協力を得る。

- ア 災害情報、生活情報等の収集、伝達
- イ 指定避難所等における炊き出し、清掃等被災者支援活動
- ウ 救援物資、資機材の仕分け・配付
- エ 高齢者・障害者・外国人等の要配慮者への援助
- オ 軽易な応急・復旧作業
- カ その他被災者に対する支援活動

(2) 専門ボランティア

各班は、次のような活動内容について専門ボランティアの協力を得る。

- ア ボランティアコーディネーター
- イ アマチュア無線技士
- ウ 通訳（外国語、手話、点字）
- エ 特殊車両等の操縦、運転の資格者等
- オ 医療関係（医師、歯科医師、薬剤師、看護師等）

第2 災害ボランティアの募集・派遣要請

福祉班は、災害が発生した場合、柏原市社会福祉協議会、府、日本赤十字社大阪府支部、NPO・ボランティア等及びその他ボランティア活動推進機関と相互に協力・連携し、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握して、必要となるボランティアを募集するとともに、専門ボランティアの派遣を要請する。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。

1 ボランティア需要の整理

(1) ボランティア需要の報告

各班は、応急対策実施時に必要となるボランティア需要を福祉班に報告する。

(2) ボランティア需要の整理

福祉班は、各班から報告されたボランティア需要の活動場所や活動内容、必要人数等を整理し、災害ボランティアセンターに連絡する。

2 災害ボランティアの募集・派遣要請

(1) 事前登録ボランティアへの協力要請

福祉班は、ボランティア需要に基づき、事前登録者への協力を要請する。

(2) 一般ボランティアの募集

福祉班は、報道機関や広報誌等を活用し、一般ボランティアを募集する。

(3) 専門ボランティアの派遣要請

福祉班は、必要に応じて専門ボランティアの派遣を関係団体に要請する。

第3 災害ボランティアセンターの業務

災害ボランティアセンターが開設されたときは、柏原市社会福祉協議会はボランティアの受入れや活動支援・調整などを行う。

1 ボランティアの登録・要請

災害ボランティアセンターはボランティアを登録し、活動に際してのオリエンテーションを行う。また、必要に応じて事前登録ボランティアに対して協力を要請する。

2 ボランティアの活動調整

災害ボランティアセンターは、直接受け付けたボランティアの活動要請や福祉班から報告を受けたボランティアの活動要請などと、登録されたボランティアの活動内容等を調整する。

3 災害情報の提供と収集

災害ボランティアセンターは福祉班と連携し、災害の状況や災害対策の情報を把握するとともに、ボランティアやNPOなどの活動者からも積極的に情報収集を行い、活動者や災害対策本部に情報提供を行う。

4 ボランティア保険の加入

ボランティア活動を行う者は、活動中の事故に備えボランティア保険に加入する。未加入者の加入手続きは災害ボランティアセンターで受付を行う。

第4 災害ボランティアの支援

市は、ボランティア活動に対して、次の支援を行う。

1 災害情報の提供と収集

福祉班は、災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を収集し、災害ボランティアセンター

に提供する。また、災害ボランティアからもたらされる被災現場の情報を積極的に収集し、総括班に連絡する。

2 活動拠点の提供

福祉班は、災害ボランティアセンターを通じてボランティア団体のニーズを把握し、総括班と協議のうえ、ボランティア活動が効果的に行えるように、必要な活動拠点や必要な機材・資材を提供する。

第5 義援金・救援物資の受入れ及び配分

寄託された義援金・救援物資の受入れ及び配分を行う。

1 義援金の受入れ及び配分

財務班は、義援金の受入れ及び配分を行う。

(1) 受入れ

ア 財務班は、義援金の受入窓口を開設し、受入業務を行う。

イ 財務班は、義援金の受付に際しては、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。

(2) 保管

義援金は、被災者に配分するまでの間、当該災害に関する義援金受付専用口座を設け、市指定金融機関で保管する。

(3) 配分

ア 義援金の配分については、義援金配分委員会を設置し、配分方法、伝達方法等を協議のうえ決定する。

なお、委員会は、柏原市及びその他関係機関により構成する。

イ 定められた方針、所定の手続きを経て被災者に情報を提供し、配分する。

2 救援物資の受入れ及び配分

調達班は、緊急輸送拠点である柏原中学校、国分中学校に救援物資の受入窓口を開設し、救援物資の受入れ及び配分を行う。

受入れ、保管、仕分け、配分の方法は、生活必需品の供給で定めたとおりに行う。

第6 海外からの支援の受入れ

人事班は、海外からの支援について、国が作成する受入計画に基づき、必要な措置を講じる。

1 府との連絡調整

海外からの支援については基本的に国において推進されることから、府と連携して十分な連絡調整を図りながら対応する。

海外からの支援が予想される場合、府と連携して、あらかじめ国に、被災状況の概要、想定されるニーズを連絡し、また、国からの照会に迅速に対応する。

2 支援の受入れ

次のことを確認のうえ、受入準備を行う。

ア 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等

イ 被災地域のニーズと受入体制

海外からの支援の受入れに当たっては、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。

ア 案内者、通訳等の確保

イ 活動拠点、宿泊場所等の確保

第7 日本郵便株式会社の援護対策等

日本郵便株式会社は、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務にかかる災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店、郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

2 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

3 被災地あて救助用郵便物の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

4 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

第23節 社会秩序の維持

流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講じる。

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日					
		1	3	6	12	1	3	7	14	30	後
広報班	市民への呼びかけ										
広報班	警備活動										
調達班	物価の把握										
調達班・ 広報班	消費者情報の提供										

第1 市民への呼びかけ

広報班は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

第2 警戒活動の強化

広報班は、大阪府警察（柏原警察署）に対し、被災地及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努めるとともに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止、市民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制を実施するよう要請する。

第3 物価の安定及び物資の安定供給

調達班は、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と、経済の復興の促進を図る。

1 物価の把握

(1) 物価把握

調達班は、市民から寄せられる電話等によって物価の実態に関する情報収集に努める。

(2) 府への要請

総括班を通じ府に対して、小売業者に対する適正な物資等の供給・流通、便乗値上げ等の事実確認、是正指導等の実施を要請する。

2 消費者情報の提供

調達班は、広報班と協力して、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックを防止するため生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報の提供に努める。

3 生活必需品等の確保

調達班は、生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、府、事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

第4 災害緊急事態布告時の対応

市民は、内閣総理大臣が災害緊急事態を布告し、社会的・経済的混乱を抑制するため、国民に対し、必要な範囲において、生活必需品等、国民生活との関連性が高い物資又は燃料等、国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等必要な協力を求められた場合は、これに応ずるよう努める。

第24節 災害救助法の適用

知事は、災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり当該区域内で被害を受けるおそれがある場合、災害救助法を適用して同法に基づく救助を行うことができる。

災害によって住家が滅失した世帯数が、災害救助法（昭和22年法律第118号）に定める基準以上に達し、又は、多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合であって政令が定める基準に該当し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法が適用して同法に基づく救助を行う。

第1 災害救助法の適用基準

人口が50,000人以上100,000人未満に該当する市の場合、災害救助法の適用は、災害による市域の被害が次のいずれかに該当する場合において、知事が指定する。

- 1 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家が滅失した世帯の数（以下「滅失世帯数」という。）が、80世帯以上の場合
- 2 府域の滅失世帯数が2,500世帯以上である場合において、市域の滅失世帯数が40世帯以上の場合
- 3 府域の滅失世帯数が12,000世帯以上であって、市域の滅失世帯数が多数の場合
- 4 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする、厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、市域の滅失世帯が多数である場合
- 5 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当するとき

第2 滅失世帯の算定基準

滅失世帯数の算定は、住家が全壊（全焼・流失）した世帯を基準とする。なお、そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定に基づき、みなし換算を行う。

【滅失世帯の算定基準】

全壊（全焼・流失）世帯 1世帯	=	滅失世帯 1世帯
半壊（半焼）等著しく損傷した世帯 2世帯	=	滅失世帯 1世帯
床上浸水、土砂の堆積等によって一時的に居住困難な世帯 3世帯	=	滅失世帯 1世帯

（注）床下浸水、一部損壊は換算しない。

第3 災害救助法の適用申請

災害救助法の適用については、同法の定めるところによるが、必要と認めた場合は速やかに所定の手続を行う。

1 適用申請手続

- （1）市長は、市の災害の規模が災害救助法の適用基準に該当する場合、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその状況を知事に報告する。なお、現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法の適用を要請しなければならない。

(2) 災害の状態が急迫し知事による救助の実施を待ついとまのない場合は、市長は災害救助法の規定による救助を行い、その状況を知事に報告し、その後の処理について知事の指示を受ける。

第4 救助の実施

災害救助法の適用に基づく救助活動は、知事が実施し、市長はこれを補助する。ただし、災害の事態が急迫し知事による救助活動の実施を待つことができない場合、市長は災害救助法に定める救助活動を実施するとともに、事後速やかに知事に報告し指示を受ける。

また、知事の職権の一部を委任された場合は、委任された救助事項については、市長が実施責任者となって応急救助活動を実施する。

1 救助の内容

災害救助法による救助の種類は、次のとおりである。ただし、災害が発生するおそれがある段階の救助の種類は避難所の供与とする。(要配慮者等の避難の輸送・賃金職員等雇上げを含む。)

- (1) 受入施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった人の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急処置
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の捜索及び処置
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

2 職権の一部委任

知事は、救助を迅速に行うため必要であると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。(災害救助法第13条)

なお、上記により市長が行う事務のほか、市長は、知事が行う救助を補助するものとする。

第5 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、資料58 災害救助法による救助の程度、方法及び期間に示すとおりであるが、救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、応急救助に必要な範囲内において厚生労働大臣の承認を得て延長することがある。

資料58 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第4章 大規模火災及びその他の災害の応急対策

第1節 大規模火災

第1 警戒活動

1 火災警報

火災気象通報は、消防法に基づいて大阪管区気象台長が気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、その状況を知事に通報するもので、通報基準は、大阪管区気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。通報を受けた知事は直ちに市長に通報する。

火災気象通報の基準は、次のとおりである。

実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり、平均風速が陸上で12m/s以上となる見込みのとき。

ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪が予測される場合には火災気象通報として通報しないこともある。

市長は、知事から火災気象通報を伝達された場合、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認める場合は必要に応じて火災警報を発令する。

2 火の使用制限

警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで、柏原羽曳野藤井寺消防組合火災予防条例で定める火の使用の制限に従う。

3 火災発生状況の把握

市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合は、より多くの人命の安全確保と被害の拡大防止を図るため、高所カメラによる見張り、通報、有線、無線通信施設を効果的に活用して火災発生状況の早期把握に努めるとともに、関係機関への情報伝達を行う。

4 市民への周知

市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合は、防災行政無線、広報車等を利用し、消防団、自主防災組織などの住民組織と連携して、市民に警報を周知する。周知に当たっては、要配慮者に配慮する。

第2 応急対策

1 林野火災応急対策

市、柏原羽曳野藤井寺消防組合及び消防団は、林野における大規模な火災が発生した場合、林野火災の特異性を考慮し、関係機関と協力して迅速かつ組織的に対処し、人家被害、森林資源の焼失等の軽減を図る。

(1) 火災通報等

ア 通報基準

イ 火災の規模等が府の定める通報基準に達したとき、又は特に必要と認めるときは、府に即報を行う。その後1時間ごとに状況を通報する。なお、府の定める通報基準は、次のとおりである。

ウ 焼損面積が5ha以上と推定される場合

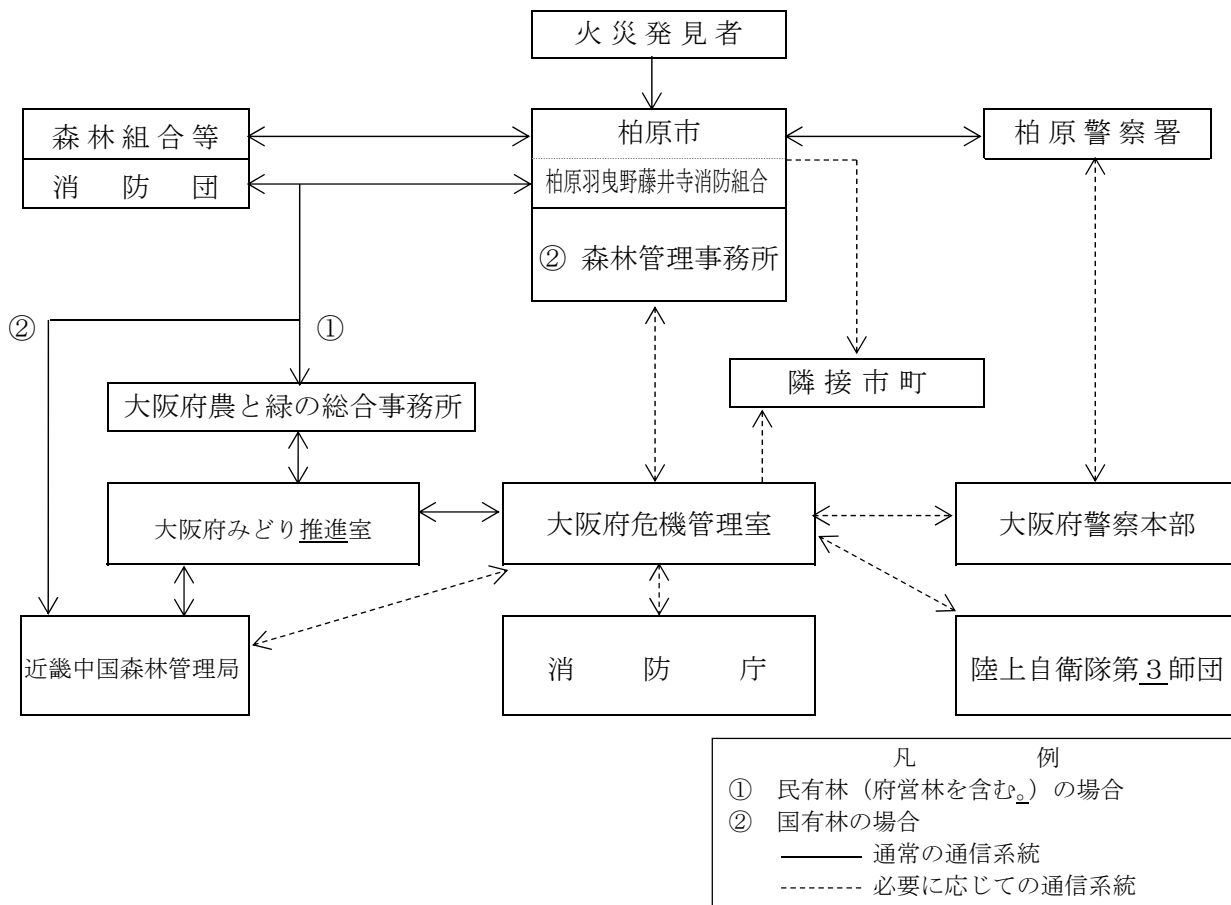
エ 覚知後3時間を経過しても、鎮火できない場合

オ 空中消火を要請する場合

カ 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高い場合

(2) 伝達系統

火災通報にかかる伝達系統は、次のとおりである。



(3) 活動体制

林野火災の規模に応じた本部体制をとり、火災防ぎょ活動を行う。

ア 指定避難所の開設・管理

林野火災発生のお知らせがあった場合は、直ちに現地指揮本部を設置し、大阪府警察（柏原警察署）等関係機関と連携して、火災防ぎょ活動を行う。

火災の規模等が通報基準に達したときは、府に即報を行う。

火災が拡大し、柏原羽曳野藤井寺消防組合単独では十分に対処できないと判断するときは、応援協定等に基づき隣接市町等に応援出動を要請する。

イ 現地対策本部の設置

隣接市町村等に応援要請を行った場合は、現地対策本部を設置する。なお、現地対策本部の活動は、次のとおりである。

- 応援隊、飛火警戒隊、補給隊などの編成
- 警戒区域、交通規制区域の指定
- 空中消火の要請又は知事への依頼
- 消防庁に対する広域航空消防の応援要請及び自衛隊に対する派遣要請についての検討
- 応援部隊の受入準備

2 市街地火災応急対策

火災の状況に応じた部隊配備を行うとともに、道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案した消火活動を実施する。

また、延焼動態から、火災の危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線の設定など、効率的な部隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

(1) 災害対応の優先度

延焼火災及び救出・救助事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。

(2) 火災防ぎょ活動の原則

ア 避難場所、避難路確保優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所、避難路の確保等防ぎょを行う。

イ 消火活動重点地域・消火可能地域優先

同時に多数の延焼火災が発生した場合は、消火活動重点地域及び消火可能地域を優先に防ぎょする。

ウ 市街地火災防ぎょ優先

大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防部隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地火災防ぎょを優先し、それを鎮圧した後に部隊を集中して防ぎょに当たる。

エ 特殊建物等の重要対象物優先

特殊建物等の重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に発生した場合、特殊建物等の重要対象物の防護上必要な防ぎょを優先する。

(3) 火災防ぎょ活動の区分

ア 分散防ぎょ活動

同時多発火災に対し、部隊を分散出場させ、少数部隊で防ぎょに当たるもの

イ 重点防ぎょ活動

同時多発火災に対し、災害拡大のおそれが大なるものを重点的に防ぎょに当たるもの

ウ 拠点防ぎょ活動

火災が拡大したとき、市民の避難道路及び避難場所を確保するため又は劣勢消防力を回復するため、活動拠点を指定して防ぎょに当たるもの

(4) 大規模市街地火災の防ぎょ対策

ア 初動体制の確立

イ 火災態様に応じた部隊配備

ウ 道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案した消火活動

エ 延焼阻止線の設定

オ 自主防災組織及び事業者等の自衛消防組織による自発的な初期消火活動

カ 活動時における情報収集、連絡

(5) 高層建築物等火災の防ぎょ対策

ア 活動期における出場部隊の任務分担

イ 排煙、進入時等における資機材の活用

ウ 高層建築物等の消防用設備の活用

エ 水損防止

オ 活動時における情報収集、連絡

(6) 広域断水時火災の防ぎょ対策

ア 防火水槽及び自然水利の適切な活用による水利の確保

イ 水槽車、タンク車の優先出場及び活動

ウ 有効かつ的確な水利統制

エ 機械性能の保持及び積載ホースの増加

オ 活動時における情報収集、連絡

(7) 同時多発火災の防ぎょ対策

ア 出場部隊数の調整及び活動部隊数の合理化並びに無線統制

イ 消防団との連携

ウ 非常招集による緊急増強隊の編成

エ 他市町村消防応援隊の要請及び活用

オ 出場体制の迅速化

カ ホースの確保

キ 防火水槽及び自然水利の活用

ク 活動時における情報収集、連絡

(8) ガス漏洩事故対策

ア 消防活動体制の確立

イ ガス漏れ事故の発生箇所及び拡散範囲の推定

ウ 火災警戒区域の設定

範囲は、ガス漏れ場所から半径100m以上の地上部分に設定する。

エ 避難誘導

避難経路、方向、避難先を明示し、危険箇所に要員を配置するなど、柏原警察署等と協力して安全、迅速な避難誘導を行う。

オ 救助・救急

負傷者の有無の確認及びその速やかな救助活動並びに救護機関等と連携した負傷者の救護搬送措置を行う。

カ ガスの供給遮断

ガスの供給遮断は、大阪ガス株式会社が行う。

大阪ガス株式会社の到着が、消防隊より相当遅れることが予測され、かつ広範囲にわたり多量のガス漏洩があり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができる。この場合、直ちにその旨を大阪ガス株式会社に連絡する。

(9) 中高層建築物の管理者等

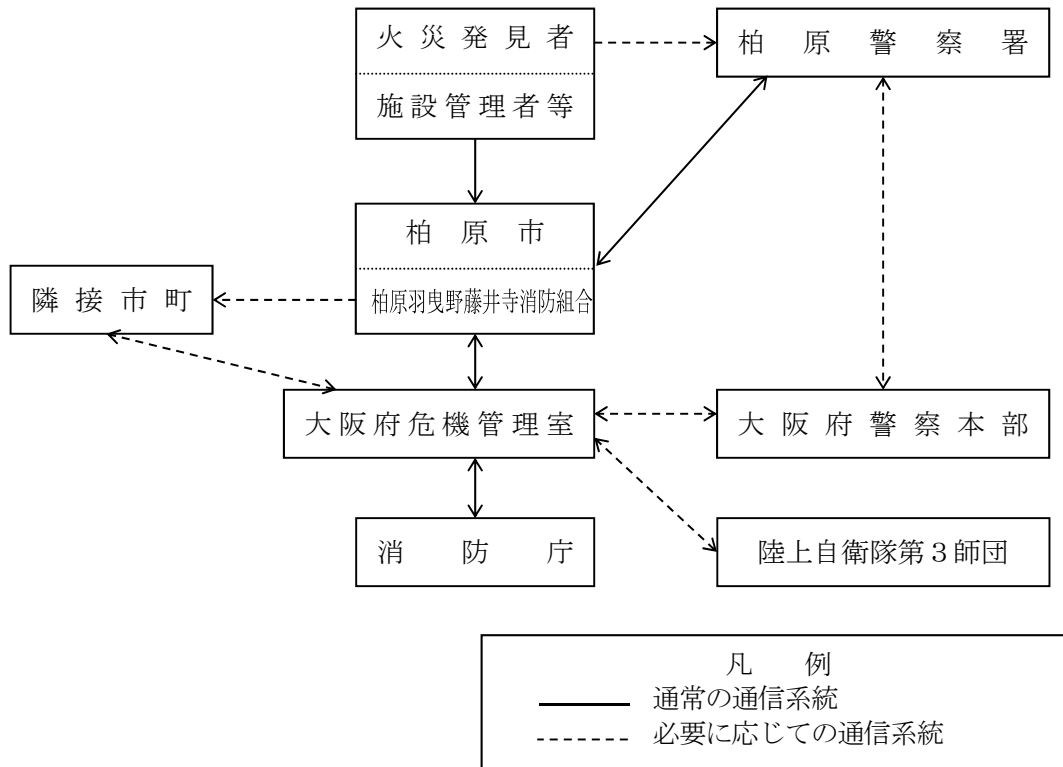
ア ガス漏れ、火災等が発生した場合、中高層建築物の管理者等は、消防機関等へ通報するとともに、その被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。

イ 中高層建築物の管理者等は、防災計画書等に基づき市民の避難誘導を行う。

ウ 関係施設の管理者等事業者は、発災後速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。

(10) 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



3 人命救助活動

市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合は、大阪府警察（柏原警察署）等との密接な連携のもと、迅速か

つ的確に人命救助・救出活動を実施する。

また、必要に応じて消防相互応援協定締結市町村、自衛隊等に総務対策部総括班を通じ協力を要請する。

(1) 活動の方針

- ア 消防活動は、傷病者の救出、救護活動を最優先とし、消防部隊が相互に連携し、効率的な組織活動を実施する。
- イ 救急活動は、救命処置を最優先とし、傷病者の迅速・安全な搬送を実施する。
- ウ 特殊機器を必要とする作業は、関係機関と密接な連携の基に行う。
また、作業用重機は、協定業者等の協力を得て、必要とする現場に配置する。
- エ 大阪府警察（柏原警察署）、消防応援隊、自衛隊等と協力して、必要に応じ地区割等を調整し効率的な救助活動を行う。

(2) 活動の要領

- ア 重傷者の救出、救命措置を最優先する。
- イ 被害拡大の防止を実施する。
- ウ 傷病者の救出、応急手当及び救護所への搬送を実施する。
- エ 二次災害の予防措置に徹底を図り実施する。
- オ 遺体を発見した場合は速やかに所定の手続をとる。

4 消防活動にかかる応援の要請・受入れ

市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合では消防活動を迅速かつ的確に実施することが困難な場合、関係法令や協定に基づき他市町消防機関等の応援を要請する。

(1) 応援の要請

ア 消防相互応援協定に基づく応援要請

火災の拡大が著しく、市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合では十分に消防活動が実施できない場合は、消防相互応援協定に基づき他市町消防機関の応援を要請する。

イ 航空消防応援協定に基づく応援要請

大規模火災発生時にヘリコプターを使用することが、消防活動に必要と認められる場合は、航空消防応援協定に基づき、大阪市消防局に応援を要請する。

ウ 知事への応援要請

大規模火災発生時に、必要な場合は、消防相互応援協定のほか災害対策基本法第68条に基づき、知事に対して応援の要求を行う。

エ 消防庁長官の措置による応援体制

大規模火災発生時に、緊急消防援助隊に対して、知事を通じ、直ちに応援要請を行う。

(2) 応援隊の受入れ

応援隊の派遣が決定した場合は、次の点に留意して応援隊の活動が十分に行えるよう努める。

- ア 人事班は、応援隊の宿泊場所及び施設を確保する。
- イ 応援隊との連絡調整のため連絡担当者を指名する。
- ウ 消防作業実施期間中は、現場に責任者を置き、応援隊指揮者と協議し、作業の推進を図る。
- エ 必要に応じて大阪府警察（柏原警察署）に対して、被災地域等への誘導を依頼する。
- オ ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時離着陸場の準備に万全を期す

る。

5 地域住民との連携

自主防災組織等地域住民は、柏原羽曳野藤井寺消防組合が災害現場に到着するまでの間、初期消火・救助作業を実施し、消防隊が到着した際は作業を引き継ぐ。

また、柏原羽曳野藤井寺消防組合は、必要に応じて自主防災組織等地域住民に、災害現場における消火・救出作業への協力を求める。

第2節 危険物等災害応急対策

市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合は、火災その他の災害に起因する危険物等災害の被害を最小限にとどめ、周辺住民に対する危害防止を図る。

第1 危険物災害応急対策

危険物災害が発生した場合、施設の管理責任者と密接な連携を図りながら、必要な応急対策を実施する。

柏原羽曳野藤井寺消防組合は、施設の管理責任者と密接な連絡を図るとともに、安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講じる。

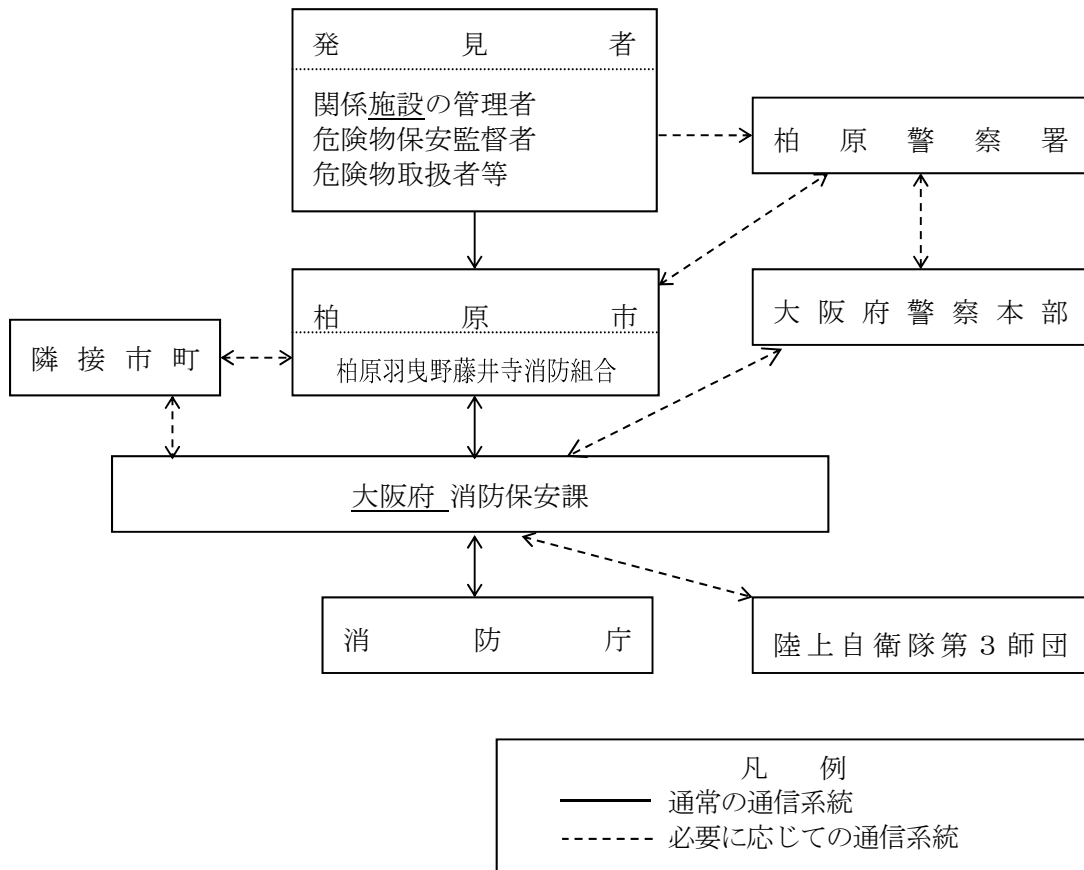
柏原羽曳野藤井寺消防組合は、関係施設の管理者、危険物保安監督者、危険物取扱い者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

- 1 災害の拡大を防止するための施設、設備の整備及び緊急措置要領の確立
- 2 危険物による災害発生時の自衛消防組織と活動要領の確立
- 3 災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動の確立

柏原羽曳野藤井寺消防組合は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難指示など必要な応急対策を実施する。

4 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

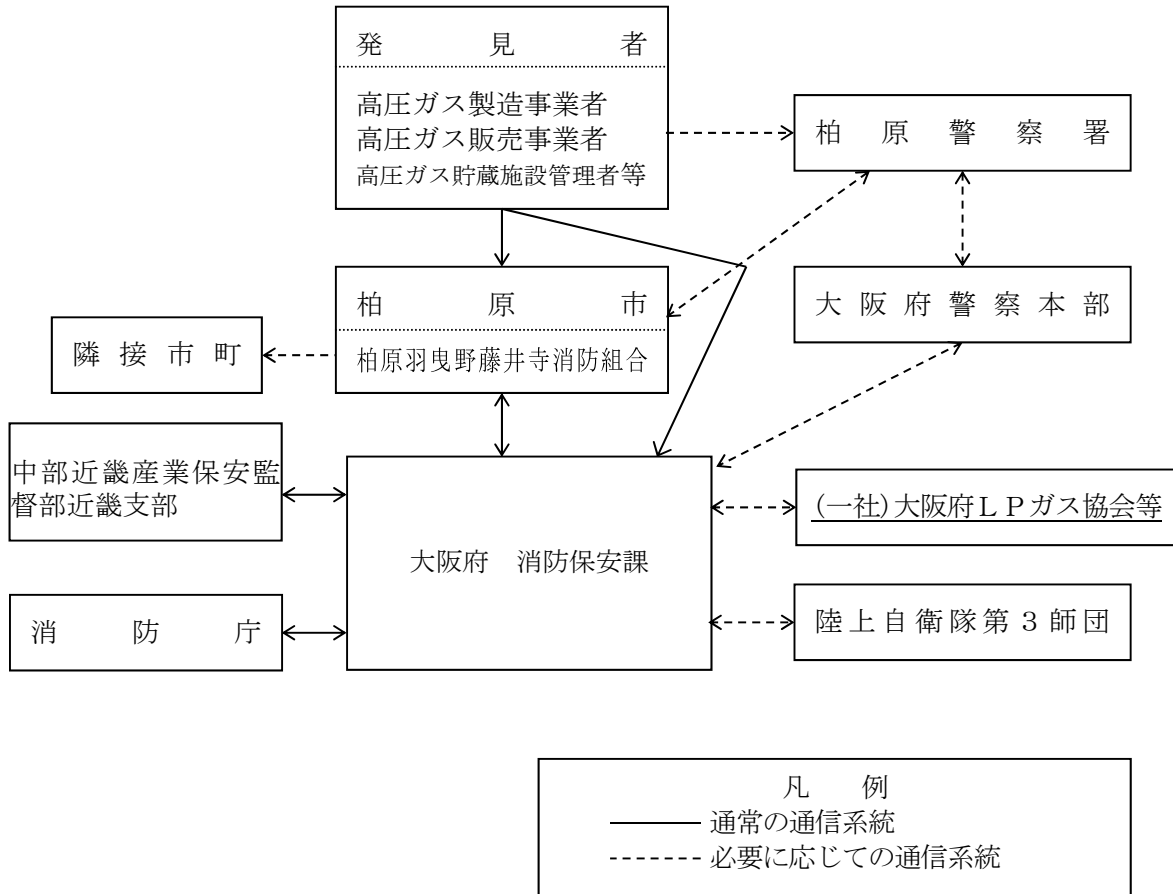


第2 高圧ガス災害応急対策

柏原羽曳野藤井寺消防組合は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難指示等必要な応急対策を実施する。

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

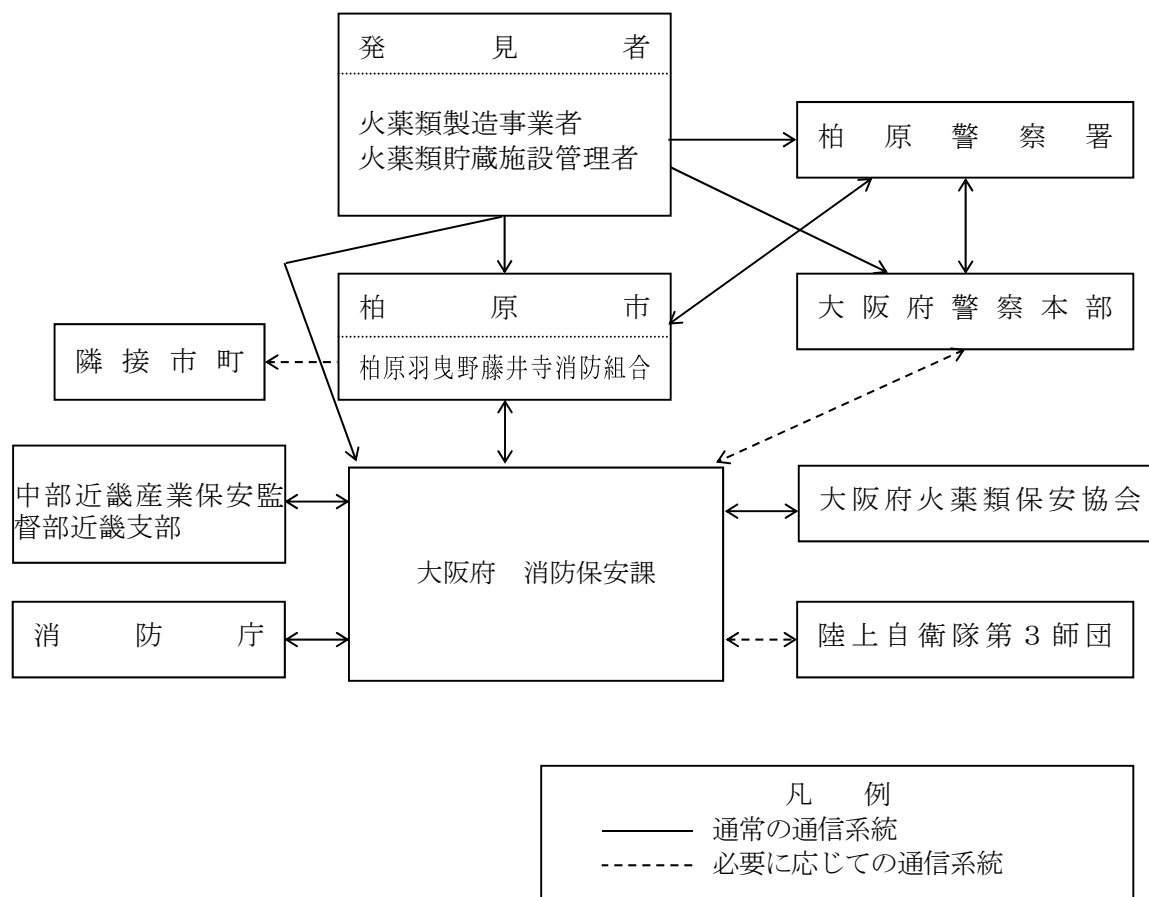


第3 火薬類災害応急対策

柏原羽曳野藤井寺消防組合は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難指示等必要な応急対策を実施する。

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

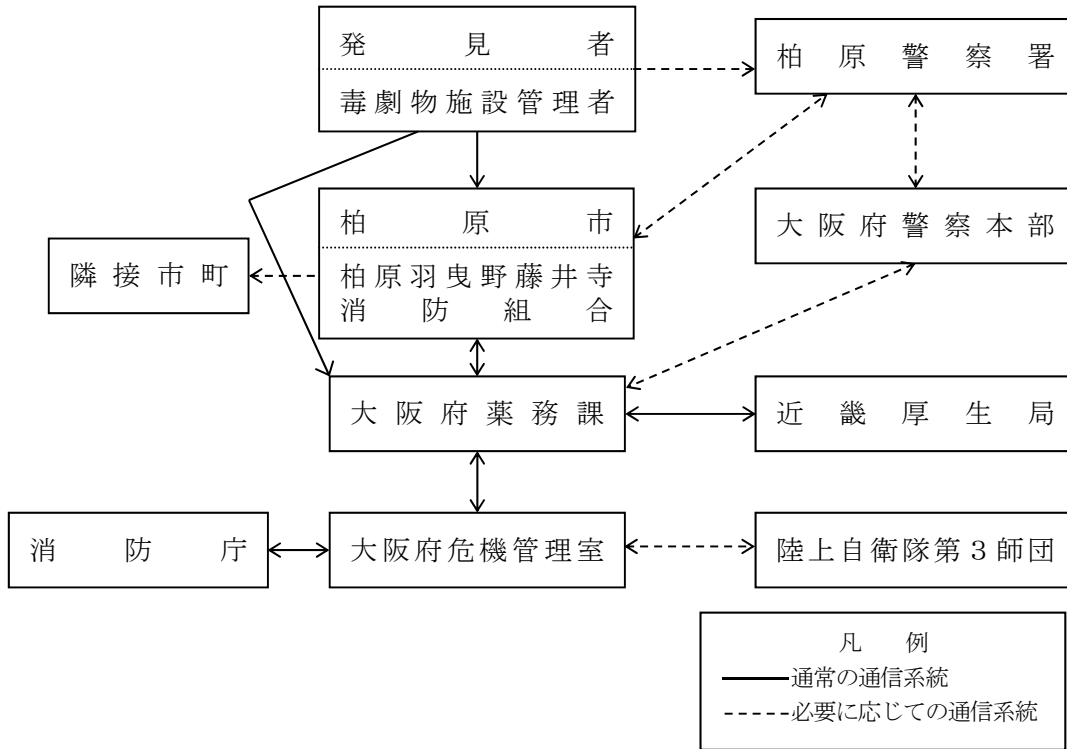


第4 毒物・劇物災害応急対策

柏原羽曳野藤井寺消防組合は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難指示等必要な応急対策を実施する。

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



第5 管理化学物質災害応急対策

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難指示等必要な応急対策を実施する。また、府の生活環境の保全等に関する条例の権限を移譲されている市町村は、管理化学物質が流出し住民の健康に被害を及ぼすおそれがある際は、管理化学物質を取扱う施設の管理責任者に対し、被害の拡大防止等の応急措置を講じるよう指示する。

第3節 大規模交通災害応急対策

関係機関と協力のうえ、被害の状況に応じ適切な応急対策を講じる。

第1 大規模交通災害の種類

大規模交通災害として取り上げる災害の例は次のとおりである。

- 1 航空機墜落事故
- 2 旅客列車の衝突転覆事故
- 3 大規模な自動車事故

第2 応急対策

柏原羽曳野藤井寺消防組合は、大規模交通災害が発生した場合、関係機関と協力のうえ、応急対策を実施する。

1 連絡体制

(1) 施設管理者からの通報

施設管理者は、119番通報等によって柏原羽曳野藤井寺消防組合へ大規模交通災害の発生を連絡する。

(2) 関係機関への連絡

市域において大規模交通災害の発生の通報を受けた場合は、災害状況の把握に努めるとともに、事故の概要を直ちに府に報告のうえ、大阪府警察（柏原警察署）及び関係機関に連絡する。

2 応急対策の実施

(1) 災害応急活動体制

災害の状況に応じた災害応急活動体制をとるとともに、府及び関係機関の職員並びに関係者の派遣を要請する。

市の災害応急活動体制は、原則として市長の判断によって決定する。

(2) 現地災害対策本部の設置

必要に応じて現地災害対策本部を現地又は適当な場所に設置する。現地災害対策本部では、情報の一元化、効果的な災害応急対策を実施するため総合的な連絡調整を行う。

(3) 応急対策活動

ア 災害の拡大防止等

必要に応じて警戒区域を設定し、避難指示等の応急対策を実施し、市民の身体・生命の安全確保、災害の拡大防止に努める。

イ 関係機関との連携

また、府をはじめ関係機関への連絡を強化し、各関係機関の行う災害応急対策に積極的に協力する。

ウ 救助、救急医療活動（市立柏原病院及び当該事故関係機関）

- 医師及び看護師の派遣
- 医療機材及び医薬品の輸送
- 負傷者の救助
- 現地における応急対策及び負傷者の救急医療施設の確保

エ 活動

柏原羽曳野藤井寺消防組合は、消防活動等災害拡大防止、危険物等による二次災害の防止を迅速かつ的確に実施し、被害の軽減に努める。

オ 救援物資の輸送

市、府及び当該事故関係機関は、相互連絡のもと被災者に必要な物資を速やかに確保し、これを輸送する。

カ 応急復旧用資機材の確保

市、柏原羽曳野藤井寺消防組合、府及び当該事故関係機関は、応急復旧に必要な資機材を確保する。

キ 交通対策

大阪府警察（柏原警察署）、関係機関、当該事故関係機関等は、相互連絡の基に必要な交通規制等を行い、交通の安全、緊急輸送の確保に努める。

ク 関係者等への情報伝達

災害の状況、安否情報、医療機関の状況、施設の復旧状況などの情報を適切に関係者等へ伝達する。

(4) 広域協力体制

災害が広域に及ぶ場合は、隣接市町と協力体制をとる。

3 事故処理

当該事故関係機関は、大阪府警察（柏原警察署）、関係機関等の協力を得て、事故現場及び被害地域における事故処理を速やかに実施する。

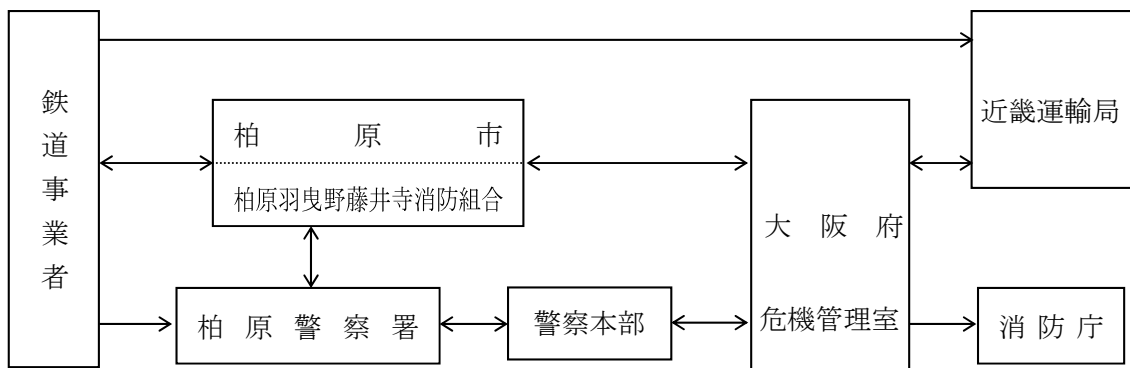
4 情報収集伝達体制

(1) 航空機事故

市をはじめ防災関係機関は、空港事務所と緊密な連携を図りながら、速やかに応急活動を実施する。

(2) 鉄道事故

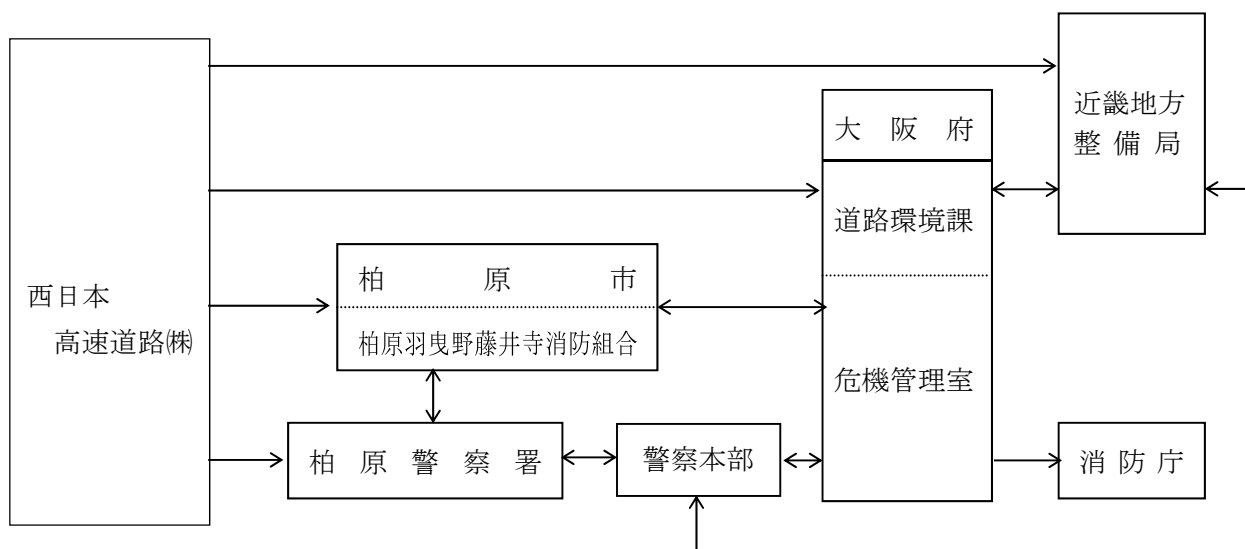
ア 情報収集伝達経路



- イ 収集伝達事項
 - 事故の概要
 - 人的被害の状況等
 - 応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況
 - 応援の必要性
 - その他必要な事項

(3) 自動車事故

ア 情報収集伝達経路



- イ 収集伝達事項
 - 事故の概要
 - 人的被害の状況等
 - 応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況
 - 応援の必要性
 - その他必要な事項

第3 その他突発災害応急対策

その他突発災害が発生した場合、災害の態様に応じ、応急対策を実施する。

本編においては、大規模火災、危険物等災害、大規模交通災害を想定し、その応急対策を迅速かつ的確に講じることができるよう定めているが、その他にも大規模な食中毒・雑踏事故・遭難など不測の事故が発生するおそれがある。

こうした場合においても、関係各班、柏原羽曳野藤井寺消防組合及び関係機関は災害の態様に応じ、「災害応急対策」を準用して、被害情報の収集・伝達、避難誘導、災害広報、消火・救助、応急医療、被害の拡大防止対策、応援要請等の応急対策を実施する。

第4編

災害復旧・復興対策

第1章 生活の安定

第1節 復旧事業の推進

市は、府及び防災関係機関と連携しながら、市民の意向を尊重しつつ緊密に連携し、災害発生後の市民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として、復旧事業を推進する。

なお、復旧事業の推進に当たっては、女性及び障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

第1 被害の調査

市は、府及び被害を受けた機関の協力を得て、直接的被害額及び復旧事業に要する額等必要な事項を調査し、国に報告する。

第2 公共施設等の復旧

1 災害復旧事業計画の作成

市は、公共施設等の被害の状況、発生原因を考慮し、災害復旧事業計画を作成するとともに、関係機関と十分に連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

また、法律又は予算の範囲内で、国又は府が費用の一部又は全部を負担若しくは補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

(災害復旧事業計画)

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林施設復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上下水道施設、廃棄物処理施設災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) その他の災害復旧事業計画

2 復旧完了予定時期の明示

市は、復旧完了予定時期の明示に努める。

第3 事業実施に伴う国の財政援助等

災害復旧事業の実施に当たり、法律等に基づき国が負担又は補助する主な事業は次のとおりである。

法 律 等	補助を受ける事業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川、砂防、地すべり、急傾斜、道路の復旧
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設の復旧
公営住宅法	公営住宅及び共同施設（児童遊園、共同浴場、集会所等）の復旧
土地区画整理法	災害により特別に施行される土地区画整理事業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症予防事業、感染症指定医療機関復旧事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害廃棄物
予防接種法	臨時の予防接種
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、共同利用施設の復旧
水道法	上水道施設の復旧
下水道法	下水道施設の復旧
道路法	道路の復旧
河川法	河川の復旧
生活保護法	生活保護施設復旧
児童福祉法	児童福祉施設復旧
身体障害者福祉法	身体障害者厚生援護施設復旧
老人福祉法	老人福祉施設復旧
知的障害者福祉法	知的障害者援護施設復旧
売春防止法	婦人保護施設復旧
砂防法等	土砂災害防止対策

第4 激甚災害の指定

府は、被害調査に基づき、当該災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚災害法」という。）及び同法に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講ずる。

第5 激甚災害指定による財政援助

- 1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- 2 農林水産業に関する特別の助成
- 3 中小企業に関する特別の助成
- 4 その他の特別の財政援助及び助成

第6 特定大規模災害

府は、特定大規模災（著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害）を受けた市町村から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、市に代わって工事を行う。

第2節 罹（り）災証明書の発行

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹（り）災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹（り）災証明書を交付する。住家等の被害の程度を調査するに当たっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

第1 罹（り）災証明書等の発行

1 被害認定調査及び被害調査票の作成

調査班及び都市計画班は、府が行う被害の調査に協力するとともに、被害認定調査の結果に基づき被害調査票を作成する。なお、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、府に対し、被災者に関する情報の提供を要請する。

2 罹（り）災証明書の発行

罹（り）災証明書の発行は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害における住家に関する被害認定を証明し、発行する。

なお、発行対象となる災害の規模は特段定めない。

【罹（り）災証明の範囲】

住家
全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・準半壊に至らない（一部損壊）

（参考）

全壊、半壊：「災害の被害認定基準について」（平成13年（2001年））内閣府

大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について」（平成19年（2007年）12月）内閣府

中規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について」（令和2年（2020年）12月）内閣府

準半壊：「災害救助事務取扱要領」（令和2年（2020年）3月）内閣府

運用：「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和3年（2021年）3月）内閣府

（1）発行の手続

調査班は、罹（り）災証明書発行申請に対して、被害調査票によって確認のうえ発行し、市民班はその旨を被災者台帳に記録する。

なお、罹（り）災証明書発行にかかる規程は別に定める。

（2）罹（り）災届出証明書の発行

調査班は、被災者から申請のあった被害事実に対して、届出のあった旨を証明するため、罹（り）災届出証明書を発行する。

【罹（り）災届出証明の範囲】

範囲
人的被害、不動産被害、家財、設備、車両等の動産被害、 その他市長が必要と認めた範囲

罹（り）災届出証明書発行にかかる規程は別に定める。

(3) 罹（り）災証明書等発行の広報

調査班は、広報班を通じて罹（り）災証明書等発行の時期と場所、申請に必要な持ち物等に関する広報を実施するとともに、報道関係機関と連携し、被災者へ周知徹底する。

- ア 発行期間
- イ 発行窓口の場所
- ウ 申請に必要な持ち物
- エ 二次調査制度について

第2 被災者台帳の作成

市は、被災者の援護を実施するための基礎として、個々の被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を固定資産税課税台帳及び住民基本台帳等から作成し、被災者支援の総合的かつ効率的な実施に努める。

府は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

(1) 被災者台帳に記載する項目

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 世帯の構成
- キ 住家の被害等
- ク 罹（り）災証明書の交付の状況
- ケ 罹（り）災届出証明書の交付の状況
- コ 援護の実施の状況
- サ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由

第3節 激甚災害の指定

甚大な被害が発生した場合は、迅速に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号、以下「激甚災害法」という。）による援助、助成等を受けて適切な復旧対策を実施する。

第1 激甚災害指定の手続

1 激甚災害の指定

激甚災害指定の手続は、おおむね次のとおり行われる。

- (1) 市長は、災害が発生した場合、速やかにその災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を知事に報告する（災害対策基本法第53条による）。
- (2) 市長からの報告を受けた知事は、その災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない（災害対策基本法第53条による）。

2 特別財政援助の交付手続き

市長は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けた場合は、速やかに特別財政援助額の交付にかかわる調書を作成し、府に提出する。

第2 激甚災害法に定める事業

激甚災害にかかわる財政援助措置の対象は次のとおりである。

1 公共土木施設災害復旧等に関する特別の財政援助

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
- (2) 公共土木施設災害関連事業
- (3) 公立学校施設災害復旧事業
- (4) 公営住宅等災害復旧事業
- (5) 生活保護施設災害復旧事業
- (6) 児童福祉施設災害復旧事業
- (7) 老人福祉施設災害復旧事業
- (8) 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- (9) 知的障害者援護施設災害復旧事業
- (10) 婦人保護施設災害復旧事業
- (11) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (12) 感染症予防事業
- (13) 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内・公共的施設区域外）
- (14) 湛水排除事業

2 農林水産業に関する特別の助成

- (1) 農地等の災害復旧事業等にかかる補助の特別措置
- (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

- (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例
- (5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- (6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- (7) 共同利用小型漁船の建造費の補助
- (8) 森林災害復旧事業に対する補助

3 中小企業に関する特別の助成

- (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- (2) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業者に対する資金の融通に関する特例

4 その他の特別の財政援助及び助成

- (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- (3) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- (4) 母子及び父子並びに福祉法による国の貸付の特例
- (5) 水防資材費の補助の特例
- (6) 罹（り）災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- (7) 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- (8) 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害債にかかる元利償還金の基準
財政需要額への算入等
- (9) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第4節 被災者の生活再建等の支援

被災者の被害の程度に応じ、弔慰金、見舞金を支給するとともに、生活の安定を図るため、資金の貸付、職業のあっ旋、住宅の確保等を行う。市及び府は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第1 災害弔慰金等の支給

1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例の定めるところにより支給する。

(1) 地震、暴風、豪雨その他異常な自然現象による次のような災害に適用する。

- ア 市において住居が5世帯以上滅失した災害
- イ 府内にて住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある災害
- ウ 府内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
- エ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

(2) 次の場合、支給を制限する。

- ア 死亡又は障害が、故意又は重大な過失による場合
- イ 別に厚生労働大臣が定める給付金が支給される場合

(3) 災害弔慰金は、死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母並びに兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）のいずれかの者に対し、条例に定める順位で支給する。ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存在しない場合に限る。

(4) 災害障害見舞金は、法律第8条に規定される障害を受けた者に対して支給する。

2 大阪府災害見舞金の支給

府は、「大阪府災害見舞金内規」に基づき、被災世帯に対して見舞金を支給する。

資料 46 柏原市災害弔慰金の支給等に関する条例

資料 47 柏原市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

第2 災害援護資金・生活資金等の貸付

災害によって被害を受けた者に対し、災害援護資金等の貸付融資を行い、被災者の早期立ち直りと生活の安定化を促進する。

1 災害援護資金の貸付

自然災害によって市域に災害救助法が適用された場合、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例の定めるところによって、被災世帯に対して生活の立て直しに資するため、災害援護資金を貸し付ける。

2 生活福祉資金の災害援護資金貸付

府の「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、大阪府社会福祉協議会が府内居住の低所得者世帯に対して行っている、生活福祉資金の災害援護資金貸付が迅速かつ的確に行われるよう必要な措置を講じる。ただし、1の災害援護資金の対象者を除いた低所得世帯（世帯収入が生活保護基準の1.8倍以下）を対象とする。

3 住宅復興資金

府と協力・連携し、住宅金融支援機構が独立行政法人住宅金融支援機構法に基づき行う被災者向け低利融資の制度適用が、該当する市民に対し、迅速かつ的確に行われるよう必要な措置を講じる。

第3 市税等の減免・徴収猶予等

1 市税の減免措置等

地方税法、市税条例等に基づき期限の延長、徴収の猶予及び減免措置を講じる。

(1) 期限の延長

納税義務者等が災害によって、期限までに申告等又は市税を納付若しくは納入することができないと認められる場合は、当該期限を延長する。

(2) 徴収猶予

災害によって財産に損害を受けた納付義務者が市税を一時に納付することができないと認められる場合は、その者の申請に基づき徴収を猶予する。

(3) 減免

災害によって被災した者に対して、個人の市民税・固定資産税等の市税を軽減又は免除する減免措置を講じる。

2 国税及び府税の減免措置

国及び府は、被災者の納付すべき国税及び府税について、法令及び府条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期間の延長、徴収の猶予、滞納処分等の執行の停止並びに減免の措置等を災害の状況によって実施する。

3 国民健康保険料の減免等

(1) 徴収猶予

災害によって財産に損害を受けた納付義務者が保険料を一時に納付することができないと認められる場合は、その者の申請に基づき、その納付することができないと認められる金額を限度として、1年以内において徴収を猶予する。

(2) 減免

災害によって生活が著しく困難になった者に対し、被災の状況に応じて保険料を減免する。

4 その他徴収金の減免等

災害によって損失を受けた場合は、その損失の程度に応じて条例に基づき減免する。

第4 住宅の確保

府及び関係機関と連携のうえ、応急住宅対策に引き続いて、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、

必要に応じて災害公営住宅の建設、公営住宅等への特別入居等のあつ旋を行う。

また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等の空家を活用、仮設住宅等の提供等によって支援する。

1 住宅復興計画の作成

市及び府は、被災者の居住の安定を図るため、住宅復興計画を策定し、被災地の実状にあった施策を推進する。

2 公共住宅への一時入居

市及び府は、応急仮設住宅の建設状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、府営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅等の空き家への一時入居の措置を講ずる。

3 住宅に関する相談窓口の設置等

府は、応急住宅、空き家、融資等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。

市及び府は、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、空き家状況の把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講ずる。

4 災害住宅に対する融資

災害が発生した場合、罹（り）災者に対する罹（り）災住宅の復興に必要な資金は、住宅金融支援機構が行う融資制度「災害復興住宅建設、補修資金の貸付」、「災害特別貸付」を積極的に利用して、早急に罹（り）災地の再生を図る。

5 公営住宅法による既設公営住宅の復旧

災害（火災にあつては、地震による火災に限る。）によって公営住宅が減少し、又は著しく損傷した場合は、既設公営住宅を復旧する。

6 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用

国は、災害が一定規模以上である場合においては、被災市町村長の意見を勘案して、大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第2条の災害として政令で指定し、借地借家制度の特例を適用する。

市は、本法を適用する際には、国の指示等を受けて、制度の運用に協力する。

第5 被災者生活再建支援金

1 被災者生活再建支援金の支給

府は、市からの被害状況を取りまとめ、国・被災者生活再建支援法人に対して被害状況の報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法」の適用の公示、書類の取りまとめなど必要な措置を行い、被災者生活再建支援法人に対して支援金の迅速な支給を要請する。

市は、被災者生活再建支援金の支給にかかる被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び府への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

2 被災者生活再建支援制度の概要

(1) 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠

出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって市民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

(2) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火及びその他の異常な自然現象により生じる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ ア又はイの市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害

オ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、前記ア～ウに隣接する市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害

カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満のものに限る。）

(3) 支給対象世帯

自然災害により、

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(4) 支給金額

支給額は、以下の「ア」「イ」の合計額となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

・上記（2）ア～ウの世帯 100万円

・上記（2）エの世帯 50万円

※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額となる。

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

・住宅を建設又は購入した場合

上記（3）ア～エの世帯 200万円

上記（3）オの世帯 100万円

・住宅を補修した場合

上記（3）ア～エの世帯 100万円

上記（3）オの世帯 50万円

・住宅を賃借した場合（公営住宅を除く。）

上記（3）ア～エの世帯 50万円

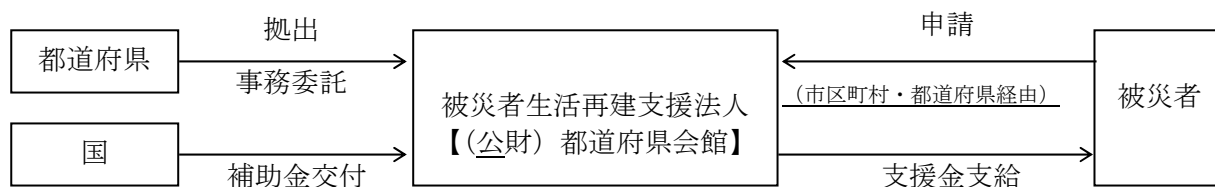
上記（3）オの世帯 25万円

※ いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は合計で200万円、いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を補修する場合は合計で100万円となる。(中規模半壊世帯は1/2)

※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額となる。

(5) 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が、都道府県により拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは下図のとおりである。



(所管・内閣府) (支援金の1/2)

第5節 中小企業の復旧支援

被災した中小企業の再建を促進し、生産力の回復と経営の安定を図るために行われる支援が迅速かつ的確に行われるよう府に要請するとともに、関係団体等の協力を得て、支援制度についての必要な広報活動を積極的に行う。

なお、市及び府は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

第1 資金需要の調査

再建資金の需要を把握するために、府が実施する中小企業の被害状況調査に協力する。

第2 中小企業者に対する支援制度の周知

政府系金融機関の融資、大阪府災害復旧資金緊急融資、大阪府中小企業経営安定資金の融資などの支援制度について、商工会やその他中小企業関係団体との協力のもと、中小企業者に周知徹底を図る。

1 政府系金融機関の融資

(1) 株式会社日本政策金融公庫

災害の程度に応じて、融資条件を定め、災害復旧貸付を行う。また、据置期間、償還期間の延長及び利率の引き下げを行う。

(2) 商工組合中央金庫

災害救助法が適用された地域内に事業所を有する被災中小企業者、中小企業協同組合に対して、その再建資金を貸し付ける。

2 府の災害等対策資金及び経営安定資金の融資

金融機関は、被災した中小企業者等に対し、災害復旧や経営安定のための制度融資を活用するなどにより、融資を実施する。

第6節 農林業関係者の復興支援

被災した農林業関係者の再建を促進し、生産力の回復と経営の安定を図るために行われる支援が迅速かつ的確に行われるよう府に要請するとともに、関係団体等の協力を得て、支援制度についての必要な広報活動を積極的に行う。

第1 資金需要の調査

再建資金の需要を把握するために府が実施する農林業関係者の被害状況調査に協力する。

第2 農林業関係者に対する支援制度の周知

天災融資資金、農林水産業資金、大阪府農林漁業安定資金の融資などの支援制度について、大阪中河内農業協同組合等の農林業関係団体との協力のもと、農林業関係者に周知徹底を図る。

1 天災融資資金（天災融資法）

- (1) 融資機関は、農林漁業関係者の経営、事業に必要な資金を融資し、政令で定められた範囲において、利子補給、損失補償を受ける。
- (2) 激甚災害に指定された場合は、貸付限度額、償還期間について優遇する。

2 農林水産業資金

日本政策金融公庫は、災害により農林漁業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、農林漁業経営の再建に必要な資金を融資する。

3 大阪府農林漁業経営安定資金

融資機関は、天災等により経営に著しい影響を受けた農林漁業者に対して経営資金を融資する。府は、利子補給、損失補償の措置を講ずる。

第7節 ライフライン等の復旧

災害発生後の日常生活の回復、事業活動の再開や社会経済活動の早期回復を図るうえで、ライフライン等の復旧が不可欠であることから、ライフライン等にかかわる事業者は、可能な限り地区別等の復旧予定時期を明示した復旧計画を策定し、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指す。

1 上水道（市、大阪広域水道企業団）

（1）復旧計画

- ア 上水道班は、水道施設の被害状況を詳細に把握し、応急復旧、要員配置、資機材調達及び作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- イ 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各施設の被害状況及び各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- ウ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の水道事業者からの応援を受ける。

（2）広報

上水道班は、広報班を通じて、被害状況、応急給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関及び報道機関等に伝達し、広く広報する。加えて、各水道事業者等のホームページ上に稼働状況、復旧状況等を掲載することで幅広い情報伝達に努める。

2 下水道（市、府）

（1）復旧計画

- ア 下水道班は、下水道施設の被害状況を詳細に把握し、応急復旧、要員配置、資機材調達及び作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- イ 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況及び各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- ウ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の下水道事業者からの応援を受ける。

（2）広報

下水道班は、広報班を通じて被害状況、稼働状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関等に伝達し、広報する。加えて、府及び各市町村のホームページ上に稼働状況、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

3 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

（1）復旧計画

- ア 被害状況を詳細に把握し、応急復旧、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- イ 復旧計画の策定に当たっては、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各設備の復旧難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う計画を立てる。
- ウ 設備復旧後の送電を開始する際は、十分な点検を行い、感電事故、漏電火災などの二次災害

の防止に努める。

(2) 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関及び報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、停電エリア、復旧状況などの広報に努める。

4 ガス（大阪ガス株式会社）

(1) 復旧計画

ア 被害状況を詳細に把握し、応急復旧、要員配置、資機材調達及び作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

イ 復旧計画の策定に当たっては、被災状況、設備の被害状況、周辺家屋・道路の被害状況等を勘案し、供給上復旧効果の最も大きくなる復旧計画を立てる。

ウ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。

(2) 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関及び報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況などの広報に努める。

5 電気通信（西日本電信電話株式会社（関西支店）、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社）

(1) 復旧計画

ア 被害状況を詳細に把握し、応急復旧、要員配置、資機材調達及び作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

イ 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、設備の被害状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

(2) 広報

被害状況、開通状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関及び報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、通信サービスへの影響、復旧状況などの広報に努める。

6 共同溝・電線共同溝（近畿地方整備局、府、市）

(1) 復旧計画

ア 被害状況を詳細に把握し、応急復旧、要員配置、資機材調達及び作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

イ 復旧計画の策定に当たっては、道路及びライフライン等の被災状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

ウ 単独復旧が困難な場合、他の道路管理者や協定に基づき他の設備事業者からの応援を受ける。

(2) 広報

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、ホームページ上等様々な手段を用いて、復旧状況などの広報に努める。

7 放送（日本放送協会、民間放送事業者）

（1）復旧計画

- ア 被災した施設及び設備等については、迅速且つ的確にその被害状況を調査し、これに基づき速やかに復旧計画を作成する。
- イ 復旧の順位は、放送の送出に重大な影響を及ぼすと認められる施設・設備を優先する。
- ウ 被災受信設備の取扱いについて、告知放送のほか、状況によりチラシ又は新聞等の部外広報機関を利用して周知するとともに、関連団体及び関係機関との連携により、受信相談等を行って、被災者に対して災害情報を迅速かつ適正に提供できるよう努める。

（2）広報

災害時においては、府や関係機関等への情報提供に努める。

8 鉄道（鉄道事業者）

（1）復旧計画

- ア 鉄道事業者は応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき速やかに復旧計画を策定する。
- イ 復旧に当たり、可能な限り路線別・区間別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。
- ウ 鉄道事業者は、所要の手続きを行ったうえで、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努める。

（2）広報

被害状況、運行状況、復旧状況等今後の見通しを関係機関及び報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、開通エリア、復旧状況などの広報に努める。

9 道路（近畿地方整備局、府、市）

（1）復旧計画

- ア 被害状況を詳細に把握し、応急復旧、要員配置、資機材調達及び作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- イ 復旧計画の策定に当たっては、ライフライン等の占用物を含む被災状況、措置状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- ウ 単独復旧が困難な場合、他の道路管理者や協定に基づき他の事業者からの応援を受ける。
- エ 府は、市が管理する指定区間外の国道、府道又は自らが管理する道路と交通上密接である市道について、市から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

（2）広報

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関及び報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、復旧状況などの広報に努める。

第2章 市における復興に向けた取組

大阪に大規模災害が発生し、被災した場合には、市は、災害発生後の応急対策及び復旧対策の進捗を踏まえつつ、速やかに復興に関する基本方針や計画を定め、計画的に復興対策を講じる必要がある。

そのため、市は、復興計画等において、被災者の生活再建、被災中小企業の復興その他経済復興を支援するとともに、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、将来の人口動向など中長期的な視点に立って、復興後のあるべき全体像を提示するとともに、その実現に向けた方向性やプロセスを明らかにしたうえで、復興事業を実施していく。

1 災害復興計画の策定

大規模災害等により地域が壊滅し、甚大な被害が発生したことにより、地域の総合的な復興が必要と認める場合は、総括班は、被災後速やかに復興対策本部を設置する。

設置後、総括班は、都市計画班と連携しながら、迅速に復興を進める必要があると判断した場合、大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」第10条に基づく復興計画を定める。

復興計画の策定に当たっては、国の復興基本方針及び府の復興基本方針に即して、府と共同して定める。

復興計画を定める場合、基本理念や基本目標など復興の全体像を市民に明らかにするとともに、次に掲げる事項について、定めるものとする。また、計画の策定課程においては、地域住民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努めるものとする。

- (1) 復興計画の区域
- (2) 復興計画の目標
- (3) 被災後の人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項
- (4) 復興の目標を達成するために必要な事業にかかる実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項
- (5) 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
- (6) 復興計画の期間
- (7) その他復興事業の実施に関し必要な事項

2 復興計画策定の際の留意点

災害復興計画の策定においては、下記に例示する視点に留意する。

- (1) 市民の安全・安心が将来にわたり確保されるよう、被災から得た教訓等を生かした災害に強いまちづくりを目指す。
- (2) 地域の特性や被災前からの地域的な課題等を考慮し、行政、市民、地域、事業者等が互いに連携した地域分権による復興を通じて、より良い地域づくりを目指す。
- (3) 復興の推進に当たっては、高齢者や障害者、女性、子ども、外国人等の様々な立場からの視点が尊重され、多様な市民が支え合い共生できる社会づくりを目指す。

- (4) 被災者の生活再建と被災地域の再生を早期に実現するため、復興事業の迅速な推進を図るとともに、必要に応じ、緊急性や優先度を勘案した事業の選択と集中を図る。
- (5) 市の特色や目指すべき将来都市像を踏まえ、復興を通じてより魅力と活力のあるまちづくりを進めるものとし、総合計画等の上位計画との関係に留意する。

3 復興のための体制整備

市は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、広域調整や国との連携などにより、必要な体制を整備する。

第5編

南海トラフ地震防災対策

推進計画

第1章 総則

第1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項の規定に基づき、避難場所、避難路、消防用施設及びその他南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設の整備に関する事項や、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震にかかる防災訓練に関する事項並びにその他南海トラフ地震にかかる地震防災上重要な対策に関する事項を定め、市における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

市の地域にかかる地震防災に関して、市の市域内の指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第1編第2章第2節 市・関係機関の業務の大綱」に定めるところによる。

第2章 関係者との連携協力の確保

第1 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

市は、地震発生後に行う災害復旧応急対策に必要な次の物資、資機材（以下「物資」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておくものとする。また、市は、府に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請を行う。

2 人員の配備

市は、府に対し、人員の配備状況を府に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、府に応援の要請を行う。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成する。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第2 他機関に対する応援要請

市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定に従い、応援を要請する。「第3編第3章第3節 応援の要請・受入れ」に定めるところによる。

第3 帰宅困難者への対応

帰宅困難者への支援体制については、「第2編第3章第6節 帰宅困難者支援対策の整備」に定めるところによる。

第3章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

第1 南海トラフ地震が時間差発生した場合への対応

1 対応方針

- (1) 市は、複数の地震が連続して発生した場合に生じる危険について周知するなど、市民意識の啓発に努めることとする。
- (2) 市は、連続発生を考慮した本部設置・運用、その他活動拠点設置・運用、応急対策要員の配置等対応策を明確にした応急対策マニュアルを作成することとする。
- (3) 通信設備等のライフラインが遮断された状況で、更なる地震が発生する可能性を想定し、更なるハード対策及びソフト対策を行うこととする。

2 応急危険度判定の迅速化等

市は、府等の協力を得て、最初の地震で脆弱になった建築物や土砂災害危険箇所等が次の地震で倒壊等することにより発生する人的被害を防止するため、建築物や土砂災害危険箇所等の応急危険度判定を早急に実施するとともに、危険な建物への立入禁止や警戒区域の設定等を行うこととする。

第2 南海トラフ地震臨時情報

気象庁は、南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりを観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する南海トラフ臨時情報（調査中）を発表する。また、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、以下の情報を発表する。

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合に発表

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが観測された場合に発表

3 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

上記1、2のいずれの発表条件も満たさなかった場合に発表

第3 防災対応

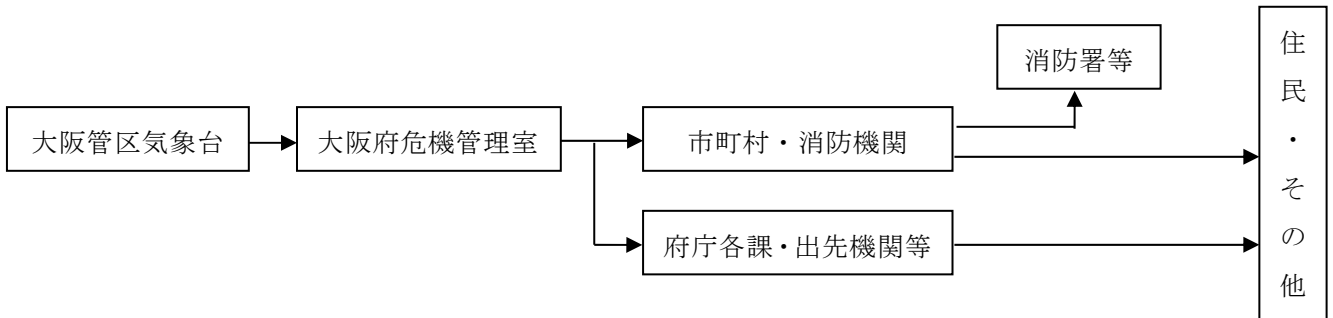
市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して備え、以下の基本的な考え方にに基づき防災対応を行うとともに、住民等へ周知する。

- (1) 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認 等）
- (2) 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

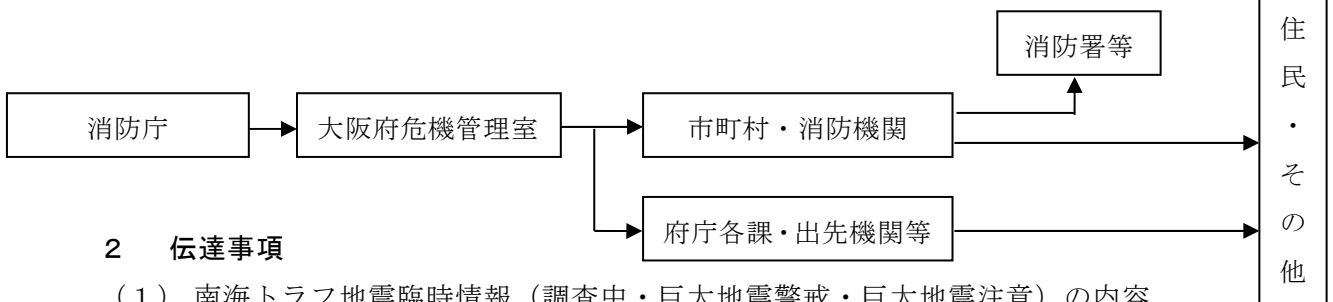
第4 「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達

1 伝達情報及び系統

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）



- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の伝達系統



2 伝達事項

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）の内容

(2) 国からの指示、国民に対する周知及び呼びかけの内容

第5 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の体制

市長は、南海トラフ地震臨時情報発表の報に接したときは、地震が発生するまで、又は安全が確保出来るまでの間、必要な配備体制の指示を行い、警戒活動を行う。

【南海トラフ地震臨時情報における対応表】

種類	市における体制	防災対応
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	危機管理課職員による情報 収集体制	・情報収集
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	警戒本部の設置 警戒配備体制	・情報収集 ・住民からの問合せ ・住民へ周知、広報
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	警戒本部の設置 警戒配備体制	・情報収集 ・住民からの問合せ ・住民へ周知、広報
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	危機管理課職員による情報 収集体制	・情報収集

(注) 但し、市内で大規模な地震を観測している場合は、「第2編第2章第1節 地震災害発生時の組織動員」に定めるところによる。

第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備 計画

第1 施設整備等の整備方針

市は、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進について、地震防災緊急事業五箇年計画を基本に、その必要性及び緊急度に従い、年次計画を作成し実施する。

市は、施設整備の年次計画の策定に当たっては、南海トラフ地震その他の地震に対する防災効果を考慮する。

施設等の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮して行う。

具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。

第2 建築物等の耐震化の推進

1 市施設等の耐震化

市は、庁舎等災害時の拠点となる施設や多数の者の利用に供する所管施設について、改築、改修工事等を計画的かつ効果的に行うこととする。

2 一般建築物の耐震化促進

府の「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪（建築物の耐震改修の促進に関する法律による耐震改修促進計画）」（平成28年（2016年）1月改定）及び市の「柏原市住宅・建築物耐震改修促進計画」（平成30年（2018年）4月策定）に基づき、地震に対する安全性が明らかでない住宅・建築物を重点に耐震改修を促進する。

（1）耐震診断・改修の補助制度

民間建築物の所有者が耐震診断・改修（木造住宅に限る。）を実施する場合に、府と市はその費用を補助する制度を実施している。

ア 府

[事業名等] 大阪府震災対策推進事業補助金交付要綱

イ 市

[事業名等] 柏原市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱
柏原市木造住宅耐震改修補助金交付要綱

第5章 防災訓練計画

1 南海トラフ地震を想定した防災訓練の実施

市及び防災関係機関は、推進計画の熟知、関係機関相互の連携及び市民、自主防災組織との協体制の強化を目的として、南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。

市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、府に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。

市は、府、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。

- (1) 警戒配備体制の確立等災害対策本部運営訓練
- (2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- (3) 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、津波警報等の情報収集、伝達訓練
- (4) 災害発生状況、避難指示等の伝達及び各避難場所等に関する情報の伝達訓練等

上記の防災訓練は、年1回以上実施するよう努める。

2 学校における津波防災訓練等の実施

市域においては、津波は到達しないとされているが、自然学校、校外学習等で市域外の海浜部を利用する場合は、津波避難が必要となるため、津波防災学習や訓練を実施する。

避難訓練を実施する際には、児童・生徒が支援を必要とする児童・生徒と一緒に避難することができるよう配慮をする。

第6章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

画

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業者等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

大阪市を含め沿岸市町村では津波の被害を受けるおそれがあることを周知し、市民が旅行先、職場等での津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する教育をあわせて実施する。

特に市民が出かける機会の多い大阪市内は、地下街等地下空間の利用が進んでおり、津波による氾濫が発生すると、より多大な被害が発生するおそれがあることを周知する。

また、緊急地震速報は、強い揺れが到達する前に地震発生 of 旨を知らせ、防災対応を促すことにより地震及び津波被害の軽減に寄与することが期待される。この情報は、その特徴や限界、情報を受信したときの行動のあり方などが広く認知されて初めて混乱なくかつ有効に機能するので、市民がこの情報の特徴を理解して的確な行動をとれるよう周知する。

第1 市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。

防災教育の内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- (7) 家庭内での地震防災対策の内容
- (8) 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的に取るべき行動に関する知識

第2 市民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、市民等に対する教育を実施するものとする。防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行うものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合における出火防止、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 地震の揺れからの身の守り方や津波からの避難の方法に関する知識
- (5) 正確な情報入手の方法
- (6) 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における土砂災害危険箇所等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- (9) 避難生活に関する知識
- (10) 平時、市民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の家庭内対策の内容
- (11) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

第3 児童、生徒等に対する教育

小学校、中学校において、次のことに配慮した実践的な教育を行うこととする。

- (1) 過去の地震及び津波災害の実態
- (2) 津波の発生条件、高潮、高波との違い
- (3) 地震・津波が発生した場合の対処の仕方
- (4) 地域の防災マップの作成を保護者、地域住民とともに取組み、自分の家や学校及び地域の様子を知ること
- (5) 緊急地震速報を見聞きした場合の対処の方法

第4 防災上重要な施設管理者に対する教育

市及び府は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮することとする。防災上重要な施設の管理者は、市及び府が実施する研修に参加するよう努めることとする。

第5 相談窓口の設置

市及び府は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

